

令和 6 年度
石川県包括外部監査報告書

令和 7 年 3 月

石川県包括外部監査人
公認会計士 古谷 まゆみ

本書は、包括外部監査人から提出された「令和6年度包括外部監査報告書」を
石川県が印刷・発行したものです。

過年度の包括外部監査に対する措置状況 について

目次

第一. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 外部監査の対象	1
5. 外部監査の方法	2
6. 外部監査の実施時期	2
7. 包括外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	2
9. 指摘及び意見の定義	3
10. その他	3
第二. 監査対象の概要	4
1. 石川県における過去の包括外部監査テーマと措置公表の状況	4
2. 県における監査結果への対応及び公表事務の概要	6
第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要	9
1. 監査対象の抽出方法及び対象件数	9
2. 実施した監査手続きの概要	9
第四. 監査結果	11
1. 本年度の「指摘」と「意見」に関して	11
2. 総括的な意見	11
3. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表	15
第五. 個別監査結果について	20
A. 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援行政の財務事務の執行及び事業の管理について (平成 30 年度)	20
B. 文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について(令和元年度)	63
C. 公有財産の管理に関する事務の執行について(令和 2 年度)	83
D. 負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について(令和 3 年度)	127
E. 財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について(令和 4 年度)	156
第六. 最後に	202

第一. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。)第 252 条の 37 の規定による監査

2. 選定した特定の事件

過年度の包括外部監査に対する措置状況について

3. 事件として選定した理由

包括外部監査制度は、従来の監査委員による監査の他、外部の専門家による監査を実施することにより監査の専門性・独立性を強化するとともに、行政に対するチェック機能を強化するため平成 11 年度から導入されており、今年度で 26 年目となっている。

包括外部監査制度が県民に信頼され、意味のあるものであり続けるためには、監査を受けるだけでなく、監査の結果への対応が十分に行われることが重要と考えられる。しかし、本県ではこれまで措置状況を特定の事件としたことはない。

また、地自法では、監査報告書の提出を受けた対象団体の長らは、監査結果について、それに基づき又は参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない(地自法第 252 条の 38 第 6 項)と定められている。本県では、当該通知事項を監査委員が公告し、行政経営課が「監査の結果に基づく措置」を県ホームページで公表している。公表されている本県の措置対応と他自治体の措置対応を比較すると公表内容等に改善の余地が伺えたこともあり、「過年度の包括外部監査に対する措置状況について」を監査対象とすることが有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象

(1) 監査対象部局及び団体

総務部、文化観光スポーツ部、健康福祉部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、公安委員会

一般財団法人石川県県民ふれあい公社、公益財団法人大野からくり記念館、公益財団法人銭五頭彰会、公益財団法人石川県音楽文化振興事業団、公益財団法人石川県臓器移植推進財団、公益財団法人いしかわ女性基金、公益財団法人石川県産業創出支援機構、公益財団法人石川県デザインセンター、公益財団法人山中漆器産業技術センター、一般社団法人石川県農業開発公社、株式会社マリンパーク内灘、公益財団法人石川県埋蔵文化財センター

(2) 対象年度

平成 30 年度から令和 4 年度(平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)までの包括外部監査に対して、令和元年度から令和 5 年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)に公表した措置を対象とする。

ただし、必要に応じ平成 29 年度以前又は令和 6 年度の情報も参考とする。

5. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ・措置状況の公表に関する事務は適切になされているか(法令、条例、規則等に準拠しているか、規則等がない場合はどのようになされているか)、改善すべき点はないか
- ・措置内容は意見・指摘の趣旨と整合しているか
- ・措置内容は具体的でわかりやすいか
- ・措置は適切に実行されているか
- ・措置によって効果が得られているか
- ・措置を行っても効果が得られていない場合、その本質的な原因を追及し、更なる対応を行っているか
- ・措置済みとの判断は適切か(措置途中で措置済みとしていないか等)
- ・措置を講じないとした場合の理由等は適切か
- ・形式的に措置を行うのみならず、措置を求められた本質的な趣旨に照らし、合规性(適法性、正当性)及び 3E(効率性、経済性、有効性)の観点で更に改善すべき点はないか

(2) 監査手続

「第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要」に詳細を記載している。

6. 外部監査の実施時期

令和 6 年 6 月 13 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(実地監査は令和 6 年 8 月 2 日から令和 6 年 12 月 24 日まで)

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	古谷 まゆみ
補助者	公認会計士	松下 要
	公認会計士	平田 耕太郎
	公認会計士	上原 久和
	公認会計士・弁護士	細見 孝次
	税理士	浅井 真喜

8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

9. 指摘及び意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考えられる事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

10. その他

単位未満の端数は切り捨てて表示している。そのため、報告書の表の合計(又は差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(又は差額)とが一致しない場合がある。

複数の年度において決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を例えば百万円単位、千円単位などに変更することがある。なお、決算数値の金額がない場合は「－」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移などの各種表では、昭和を「S」、平成を「H」、令和を「R」と表記している。

表中に団体名を記載する際は、一般社団法人は(一社)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は(公社)、公益財団法人は(公財)、社会福祉法人は(社福)、株式会社は(株)と表記している。

担当部局・課名及び団体名は令和6年度現在の名称を表記している。

本報告書には「財団」「協会」「センター」という略称が使用されているが、報告書を通して1つの財団や協会、センターを表しておらず、使用箇所の前文で説明されている団体の略称となっている。財団は4団体、協会、センターは各2団体で略称を使用している。

第二. 監査対象の概要

1. 石川県における過去の包括外部監査テーマと措置公表の状況

平成 11 年度より包括外部監査が開始され、石川県においてはこれまで 33 のテーマで監査が実施されている。本県は公告及びホームページ(以下、「HP」という。)にて監査結果に基づく措置状況を公表している。監査結果のうち「指摘」に関する措置状況は公報で公表し、「指摘」及び「意見」に関する措置状況は、HP で公表している。HP の公表開始時期は平成 19 年度以降とのことであるが、正式な公表時期が把握できたもののみ、次表にまとめた。措置公表月をみると、基本的に監査翌年度に 1 回公表し、対応未了のものがあれば、それ以降の年度に年 1 回のペースで公表している。近年は監査翌年度の措置公表で対応が完了していることが多い。

年度	テーマ	措置公表月
H11	県税の歳入事務について	公報:H12 年 12 月
	債権管理事務について	公報:H13 年 8 月
	公営競馬特別会計について	公報:H14 年 10 月
	県立病院事業について	
	水道用水供給事業及び電気事業について	
	財政援助団体等 ((公財) 奥能登開発公社、(公財) 石川県音楽文化振興事業団、(公財) いしかわ女性基金、(社福) 石川県社会福祉協議会、(公財) いしかわ結婚・子育て支援財団、(公財) 石川県臓器移植推財団、(社福) 恩賜財団済生会支部石川県済生会、石川県医師信用組合、(公財) 石川県産業創出支援機構、(公財) 石川県地場産業振興センター、(一財) 石川県産業振興基金協会、石川県信用保証協会、石川県労働金庫、(公財) 石川 21 世紀農業育成機構、(公社) 石川県青果物価格安定資金協会、石川県酪農業協同組合連合会、石川県森林組合連合会、石川県漁業信用基金協会、(公財) 石川県下水道公社、(一財) 石川県建築住宅供給センター、(公財) 石川県スポーツ協会、(公財) 暴力団追放石川県民会議)	
H12	土木・建築工事について	公報:H13 年 11 月
	財政援助団体等について ((一財) 石川県県民ふれあい公社、(公財) 石川県中小企業振興協会、石川県道路公社)	
H13	土地等の取得・処分及び管理について	公報:H14 年 10 月
	財政的援助団体等について ((公財) 石川県林業公社、(一社) 石川県農業開発公社)	公報:H17 年 12 月
H14	貸付金に係る財務事務	公報:H15 年 12 月
	財政援助団体等 (河北潟干拓土地改良区)	公報:H16 年 12 月 公報:H20 年 2 月

年度	テーマ	措置公表月
H15	補助金及び負担金(主に総務部、健康福祉部、土木部、教育委員会、その他必要と認めて実施した企画開発部及び県民文化局)に関する財務事務	公報:H16年12月 公報:H17年12月 公報:H19年1月
H16	委託に関する財務事務の執行について	公報:H17年12月 公報:H19年1月 公報:H20年2月
H17	石川県立中央病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	公報:H19年1月 公報:H20年2月
H18	試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理	公報:H20年2月
H19	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	公報:H21年3月
H20	人材育成に関する施設等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	公報:H22年3月
H21	社会福祉に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H23年3月 県 HP:H23年5月 公報:H25年3月 県 HP:H25年3月
H22	産業振興に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H24年3月 県 HP:H24年3月 公報:H25年10月
H23	農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H25年3月 県 HP:H25年3月 公報:H26年5月 公報:H28年3月 県 HP:H28年3月
H24	環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H25年10月 県 HP:H25年10月 県 HP:H26年5月
H25	土木行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H26年11月 県 HP:H26年11月
H26	保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H28年1月 県 HP:H28年1月
H27	県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行及び管理について	公報:H28年12月 県 HP:H28年12月
H28	学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H30年1月 県 HP:H30年1月

年度	テーマ	措置公表月
H29	観光行政の財務事務の執行及び事業の管理について	公報:H30 年 11 月 県 HP:H30 年 11 月
H30	結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について	公報:R2 年 4 月 県 HP:R2 年 4 月
R 元	文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について	公報:R3 年 3 月 県 HP:R3 年 3 月
R2	公有財産の管理に関する事務の執行について	公報:R4 年 9 月 県 HP:R4 年 9 月
R3	負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	県 HP:R5 年 3 月 指摘なく、公報なし
R4	財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について (（一社）石川県農業開発公社、（一財）石川県県民ふれあい公社、能登空港ターミナルビル(株)、(公財)いしかわ女性基金、(公財)石川県臓器移植推進財団、(株)マリンパーク内灘、(公財)石川県埋蔵文化財センター、(公財)石川県デザインセンター)	公報:R5 年 12 月 県 HP:R5 年 12 月
R5	委託契約に関する事務の執行について	公報:R7 年 2 月 県 HP:R7 年 2 月

本県の監査テーマについては、包括外部監査制度導入当初は組織横断的なテーマを多く取り上げていたが、平成 17 年度頃から特定の部局に関するテーマを取り上げることが多くなり、全ての部局を監査し終えた令和 2 年度以降は、再度、組織横断的なテーマが選ばれるようになっている。過去に取り上げていないテーマは、組織横断的なテーマだと内部統制、情報システムなどがあり、特定の部署や事業がテーマだと、議会、警察(契約等のテーマで一部検討の実績はある)、防災などが挙げられる。

2. 県における監査結果への対応及び公表事務の概要

監査結果のうち、「指摘」(地自法では、「監査の結果」と記載しているものが本報告書の「指摘」に該当する)について、それに基づき又は参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない(地自法第 252 条の 38 第 6 項)とされている。本県では、監査委員が翌年度の定期監査の実施に併せて、「指摘」された事項に関してどのような対応を行うのか監査対象部局・課及び団体(以下、「監査対象部局等」という。)にヒアリング等を実施している。行政経営課は、監査委員とは別に「指摘」及び「意見」に対して、監査対象部局・課(団体は所管課が窓口となっている)へ措置の対応状況を照会し、回答を取りまとめている。取りまとめた措置状況のうち「指摘」に関しては、監査委員会議で承認され、公報で公表している。「指摘」及び「意見」に関する措置状況は、県 HP で公表されている。

なお、平成 13 年度までは人事課が措置状況を取りまとめていたが、平成 14 年度以降は現在の行政経営課が措置状況を取りまとめている。

本県においては、監査結果への対応や公表事務に関して、規程等は設けられていないが、過去の対応実績や担当者間での業務の引継ぎにより、大きな問題は生じていない。

包括外部監査及び措置に関する大まかなスケジュールは以下のとおりとなっている。

時期	業務内容(根拠法令)	対応窓口	備考
4 月	包括外部監査契約の締結 (地自法第 252 条の 36 第 1 項)、予備調査	行政経営課	
5 月	監査テーマの内定	行政経営課	
6 月	補助者協議書受領・告示 (地自法第 252 条の 32)	監査委員事務局	
6 月下旬 ～7 月上旬	監査計画書受領	行政経営課	
7 月下旬 ～11 月	監査対応	監査対象部局等	
12 月	監査対象部局等で事実確認	監査対象部局等	包括外部監査人が指摘・意見の一覧表を提出し、監査担当部局等へ事実確認を依頼。必要に応じて意見交換。
1 月中旬	監査報告書のドラフト版提出	行政経営課	監査報告書のドラフト版について、行政経営課から監査担当部局等へ事実確認を依頼。必要に応じて意見交換。
2 月	監査委員事務局と包括外部監査人の意見交換	監査委員事務局	監査委員との意見交換に先立ち、監査委員事務局と包括外部監査人が意見交換。
3 月上旬	監査委員と包括外部監査人の意見交換	監査委員事務局	
3 月下旬	監査結果の報告	行政経営課	包括外部監査人が、知事、監査委員、県議会議員に対して報告書を提出。 監査委員は県公報で公表。 行政経営課は包括外部監査人の記者発表に同席し、報告書(PDF)を県 HP で公表。
翌年度 4 月以降	措置状況の照会	行政経営課	監査報告書の提出を受けた翌年度の 4 月に監査対象部局・課へ措置状況を報告するよう依頼する(期限は 2 か月程度)。
翌年度 4 月～12 月頃	措置状況(指摘のみ)の対応計画及び状況確認	監査委員事務局	定期監査と併せて、監査対象部局等に対して措置の対応計画等を直接確認している。

時期	業務内容(根拠法令)	対応窓口	備考
照会から 2 か月程 度	措置対応を行い、対応状 況をまとめる	監査対象部 局・課	監査対象部局等は、行政経営課が作成した 様式に措置対応状況を入力する。 様式に特段の注意書き(記載上の留意事項や 公表予定時期等)はない。
照会期限 ～翌年度 3 月まで に	措置状況の回答取りまとめ	行政経営課	監査対象部局等の措置状況に関する回答を 取りまとめる。措置対応の回答が届いていない 指摘・意見は行政経営課で把握しており、漏 れなく措置状況が報告されているか確認して いる。 また、記載内容に改善すべき点があれば、修 正を行い、修正箇所があった監査対象部局等 に対して修正内容の確認依頼を行っている (軽微な修正は除く)。 取りまとめた資料は監査委員事務局へ提出す る。
資料を受 け取って から 1 か 月程度	措置状況の公表	監査委員事 務局	行政経営課から提出された措置状況(指摘の み)について、監査委員会議で承認後、公報 にて公表する。
		行政経営課	県 HP では指摘・意見に関する措置状況を公 表する。

第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要

1. 監査対象の抽出方法及び対象件数

(1) 監査対象の抽出方法

過年度の包括外部監査の措置状況の監査を実施するにあたっては、包括外部監査制度が導入された平成 11 年度以降の全ての包括外部監査から監査対象を抽出することが考えられるが、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興に尽力している県職員の負担をできるだけ軽くするため、記憶に新しい直近 5 年間(令和 5 年度は措置途中であることから、令和 4 年度以前 5 年間)の措置状況を監査対象とした。その上で、被災した施設に関する措置 22 件、措置状況の記載内容が対応済みであることがインターネット等で確認できたもの 5 件、措置対応を不措置としておりその理由に違和感のないもの 8 件、制度や環境の変化によって現状は措置対応が不要となっているもの 3 件、措置対応の実施が比較的容易であったり(分類換・所属換の変更、規程等の微修正、押印漏れのチェック等)、措置状況に記載された内容を行っていないとは考えにくいと判断したもの(システム改修、契約締結、故障している備品の処分等)36 件の計 74 件を除いた 146 件を個別の監査対象とした。

(2) 監査対象件数

抽出後の年度別の監査対象件数は以下のとおりである。

(単位:件数)

	過年度の指摘・意見の数			当年度の包括外部監査において 監査対象とした指摘・意見の数		
	指摘	意見	合計	指摘	意見	合計
H30 年度	3	37	40	2	31	33
R 元年度	5	16	21	4	15	19
R2 年度	8	63	71	－	39	39
R3 年度	－	32	32	－	27	27
R4 年度	1	55	56	1	27	28
合計	17	203	220	7	139	146

2. 実施した監査手続きの概要

(1) 措置対応に関する全般的な質問

行政経営課及び監査委員事務局に対して、以下の質問を実施し、口頭による回答を得た。

【措置公表事務】

- 措置状況の公表に係る事務に関して規程等は存在するのか、存在しない場合、どのように事務手続きを漏れなく実施しているのか、問題が生じたことはないか
- 行政経営課及び監査委員事務局の役割分担はどうなっているのか
- 措置対応の公表にあたり、取りまとめた行政経営課等で記載内容の確認を行っているか(どのような視点で確認しているのか、何らかの検証手続を行っているのか、批判的・客観的な検証をしているのか)

- 監査対象部局等に対して措置対応の記載を依頼するに際し、公表時期や記載に際しての留意事項等を伝えているか
- 監査対象部局等の措置対応として記載された内容を変更することはあるか、変更した場合にどのような対応を行っているか

(2) 監査対象に対して実施した監査手続き

監査対象部局等に対して、以下の視点に留意した上で質問を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。また、関連資料の閲覧を実施した。

なお、監査結果の内容が様々なため、すべての質問を監査対象部局等に対して一律に行ったわけではなく、監査結果及び措置状況の内容に応じて質問や関連資料の閲覧を行った。

【公表された措置の記載】

- 措置の対応は過年度の包括外部監査人の指摘・意見の趣旨に基づくものとなっているか
- 措置の対応が過年度の包括外部監査人の指摘・意見に対応していない場合、どうしてそのような記載となったか。担当者間の引継ぎに不備はなかったか。担当部課と行政経営課とのコミュニケーションに不備はなかったか。県と当時の包括外部監査人との間で、指摘・意見に関する認識のギャップはなかったか
- 措置対応は具体的でわかりやすい記載となっているか
- 措置対応を終えていない、または対応が不十分ではないか
- 措置対応を行っていない場合、その理由は合理的か
- 措置対応の記載文言は具体的か。「検討する」、「留意する」など抽象的なものとなっていないか

【監査対象部局等での対応】

- 措置対応に関して、部署に手順書やマニュアルのようなものはあるか
- 措置対応についてどのように進めたか(いつ、誰が、どのように)
- 措置対応にあたって、規程・業務フローの見直しや、新たにマニュアルなどの作成は行ったか
- 表面上の対応で措置対応を完了していないか
- 措置対応が一時的なものとなっていないか(いつの間にか元の状態に戻っていないか)
- 措置対応の公表にあたり、監査対象部局等にて記載内容のチェックを行っているか

【その他】

- 措置対応による効果はあったか。効果をどのように測定しているか
- 今後、さらに改善すべき点はないか
- 措置対応が行われていない場合、対応できていない本質的な原因は何なのか
- 本質的な原因の検討において、新たに改善すべき事項はないか
- 監査対象部局等において、措置対応にあたり困ったことや県の体制への改善要望はないか

第四. 監査結果

1. 本年度の「指摘」と「意見」に関して

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、「第一.包括外部監査の概要 9. 指摘及び意見の定義」に記載している。再掲すると以下のとおり。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考ええる事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

今年度は過年度監査の措置対応を監査テーマとしているが、地自法で定める以外に、本県において措置対応についての定めがなく、規定に反している事項というものは生じ難い。しかし、措置対応に記載した内容が実施されていない場合は、事実と異なることを外部に公表していると言え、社会通念上著しく適正性を欠く事項と判断し「指摘」と整理した。監査意見と措置対応が整合していない場合や、措置対応の記載が適切ではないものに関しては、措置対応が十分ではないという点は同じであるが、監査意見を十分に理解できなかったなどの背景もあり「意見」と整理した。

なお、本年度の「指摘」は上記整理の「指摘」に限定するという意味ではなく、措置対応以外の規定に反する事項や財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考えられる事項が発見された場合については、定義のとおり「指摘」と整理している。

2. 総括的な意見

本項では、監査の結果、全庁的な対応が必要と考えられる事項に関する意見を記載している。全庁的な対応が必要と考えられる意見が8件である。

その他、「3. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表」に記載したとおり、個別監査から発見された指摘は5件、意見が35件(件数は総括意見の重複除く)である。

(1)措置状況の記載に関する事項

① 措置状況のステータス管理(総括意見1)

措置状況の記載内容別にステータス管理を行い、「措置済み」若しくは「不措置」となるまで、継続的に措置状況を公表すべきである。

県は例年、包括外部監査の翌年に当該監査結果に基づく措置状況を公表しているが、各措置状況のステータス管理は行っていない。「今後検討する」等の記載であっても、その後の措置状況を追加公表していない。措置状況について記載内容に応じたステータス管理を行い、包括外部監査人からの指摘・意見に対して最終的にどのような対応を行ったのか公表すべきである。ステータス管理の区分については、今後措置を行う予定であれば「措置予定」、どのような措置対応を行うのか検討中の場合は「対応検討中」、現状措置対応を開始しているがまだ完了していない場合は「措置中」、措置の完了が確認できた場合は「措置済み」、包括外部監査人の意見に対して何ら対応しない場合は「不措置」などが考えられる。

また、ステータス管理を行った上で、包括外部監査人からの指摘・意見に対し、措置状況が「措置済み」若しくは「不措置」となるまでは、適時進捗状況の報告を行うべきである。

② 「不措置」の取扱いに関する周知徹底(総括意見 2)

包括外部監査人の意見に対応しないとする「不措置」の取扱いについて周知すべきである。

個別監査において、包括外部監査人の指摘又は意見に対応していないにもかかわらず、対応したとの措置状況を記載している事例が発見された。対応していないにもかかわらず、対応したような記載をするのは県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられる。対応しないのであれば対応しない理由を明確に示し、対応しないと決めた旨を措置状況に記載すべきである。

このような事実と異なる措置状況の記載が生じた背景には、包括外部監査人の指摘又は意見には何らかの対応をしなければならず、「不措置」とすることが認められないのではないかと誤解が一部で存在しているものと推察した。包括外部監査人の指摘又は意見に対応しないとすることも、その理由を措置状況に記載することで可能であることを、周知すべきと考える。具体的には、措置状況の記載を依頼する文書に「記載上の留意事項」を追記することが考えられる。

③ 外部団体に対する指導結果の記載(総括意見 3)

外部団体に対する指摘又は意見については、外部団体へ「指導した」との記載が多くみられた。指導した結果まで記載すべきである。

外部団体に対する指摘又は意見については、外部団体へ「指導した」との記載が多くみられた。「指導した」だけでは、指導の結果、外部団体が適切な対応を行ったのか、行わなかったのか、県民は理解できない。県民は監査意見に対してどう対応したのかが知りたいのであり、指導の結果まで措置状況に記載すべきと考える。指導に従って対応したのであればその旨、指導に従わなかった場合には、従わなかった理由とその旨を措置状況として公表すべきである。

(2) 措置対応に関する体制整備

① 措置状況公表前のチェック体制の整備(総括意見 4)

措置が包括外部監査人の指摘・意見に対して適切か、記載内容が事実に基づいたものなのか等、公表前のチェック体制をこれまで以上に充実させるべきである。

個別監査において、記載内容が事実と異なっている事例や、措置状況の記載内容が適切ではない事例、指摘・意見と措置状況の記載が整合していない事例、公表時期との兼ね合いから記載内容が実態を表していない事例等が発見された。

現状、担当課が記載した措置状況について、担当課(必要に応じて担当部局)での確認後、行政経営課で記載内容に違和感がないか確認し、体裁等を整えているが、記載内容の確認や検証までは行われていない。その結果、記載内容の誤り等が生じているものと推察される。措置状況の公表前に記載内容が意見に対して適切なのか、記載されていることが事実なのか等を確認する体制を構築すべきである。

具体的には、措置状況の提出に際し、担当課から関連する書類を添付してもらい、取りまとめを行っている行政経営課が担当課の記載内容が事実なのか資料を閲覧して確認し、必要に応じてヒアリングを実施することなどが考えられる。

包括外部監査人の意見と措置記載内容が整合しているのか、その対応で十分と判断してよいのかに関しては、行政経営課等で十分に対応できない可能性があるため、監査対象部局等は担当した包括外部監査人と監査年度中に十分に意見交換することが重要と考える。十分な意見交換ができない場合や、意見交換できたとしても担当者の異動等で引継ぎが上手くいかない可能性を考慮すると、担当した包括外部監査人みずからが検証する体制を構築することも有用と考える。例えば、東京都では、包括外部監査人から指摘等を受けた場合に、監査対象となった局が直ちに改善計画を作成し、おおむね2年以内にその計画に基づく措置を講じ、包括外部監査人みずからがその検証を実施している(東京都議会議事録より)ことから、参考とされたい。

その他、監査対象部局等へのヒアリングにより、行政経営課から提供される措置状況を記載するエクセルシートだけを読み、報告書の原文を確認せず、措置状況を記載している事例が発見された。報告書の指摘・意見が端的にまとめられている場合は、包括外部監査人の意図を正確に把握するため、その指摘・意見がなされた理由や背景を報告書で確認し、措置状況を記載するように留意して頂きたい。

ステータスを意識した措置状況の記載を監査対象部局等が行うためには、あらかじめ措置状況の公表時期を行政経営課が提示するか、公表時期が確定した時点で、措置状況の記載内容に変更がないか監査対象部局等における確認を依頼するなどの対応が必要と考えられる。

② 措置対応に関するマニュアル等の整備(総括意見5)

措置対応に関する実施事項について、内部のマニュアルや手順書等を整備するよう検討を望む。

現状、措置対応に関して、県にマニュアル等はなく、担当者による引継ぎがなされているのみである。現状、マニュアル等がないことで不具合は生じていないとのことであるが、今後、ステータス管理や、記載内容の検証を行うようになると、措置に関して対応・検討が求められる事項が増加することから、実施する事項や時期の目安、担当部局・課が分かるような内部のマニュアルや手順書等を併せて整備することが業務の効率化の観点から望ましいと考える。検討されたい。

(3) 個別監査で発見された事項で県として対応の検討を望むもの

本項目の意見は、個別監査において、1つの意見ではあるが、監査対象部局・課だけでなく、県として対応を検討すべきと判断したものである。どのような背景でなされた意見なのか理解するためには、個別監査の該当箇所を閲覧するのが効率的なため、総括No.の他に、個別監査の意見と頁を併記している。

① 未利用となっている県有財産の情報公開(総括意見6(意見C-7(P90)))

未利用となっている県有財産について公表し、売却や利活用の促進を検討することが望まれる。

令和2年度の包括外部監査の意見に対応して、未利用となっている県有財産情報の一元管理を開始しているが、利活用という面では、年に1回、他部局へ未利用財産の一覧資料が情報提供されているのみである。令和2年度に利活用されていなかった未利用財産は、今回の包括外部監査において

も、状況に変化のないものが多かった。何らかの制約条件はあるが、利活用の可能性の高い未利用の県有財産については、庁内での情報共有だけでなく、広く情報公開し、利活用や購入意欲のある者に情報が届くような取組を検討すべきである。例えば、富山県や福井県では、未利用となっている県有財産を HP で紹介し、購入希望や関心があれば問い合わせを行うよう情報発信している。本県でも、同様の対応を行い、未利用となっている県有財産の売却や利活用の促進を検討することが望まれる。

② 県有地無断利用状況への対応早期化(総括意見 7(意見 C-17(P101)))

県有地の無断利用について法的措置移行タイミングを逃さないよう、管理体制を整備することが望まれる。

過年度の包括外部監査で遊休財産となっている県有地を無断利用している事例が発見されたが、法的措置への移行の遅れから 3 年経過しても状況に変化はなかった。今後、法的措置への移行が遅れないよう、担当課では利用されていない県有地の状況確認のルール化(金額や立地(経済性・効率性)を考慮しつつ、時効を意識した数年毎の現地パトロール等)を行うとともに、無断利用が発見されかつ、任意の交渉による解決が困難と考えられる場合は、法的措置も視野に入れて速やかに対処できる体制を構築すべきである。例えば、令和 2 年度の監査意見に対応して、県が有する全ての未利用となっている県有財産情報を管財課で一元管理していることから、管財課において、担当課から提出された県有財産情報より、法的措置が必要な状況に至っている可能性のある県有財産があれば、適時適切なタイミングで法律専門家と協議するよう担当課を指導することや、法律専門家を会計年度任用職員として採用し、担当課からタイムリーに相談できる体制を構築することなどが考えられる。

③ 外郭団体を介した民間への貸付の実施(総括意見 8(意見 E-12(P174)))

一般社団法人石川県農業開発公社だけでなく、外郭団体を介した民間への貸付の実行が望ましいとはいえない。今後、同様の対応を行わないよう留意すべきである。

一般社団法人石川県農業開発公社(以下、「農業開発公社」という。)は土地改良区に対して河北潟農地保全円滑化事業貸付金を有している。これは、平成 22 年に県がこれまで直接貸付けていた土地改良区へ貸付けを行わないと意思決定したこと起因している。当時、県が貸付けを行わないと決定した背景は不明であるが、その結果、県から農業開発公社へ貸付けが行われ、農業開発公社から土地改良区へ同額の貸付けが行われている。県と農業開発公社、農業開発公社と土地改良区の契約は別であることから、法律関係としては別の取引であり、土地改良区向けの債権を増やすよりも、県の外郭団体であり信用リスクが低い(債務の履行ができなくなる可能性が低い)農業開発公社向けの債権とすることを選んだものと推察される。しかし、このように信用リスクを担保するために第三者を取引に介入させる場合は、間に入る第三者が債権の貸倒リスクを負担することとなるため、それ相応の手数料を受け取るべきであるが、今回の取引においては、県と農業開発公社、農業開発公社と土地改良区の貸付けが全て無利息となっていることから、農業開発公社が利ザヤを得ることもなく、農業開発公社が取引に介入する経済的合理性がない。したがって、農業開発公社の土地改良区に対する貸付けは、県の土地改良区に対する債権が不良債権化していることを顕在化させないために、農業開発公社を利用し、県が農業開発公社を通して土地改良区に資金提供を行うことによって、土地改良区に返済能力があるかのよう

に装っているとも解し得る。

また、県の「財産に関する調書」では「干拓地内生産団地等償還対策資金貸付金」として県と農業開

発公社の有する土地改良区への債権が合計で記載されていることから、同じ貸付金の区分で集計しており、債権の回収可能性という面では、農業開発公社ではなく土地改良区の財政状態・経営成績が重要と考えていると理解でき、あえて農業開発公社を間に入れる対応が合理的であったのか疑問である。結果として、農業開発公社に無用な債権管理を課すことや、今回のように貸倒引当金の設定について検討するよう継続した意見が付されることになっている。県が有している若しくは管理している債権(本件は農家が国に対して有している債務の返済を土地改良区が取りまとめて県に支払い、県が国に支払うもので、県は債権を管理していた)の回収が滞ることがあれば、県と債務者との間で協議すべきものであり、外郭団体を介入させて実質的に県が資金援助するような対応(不良債権を隠しているとも解し得る対応)を行うことは控えるべきと考える。他の外郭団体等でも、今後同様の対応を行わないよう留意すべきである。

3. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表

個別監査の指摘及び意見の一覧は(1)、(2)のとおりである。

一覧表の「No.」は指摘・意見のNo.とし、個別監査で発見された指摘及び意見のうち、全庁的な対応を求めるものについては、No.に総括意見のNo.(総)も併せて記載している。「対応の要否」は担当部局及び部課で指摘・意見に対して個別に対応が必要か否か(全庁的な対応を求めるものは「否」としている)を記載している。なお、「第五. 個別監査結果について」は、監査年度順かつ、過年度監査報告書の掲載ページ順で記載しているが、指摘及び意見の一覧は、対応する部局及び団体が利用しやすいよう、関連する部局及び団体別に記載している。

(1) 指摘

指摘は以下の12件(総括意見を除くと5件)である。指摘でありながら、対応の要否が「否」となっているものは、措置状況に記載された内容が実施されていなかったため「指摘」としているが、本監査により、何らかの対応がなされている、若しくは不措置とした理由があり、担当部局及び部課で追加の個別対応は不要と判断したものである。対応する総括意見に関して、全庁的な対応を求める。また、項目の記載が「措置状況記載の未実施」で同一だが総括意見No.が異なっているのは、措置に記載されたことが未実施となった原因を考慮して総括意見No.を付しているためである。

No.	対応の要否	項目	頁
健康福祉部			
A-12(総 4)	否	措置状況記載の未実施	43
A-13(総 2)	否	措置状況記載の未実施	44
A-19(総 2)	否	措置状況記載の未実施	50
A-21(総 1)	否	措置状況記載の未実施	53
健康福祉部/外郭団体(公益財団法人石川県臓器移植推進財団)			
E-19(総 2)	否	措置状況記載の未実施	185
商工労働部/外郭団体(公益財団法人石川県デザインセンター)			
E-33(総 2)	否	措置状況記載の未実施	198

No.	対応の要否	項目	頁
農林水産部及び総務部			
C-22	要	要領と運用の不整合	110
農林水産部			
D-12(総 2)	否	措置状況記載の未実施	153
D-13	要	措置状況記載の未実施及び通知に反する状況の継続	155
E-7	要	時効で消滅している県の公債権の処理	169
農林水産部/外郭団体(一般社団法人石川県農業開発公社)			
E-1	要	貸倒引当金の計上	165
E-9	要	貸倒引当金の計上	173

(2) 意見

意見は以下の 101 件(総括意見を除くと 35 件)である。

No.	対応の要否	項目	頁
総務部			
A-11(総 4)	否	措置公表時期を意識した記載への対応体制	42
C-1(総 4)	否	措置状況記載の網羅性	84
C-2(総 4)	否	意見と措置状況の不整合	85
C-3(総 4)	否	措置状況公表前のチェック体制	85
C-4(総 4)	否	意見と措置状況の不整合	86
C-5	要	土地開発基金の今後の在り方検討	87
C-6(総 1)	否	措置状況のステータス管理	90
C-7(総 6)	否	未利用となっている県有財産の情報公開	90
C-23(総 4)	否	措置状況記載の未実施	113
C-24(総 4)	否	措置公表時期を意識した記載への対応体制	114
D-1(総 1)	否	措置状況のステータス管理	137
D-2(総 1)	否	措置状況のステータス管理	138
D-3(総 1)	否	措置状況のステータス管理	139
D-4(総 4)	否	措置状況記載の網羅性	141
D-5(総 1)	否	措置状況のステータス管理	141
D-6(総 1)	否	措置状況のステータス管理	142
D-7(総 1)	否	措置状況のステータス管理	144
D-8(総 1)	否	措置状況のステータス管理	145
D-9(総 1)	否	措置状況のステータス管理	146
D-10(総 4)	否	措置公表時期を意識した記載への対応体制	147
D-11(総 1)	否	措置状況のステータス管理	149

No.	対応の要否	項目	頁
総務部及び教育委員会			
C-8(総 4)	否	措置状況記載の未実施	92
C-9(総 4)	否	措置状況記載の充実	93
文化観光スポーツ部			
B-1(総 1)	否	措置状況のステータス管理	65
B-2(総 4)	否	措置状況公表前のチェック体制	65
B-3(総 1)	否	措置状況のステータス管理	67
B-4(総 3)	否	外部団体に対する指導結果の記載	77
B-5(総 3)	否	外部団体に対する指導結果の記載	78
B-6(総 3)	否	外部団体に対する指導結果の記載	80
B-7	要	措置対応が一部未了	81
B-8(総 3)	否	外部団体に対する指導結果の記載	81
文化観光スポーツ部/外郭団体(一般財団法人石川県県民ふれあい公社)			
E-17(総 1)	否	措置状況のステータス管理	181
E-18(総 1)	否	措置状況のステータス管理	182
健康福祉部			
A-1	要	目標設定の精緻化及び適切な評価の実施	23
A-2	要	事業の評価に関する資料の作成	23
A-3	要	目標設定の精緻化及び適切な評価の実施	26
A-4(総 1)	否	措置状況のステータス管理	30
A-5(総 1)	否	措置状況のステータス管理	33
A-6(総 4)	否	意見と措置状況の不整合	33
A-7(総 1)	否	措置状況のステータス管理	34
A-8(総 1)	否	措置状況のステータス管理	35
A-9(総 1)	否	措置状況のステータス管理	36
A-10(総 1)	否	措置状況のステータス管理	38
A-16	要	要領の見直し検討	47
A-17(総 4)	否	措置公表時期を意識した記載への対応体制	47
A-18(総 1)	否	措置状況のステータス管理	49
A-20	要	視察の受入に関する詳細な記載の指示	52
A-22(総 4)	否	意見と措置状況の不整合	53
A-23	要	目標設定及び成果評価の実施と事業継続の可否検討	54
A-24	要	数値目標に関する記載	55
A-25(総 1)	否	措置状況のステータス管理	57

No.	対応の要否	項目	頁
健康福祉部/外郭団体(公益財団法人石川県臓器移植推進財団)			
E-20(総 1)	否	措置状況のステータス管理	187
E-21	要	措置対応が未完了	187
E-22	要	報告事項の漏れ	188
生活環境部			
C-25(総 1)	否	措置状況のステータス管理	116
C-26	要	措置対応が未完了	116
商工労働部			
A-14	要	評価指標の見直し検討	46
A-15(総 1)	否	措置状況のステータス管理	46
商工労働部/外郭団体(公益財団法人石川県デザインセンター)			
E-31	要	特別利害関係のある理事の議案審議参加	196
E-32	要	負担軽減策の検討	197
E-34	要	会計システムと決算書数字の不一致	199
E-35	要	賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上	200
E-36(総 4)	否	措置状況の記載内容が不適切	200
E-37(総 1)	否	措置状況のステータス管理	200
農林水産部			
C-27(総 1)	否	措置状況のステータス管理	117
E-3	要	(一社)石川県農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施	167
E-6	要	相続財産清算人の選任の検討	169
E-8	要	県債権の請求書発行	170
E-11	要	(一社)石川県農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施	174
E-12(総 8)	否	外郭団体を介した民間への貸付の実施	174
農林水産部/外郭団体(一般社団法人石川県農業開発公社)			
E-2(総 4)	否	意見と措置状況の不整合	166
E-4	要	遅延損害金の会計処理	168
E-5	要	申告の必要性検討	168
E-10(総 4)	否	措置状況の記載内容が不適切	174
E-13	要	賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上	176
E-14(総 4)	否	措置状況の記載内容が不適切	176
E-15(総 1)	否	措置状況のステータス管理	177
E-16	要	注記項目の網羅性検討	178

No.	対応の要否	項目	頁
土木部			
C-10	要	無断利用防止措置の必要性の検討	97
C-11	要	新たに確認された無断利用に対する措置の必要性	97
C-12(総 1)	否	措置状況のステータス管理	98
C-13	要	措置対応が未完了	98
C-14(総 1)	否	措置状況のステータス管理	99
C-15	要	措置対応が未完了	99
C-16(総 1)	否	措置状況のステータス管理	101
C-17(総 7)	否	県有地無断利用状況への対応早期化	101
C-18(総 1)	否	措置状況のステータス管理	105
C-19(総 1)	否	措置状況のステータス管理	107
C-20	要	措置対応が未完了	107
C-21(総 4)	否	措置状況の記載内容が不適切	109
C-30(総 1)	否	措置状況のステータス管理	120
土木部/外郭団体(株式会社マリンパーク内灘)			
E-23	要	取締役会の開催時期の見直し	190
E-24	要	取締役会議事録における署名又は記名押印	190
E-25(総 1)	否	措置状況のステータス管理	191
E-26	要	貸倒引当金の計上	192
教育委員会/外郭団体(公益財団法人石川県埋蔵文化財センター)			
E-27	要	賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上	193
E-28(総 4)	否	措置状況の記載内容が不適切	194
E-29(総 1)	否	措置状況のステータス管理	194
E-30(総 1)	否	措置状況のステータス管理	195
公安委員会			
C-28(総 1)	否	措置状況のステータス管理	118
C-29	要	法的措置による解決の検討	118

第五. 個別監査結果について

監査対象となった過年度監査結果及び措置状況と、監査手続の実施によって発見された指摘・意見を記載する。

報告書の記載は平成 30 年度からの年度順とし、年度内の記載は過年度の包括外部監査報告書の掲載ページ順としている。監査対象を示す標題は過年度監査における標題とし、標題末尾の（ ）内は、過年度の包括外部監査報告書における指摘・意見番号を転記している。また、「(1) 過年度監査結果及び措置状況」の各表の記載については以下のとおりとしている。

表内	記載意味
No	過年度の包括外部監査における年度及び当報告書における連番 ※「30-1」は平成 30 年度の連番 1 を意味する
報告書	該当年度の包括外部監査報告書における記載ページ
部課名	包括外部監査における指摘・意見の対象となった部課名 (令和 6 年度現在の部課名)
区分	過年度の包括外部監査における「指摘」、「意見」の区分
項目	過年度の包括外部監査における「指摘」、「意見」のタイトル
指摘・意見の背景	指摘・意見の内容について、必要に応じて背景等の補足説明を記載 (指摘・意見の内容が詳細に記載されている場合は、記載していない)
指摘・意見の内容	過年度の包括外部監査における指摘・意見の内容 (過年度の包括外部監査報告書を転記しているが、名称が変更となっている場合は現在の名称へ、名称が略称の箇所は正式名称へ修正している)
措置状況	過年度の包括外部監査における指摘・意見を受けて県が公表している措置

A. 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援行政の財務事務の執行及び事業の管理について (平成 30 年度)

1. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 1)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-1	報告書	30	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	随意契約における目標設定と評価		
指摘・意見の背景					
随意契約を締結している事業は、年度ごとの目標設定を行い評価するべきであるが、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団との随意契約では委託業務の実施報告を受けるのみで、目標設定や評価が行われていない。					
指摘・意見の内容					
いしかわ結婚支援推進事業の実施において、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下、「財団」という。）との随意契約となっている。随意契約としている理由としては、財団が持っている結婚支援に関するノウハウ・情報及び企業・団体とのネットワークを活用することが適当であり、財団に					

委託することが最も効率的かつ効果的であるため、とされている。 一方、現状、毎年度の実績報告は業務委託契約書に記載された委託業務の実施報告(回数・人数など)を受けているだけである。財団に当該事業を委託することが最も効率的かつ効果的であるというためには、少なくとも年度ごとの目標数値の設定を行い、目標数値に対する効果の測定及び効率性の検討を行うとともに、当該目標を達成するためにより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うべきであるが、その検討がなされていない。
措置状況
いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定し、年度末に達成状況の確認、効率性の評価を行うこととした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧したところ、委託事業全体に係る達成目標(令和元年度に 5 年後の令和 6 年度達成目標)及び個別事業の達成目標(毎年度、年度末の達成目標)が設定されているとともに、これらに対応する実績が記載されていることを確認した。

業務委託執行結果報告書に基づき、どのように事業評価を実施しているかを担当課に質問したところ、年度末に各個別事業の達成状況の確認、効率性の評価を行い、年度初めに県と財団で事業内容を検討し、翌年度の目標設定に反映しているとの回答を得た。なお、効率性の評価に関して議事録等は特段作成されていない。

業務委託執行結果報告書の各項目を確認した結果、5 年間の累計目標数値に関して途中年度においてすでに目標を達成しているにも関わらず次年度の目標を見直していないなど、目標設定について、実態・状況を反映して改善、精緻化を図るべきと考えられる事項が発見された。また、目標設定は参加者の延べ人数であるにも関わらず結果報告では延べ人数ではなく参加者数を記載しており両者が不整合となっているなど、達成状況の確認が適切になされず、結果として、適切な評価がなされていないのではとの疑念を生じさせる事項が発見された。

年度ごとの目標設定と年度末での達成状況の報告については、措置状況に記載したことが実施されていることを確認できたが、達成状況の確認と効率性の評価が適切に行われているかに関しては、心証が得られなかった。

＜令和 5 年度業務委託執行結果報告書における達成目標と実績＞

- 委託事業全体に係る達成目標(令和元年から 6 年度末までの達成目標)と令和 5 年度末実績

項目	目標	実績
「縁結び ist」の数	750 人	670 人
婚活イベント参加者数(累計) (※1)	10,000 人	3,502 人
いしかわ婚活応援企業数	400 社・団体	314 社・団体
高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数(累計)	10,000 人	10,249 人
県の結婚支援事業による成婚数(累計)	1,750 組	1,360 組

※1 令和 2 年度から 4 年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が落ち込

んだことにより累計での参加者数が目標を下回って推移している。今後、財団主催で、イベント団体向けにイベントのノウハウを伝えるセミナーを開催し、参加者にとって魅力のあるイベントの開催を団体に呼びかけるなど、参加者数増加に向けた取り組みをさらに進める方針とのことである。

● 個別事業の達成目標(単年度末までの達成目標)と実績

項目	R5 年度		R6 年度
	目標	実績	目標
いしかわ結婚支援推進会議参加市町	19 市町	13 市町	19 市町
「縁結び ist」の数	696 人	670 人	750 人
「縁結び ist」養成講座に参加し、新たに「縁結び ist」として活動する者の数	50 人	29 人	50 人
「縁結び ist」によるお見合い実施件数	2,000 件	1,429 件	2,000 件
「縁結び ist」が開催したイベント数	10 件	8 件	10 件
「縁結び ist」情報交換会の参加者数	3,000 人	1,757 人	3,000 人
結婚相談窓口「婚カフェいしかわ」の相談件数	600 件	767 件	600 件
「親御さん向け結婚応援セミナー」・「お悩み相談会」の参加人数	50 人	27 人	50 人
若者向けスキルアップセミナーの延べ参加人数	80 人	57 人	—
「いしかわ婚活応援企業」の累計認定社数	351 社	314 社	400 社
企業の活動サポート研修会・情報交換会の延べ参加社数	30 社	15 社	30 社
「いしかわ婚活応援企業」向け企業間交流会の参加人数	40 人	0 人 (※2)	該当なし
従業員向けライフプラン講座の延べ参加人数	400 人	115 人	400 人
高校生向けライフデザインセミナーの延べ参加人数	530 人	1,228 人	1,000 人
県の結婚支援事業による成婚数(累計)	1,489 組	1,360 組	1,750 組
結婚応援パスポート事業の新規協賛店舗数	30 店舗	22 店舗	30 店舗
イベントシステム登録団体数	30 団体	43 団体	50 団体
イベントシステム登録者数(※3)	1,500 人 (※4)	4,002 人 (※4)	—
「あいきゅん」登録者数(※3)	4,000 人 (※4)	4,002 人	4,500 人
「いしかわ縁結びマッチング」登録者数	500 人 (※4)	1,108 人	1,500 人
婚活イベント延べ参加人数	30 人	0 人(※5)	該当なし

(出典:委託事業執行結果報告書及び少子化対策監室資料より包括外部監査人作成)

※2 令和4年度の単発開催とし、令和5年度は開催しない方針となり、令和5年度の参加人数はゼロ。業務委託執行結果報告書に書く必要のない指標が書かれていた。

※3 イベントシステム登録者数は令和2年11月に構築した「いしかわ縁結びイベント」サイトへの登録者数を指している。令和5年3月より「あいきゅん」の運用を開始しており、令和5年度からは「あいきゅん」の登録者数が目標となっている。「あいきゅん」とは、「縁結び ist」によるお見合い、「いしかわ縁結びマッチング」、縁結びイベントの3つのサービスを提供する会員専用サイトのことを指しており、「あいきゅん」に登録すると自動的にイベント会員となり、希望する方が「縁結び ist」によるお見合いや「いしかわ縁結びマッチング」に追加登録する。「いしかわ縁結びマッチング」は令和5年1月末から会員登録を受け付け、令和5年3月下旬から運用を開始している。

※4 令和5年度から、イベント登録者数の成果指標が、「あいきゅん」の運用開始により、「あいきゅん」登録者数と「いしかわ縁結びマッチング」登録者数に変わっている。令和5年度の業務委託契約書には、「あいきゅん」登録者数4,000人や「いしかわ縁結びマッチング」登録者数500人が目標として記載されているが、業務委託執行結果報告書には、「いしかわ縁結びイベント」サイトへの登録者数1,500人が目標として記載され、実績には「あいきゅん」登録者数が記載されており、指標名と目標数値に誤りがあった。「いしかわ縁結びマッチング」登録者数に関しては、業務委託執行結果報告書に項目ごと記載がなかった。

※5 令和5年度は震災により県主催イベント事業を廃止したことにより参加人数はゼロ。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 目標設定の精緻化及び適切な評価の実施(意見 A-1)

いしかわ結婚支援推進事業における各個別事業において、目標設定の精緻化を図るとともに、目標に対する適切な評価がなされているか確認する必要がある。

いしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書の各項目を確認した結果、目標を達成していたり、目標と実績が大きく乖離しているにも関わらず次年度の目標を見直していないなど、目標設定について、実態・状況を反映して改善、精緻化を図るべきと考えられる事項が発見された。また、目標設定は「あいきゅん」登録者数であるにも関わらず結果報告では成果の指標名及び目標数値にイベントシステム登録者数を記載し、目標と実績が不整合となっているなど、業務委託執行結果報告書を用いて、達成状況の確認及び適切な評価がなされていないのではとの疑念を生じさせる事項が発見された。

実績を反映した適切な目標設定となっているか(目標設定を見直す必要がないか)、業務委託執行結果報告書が目標に対する実績評価を適切に行える記載となっているか、県は確認を行う必要がある。

なお、例えば「高校生向けライフデザインセミナーの延べ参加人数」に関しては、令和2年度から令和5年度まで目標の見直しが行われておらず適切な対応ではなかったと考えられる。令和6年度に見直しを行っており、見直しが全く行われていないわけではなかったが、目標が適切ではない時期があったのは事実であり、今後同様のことが生じないよう意見する。

② 事業の評価に関する資料の作成(意見 A-2)

事業の評価を行っていることが分かる資料がないため、何らかの資料を残すことが望まれる。

担当課は年度末に事業の実績確認や効率性を評価し、年度初めに県と財団で事業内容を検討して

いるとのことであるが、どのように評価し、どのような対応策を行うかなど、県及び財団でどのように検討されているか把握できる資料(議事録など)はなく、県における事業の効率性の評価が適切になされているか判断できなかった。

担当課においては、包括外部監査対応だけではなく、事業を外部委託する上で、委託先の実施した事業を適切に評価し、今後の事業内容を検討していく必要があると考えられるため、各施策についてどのように評価し、次年度の施策を検討・決定しているのか、検討資料や財団との協議内容等を把握できる資料を作成・保存することが望ましい。

2. いしかわ結婚支援推進事業費(意見2)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-2	報告書	32	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	年度単位での目標設定		
指摘・意見の背景					
「縁結び ist」制度とは、結婚の意志がある独身男女が家庭を築くことについて真剣に考え、出会いの機会をもつことをサポートするボランティアを「縁結び ist」として登録し、結婚を希望する独身男女の相談・アドバイス、出会いの場のセッティングを行うことで結婚への支援を行うものである。					
指摘・意見の内容					
エンゼルプラン上、「縁結び ist」による成婚数の目標数値は累計で設定されている。また、エンゼルプラン上の目標設定とは別に、年度単位の目標設定を県、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団のいずれにおいてもしていないとのことである。					
しかし、県から「縁結び ist」促進事業の実施主体である公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団への委託料の支出は年度単位で行われており、年度単位での目標数値を設定していないと各年度で行った支出の効果の検討・フィードバックが不可能となってしまう。支出が年度単位で行われている以上、目標設定も年度単位の数値とすることが望ましい。					
措置状況					
いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和元年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、措置状況に記載のとおり、「縁結び ist」による成婚数の目標数値は、「県の結婚支援事業による成婚数(累計)」に名前を変えて、エンゼルプランの最終年度における目標数値と別に、年度の達成目標が設定されていることを確認した。各年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、「県の結婚支援事業による成婚数(累計)」に関する各目標が年度単位で設定されていることを確認した。令和元年度からの目標数値の設定状況と実績は以下のとおりであった。年度単位の目標設定を行うべきとする監査意見に対し、適切に措置されていると判断した。

<令和元年度以降の成果指標及び目標と実績>

(単位:組)

項目		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
「縁結び ist」の 成婚数	目標	1,000	—	—	—	—	—
	実績	999	—	—	—	—	—
県の結婚支援事 業による成婚数 (累計)	目標	—	1,150	1,210 (+60)	1,334 (+124)	1,489 (+155)	1,750 (+261)
	実績	—	1,091	1,172 (+81)	1,266 (+94)	1,360 (+94)	進行年度

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

3. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 3)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-3	報告書	34	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	成果指標の設定		
指摘・意見の背景					
公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団は、いしかわ結婚支援推進事業として、企業による結婚支援の取組を促進している。					
指摘・意見の内容					
企業の取組促進事業での成果指標は特段設けていないため、成果指標を設定することが望まれる。なお、成果指標を設定する際には、当該事業は企業による結婚支援の取り組みを促進するためのものであるから、例えば、「いしかわ婚活応援企業認定数」などを成果指標として設けることが考えられる。					
措置状況					
いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「認定企業の情報交換会参加企業数」を設定した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和元年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、措置状況に記載のとおり、成果指標として「認定企業の情報交換会参加企業数」が設定されていることを確認した。令和 2 年度からは情報交換会だけでなく、研修会を含む「企業の活動サポート研修会・情報交換会の延べ参加社数」へ変更となっている。各年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、「いしかわ婚活応援企業」の累計認定者数や「いしかわ婚活応援企業」向け企業間交流会の参加人数など、事業が置かれた状況により成果指標の内容や目標を適時見直し、企業の取組促進事業における各種の成果指標が設定されていることを確認した。目標設定を行うという監査意見に対し、適切に措置されていると判断した。

なお、令和元年度からの目標数値の設定状況と実績は以下のとおりであった。「従業員向けライフブ

ラン講座の延べ参加者数」に関しては、目標と実績が大きく乖離している状況となっている。これに対し、担当課からは、目標設定はコロナ禍の終息など社会情勢を加味していること、実績が大きく下回っていることに関しては、今後もより多くの企業に対して周知を図っていきたいとの回答を得ている。

＜令和元年度以降の成果指標及び目標と実績＞注：目標が累計のもののみ（ ）に前年度比較を記載

項目		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
「いしかわ婚活応援企業」認定・支援のためプロモーターが働きかけた企業・団体数(累計)	目標	380 社	430 社 (+50 社)	—	—	—	—
	実績	360 社	365 社 (+5 社)	—	—	—	—
「いしかわ婚活応援企業」の累計認定社数	目標	—	260 社	274 社 (+14 社)	306 社 (+32 社)	351 社 (+45 社)	—
	実績	—	232 社	259 社 (+27 社)	302 社 (+43 社)	314 社 (+12 社)	—
認定企業の情報交換会参加企業数	目標	60 社	—	—	—	—	—
	実績	46 社	—	—	—	—	—
企業の活動サポート研修会・情報交換会の延べ参加社数	目標	—	40 社	20 社	35 社	30 社	30 社
	実績	—	7 社	32 社	24 社	15 社	進行年度
「いしかわ婚活応援企業」向け企業間交流会の参加者数	目標	—	—	—	40 人	40 人	—
	実績	—	—	—	20 人	0 人 (※)	—
従業員向けライフプラン講座の延べ参加者数	目標	280 人	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
	実績	356 人	285 人	84 人	140 人	115 人	進行年度

※ 令和 4 年度の単発事業となり令和 5 年度の開催はなかったため、令和 5 年度の参加者数がゼロとなっている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 目標設定の精緻化及び適切な評価の実施(意見 A-3)

いしかわ結婚支援推進事業における各個別事業において、目標設定の精緻化を図るとともに、目標に対する適切な評価がなされているか確認する必要がある。

いしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書の各項目を確認した結果、企業による結婚支援の取組を促進のうち、「従業員向けライフプラン講座の延べ参加者数」の成果指標について、目標と実績に大きな乖離がある状況が継続している。実績を反映した適切な目標設定となっているか

(目標設定を見直す必要がないか)、業務委託執行結果報告書が目標に対する実績評価を適切に示している記載となっているか、県は確認を行う必要がある。

令和2年度から令和6年度の目標を400人としている点、コロナ禍の期間があったことから変更しなかった可能性も考えられるが、年度の目標設定である以上、その時々々の社会情勢を反映し、実績と比較する意味のある目標を設けるべきである。その結果、乖離が生じるのであれば、その理由を分析し、次年度の事業の実施に反映すべきと考える。

4. いしかわ結婚支援推進事業費(意見4)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-4	報告書	36	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	優良事例への取組支援		
指摘・意見の背景					
市町の結婚支援の取組を後押しするため、市町の結婚支援事業担当者や結婚相談員等を対象に、県内外の先進市町等の結婚支援の取組の優良事例を学ぶセミナー（いしかわ結婚支援セミナー）を実施するとともに、市町向け出張相談会を実施している。					
指摘・意見の内容					
市町の取組促進事業においては、市町の結婚支援の取組を促すために県内外の先進市町等の結婚支援の優良事例を学ぶセミナー（いしかわ結婚支援セミナー）を実施し、優良事例を市町の担当者に紹介・情報提供している。それらの優良事例で紹介された結婚支援の取組について市町で実施するかどうかは基本的に市町の判断によるところではあるが、優良事例に取り組む市町が多ければ多いほど、当然、結婚支援の効果は増大する。より施策の効果を加速するためには、単に優良事例を紹介するだけでなく、優良事例に取り組んだ市町に対して資金面でも補助し、優良事例に取り組む市町を一つでも増やすことが重要である。優良事例に取り組む意欲のある市町に対して国の補助制度の情報提供をより積極的に行うことや、県独自の補助制度の創設についても検討されたい。					
措置状況					
市町が結婚支援に取り組むにあたっては、県と同様に内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用することができるため、まずは、当該交付金を活用して取り組んでもらえるよう、今後様々な機会を捉え、市町に対し、積極的に情報提供していくこととした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査人の意見は優良事例の積極的な情報共有と県独自の補助制度の創設について検討を望むとの内容であるが、措置状況に記載のとおり、県としては、県独自の補助制度の創設を検討する以前に、すでに利活用できる制度があるのであれば、当該制度を周知し、利用していくという判断のもと、まずは地域少子化対策重点推進交付金に関する積極的な情報共有と交付金の活用に取り組んでいくとの判断がなされている。合理的な判断であり、問題はないものと判断した。

県及び県内の市町における地域少子化対策重点推進交付金の活用状況について関連資料を閲覧し、県から市町に対して当該補助金に関する情報提供がなされ、交付金の活用について推進している

ことを確認した。地域少子化対策重点推進交付金の活用状況は下表のとおりであり、事業数及び総事業費が年々増加し、交付金の活用に取り組んでいることが確認できた。措置状況に記載されたことが適切になされていると判断した。

また、優良事例の積極的な情報共有という点に関しては、措置状況に記載はないものの、令和 2 年度以降、年に 1 回、県と市町が主体的に参画する「いしかわ結婚支援推進会議」を開催し、県内市町や団体等の取組好事例等を紹介したり、有識者による基調講演を行うなど、県内市町の結婚支援の取組推進を図っていることを確認した。

<地域少子化対策重点推進交付金の活用状況>

注：表内の数値は対象となった事業数(単位:件)、金額は各事業の合計額

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
石川県	4	6	7	7	9
七尾市	1	1	1	1	1
小松市	5	4	4	3	3
加賀市	2	2	2	2	2
羽咋市	3	4	4	5	4
白山市	-	-	-	-	1
能美市	-	-	1	1	1
野々市市	-	1	1	1	1
川北町	1	1	1	1	1
津幡町	1	1	1	1	1
内灘町	1	1	1	1	1
志賀町	-	-	1	1	1
宝達志水町	-	-	2	1	1
中能登町	1	1	1	2	2
穴水町	-	-	1	2	1
能登町	-	-	-	-	1
事業数合計	19	22	28	29	31
総事業費 (内、交付金 所要額)	54 百万円 (27 百万円)	70 百万円 (35 百万円)	59 百万円 (29 百万円)	107 百万円 (56 百万円)	152 百万円 (96 百万円)

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

5. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 5)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-5	報告書	38	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	成果指標の見直し		
指摘・意見の背景					
情報誌への掲載を通じて若者の結婚に対する意識の啓発や県内高校生及び大学生の若者向けに婚学セミナーを開催し、人生設計を考えてもらうきっかけづくりを行っている事業である。					
指摘・意見の内容					
高校生向け婚学セミナーの成果指標として、県内全高校での実施を掲げているが、セミナーを実施できていない学校側ではカリキュラムの関係上これ以上時間を割けないという事情を抱え、なかなか開催にまで結びついていないのが現状であると聞いている。その現状からすると、県内全ての高校でセミナーの開催実現を目標とするのは現実的ではないと考えられるが、高校生を対象とする意識啓発である以上、より多くの高校生の参加があればあるほど当然効果は得られるものと考えられるため、受講する高校生数を成果指標とすることが望ましいと考える。また、そのための施策として、例えば教育者向けの研修を実施し、各高校単位にて先生から生徒に対しメッセージを発信できるような体制を構築することも検討されたい。					
措置状況					
いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「セミナー参加者数」を設定した。また、高校では結婚や子育ても含めたライフプランの重要性について全ての生徒が学習することとなっているが、より多くの高校生に結婚・子育ての意義をより深く学んでもらうためにどのような体制を構築すべきか今後検討することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査人の意見では、目標の見直しと、ライフプランセミナーを開催していない学校の高校生にもライフプランについて考える機会を与える施策の検討を求めている。前者の目標の見直しは措置状況に記載のとおり、令和元年度に対応されている。令和元年度から令和 5 年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、高校生向けライフプランセミナーの成果指標として、「高校生向けライフデザインセミナーの延べ参加人数」が設定されていることを確認した。

＜高校生向けライフデザインセミナー参加者数＞

(単位:人)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
目標	240	400	400	400	530	1,000
実績(単年度)	668	(※) —	946	803	1,228	進行年度

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーの開催がなく、参加者数がゼロとなっている。

後者のライフプランセミナーを開催していない学校の高校生への情報発信という面では、文部科学省が、高校生の進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて総

合的に考えることができるよう、内閣府と厚生労働省との連携により、キャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」を作成するなど、高校でライフプランの重要性について全ての生徒が学習することになっており、一定の情報発信体制がすでに整備されていることから、措置状況においては、より多くの高校生がより深く学ぶことができる体制の構築を検討するとの記載を行っているとのことである。

担当課への質問及び関連資料の閲覧により、より多くの高校生にライフプランについて考える機会を提供するために、校長会においてライフプランセミナーの実績を記載した資料の配布を行う、教員のアンケート結果から効果検証を行うとともに文部科学省の教材も参考にして内容の工夫を図る、等の対応を行っていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-4(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

過年度の包括外部監査人は、ライフプランセミナーを開催していない学校の高校生への情報発信体制の構築について検討を求めているが、「より多くの高校生に結婚・子育ての意義をより深く学んでもらうためにどのような体制を構築すべきか今後検討することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「今後検討することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、高校でライフプランの重要性について全ての生徒が学習することになっており、一定の情報発信体制がすでに整備されている上で、より多くの高校生に結婚・子育ての意義をより深く学んでもらうために、校長会においてライフプランセミナーの実績を記載した資料の配布を行う、教員のアンケート結果から効果検証を行うとともに文部科学省の教材も参考にして内容の工夫を図る、等の対応を行っている旨記載し、「措置済み」とすべきであったと考えられる。

6. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 6)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-6	報告書	42	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	成果指標の設定		
指摘・意見の背景					
「縁結びist」活動支援事業とは、「縁結びist」が開催する少人数の独身男女の出会いの場となるイベントに助成金を支給したり、「縁結びist」がお見合いを設定した際に交通費相当の助成を行う事業である。					
指摘・意見の内容					
「縁結びist」活動支援事業で成果指標は特段設けていないため、成果指標を設定することが望まれる。なお、成果指標を設定する際には、当該事業は「縁結びist」によるお見合い、イベントの実施を促進するためのものであるから、例えば、お見合い実施件数、イベント開催数を成果指標として設けることが考えられる。					

措置状況
いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「『縁結びist』によるお見合い実施件数」、「『縁結びist』が開催したイベント数」を設定した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和元年度から令和 5 年度のいしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書を閲覧し、令和 2 年度から措置状況に記載のとおり、成果指標として、「縁結びist」によるお見合い実施件数、「縁結びist」が開催したイベント数が設定されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

令和元年度からの目標数値の設定状況と実績は下表のとおりである。実績が目標を下回る水準で推移しているため、目標達成に向けて「縁結び ist」のスキル向上が重要であるとして、当該スキル向上を目的とした研修会を実施し、対策を講じているとのことである。なお、表に記載のとおり、令和 2 年 4 月に新たな成果指標を設けているが、平成 30 年度の包括外部監査に対する措置状況の公表は令和 2 年 4 月であったことから、措置状況に「設定した」と記載している点、タイミング的に誤りではなく、問題ないものと判断した。

＜令和元年度以降の成果指標及び目標と実績＞

項目		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
「縁結び ist」によるお見合い実施件数	目標	—	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件
	実績	—	1,369 件	1,449 件	1,434 件	1,429 件
「縁結び ist」が開催したイベント数	目標	—	12 件	10 件	10 件	10 件
	実績	—	8 件	17 件	12 件	8 件

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

7. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 7)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-7	報告書	43	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	事務経費の取り扱い		
指摘・意見の背景					
ゆるやかな出会いの機会の提供事業は、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供することを目的として、イベントを開催する企業・団体に対して開催経費の一部を助成し、イベントの開催情報を公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団のホームページへ掲載する事業である。					
指摘・意見の内容					
ゆるやかな出会いの機会の提供事業は補助金交付要綱によると、補助対象事業の遵守事項に実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度とすることと記載があるものの補助案件の一部に事務経費（チラシの印刷代、郵送代）を参加者が負担しているものが見受けられた。要綱に当てはめると、事務経費を参加者に負担させることは実費徴収の範囲を超えており、要綱の趣旨に反している。					

また、事務経費を参加者に負担させることがむしろ実態に即した適切な処理であるならば、要綱のほうを改定し、実態に合った要綱へ見直しをすることも検討されたい。

措置状況

事務経費の一部を参加料から充当している場合も補助対象となるよう、要綱を改正した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度 11 月改正「ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金交付要綱」を閲覧し、補助対象事業の要件とされていた参加者からの参加料の徴収に関する記載が削除され、補助対象事業において事業経費の一部を参加者に負担させることが可能となっていることを確認した。また、補助金の算定は参加者負担額を控除した実費に基づいて行われていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

8. いしかわ結婚支援推進事業費(意見 8)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-8	報告書	46	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	参加機会の増加に向けた取組		
指摘・意見の背景					
婚活スクール事業は、結婚を希望する独身男女を対象に各テーマごとに単発・連続のセミナーを開催し、結婚・恋愛を身近に感じてもらえるための支援を実施している。					
指摘・意見の内容					
婚活スクール事業は、ここ 2 年は申込者数が常に参加可能者数を大きく上回っている。継続的に参加されている方や新規の申込者を共に広く参加希望者を受け入れるようにするためには、予算規模を拡大し、開催回数またはイベント 1 回あたりの参加可能人数を増やすことが期待される。					
措置状況					
結婚支援事業全体の予算が限られる中、効果的な運営方法について今後検討することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問の結果、セミナー終了後に参加者へアンケートを実施し参加者のニーズを把握し、実施結果を課内で共有・協議したうえで、予算が限られる中で今後のセミナー内容を決定しているとのことである。課内で協議した内容に関する議事録は作成されていないものの、「平成 31 年度ときめき婚活スクール実施計画」を閲覧し、参加者の意見を反映したうえで翌年度計画を策定していることを確認した。措置状況に記載されたことは実施されているといえる。

＜各年度の予算、セミナー回数、参加者数の推移＞

年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
予算(千円)	2,600	1,700	1,200	600	600
セミナー回数	7	(※) 4	2	2	2
参加者合計(人)	283	148	64	78	57

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 2 回中止となっている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-5(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「今後検討することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「今後検討することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

② 意見と措置状況の不適合(意見 A-6(総括意見 4))

意見の求める内容と措置状況が合致していない。

過年度の包括外部監査人は婚活スクール事業の参加者が申込者を上回る状況が継続しているため、広く参加者を受け入れることができるように、予算を拡大し、開催回数又は 1 回あたりのセミナー参加可能人数の増加の必要性を意見している。しかし、県の措置状況では予算の拡大及び開催回数の増加等には触れられておらず、効果的な運営方法について今後検討することとした旨の記載となっており、過年度の包括外部監査人の意見に回答しているとは言い難い。予算及びセミナー回数の推移状況を見ると、過年度の包括外部監査人の意見に対して対応が難しい状況であったと推察されるが、そうであるならば、その旨を記載し「不措置」とすべきであったと考えられる。

9. 不妊治療費支援事業費補助金(意見 10)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-9	報告書	55	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	成果指標の設定		
指摘・意見の内容					
不妊治療費支援事業、不妊治療費助成事業の成果指標は特段設けられていない。当該事業の趣旨は不妊治療を行う夫婦が助成を受けて治療を行い、子どもを授かることにある。まずは、不妊治療の利用者数が増えることが、治療を行い子どもが授かる機会を増やすと言え、例えば不妊治療の利用者数や助成実人数などを成果指標として事業の有効性を評価することが望まれる。					
措置状況					
適切な成果指標の設定について、今後検討することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問の結果、不妊治療費の助成については、不妊治療を必要とする方の負担軽減を図

るものであるが、加齢による妊よう性(妊娠するために必要な力)の低下が指摘されている中で出産年齢の高齢化が進んでおり、結果的に不妊治療をせざるを得ない状況にある方も多いと推察されることから、県としては、不妊治療の助成に関する定量的な成果指標を設定することはせず、より早い時期から将来の妊娠・出産を視野に入れたライフプラン形成に注力すべきではないかとの考えとなったとの回答を得た。当該方針を受けて、ライフプラン形成に関しては、従来から大学生に配布していた妊娠・出産に関する啓発冊子について、対象を拡大して高校 2 年生にも配布を行うとともに、結婚後間もない夫婦が産婦人科で健診と健康教育を受けることができるプレ妊活健診を開始している。

なお、不妊治療費の助成件数については、エンゼルプラン推進協議会等で報告しており、また、不妊治療については、令和 2 年から国において保険適用に向けた議論が始まり、令和 4 年度から保険適用が開始されている。不妊治療費の助成について定量的な成果指標を設けないとの県の方針は、上記環境変化を考慮した上で検討した結果であり、問題はないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-7(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「今後検討することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「今後検討することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、不妊治療の助成について定量的な成果指標を設ける必要がないと判断した旨とその理由を記載し「不措置」とすべきであったと考えられる。

10. 不妊治療費支援事業費補助金(意見 11)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-10	報告書	55	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	不妊治療に対する県民の理解		
指摘・意見の内容					
治療を開始するという意思決定は、現実的には簡単なものではない。不妊治療に対する男性の抵抗感、女性にとっての治療への負担感などをできる限り取り除かなければ、不妊治療という一歩を踏み出すことは難しいと推察される。不妊治療を必要とする夫婦が、少しでも早く行動できるような啓発活動(セミナー主催や病院主催の勉強会)を行うことが有用ではないかと考えられる。					
措置状況					
有効な啓発方法について、今後検討することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問を実施し、より早い時期から将来の妊娠・出産を視野に入れたライフプランを考える契機とするため、結婚後間もない夫婦が産婦人科において健診と健康教育を受けることができるプレ妊活健診を開始したとの回答を得た。県の HP にて、いしかわプレ妊活健診について開示、案内され、不妊

治療に対する県民の理解が深まるよう、啓発活動が実施されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-8(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「今後検討することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「今後検討することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、検討の結果、早い時期からのライフプラン設計が重要であると判断し、施策を実施したことを公表した上で「措置済み」とすべきであったと考えられる。

11. 産科医師等確保支援事業(意見 14)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-11	報告書	66	部課名	健康福祉部地域医療推進室
区分	意見	項目	分娩手当に関する調査		
指摘・意見の背景					
産科医師等確保支援事業とは、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給する事業である。					
指摘・意見の内容					
当該補助を受けるためには、分娩施設の就業規則において、分娩手当等に関する規定を設ける必要があり、補助制度の存在は県より全施設へ通知され、周知されているが、実際に補助金を活用している分娩施設は全体の 40％程度である。					
分娩可能な病院が分娩手当等をなぜ設けていないのか、または、規定を設けてもなぜ分娩手当の補助申請を行わないのか、その判断した理由及び、医療機関側のニーズをアンケート調査等で把握し、調査結果を受けて、現状制度の見直しも含めて検討することが望まれる。					
措置状況					
分娩取扱機関に対して、分娩手当の規定の有無及び、規定を設けていない理由、設けていても補助金を活用しない理由をアンケート調査し、医療機関のニーズを把握することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和元年 9 月 4 日付けの健康福祉部地域医療推進室長事務連絡「令和 2 年度産科医等確保支援事業費補助金の所要額調べについて」において、県内の分娩実施医療機関及び助産所に対し補助金に関する意向調査を行うに際し、事業を実施しない場合に理由を記載する形式とすることで、医療機関等のニーズ把握を行ったことを確認した。当該回答の原本は書類の保存期間 5 年を経過しており、実施しない理由として具体的にどのような記載がなされていたのか確認することはできなかったが、担当課

では、分娩手当を支給する意向のある医療機関等に対して、制度の概要などを説明し、令和元年度において 19 施設だった補助対象医療機関が令和 2 年度において 3 施設増加し 22 施設になったとのことであった。措置状況に記載の、医療機関側のニーズ把握については、適切に実施されていると判断した。

前回の包括外部監査以降の分娩手当に関する補助施設数、補助対象の支給人数、補助額は以下のとおりである。

<分娩手当に関する補助施設数、補助人数、補助額の推移>

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数(機関)	19	22	21	21	23
支給人数(人)	168	168	170	191	196
補助額(千円)	11,111	10,122	10,630	12,174	11,043

過年度の包括外部監査人はニーズ把握だけでなく、その結果を受けて、制度の見直しの有無を検討するよう意見しているが、この点に関して担当課に質問したところ、ニーズ把握の結果を受けて、制度の見直しの要否を検討したことが分かる書類はないが、制度の見直しは行っていないとのことである。監査後も補助施設数が 50%に満たない状況であり、この点から、制度の見直しの必要性の有無について包括外部監査人側で考えたが、現状の県の判断は以下の 2 つの理由から妥当であるものと判断した。

1 つは、他県(サンプルで 5 県)の産科医向け分娩手当補助金の交付要綱を閲覧したところ、本県の支給要件、補助率、補助金算定方法と差はなく、現制度が他県の同制度と比較して見直しの必要性、緊急性が高いものではないと考えられること。次に、分娩手当に関する補助金は、産科医等の処遇改善となる分娩手当が就業規則等に明記されていることが支給要件となっており、分娩手当の制度創設を促進する事業と考えられることから、分娩手当制度を新たに設け、産科医等の処遇改善を行うか否かの判断は医療機関等に委ねられており、補助施設数が 50%未満であることを持って、制度の見直しが早急に必要ない状況とは言えないことである。

なお、岐阜県では分娩手当や研修医手当への補助以外に、新生児医療担当医確保支援事業や帝王切開術待機医師確保事業が行われている。安心して出産するためには、産科医等の処遇改善は重要な施策であり、他県事例を参考に事業の拡充が検討されることを望む。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-9(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「ニーズを把握することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「ニーズを把握することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、令和元年 9 月にはニーズ把握を行っていることから、令和元年度にニーズ把握を行った旨、ニーズ把握の結果、制度の見直しを不要と判断した旨を理由と共に公表すべきであったと考えられる。

12. 産科医師等確保支援事業(意見 15)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-12	報告書	67	部課名	健康福祉部地域医療推進室
区分	意見	項目	研修医手当に関する調査		
指摘・意見の背景					
11.産科医師等確保支援事業(意見 14)と同様					
指摘・意見の内容					
研修医に対する手当は研修医を受け入れている病院の中で 1 病院のみが就業規則に記載し申請している。他の研修医を受け入れている病院が申請していない理由を調査し、補助制度の見直しの必要性がないか検討することが望まれる。					
措置状況					
研修医を受け入れている医療機関に対して、補助金を活用しない理由についてアンケート調査等を行い、医療機関のニーズを把握することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和元年9月4日付けの健康福祉部地域医療推進室長事務連絡「令和2年度産科医等確保支援事業費補助金の所要額調べについて」において、県内の研修医を受け入れている医療機関へ補助金に関する意向調査を行うに際し、事業を実施しない場合、理由を記載する形式とすることで、医療機関のニーズ把握に努めていることを確認した。当該回答の原本は書類の保存期間5年を経過しており、直接確認することはできなかったが、担当課によると、県が何らかのアクションを起こして補助金の活用を後押しするのは困難な理由であったことから、特段対応は行っていないとのことであった。措置状況に記載の、医療機関側のニーズ把握については、実施されていると判断した。

なお、研修医手当の補助金交付を受けているのは1医療機関のみであるが、本補助制度が将来の産科医療を担う医師の育成に役立てられていると認識しており、本制度の見直しの必要性はないと判断したとのことである。下表の研修医手当の補助額推移をみると、補助額が少額で産科医の確保という面では弱いように思われるが、県はそれ以外に、将来、県内で医師が不足する地域の自治体病院の産科等の医師として勤務する意欲のある医学生へ修学資金を貸与(所定の要件を満たせば貸与資金の返還免除)する取組や、県内医学生を対象として産婦人科の魅力を伝えるプラスワンセミナーの開催など、産科医を確保する取り組みを進めているとの回答を得た。

分娩手当と同様に、他県(サンプルで5県)の同事業補助金交付要綱を閲覧したところ、本県と差がないこと、研修医手当を支給するか否かの判断は医療機関に委ねられていることから、現時点で研修医手当に関する補助事業の見直し検討は不要と判断した。

<研修医手当の補助額推移>

(単位:千円)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
補助額	1,083	350	-	136	-

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-10(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 A-9 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 A-9(P36) 参照。

13. 地域病院医師確保サポート事業費補助金(意見 16)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-13	報告書	71	部課名	健康福祉部地域医療推進室
区分	意見	項目	実績報告書の記載内容の検討		
指摘・意見の背景					
地域病院医師確保サポート事業費補助金は、地域の病院で「地域病院サポートチーム」を編成し、石川県内の病院へ常勤医又は非常勤医の派遣を行うため、当該事業の実施に要する経費のうち、チーム編成に関する経費とチームの活動に関する経費を補助している。					
指摘・意見の内容					
実績報告書に記載された活動経費は補助金額の上限である 500 千円分のみが記載されているため「地域病院サポートチームの活動に必要な経費」の 1 年間分を実績報告書に記載するよう指導することが望まれる。そのうえで、内訳に違和感のあるものがないか、適時検討することが望ましい。					
措置状況					
活動経費の内訳を示すよう、実績報告書の様式を見直した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

実績報告書の様式の見直しを確認するため、平成 30 年度の旧様式と令和元年度以降の新様式の提出を依頼したところ、平成 30 年度の旧様式は書類の保管期限である 5 年を経過しており入手ができなかったため、具体的にどの点が変更となったのか確認することができなかった。そのため、措置状況に記載されたことが適切になされたのか判断できなかった。しかし、令和元年度以降の実績報告書を閲覧したところ、活動経費内容(診療科、品目、内容、個数、金額、日付、支払先、支払日等)が詳細に記載されている書類が添付されており、活動経費の内容が分からない状況は解消されており、内訳に違和感のあるものがないか検討可能な状況になっていることが確認できた。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

14. マイ保育園事業(指摘 1)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-14	報告書	84	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	指摘	項目	交付要綱に基づかない支出		

指摘・意見の背景
「マイ保育園事業」とは県内各地域に設置されている保育所等を身近な子育て支援拠点と位置づけ、子育て家庭がサービス提供を受ける施設（マイ保育園）を 1 施設選択・登録し、保育士等による育児相談や一時保育の利用を通じ、妊娠時から概ね3歳未満の全ての子育て家庭の育児不安の解消を図る事業である。マイ保育園事業は、育児体験・一時保育・育児支援の「マイ保育園登録事業」、子育て支援プランを作成し支援する「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」、工夫を凝らした園開放や育児教育等で子育て支援の充実を図る「ワンランク上のマイ保育園推進事業」の3つの補助事業から構成されている。
指摘・意見の内容
実績報告を査閲したところ、「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」において、プラン作成の実施施設数がゼロにも関わらず、市町事務費を補助申請している市町があった。 プラン作成に備えて事前にファイル等の消耗品を購入していた市町もあったが、「マイ保育園登録事業」の事務費に充てている市町もあった。 県は、マイ保育園登録推進のための市町事務費も「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」の補助対象事務費として捉え、申請があれば認めているとのことだが、交付要綱に基づかない支出は認められるべきではなく、今後の申請は行わないよう指導するべきである。なお、「マイ保育園登録事業」の事務費補助がない点が、事業の継続を困難にするものなのか調査し、必要があれば「マイ保育園登録事業」の補助金交付要綱を見直すことが望まれる。
措置状況
交付要綱に基づく補助となるよう、交付要綱の見直しを行った。具体的には、「マイ保育園」に係る事業ごとに分かれていた交付要綱を統一するとともに、広く「マイ保育園」の登録推進に係る事務費を補助対象とする旨、交付要綱に明記した。なお、市町に対し、改めて、補助内容の周知及び適切な補助申請の指導を行うこととした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

改正後の「石川県マイ保育園事業費補助金交付要綱」を閲覧し、マイ保育園事業実施に必要な経費が補助金対象経費に含まれていること、及び当該改正に関して令和元年7月19日付け少対第814号健康福祉部長通知「石川県マイ保育園事業費補助金交付要綱の制定について」により各市町に周知されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

15. マイ保育園事業費(意見 17)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-15	報告書	85	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	交付要綱及び実績報告書の見直し		

指摘・意見の背景
ワンランク上のマイ保育園推進事業は、工夫を凝らした園開放や育児教育等で子育て支援の充実を図る事業である。
指摘・意見の内容
実績報告書を閲覧したところ、「ワンランク上のマイ保育園推進事業」において、園開放時のおやつ・飲み物・プレゼントの購入費用を内容充実加算の経費として申請しているケースがあった。 制度の趣旨に鑑みると、上記の購入費は基本分や園開放等開催回数増加加算の対象になったとしても、園開放等内容充実加算の対象にならないと考えられる。園によっては講師費用や遊具の購入費のみが申請されていた。補助対象経費の範囲について市町や園によって違いが生じないよう、補助対象範囲をより明確に補助金交付要綱に記載することが望まれる。 また、実績報告書において質の向上に要した経費の内訳を詳細に記載する様式となっていないことも要因と考えられることから、実績報告書の様式見直しに着手することが望まれる。
措置状況
補助対象範囲についての見直しを図り、交付要綱に明記するとともに、市町に対して実績報告の際に詳細まで明記することを指示することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

改正後の「石川県マイ保育園事業費補助金交付要綱」を閲覧し、「園開放等内容充実加算分」の補助対象の具体例、及び茶・菓子代等は補助対象としない旨を脚注に記載していることを確認した。また、「マイ保育園事業実績調書(ワンランク)」を閲覧し、書式に記載例を明示することにより、経費の内訳の記載方法が理解できるよう対応されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

16. 一時預かり事業費補助金(指摘2)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-16	報告書	90	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	指摘	項目	消費税等仕入控除税額の報告		
指摘・意見の内容					
交付要綱において、「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、報告しなければならない」とされているが、県が補助対象者から、その報告を受け取っていない事業が5つあった。 県は、補助事業者が、上記の報告をする必要がないのか、あるいは報告する必要があるにも関わらず怠っていたか、確認すべきであるが、その確認が行われていない。 ・一時預かり事業(事業3-2) ・地域子育て支援拠点事業(事業3-3) ・病児・病後児保育事業(事業3-7)					

・放課後児童クラブ事業(事業 3-8) ・次世代育成支援対策施設整備事業(事業 3-21)
措置状況
消費税仕入控除税額の報告の要否について、補助事業者に定期的に問い合わせる等、確認を行い、報告書の提出を指示することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

消費税仕入控除税額の報告要否の確認方法について質問し、補助事業者へ事務連絡を送付し、消費税等仕入税額控除報告書の提出を指示しているとの回答を得た。

サンプルで令和 2 年度と令和 6 年度に平成 30 年度と令和 4 年度の補助金に関する消費税等仕入税額控除報告書の提出依頼文と補助事業者からの報告書を閲覧した。適切に措置されていると判断した。なお、報告書提出依頼のタイミングが補助金の支給年度の翌々年度となっている(令和 4 年度の補助金に関して、令和 6 年 6 月に提出依頼の事務連絡を発出している)理由は、補助事業者の決算時期によっては、消費税申告の完了時期にばらつきがあり、全ての補助事業者が消費税の申告が終了していると想定される時期に事務連絡を発出しているためとの回答を得た。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

17. 一時預かり事業費補助金(意見 19)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-17	報告書	91	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	石川県における消費税等仕入控除税額の取り扱い		
指摘・意見の内容					
消費税等仕入控除税額の取り扱いは、補助金の過大交付を是正する趣旨に基づくものであり、他の補助金についても同様の趣旨が当てはまると考えられる。 石川県では、「石川県補助金交付規則」及び各要綱において、補助金に係る消費税等仕入控除税額の取り扱いに関するルールを統一的には定めていない。 補助金に関する基本的な事項を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 3 条第 1 項においては、関係者の責務として、補助金を交付する各省各庁の長は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない旨規定されている。 上記の趣旨に照らし、補助金がより適正に交付されるよう、金額的影響を把握するとともに、事務負担を考慮した上で、補助金に係る消費税等仕入控除税額の取り扱いについて検討を進めることが望まれる。 また、消費税等仕入控除税額の報告を受けとる際は、報告の要否を確かめる体制を整えるとともに、報告及び返還を受ける場合の手続についても整理することが望まれる。					

措置状況
必要があれば個別の補助金毎に定めるべきものであり、ルールの一貫性は行わないが、今後、同様な 手続上の不備が発生しないよう、補助金交付要綱に当該規定を設けている補助金については、手 続きに遺漏のないよう、庁内に周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

平成 31 年 4 月 1 日付け財第 1 号総務部長通知「平成 31 年度予算執行について」を閲覧し、歳出
に関する事項で補助金に関する項目があり、要綱等に沿った消費税等の仕入税額控除に関する運用
の徹底が指示されていることを確認した。措置公表(令和 2 年 4 月)前に、通知によって庁内周知という
措置対応がとられていることが確認できた。適切に措置されていると判断した。

なお、令和 3 年度の包括外部監査において同様の意見があったため、財政課から令和 5 年 3 月 31
日付け財第 288 号で補助金に関する事務の適正な執行、財第 289 号で補助金に係る消費税の取り扱
いが通知されている。そこでは、補助金が過大に交付されないことがないように、消費税等仕入控除税額
の有無と控除税額の確認及びその旨の補助金交付要綱への記載の徹底が指示されている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置公表時期を意識した記載への対応体制(意見 A-11(総括意見 4))

措置状況に応じてステータス管理を行っていないことから、公表時期を意識した記載となっていな
いため、公表時期を意識した記載となるような体制を構築すべきである。

「周知することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表
が行われていない。「周知することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や
対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、総務部長通知を平成 31 年 4 月 1 日に発出し、措置状況は平成 31 年 4 月 3 日に
公表していることから、通知を発出した後の措置状況の公表であり、「周知することとした」との記載では
なく、「周知した」と記載すべきであったと考えられる。

ステータスを意識した措置状況の記載を監査対象部局・課が行うためには、あらかじめ措置状況の公
表時期を行政経営課が担当部局・課へ提示するか、公表時期が確定した時点で、措置状況の記載内
容に変更がないか担当部局・課における確認を依頼する等の対応が必要と考えられる。

18. 地域子育て支援拠点事業費補助金(意見 20)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-18	報告書	97	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	加算対象の事業の実績に関する資料の入手		
指摘・意見の内容					
「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において補助金の加算対象となる事業を実施している場合には、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に従い実施内容に応じた金額の補助金が交付される。県は補助金額を確定するにあたっては、対象事業の実施の有無の報告を受けるのみであり、実施の事実を裏付ける資料は入手していない。そのため、事業の実施内容、実施時期等の実態を確認する					

ことができなかった。 加算対象となる事業の内容の確認はまず補助事業の実施主体である市町において行われるべきであるが、前掲した石川県補助金交付規則第 14 条第 1 項には「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、(中略)補助金の額を確定する」と規定されていることから、補助金の正確な計算及び公平な交付を行うため、現状の報告書では確認できない加算対象となる事業の実施内容に関する資料を入手することが望ましい。
措置状況
加算対象事業がある場合は、裏付ける資料を提出するよう、実績報告書の様式を変更した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、措置状況にて「実績報告書の様式を変更した」と記載しているが、実際には様式は変更されていないとのことである。当該記載がなされた理由について担当課に質問したところ、過年度のことであり経緯は不明であるとの回答を得た。

実際の対応は、加算事業となる事業がある場合には裏付け資料の提出を求めているとのことであり、サンプルで白山市からの実績報告(加算事業である一時預かり事業含む)に関して、当該施設の機関紙及び預かりの実績が記載された施設の会議資料を裏付け資料として入手していることを確認した。過年度の包括外部監査人の意見に対して一定の対応は実施されていると認められる。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 A-12(総括意見 4))

措置状況に記載されたことを実施していない。

実績報告書の様式を変更していないにも関わらず、措置状況において「実績報告書の様式を変更した」と記載されている。事実と反する記載がなされた経緯は分からなかったが、行っていない措置状況を記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。本件に関しては、措置状況において、加算事業がある場合には裏付け資料の提出を求める運用に変更した旨を記載し、「措置済み」とすべきであったと考えられる。

19. 地域子育て支援拠点事業費補助金(意見 21)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-19	報告書	100	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	次期プランにおける目標設定		
指摘・意見の背景					
地域子育て支援拠点事業費補助金は、地域子育て支援拠点に要する経費に充てるために交付される補助金であり、従事者の人件費等の経費が補助対象となっている。					
指摘・意見の内容					
平成 27 年度から平成 29 年度の拠点数と 1 日当たり利用親子組数の推移を把握したところ、拠点数については、全体では増加しているが、補助対象拠点は平成 28 年度に減少して以降増減が無く、補助対象拠点の 1 日当たり利用親子組数は、横這いあるいは微減傾向であった。					

当該状況から、拠点数はある程度充実したものの新たな利用者へのアプローチや従事者の確保に課題があると想定される。
エンゼルプラン 2015 の施策の目標の指標とされている拠点数については、ある程度目標に近づいている。次回のプランの策定に当たっては、現行のプランの結果を分析し、具体的な課題を把握するとともに、当該課題に対応する実現可能な目標を設定することが望まれる。
措置状況
当該事業の実施主体である市町の意見を聞きながら、課題を把握し、検討していきたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、措置状況には「当該事業の実施主体である市町の意見を聞きながら、課題を把握し、検討していきたい」とあるが、実際に意見聴取を行ったかどうか記録が残っていないため確認できないとのことである。地域子育て支援拠点事業は、実施主体である市町が策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に目標値を定めているが、各市町において必要な拠点数を概ね確保したことから、県は「エンゼルプラン 2020」において、当該事業に関して目標の設定は行っていないとのことである。過年度の包括外部監査人の意見は、拠点数だけでなく現状の課題を踏まえた目標の設定を求めるものであるため、これに対応した措置がされているとは言い難い。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 A-13(総括意見 2))

措置状況に記載されたことを実施していない。不措置とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきである。

措置状況に「当該事業の実施主体である市町の意見を聞きながら、課題を把握し、検討していきたい」とあるが、検討結果を証憑等により客観的に確認できなかった。よって、措置状況に記載した内容は未実施であると判断した。行っていない措置状況を記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。

地域子育て支援拠点事業は、市町が実施主体であり、市町が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」をもとに県は目標を設定している。市町の事業計画において現状を踏まえた目標の設定がなく、県としても特段の対応が不要であり、過年度の包括外部監査人の意見に対応する必要がないと判断し「不措置」とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきであったと考えられる。

20. 女性ジョブサポートいしかわ(意見 22)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-20	報告書	108	部課名	商工労働部労働企画課
区分	意見	項目	随意契約における目標設定と評価		
指摘・意見の背景					
随意契約を締結している事業は、年度ごとの目標設定を行い評価するべきであるが、石川県人材確保・定住促進機構との随意契約では運営費の実費相当額を委託費として支払うのみであった。					

指摘・意見の内容
随意契約であること及び事業に要した運営費の実費相当額を委託費として支払っていることから、年度ごとの目標数値の設定を行い、目標数値に対する効果の測定及び効率性の検討を行うとともに、当該目標を達成するためにより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うべきである。
措置状況
年度ごとの目標数値を設定し、目標数値に対する効果測定及び効率性の検討を行うとともに、目標達成のためより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うこととした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

年度ごとの検討資料である「女性・高齢者就業促進事業費の事務事業シート(行政経営 C シート)」を確認したところ当該事業の効果や実績は検討評価されていたものの、その検討評価の指標は「女性の就業率」であり、随意契約先における目標と実績を直接的に比較検討している資料は確認できなかった。

本事業は「結婚や出産、育児などで退職したけれどももう一度働きたい」と考えている方など、再就職を目指す女性に対して個別相談や各種情報提供等により就業支援を行う事業であり、県からその運営主体である石川県人材確保・定住推進機構へ運営業務が委託されているものである。

本事業における各種支援施策についての目標と実績(就職者数、セミナー参加者、マッチング交流会参加者、女性インターンシップ参加者)は取りまとめられており、就業者数については石川労働局主催の「子育て女性等の就業支援協議会」の中で目標と実績を報告するなど、「女性の就業率」向上の観点からより効果的かつ効率的な他の手段がないかについて、同協議会内で議論されているとのことであった。

当該意見は「随意契約を締結している事業は、年度ごとの目標設定を行い評価するべき」としており、その趣旨は事業のみならず、随意契約先の妥当性(選定)を含めた検討を求めているものと解される。その意味で本事業における評価指標の「女性の就業率」は、随意契約先の活動が直接的に反映される評価指標とは言い難く、随意契約先の妥当性を評価するには適した指標ではないと考えられる。確かに本事業の各種支援施策(就職者数、セミナー参加者、マッチング交流会参加者、女性インターンシップ参加者)についての目標と実績は取りまとめられているが、その実績を受けて具体的に評価・検討がされているとは言い難い。年度ごとに、随意契約先の活動(支援施策)と結びつく目標(就業者数など)と活動実績について評価検討を行うべきである。

＜女性ジョブサポートいしかわの目標と成果指標＞

(単位: %)

項目	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
女性の就業率	74.1	74.7	75.2	77.3	78.6	75.7

(出典: 女性・高齢者就業促進事業費の事務事業シート(行政経営 C シート))

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 評価指標の見直し検討(意見 A-14)

随意契約を締結している事業活動に適した目標設定を行った上で、評価を行うべきである。

過年度の包括外部監査人が「随意契約を締結している事業は、年度ごとの目標設定を行い評価すべき」と意見したのは、事業のみならず随意契約先の活動を評価するために目標設定と評価を求めているものと解される。現在の評価指標である「女性の就業率」は、随意契約先の活動(支援施策)のみで影響を与えられる指標ではなく「随意契約を締結している事業」を評価する指標としては適した指標ではないと考えられる。随意契約先の活動に適した目標設定を行った上で、評価を行うべきである。

② 措置状況のステータス管理(意見 A-15(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「検討を行うこととした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「検討を行うこととした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

21. 産休等代替職員設置事業費補助金(意見 23)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-21	報告書	114	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	産休等代替職員任用承認申請書の提出期限		
指摘・意見の内容					
「石川県産休等代替職員制度実施要綱」第 7 条においては、児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合、任用申請書を、産休の場合は任用しようとする日の2ヵ月前の日、病休の場合は任用しようとする日の 10 日前の日までに提出しなければならないとされている。					
平成 29 年度の任用申請書の提出状況を確認したところ、上記提出期限が遵守されていない例がみられた。産休や病休は予め想定できない場合もあり、また、必要な資格を要する代替要員を適時に確保できないなどの要因が考えられる。					
各施設へのヒアリング等により申請準備に要する平均的な期間を把握するとともに、現実的に遵守可能な提出期限への改定の要否について検討することが望まれる。					
措置状況					
補助事業者の標準的な申請期間に鑑み、現実的に提出可能な期限となるよう、実施要綱の見直しを検討することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

平成 31 年 4 月 1 日付けで改正された「石川県産休等代替職員制度実施要綱」を閲覧し、任用申請書の提出期限が産休の場合は「概ね任用しようとする日の 2 ヶ月前の日」、病休の場合は「概ね任用しようとする日の 10 日前の日」に修正されていることを確認した。措置状況に記載されたことは実施されていた。なお、令和 3 年 4 月 1 日付けの改正で、病休の場合は「任用しようとする日」へ修正されている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 要領の見直し検討(意見 A-16)

措置対応で行った改正よりも、よりよい改正が考えられる。

産休や病休は予め想定できない場合もあるため、「概ね任用しようとする日の 2 ヶ月前の日」では所定の提出期限が遵守されない可能性がなくなったということではできず、再度よりよい改正を行うよう検討を望む。例えば「任用しようとする日の 2 ヶ月前の日。ただし、特別の事情がある場合は、任用後遅滞なく」等の文言に修正することが考えられる。

② 措置公表時期を意識した記載への対応体制(意見 A-17(総括意見 4))

措置状況に応じてステータス管理を行っていないことから、公表時期を意識した記載となっていないため、公表時期を意識した記載となるような体制を構築すべきである。

「検討することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「検討することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、平成 30 年度の包括外部監査の措置状況が平成 31 年 4 月 3 日に公表されており、要領改後の公表であったため、正確には「見直しを行った」と記載して「措置済み」とすべきであった。

ステータスを意識した措置状況の記載を監査対象部局・課が行うためには、あらかじめ措置状況の公表時期を行政経営課が担当部局・課へ提示するか、公表時期が確定した時点で、措置状況の記載内容に変更がないか担当部局・課における確認を依頼する等の対応が必要と考えられる。

22. 産休等代替職員設置事業費補助金(意見 25)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-22	報告書	115	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	補助金の交付決定のタイミング		
指摘・意見の内容					
平成 29 年度の補助金の交付決定の状況を確認したところ、当年度の交付決定は 1 月以降に偏って実施されており、交付申請及び実績報告の提出から半年近くが経過しているものもあった。 「石川県補助金交付規則」第 7 条においては、補助金の交付を決定したときは、速やかに通知を行うこととされている。また、交付申請及び実績報告の受付から相当期間が経過する場合は、交付決定手続の脱漏が生じる恐れがあることから、適時に交付決定手続きを行うことが望まれる。					
措置状況					
補助事業者からの交付申請及び実績報告が提出された場合に、適時に交付決定の手続きをすることとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「令和 5 年度産休等代替職員費補助金交付申請及び実績報告書」及び「令和 5 年度産休等代替職員費補助金の交付決定及び額の確定について(通知)」を閲覧した。交付申請は令和 6 年 1 月 5 日付けであり、これに対応する交付決定の通知は令和 6 年 1 月 16 日になされていた。補助事業者からの交

付申請及び実績報告が提出された場合に適時に交付決定の手続きがなされていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

23. 産休等代替職員設置事業費補助金(意見 26)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-23	報告書	116	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	産休等代替職員設置事業費補助金の今後の在り方		
指摘・意見の内容					
産休等代替職員設置事業費補助金の趣旨は、産休等の必要がある職員の母体の安全や専心療養を実現するため、代替職員の確保を支援し、産休等を取得しやすい環境を整えることにありと捉えられる。当該趣旨に照らした場合、代替職員は、産休等により生じた欠員を補充するため新たに雇用された者であることが想定されるが、平成 29 年度の交付申請及び実績報告に添付された出勤簿、賃金台帳及び雇用契約書等を閲覧したところ、代替職員は産休等の開始前から雇用されている者が殆どであった。これは、各施設において、産休等が発生する都度、期限付きで職員を採用することが困難であることから、産休等が発生した場合でも必要な人員を確保できるよう予め余裕を持って採用を行っているためであると想定される。 「石川県産休等代替職員制度実施要綱」では、新たに任用する者の定義は明確にされておらず、休暇前より雇用している者も補助の対象になるため、産休等に対応する目的でなく雇用していた者であった場合には、補助の趣旨に必ずしも当てはまらない可能性がある。 また、現状では、産休等を見越した人員確保ができる体力のある施設ほど補助を受け易く、小規模な施設ほど補助の機会に乏しいという不公平が生じる可能性もある。 上記の懸念事項を解決するためには、補助基準を明確にすることと、人員確保に向けた取組に対する補助が公平に行われることが必要である。例えば、予め定員を超えた人員を確保している場合は別の補助を行うことも考えられる。 必要な定員を上回る保育士等の雇用に対する補助を行っている市町もあるとのことであり、今後、補助基準の見直しや市町との連携による効果的な補助についての検討がなされることが期待される。					
措置状況					
補助基準について、当該事業の趣旨や他県の実施状況を勘案し、「新たに任用する者の定義として、すでに雇用されている者であっても対象とする」旨を明確にするとともに、人員確保の取組に対する補助については、市町の意見も聞きながら、必要に応じて検討していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、他県の状況について調査を実施し、すでに雇用されている者であっても産休等代替職員として認めている事例が複数あったことも考慮し、補助基準について「すでに雇用されている者であっても対象とする」旨を内規にて明記したとの回答を得た。他県に対して実施した調査に係

る資料「産休等代替職員費補助事業の実施内容等調査について」を閲覧し、中部地方の7県に対して調査が実施され、これを踏まえて本県の対応について協議・決定がなされたこと、また、下記のとおり、内規である「産休等代替職員に係る基準」の第2項にて、当該決定内容が明記されていることを確認した。「産休等代替職員に係る基準」は「石川県産休等代替職員制度実施要綱」の改正と同時に改正がなされており(令和元年5月改正)、令和元年度で措置済みとの対応に問題はない。

＜産休等代替職員に係る基準＞ 石川県産休等代替職員制度実施要綱第5条に定める産休等代替職員の任用基準について、次の通り定める。 1. 児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、外部から臨時的に任用する者を産休等代替職員とすることができる 2. やむを得ない理由で前項を充たすことができなかった場合に限り、当該児童福祉施設等に勤務する職員を産休等代替職員として任用することができる	
---	--

人員確保の取組に対する補助については、市町に聞き取りを行い少子化対策監室内で検討を実施した結果、現時点では対応不要と判断しているとの回答を得た。なお、聞き取り状況のメモや議事録等が残されていないことから、いつ対応不要と判断したのか特定することはできなかった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-18(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。
--

「人員確保の取組に対する補助については、市町の意見も聞きながら、必要に応じて検討していきたい。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「検討していきたい」とする状況は「検討中」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、市町に聞き取りを行った結果、当該補助を設ける必要がない(不措置)と判断した旨とその理由を公表すべきであったと考えられる。

24. 病児・病後児保育事業費補助金(意見 27)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-24	報告書	127	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	受け入れ体制の現状把握		
指摘・意見の背景					
病児・病後児保育事業費補助金は、市町が負担した病児・病後児保育の利用料相当額に対し、一定の補助金を支給する事業である。					
指摘・意見の内容					
当該事業は、病気が発生した場合等実施されるものであり、日によっては利用が無い場合もある一方、インフルエンザ等の流行があった場合には、希望者全員の受入が困難となることも想定される。					

病児対応型及び病後児対応型の拠点の稼働率を調査したところ、病児対応型については、平均的な稼働率を超えている市町があった。これらの市町については、日によってはすべての希望者の受入が困難な状況が生じていることも想定される。原因としては、職員の確保が困難であることや施設基準により、定員を増加できないことも考えられる。

当事業は、病気等が発生した場合に就労と子育ての両立を図る事業であり、希望があった場合は適時に受け入れることによってこそ、その効果が発揮される事業である。

県においては、まずは、現状を把握したうえで、状況に応じた受け入れ体制の強化を検討することが望ましい。

措置状況

まずは、病児・病後児の需要と供給のバランス等の現状を把握することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、「病児・病後児の需要と供給のバランス等の現状を把握することとした」とあるが、実際に現状把握を行ったかどうか記録が残っていないため確認できないとのことである。病児・病後児保育事業は、実施主体である市町が一義的に地域の需要や課題を把握し対策を講じるべきものであるため、県としては特段の対応は不要との回答を得た。

また、県が公表している「エンゼルプラン 2020」では、働く保護者のニーズに対応したサービスの提供を図る旨が記載されており、病児・病後児保育実施か所数の数値目標が掲げられているが、現状把握を行った各市町が立てた計画数値を合算した数値であり、県として現状把握を行った上で公表している数値ではないとの回答を得ている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 A-19(総括意見 2))

措置状況に記載されたことを実施していない。不措置とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきである。

措置状況に「病児・病後児の需要と供給のバランス等の現状を把握することとした」とあるが、把握結果を証憑等により客観的に確認できなかった。また、病児・病後児保育事業は、実施主体である市町が一義的に地域の需要や課題を把握し対策を講じるべきものであるため、県としては特段の対応は不要との回答が得られていることから、措置状況に記載した内容は未実施であると判断した。行っていない、行うつもりがないことを措置状況に記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。

この点、病児・病後児保育事業は、実施主体である市町の主管のため、県としては特段の対応は不要であり、過年度の包括外部監査人の意見に対して「不措置」とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきであったと考えられる。

25. 多世代交流拠点運営事業費補助金(意見 29)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-25	報告書	162	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	市町との連携		
指摘・意見の背景					
多世代交流拠点運営事業費補助金は、石川県小松市にある多世代交流施設「しあわせのいえ」を活用した多世代交流イベントの企画運営や情報発信のためのリーフレットの作成等の事業費を補助金として交付している。					
指摘・意見の内容					
事業計画の「情報発信」では、「市町や団体等に対する見学等の受け入れ」という記載があるが、事業実施報告書には該当する記載がない。					
当該事業は多世代交流拠点が広く展開されることを後押しするためのモデル事業であると考え、市町等から試してほしいイベントや多世代交流に関する事業を募って、それらを取り入れたうえで実績報告の発信をすることなど、市町等との連携を強める施策を講じることが望まれる。					
措置状況					
市町や団体等に対する見学等の受入など、市町等との連携については以前より実施しているところではあるが、より強化していく。また、見学等の受け入れについては、補助金交付先に対し事業実施報告書へ記載を指示した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問を実施し、市町との連携に係る関連資料を閲覧した。小松市発行の子育て情報誌「ハグくむ」に当該施設の情報を掲載することや、当該施設のイベントカレンダーを小松市や加賀市、能美市や川北町など近隣の市町の多数の施設に配布していること等により市町等との連携を進めていることを確認した。また、ホームページや instagram、facebook にリーフレットや企画チラシを掲載し、「しあわせのいえ」を活用した多世代交流に係る下記のイベントを実施していることを確認した。

- どの世代も共通して関心のあるテーマとしての「食」を通した多世代交流
- 地域の親同士等の交流の場
- 誰でも気軽に参加できる多世代交流事業

また、令和 5 年度の事業計画及び事業実施報告書において「情報発信」の項目が記載されていることを確認した。事業実施報告書に記載されている「情報発信」に係る記載は以下のとおりであり、リーフレット等の地域への配布や SNS 等の活用、情報誌への掲載等による情報発信が進められている。

- リーフレットや企画チラシの周辺地域への配布
- ホームページや SNS を活用した情報の発信
- 地域広報誌や情報誌への情報の掲載

見学等の受入に関しては、事業実施報告書に「視察の受入」との記載を確認し、措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 視察の受入に関する詳細な記載の指示(意見 A-20)

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団(以下、「財団」という。)からの事業実施報告書に記載されている「視察の受入」に関して、多世代交流拠点運営事業がモデル事業であることを意識した詳細な報告を求めるべきである。

多世代交流拠点運営事業は、小松市にある「しあわせのいえ」という多世代交流拠点が広く県内に展開されることを後押しするためのモデル事業である。しかし、現状の事業実施報告書は「しあわせのいえ」を活用したイベントの企画運営に関する記載が大半を占めており(補助事業の内容を示すという意味で、当該記載が必要なのは理解している)、モデル事業として今後どのように展開していくつもりなのかを見据えた内容の記載がない。多世代交流拠点を広く展開していくことを後押しするモデル事業であると考え、今後展開する可能性がある市町や団体等が行う「視察の受入」は重要な項目である。単に「視察の受入」を行った旨を書くだけでなく、モデル事業であるということを意識した詳細な報告を求めるべきである。少なくとも、どのような市町や団体等の視察があり、視察者からどのような意見や質問があったのか、その意見や質問にどう対応するつもりなのかを事業実施報告書に記載するよう求めるべきである。

視察の都度、視察結果や報告書を取りまとめることが非効率であれば、例えば、モデル事業であることを前提としたアンケートを作成した上で、視察者には必ずアンケートを実施し、財団は事業実施報告書にアンケート結果を添付するとともに、アンケート結果から得られた視察者からの意見にどう対応するのかを記載し、今後の対応を県と議論することが考えられる。

26. 多世代交流拠点運営事業費補助金(意見 30)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-26	報告書	163	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	多世代交流拠点運営事業費補助事業の今後の在り方		
指摘・意見の背景					
多世代交流拠点は現状県内 1 拠点でモデル事業として実施されている。					
指摘・意見の内容					
子育ての不安を軽減するために「地域子育て支援拠点事業」「マイ保育園事業」など県内の全市町で展開されている施策が多く存在するなか、当事業は多世代交流拠点における地域の子育て支援機能を強化することを目的に実施しているものであるが、多世代による交流・イベントも手探り状態で、経済性・効率性が高いとはいえない事業である。					
県内に多世代交流拠点を広く展開することが目的のモデル事業とはいえ、5 年 10 年と際限なく事業を続けることがないよう、当該事業がどのような形になることを目標とし、どのような状況になれば他の市町等でも多世代交流を目的とした事業に注力するという意思決定を行うのか、市町への意見聴取、全体のスケジュール及び毎年の目標設定と成果の評価を実施することが必要と考える。					

措置状況
多世代交流を展開するために必要となる課題やニーズを市町等と情報交換を行い、しあわせのいえにおける取組の充実を図り、その成果や課題に対する対応策等を整理し、次期エンゼルプランの計画期間に市町における多世代交流の取組が広がるよう、しあわせのいえでの取組を情報発信していく。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、措置状況に「市町等と情報交換」とあるが、HP やパンフレットを通じて周知を図っているものの、市町への意見聴取・情報交換に関する資料はないとのことである。令和 2 年 2 月に包括外部監査人の意見に対応するため、県内各市町へ多世代交流の促進にかかる取組について意見聴取を行うよう調査票が作成されていたことは確認できたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、意見聴取の実施を延期し、現在に至っているとのことである。また、毎年の目標設定及び成果の評価については、実施していないとのことである。過年度の包括外部監査人の意見は、「県内に多世代交流拠点を広く展開することが目的のモデル事業」を前提として、市町への意見聴取及び目標設定並びに成果評価の実施を求めるものであるため、これに対応した措置がされているとは言い難い。

＜各事業年度の補助金の推移＞

(単位:千円)

年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
補助金	11,607	11,396	11,512	12,085	12,500

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 A-21(総括意見 1))

措置状況に記載されたことを実施していない。

措置状況では、「多世代交流を展開するために必要となる課題やニーズを市町等と情報交換を行い」と記載しているが、市町への意見聴取・情報交換の実施を予定していた時期に新型コロナウイルス感染症が流行したことで実施を延期し、その後、実施されないまま現在に至っている。行っていない措置状況を記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。なお、措置対応についてステータス管理を行っていれば、未対応のまま時間が経過することもなかったと考えられる。

今回は、調査票に基づく調査を意見 A-23「目標設定及び成果指標の実施と事業継続の可否」として、新たに意見しているため、意見 A-23 に対する措置対応において、適切な対応を求めるものとする。

② 意見と措置状況の不整合(意見 A-22(総括意見 4))

意見の求める内容と措置状況が合致していない。

過年度の包括外部監査人の意見は「しあわせのいえ」の事業目標を設定し、各年度の目標設定及び成果の評価を求めるものであるが、措置状況にはこれに対応する回答がされていない。措置の記載は意見に対応した記載をすべきである。

今回は、意見 A-23「目標設定及び成果指標の実施と事業継続の可否」として、新たに意見しているため、意見 A-23 の意見に対する措置対応において、適切な記載を求めるものとする。

③ 目標設定及び成果評価の実施と事業継続の可否検討(意見 A-23)

「しあわせのいえ」の事業目的に応じて毎年目標を設定し、成果の評価を行うべきである。事業目的が事業開始時から変わっていないのであれば、事業継続の可否を検討すべきである。

毎年「しあわせのいえ」へ多世代交流拠点運営事業費補助金として県から 1 千万円以上が支給され、かつ、補助金の額は年々増加している。「しあわせのいえ」の事業目的を明確化し、毎年測定可能な目標の設定及び成果の評価を実施することが必要と考える。

なお、事業目的が事業開始時と変わらず「県内に多世代交流拠点を広く展開することが目的のモデル事業」である場合は、目標の設置及び成果の評価を実施するだけでなく、事業継続の可否を検討すべきである。

本事業の開始が平成 28 年度であることを考えると、令和 6 年度時点ですでに事業を開始して 9 年目であるが、県内に多世代交流拠点が增多するという話はなく、モデル事業としての成果を生んでいるとは言い難い。「しあわせのいえ」へ補助金を支給して事業を継続することが「子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成(エンゼルプラン 2020)」を行う上で、経済合理性があるのか、12 百万円(令和 4 年度、令和 5 年度実績)の補助金をより有効性・経済性の高い事業に振り分けるべきではないかという視点で議論されたい。

27. いしかわ子ども交流センター管理運営費(意見 31)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-27	報告書	171	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	委託先の選定方法及び随意契約における目標設定と評価		
指摘・意見の背景					
いしかわ子ども交流センターは、県内 3 か所(金沢市、小松市、七尾市)に設置されている施設である。					
指摘・意見の内容					
運営委託先の選定は、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団(以下、「財団」という。)との随意契約となっている。平成 20 年度以来、同財団との随意契約が続いていることなどから、サービスの向上や新たな視点での施策を講じるため、随意契約ではなくプロポーザル形式の委託先選定へ変更することも有益ではないかと考えられる。また、本館、小松館、七尾館の各施設別に委託先を選定することにより、近隣の民間企業への委託を可能とし、効果的かつ効率的な経営が実施される可能性も否定できない。委託先の選定方法の見直しについて検討が望まれる。 ただ、財団の経験が不可欠であるとして、随意契約を継続することが合理的という判断も考えられる。その場合は、随意契約で毎年契約が更新されていくという前提のもと、毎年、業務に関する目標設定を行い、業務改善報告等を求めて、当該事業が年々有効かつ効率的に実施されるような取組を求めることが必要と考える。					
措置状況					
3 館の運営は、全県で子育て支援事業を実施し、プラネタリウム投映にも専門知識を有する公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の経験が不可欠であり、プロポーザル形式ではなく、随意契					

約を継続することが合理的と考えている。

業務の執行に関しては、県子ども政策課長、財団専務理事、子ども交流センター長とで構成する「三者会議」を開催し、当該会議の場において、当該事業が、年々有効かつ効率的に実施されるよう、毎年、業務に関する目標を設定し、実績や改善点等の報告を求めることとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問を実施したところ、当該施設の運営委託先の選定は、全県で子育て支援事業を実施し、プラネタリウム投映にも専門知識を有する公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団と随意契約を継続することが合理的と考えているとの回答を得た。

令和元年度から令和 5 年度に開催された「三者会議」に係る議事録(名称は「報告(応接)連絡書」)を閲覧し、業務に関する目標・計画や、実績・改善点などについて、関係者間で協議・報告がなされ、随意契約における事業の効果的かつ効率的な運営に継続的に取り組んでいることを確認した。また、委託先である公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団との間で 3 館それぞれの入館者数の数値目標を設定し、毎週実績の報告を受け、変動要因の分析や改善点について協議しているが、当該数値目標について、事業計画や議事録等の資料への明記はなされていないとの回答を得た。

三者会議での主な協議事項(抜粋)

- 子ども交流センターの事業計画について
- 子ども交流センターの利用促進策について
- プラネタリウムの入場者状況について
- プラネタリウムの投映計画について
- 施設の修繕について

＜各施設の入館者数推移と目標値＞

(単位:人)

年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
本館	105,414	46,854	49,910	68,827	81,708	100,000
上記のうち、プラネタリウム室利用者	32,928	11,276	14,756	19,886	24,160	1 投映 40 名
小松館	40,401	19,910	17,365	25,369	28,983	40,000
七尾館	34,214	10,793	11,452	22,766	23,211	30,000

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 数値目標に関する記載(意見 A-24)

三者会議の資料等に数値目標を記載することが望ましい。

過年度の包括外部監査人は業務に関する目標設定を行うよう意見しており、担当課より、3 館それぞれの入館者数の数値目標を設定しているとの回答を得た。しかし、当該数値目標について事業計画や議事録等の資料への明記はなされていないとのことである。各施設の入館者数の実績や目標値が担当課より提示されていることから、措置対応されていると判断するが、設定した数値目標について三者会議の資料等で明確にしておくことが望ましい。

28. いしかわ子ども交流センター管理運営費(意見 32)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-28	報告書	171	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	委託業務執行結果の報告		
指摘・意見の内容					
委託契約書に添付されている仕様書に記載されている委託業務の具体例には、モデル的な中高生の「居場所づくり」や中高生と幼児とのふれあう機会の提供などを求めている。いしかわ子ども交流センターのイベントでは、様々な形で中高生が参加しているが、委託事業執行結果報告書にはその内容について当該切り口での記載がない。委託契約書に添付されている仕様書記載の内容について、正しく業務を行っているか、明確に報告させ確認する必要があると考える。					
措置状況					
委託先に対し、事業執行結果報告書への適切な記載の徹底を指示するとともに、平成 30 年度委託事業執行結果報告書については「仕様書に準じた内容」に修正した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「いしかわ子どもセンター業務委託仕様書」において、業務内容は以下のとおり記載されている。

- 青少年が健全な遊び、文化芸術活動等を体験するための機会の提供に関する業務
- 青少年の健全な育成についての情報の提供、相談等に関する業務
- 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援に関する業務
- 青少年の健全な育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者の育成に関する業務
- プラネタリウム投映に関する業務
- その他、知事が必要と認める業務

令和 5 年度の「委託事業執行結果報告書」を閲覧し、主な事業の内容と事業執行結果として、上記の仕様書に記載の業務内容に対応した具体的な記載がなされていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

29. いしかわ子ども交流センター管理運営費(意見 33)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-29	報告書	173	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	いしかわ子ども交流センターの今後の在り方		
指摘・意見の内容					
いしかわ子ども交流センターの本館、七尾館、小松館ともに施設の老朽化が進んでおり、近年修繕費の金額也多額となっている。このままランニングコストとして多額の修繕費を税金投入するべきなのか否か、必要な施設であるならば建て替えの可否、建て替え時にはどの程度の規模、どのような事業					

を継続するの十分な検討が必要である。各地区の児童館数、県内プラネタリウム数等、ありとあらゆる情報を検討し、いしかわ子ども交流センターの今後のあり方を検討することが望まれる。

措置状況

子ども交流センターは、本県の子どもの健全育成及び子育て支援に係る拠点施設としての役割を担っており、今後のあり方については、まずは様々な情報を収集してまいりたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問の実施、及び資料の閲覧により、担当課が県内における市町設置の児童向け施設や他都道府県の児童向け施設の状況、隣県の大型児童館に係る情報を収集していることを確認した。また、「行政経営プログラム 2020」の整理結果に係る資料を閲覧した。

子ども交流センターは施設の老朽化が進んでおり、七尾館、小松館の 2 館については、「行政経営プログラム 2020」において譲渡・廃止を含む今後の施設の存続について議論がなされたが、前述した児童向け施設の状況に係る情報収集の結果も踏まえ、子どもの学びや育ちのための中核的な施設として 3 館とも重要であるとし、当面は現在の施設を維持する方針を決定したとの回答を得た。これを受けて、令和 5 年 3 月に本館のプラネタリウム機器を更新し、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて大規模修繕による長寿命化対策を実施して一層の利用促進に取り組んでいる状況とのことである。

必要な情報を収集し検討がなされた結果、施設の存続が決定されており、適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 A-25(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「様々な情報を収集してまいりたい」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「様々な情報を収集してまいりたい」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、施設の今後の在り方について情報収集をした結果、子どもの学びや育ちのための中核的な施設として 3 館とも重要であるとし、当面は現在の施設を維持する方針を決定したとのことであるから、当該事実を措置状況として公表した時点で「措置済み」とすべきであった。

30. 健やかふれあい保育事業費補助金(意見 34)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-30	報告書	200	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	要綱における補助要件の明確化		
指摘・意見の背景					
健やかふれあい保育事業費補助金は、軽度の障害がある児童を受入れる保育所等において職員の加配が行われた場合に、その人件費に対して市町が助成した金額の一部について、県が補助を行うものである。					

指摘・意見の内容
石川県健やかふれあい保育事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項においては、補助を受けようとする私立保育園又は私立幼保連携型認定こども園に対し、障害児 1 人あたりにつき月額 87,250 円以上の額を助成する市町に限り補助を行うこととされている。平成 29 年度実績報告書を閲覧したところ、1 人当たりの助成月額が、87,250 円に満たない市があった。 これは、週のうち一部の日について障害児通所施設を利用している場合等には、月額 87,250 円に、保育所に通園した実日数に応じた割合を乗じて計算した金額による助成がなされている例であり、このような場合においても、上記要綱の規定を満たすものとして、補助の対象としているとのことであった。例えば、週のうち半分を障害児通所を利用した場合は、月額 87,250 円の半額に相当する月額 43,625 円の助成が行われ、当該金額により実績報告がなされることとなり、県は当該金額に基づき補助を行っている。 当事業は、市町が、障害児の受け入れに係る保育士の人件費を助成した場合に、当該金額に対する補助を行うものであり、補助の基準となる月額に保育士の実働に応じた割合を乗じて助成された場合であっても、月額に換算した場合には要綱における基準額が実質的に満たされると捉えられることから、不合理な点は無いといえる。 しかし、現状の要綱においては、上記のように実働に応じた割合を乗じることについては明記されていない。そのため、仮に、他の市町において、実働に応じた助成を行いたいものの、その場合には補助対象とならないと認識し、助成を行わなかった市町と実働に応じた助成を行っている市町に比し、不公平が生じる可能性がある。 そのため、市町において補助要件の認識に差異が生じないよう、要綱において実働に応じた割合を乗じた場合も補助対象となる旨を明記する等の対応がなされることが望まれる。
措置状況
市町において補助要件の認識に差異が生じないよう、補助要綱の運用の明確化を図った。具体的には、本補助金は、保育所等において障害児保育を実施するために必要な加配保育士等の人件費を補助し、以て障害児の受入れ体制を整備することが目的であることから、対象障害児が通園する実日数に関わらず補助することについて、市町に周知した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に対して具体的な措置状況について質問した。本事業は令和 4 年度で廃止となり、令和 5 年度からは「障害児保育支援事業」という新たな事業が開始されたため、直近の適用状況として令和 4 年度の 12 市町の実績報告書と当該補助金交付要綱について閲覧を行った。

担当課からは「実日数により按分した額でもって補助するのではなく、要綱の文言どおり基準額を超えた場合にのみ、補助している」との回答を得た。これは措置状況の記載にもあるように「市町において補助要件の認識に差異が生じないよう、補助要綱の運用の明確化を図った。」とも整合している。

本補助金の目的は保育所等において障害児保育を実施するために必要な加配保育士等の人件費を補助し、以て障害児の受入れ体制を整備することである。このため、対象障害児が通園する実日数で按分する性質のものではなく、「障害児 1 人当たりの月額基準額を超えた補助を行った場合にのみ補

助する」との市町への周知は適切な措置であると判断する。

また、適用状況を確認するために令和 4 年度の 12 市町の実績報告書と当該補助金交付要綱(令和 4 年 4 月 1 日改訂)の閲覧を行った。補助金要綱によると障害児 1 人当たり月額 96,680 円以上の額を助成する場合に限ると記載されており、また 12 市町の実績報告書にある実績調書(補助基準額)についても補助金要綱の月額基準額(96,680 円)を下回るものは発見されなかった。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

31. ワークライフバランス推進事業費(大学生に対する普及啓発推進)(意見 35)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-31	報告書	215	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	成果指標の見直し		
指摘・意見の内容					
大学生向けライフプラン・キャリアデザインセミナーについて、成果指標として、セミナーの実施校数（累計）の数値を用いているため、あくまで県内大学等 19 校に対して一度ずつセミナーを開催することが目標となっている。過年度に実施した大学でセミナーを再度開催する場合であっても、同じ学生が受講するわけではない。ワークライフバランスの考え方を広く学生に周知し、就職後にワークライフバランスの意識を根付かせるという意味では、実施校数（累計）とするのではなく、受講者数で成果を図るほうがより適切と思われる。					
措置状況					
成果指標を「受講者数」とすることとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問及び令和元年度から令和 5 年度までの「大学生向けライフプラン・キャリアセミナー開催状況」の閲覧により、「大学生向けライフプラン・キャリアデザインセミナー」の成果指標が「実施校数(累計)」ではなく「受講者数」となっていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

＜「大学生向けライフプラン・キャリアセミナー」受講者数推移＞

(単位:人)

学校名	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
金城大学	89	107	-	-	-
金城大学短期大学部	-	-	-	85	72
北陸学院大学	73	115	75	58	54
北陸学院大学短期大学部	32	-	30	27	14
金沢学院大学	231	-	-	230	202
石川県立看護大学	83	86	78	80	82
石川工業高等専門学校	103	193	-	-	-
計	611	501	183	480	424

平成 30 年度の包括外部監査での意見を受けて、令和元年度より上表の成果指標を設定している。
令和 3 年度はコロナ禍の影響で受講者数が少なくなっている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

32. ワークライフバランス推進事業費(育休からの復帰・就業継続サポート)(意見 36)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-32	報告書	215	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	活動指標・成果指標の設定		
指摘・意見の内容					
育休からの職場復帰・再就職支援セミナー、仕事と育児の両立ミーティングについて、目標となる指標を設定していないとのことであるが、目標となる指標を設定することが望まれる。					
措置状況					
目標となる指標として「セミナー等参加者の満足度」を設定することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問及び「令和元年度から令和 5 年度(集計)育休からの職場復帰・再就職支援セミナー開催結果」の閲覧の結果、開催された各セミナーについて参加者数、満足度について記載され、「セミナー等参加者の満足度」が目標となる指標として設定されていることを確認した。また、回収したアンケートを閲覧し、セミナーの参加動機や内容に対する満足度について調査がなされていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

なお、セミナー別の満足度と申込人数は下表のとおりである。セミナー回数を全 4 回から全 3 回に見直したり、参加者を夫婦対象にするなど、開催の都度、色々な取組がなされていることが確認できた。

＜育休からの職場復帰・再就職支援セミナー満足度及び申込人数の推移＞ (単位: %、人)

	R 元年度(※1)		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度(※2)	
	9 月	2 月	9 月	2 月	9 月	2 月	9 月	2 月	11 月	12 月
満足度	100	未実施	90	100	100	100	100	100	100	91
申込人数	14	22	7	8	15	4	6	10	29	32

※1 令和元年度の 2 月開催時は最終回の中止によりアンケートを実施していないが、以降のセミナーにおいては継続的にアンケートを実施している。

※2 令和 5 年度は夫婦対象のセミナーとなっており、申込人数が他のセミナーより多くなっている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

33. ワークライフバランス推進事業費(企業向け後押し)(意見 37)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	30-33	報告書	215	部課名	健康福祉部少子化対策監室	
区分	意見	項目	目標数値を達成するための施策			
指摘・意見の内容						
ワークライフバランス推進事業のエンゼルプラン上の設定されている目標項目のうち、育児休業取得率(男性)、年次有給休暇取得率の目標値と実績値は以下のとおりである。(単位:%)						
項目		実績値				目標値
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H31 年度
育児休業取得率(男性)		1.1	1.1	2.2	2.0	13
年次有給休暇取得率		37.7	37.0	41.2	37.9	70
現状、いずれも目標値と実績値に大幅な乖離がみられ、目標値を大幅に下回る見込みである。施策としてセミナーや実践講座による啓もう活動や優良企業への表彰を行っているが、上記実績値を見る限り、現在の施策だけであると目標値は到底達成しえない。目標値を達成するためには、表彰を受けた優良企業に具体的なメリット(例えば、優良企業名の求職者への周知を支援するなど)を付与したり、場合によっては労働局との連携を強化するなど、強力な施策を実施する必要がある。						
措置状況						
男性の子育て参画促進に向け、男性に対する意識啓発と、企業側の理解促進の両面から取り組むなど、より効果的な施策を検討し、実施していくこととした。						

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に対して、措置状況の記載のある「男性に対する意識啓発」と「企業側の理解促進」の具体的な取組について措置状況表明後の対応を質問した。具体的な対応について以下の施策を実施している旨の回答を得た。

○男性に対する意識啓発の施策【家庭向け】

- ・男性の育児家事実践ワークショップ(令和 2 年～):育児・家事の実践に向けたワークショップの開催
- ・育児・家事シェアシート(令和 2 年～):育児等の分担を夫婦で話し合い育児参画のきっかけをつくるための取り組み
- ・パパちからアップセミナー(令和 4 年～):配偶者の出産を控えた男性等を対象に、産前産後の女性の心身の変化やパパになる心構え、育休制度を紹介するセミナーの開催

○企業の理解促進に向けた施策【企業向け】

- ・「パパ子育て応援企業」認定制度(令和 2 年～):男性従業員が子育てに参画しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定
- ・男性育休取得応援セミナー(令和 4 年～):育児・介護休業法改正の概要や企業にとっての男性の育休取得のメリット、先進企業の事例などを紹介
- ・男性育休支援アドバイザー派遣(令和 4 年):男性の育児休業取得をさらに推進するため、専門家(社労士)を企業に派遣
- ・男性育休取得マニュアルの作成(令和 4 年):男性育休取得のモデル事例等を記載したマニュアルを作成

し、県内企業で横展開を図った

なお、当該意見は目標値の達成に向けて、「表彰を受けた優良企業に具体的なメリット(例えば、優良企業名の求職者への周知を支援するなど)を付与したり、場合によっては労働局との連携を強化するなど、強力な施策を実施する必要がある。」との趣旨である。この点については回答にある「パパ子育て応援企業」認定制度で、認定された企業一覧を県の HP に掲載するとともに、認定事項である認定企業の男性育児休業取得者数や育児休業制度の開示を行い、求職者への遡求に努めて認定企業を県として支援している。また、「男性育休取得応援セミナー」では石川労働局が企業向けの育児介護休業法の解説を行うなど連携が行われており、当該意見を取り入れた対応が行われていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

なお、「エンゼルプラン 2015」で、ワークライフバランスの推進に関する指標として、育児休業取得率(男性)と年次有給休暇取得率を設けていたのは、どちらも国の「少子化社会対策大綱」(平成 27 年 3 月 20 日閣議決定)において目標値として設定されていたことによるものである。「エンゼルプラン 2020」では、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)における目標値として設定された育児休業取得率(男性)のみが継続した指標として残っている。当該指標の実績は以下のとおりである。令和元年度と比較すると順調に増加し、目標達成に近い水準まで上がっており、各種施策の成果が出ていると考えられる。

< 令和元年度以降の事業の目標と成果指標 >

(単位: %)

項目	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度 目標値
育児休業取得率(男性)	7.0	4.0	6.5	14.3	24.3	30.0(※)

※ 令和 7 年度目標値の 30.0%は令和元年 12 月 20 日に閣議決定している、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(国)における目標値を採用している。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

B. 文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について(令和元年度)

1. 石川県立音楽堂(意見 1)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-1	報告書	27	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	稼働率の算出方法		
指摘・意見の内容					
石川県立音楽堂(以下、「音楽堂」という。)が有効に利用されているのかどうかを把握するために稼働率は重要な指標であるが、現状の稼働率は各ホールにおいて、午前、午後、夜間の3区分の中の1コマに利用があれば、全日利用有りとして計算される仕組みとなっている。公益財団法人石川県音楽文化振興事業団(以下、「事業団」という。)では、ホール別に、午前、午後、夜間の各区分での利用実績を把握しているが、ここ数年、ホール・区分によっては利用実績が横ばい若しくはやや減少傾向にある。音楽堂の有効活用を促す具体的な施策を検討し、実行する上でも、ホール別かつ時間区分別に稼働率管理を行い、指標として利用することが望まれる。					
措置状況					
稼働率の算出方法について、意見を踏まえ、利用実績を適切に把握し、音楽堂の有効活用を促す具体的な施策を検討する際に活用するよう努めたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

事業団担当者へ質問し、利用者は1日単位で会場を確保することが多いこともあり、理事会や評議員会へ提出する稼働率の算出方法は監査以前と変更しておらず、別途、内部資料として、午前、午後、夜間別の利用実績を集計し稼働率を算出しているとの回答を得た。令和5年度施設使用率状況資料を閲覧し、午前、午後、夜間別に利用実績を集計し稼働率を算出していることを確認した。適切に措置されていると判断した。

なお、午前、午後、夜間での空き時間の有効活用という面では、空き時間が利用者のニーズと合致しないことも多く、ホール内の軽微な修繕作業に充てることが多いとのことであった。

<音楽堂の稼働率推移>

(単位:%)

区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度(※)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
コンサートホール	82.9	70.3	60.8	75.3	79.3	91.2
邦楽ホール	73.7	61.5	32.7	54.3	55.3	63.7
交流ホール	86.9	77.0	60.9	72.9	79.7	77.5
全体	81.1	69.7	51.5	68.0	71.4	76.8

(出典:石川県立音楽堂稼働率)

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた時期であり、稼働率が著しく減少することが予想されるが、施設の大規模修繕により稼働率計算の分母となる利用可能日数が他年度より9%程度少なくなったことで、稼働率の下落が一定程度に抑えられている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

2. 石川県立音楽堂(指摘 1)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-2	報告書	29	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	指摘	項目	物品の処分(県所有)		
指摘・意見の内容					
石川県財務規則では、不用の物品を処分しようとするときは、「物品の不用決定並びに売却(廃棄 伺)」により、あらかじめ決裁を受けることを求めているが、新しい機器購入時に古い機器を廃棄したの か、引き続きどこかに保管しているのか確認できない状況が発見された。廃棄しているのであれば、 廃棄の決裁が漏れなく行われる体制整備が必要であるし、どこかに保管しているのであれば、即座 に保管場所がわからない資産管理体制の改善が急務と考える。					
措置状況					
備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施するとともに、備品の保管場所が即座に分 かるように備品台帳に保管場所を記載することとした。また、既に廃棄済みの備品については、速や かに廃棄手続を行った。今後は、財務規則に基づき廃棄時においてあらかじめ決裁を徹底するな ど、適切な財産管理に努めてまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 6 年 3 月 31 日時点の備品台帳を確認し、それぞれの備品の保管場所が記載されていることを確認した。また、事業団担当者への質問の実施及び「物品の不用決定並びに売却(廃棄)伺」等、備品の廃棄に係る帳票類を閲覧し、備品の廃棄時において必要な決裁が実施されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

3. 石川県立音楽堂(意見 2)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-3	報告書	29	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	石川県長期構想の成果指標		
指摘・意見の内容					
音楽分野での活動状況を示す指標として音楽堂入場者数が成果指標となっており、貸館の利用者数も集計されている。貸館には音楽に関する発表会利用もあるが、学会利用も多く含まれており、「音楽分野での活動状況を示す指標」としては適していないと考えられる。音楽分野での活動によって利用した人数のみを指標とすることが望まれる。					
措置状況					
石川県長期構想の成果指標について、意見を踏まえ、適切な目標設定方法について、次の令和 5 年度指定管理契約の更新時に検討したい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「石川県長期構想」の後継である「石川県成長戦略」(令和 5 年 9 月に策定)を閲覧し、音楽及び音楽堂に関する KPI(Key Performance Indicator:重要達成度指標)として①音楽堂への年間入場者数と②クラシック音楽に親しむ人の割合が設けられていることを確認した。

担当課へ質問したところ、①については、これまで同様、音楽堂入場者数を集計しており、集計方法に変更はないとの回答を得た。「石川県成長戦略」では県立美術館、県立博物館など県立施設の入場者数を KPI に設定しており、音楽堂も同様に入場者数を KPI にしているものであり、KPI を継続することに問題はないものと判断した。②については、過去の監査意見に対応するため、総務省が 5 年ごとに公表している「社会生活基本調査」を利用し、新たに音楽に関する指標を設けたとのことであった。

過年度の包括外部監査人の「入場者数を音楽分野での活動に絞るべき」との意見は不措置としたが、別途、音楽分野に特化した指標を設けており、適切に対応されているものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 B-1(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「令和 5 年度の指定管理契約の更新時に検討したい」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「検討したい」とする状況は「措置予定」と考えられ、令和 2 年度の公表だけで終わらせず、令和 5 年 9 月の「石川県成長戦略」を公表した令和 5 年度に対応状況を公表し「措置済み」とすべきであった。

② 措置状況公表前のチェック体制(意見 B-2(総括意見 4))

措置状況の記載が適切ではないことから、担当課からの措置状況を取りまとめる行政経営課において、措置状況の公表前に確認すべき項目をチェックリスト化し、複数名で確認する体制等を構築することが望ましい。

「石川県長期構想」の成果指標に関する監査意見に対し、「指定管理契約の更新時に検討する」との措置状況が記載されているが、「石川県長期構想」の成果指標は、指定管理契約の更新時に検討する項目となっていない。実際、「石川県長期構想」の後継である「石川県成長戦略」の策定に際し、成果指標を検討し、音楽に関する KPI を追加している。監査意見への対応はなされており問題はないが、措置状況の記載という面では、どのような経緯か不明であるが、適切な記載となっていなかった。

担当課からの措置状況を取りまとめる行政経営課において、措置状況の公表前に確認すべき項目をチェックリスト化し、複数名で確認する体制を構築することが望ましい。

4. 石川県立音楽堂(意見3)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-4	報告書	29	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	中期経営目標の成果指標		
指摘・意見の内容					
指定管理者が管理する施設における中期経営目標とは、県が指定管理者に実現を求める目標として位置づけられている。音楽堂では入場者数の目標値を平成 26 年度から平成 28 年度の平均利用者数の 8%増としているが、当該目標値 258,500 人はすでに平成 27 年度において達成している。すでに達成している数値を 5 年後の目標とするのは、指定管理者に求める目標としては、低い数値であると言わざるを得ない。直近の状況を反映した目標設定ができるよう目標設定方法を検討すべきである。					
措置状況					
中期経営目標の成果指標について、意見を踏まえ、適切な目標設定方法について、次の令和 5 年度指定管理契約の更新時に検討したい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

指定管理の更新時である令和5年3月に策定された中期経営目標を閲覧し、下表＜音楽堂の中期経営目標＞のとおり、成果指標の最終目標値(令和9年度)がコロナ前の平成29年度から令和元年度の3年間の平均利用者数279,242人の5%増に設定されていることを確認した。事業団担当者によると、コロナ禍の期間は入場者数が極端に少なく、それらの期間を除いた3年間の平均利用者数を基礎に入場者数を増やす目標設定にしているとのことであった。監査意見は過去に達成している数値を目標とするのは低いのではないかと意見であり、これに対して適切に対応されているものと判断した。

＜音楽堂の中期経営目標＞

(単位:人)

指標	基準値			実績値	中間目標値 R7年度	最終目標値 R9年度
	H29年度	H30年度	R元年度			
音楽堂入場者数	321,184	255,949	260,592	192,293	287,700	293,300

(出典:公益財団法人石川県音楽文化振興事業団理事会資料)

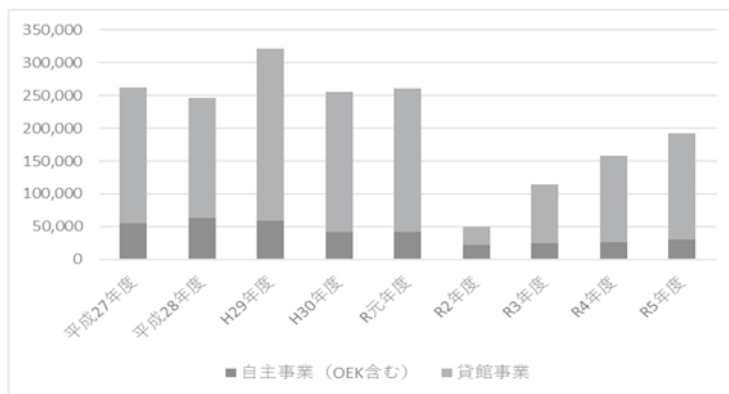
＜音楽堂入場者数＞

(単位:人)

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自主事業(※) (OEK含む)	58,542	42,282	41,226	21,645	24,457	26,142	30,029
貸館事業(※)	262,642	213,667	219,366	28,637	90,192	131,132	162,264
合計	321,184	255,949	260,592	50,282	114,649	157,274	192,293

(出典:石川県立音楽堂入場者数)

※ 自主事業は事業団が主催する音楽文化の普及振興事業でOEK(オーケストラ・アンサンブル金沢)の運営及び普及事業を含んでいる。貸館事業は洋楽及び邦楽の公演・発表会・練習や、学会等の場を提供するため、ホールや練習室等の貸館事業であり、事業団が主催ではない団体や個人による公演や学会等で利用されている。



ただ、直近の入場者数を見ると、コロナ禍に比べれば入場者数は増えているものの、コロナ前の水準には届いていない状況であった。この点、事業団担当者によると、入場者数の大半を占めていた貸館事業において、学会等が行われても、リモート参加を可能としている場合が多く、会場に来る方が減っている傾向があり、コロナ前とは環境が変わっているとのことであった。現状の目標は目標として達成のために施策を行うべきであることは当然であるが、次回(令和10年度)の中期経営目標設定時には、単に過去のどこかの期間の入場者数を平均して基準値を算出するのではなく、自主事業と貸館事業を分けて、過去の傾向や環境変化等を理解した上で、今後とり得る施策を加味して目標を設定することも一案として考えられる。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 B-3(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「令和5年度の指定管理契約の更新時に検討したい」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「検討したい」とする状況は「措置予定」と考えられ、令和2年度の公表だけで終わらせず、令和5年度の指定管理契約の更新に向けて令和4年度に検討された結果を令和4年度若しくは令和5年度に公表し「措置済み」とすべきであった。

5. 石川県立音楽堂(指摘2)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-5	報告書	30	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	指摘	項目	物品の実査(県所有)		
指摘・意見の内容					
石川県財務規則では、「主務課長又は課長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする」ことが定められている。しかし、音楽堂の県所有物品については、物品と帳簿の照合点検作業が実施されていなかった。また、備品シールについてもはがれているものがあり、物品管理が徹底されていなかった。財務規則に従って、物品の点検を行うためにも備品シールが漏れなく貼られて					

いるか確認を行い、かつ照合点検作業を実施するべきである。
措置状況
財務規則に基づき備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施し、備品シールの無いものには貼付を行った。今後は、財務規則に基づき、毎年度、照合点検作業を実施することとしたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

音楽堂における県所有の備品について、サンプルにて備品シールが貼付されていることを確認した。また、令和 5 年度の備品実査資料を閲覧し、備品台帳と実際の備品との照合作業が実施されていることを確認した。なお、備品の実査は、年に 1 度、3 月中を目途に備品台帳に記載されている全ての備品を対象に実施されている。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

6. 石川県立音楽堂(意見 4)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-6	報告書	30	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	県有施設における物品の実査に関する規則		
指摘・意見の内容					
石川県財務規則では、「主務課長又は課長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする」ことが定められているが、物品を多数有する施設において 3 月 31 日にすべての備品を一斉に照合点検することが現実的に困難である場合は、重要物品は 3 月 31 日に実施することとし、それ以外の物品は循環棚卸(1 年間のうちに、場所別で少しずつ照合点検を行う)等へのルール見直しを検討することが望まれる。					
措置状況					
年度内の物品の購入や保管換えなど、常時、事務処理に遺漏がないよう留意し、物品の管理状況を把握することで運用は可能であると考え。					
これまで、毎年度 3 月上旬には、年度末における保管物品と帳簿との突合確認の実施について遺漏がないよう、点検事項を具体的に示した通知を発出しているが、机類・いす類の備品区分基準を見直したところであり、事務処理が着実に実行されるよう周知徹底していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の備品実査に係る資料を閲覧したところ、備品の実査は、年に 1 度、3 月中をめどに備品台帳に記載されている全ての備品を対象に実施され、保管物品と帳簿との照合が実施されていた。事業団担当者に質問したところ、現状は、3 月中に全ての備品を対象に実査を行うことに問題はなく、年間を通した循環棚卸への見直しは不要と判断しているとの回答を得た。措置状況に問題はないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

7. 石川県立音楽堂(意見 5)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-7	報告書	30	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	物品の実査(事業団所有)		
指摘・意見の内容					
事業団所有の固定資産に対して、備品シールとして「石川県立音楽堂」というシールが貼られるのみで、固定資産台帳と紐づけるような管理番号が記載できる様式ではないうえ、現物確認もなされていなかった。					
楽器など備品シールの貼付が難しいものも多数あることは承知しているが、事業団は多くの補助金を受け取っており事業団の購入物であったとしても資産管理を徹底するとともに、効率的に行うためにも、備品シールには該当する固定資産の管理番号を記載し、現物管理を徹底することが望まれる。					
措置状況					
固定資産台帳を元に別冊で備品管理台帳を作成し、管理番号や保管場所などを記載して現物確認が効率的に行えるようにした。また、楽器など備品シールの貼付が難しいものについては、管理台帳に現物の写真データを添付し、適切に現物管理が行えるよう改善した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

事業団の固定資産台帳を確認し、それぞれの備品について管理番号、分類、保管場所が記載されていることを確認した。また、楽器など備品シールの貼付が難しいものについて、管理台帳別冊に現物の写真が貼付され、適切な現物管理が行われていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

8. 石川県立音楽堂(意見 6)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-8	報告書	30	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	金庫の鍵の管理		
指摘・意見の内容					
音楽堂における使用料収入を保管する鍵が、施錠できない場所に保管されており、自由に使用できる状況となっていた。鍵の管理方法を見直すことが望まれる。					
措置状況					
使用料を保管する鍵を鍵付きの金庫に保管することとし、金庫の鍵も限られた人間しか扱えないようにし、適切な管理に努める。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

使用料収入を保管する金庫の鍵が、ダイヤル錠付きの収納箱に保管されていることを確認した。また、ダイヤル錠付き収納箱の暗証番号を知っている者が限定され、金庫の鍵の管理方法が見直されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

9. 石川県立能楽堂(意見 8)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-9	報告書	77	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	目標管理のための指標		
指摘・意見の内容					
中期経営目標における貸館施設の稼働率の目標値が、本館（本舞台、第二舞台、楽屋など）と別館（第三舞台、お茶室）のいずれかの施設に利用があれば、能楽堂全体かつ、1 日単位での利用として計算されている。石川県立能楽堂（以下、「能楽堂」という。）では1つの舞台や楽屋を使うと音が漏れる等の事情から、複数の舞台を同時利用することが現実的に困難との特殊性があると聞いているが、本館（本舞台）と別館のそれぞれで稼働率を公表していることから、少なくとも、本館と別館に分けて目標設定するなど、特殊性を考慮した上で、午前・午後・夜間等の貸館区分での稼働率管理を進めることが、能楽堂の有効活用を促す意味でも有効と考える。					
措置状況					
稼働率について、利用状況を本館及び別館ごとに午前、午後、夜間の各区分で集計・分析し、施設の特性を維持しつつ、施設の効率的な活用を図ってまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で能楽堂の担当者に質問したところ、平成 30 年度から 5 年間の中期経営目標で設定していた稼働率に関しては、算出方法の見直しを行わず、別途、内部資料として、部屋別かつ午後、午前、夜間別の利用実績を集計し稼働率を算出していることを確認した。従来より、部屋別かつ午前、午後、夜間別に利用実績を集計していたことから、令和 2 年度中に平成 29 年度まで遡って稼働率を算出していることを、資料を閲覧して確認した。適切に措置されていると判断した。

なお、午前、午後、夜間での空き時間の有効活用という面では、令和元年度包括外部監査後の令和 2 年度、3 年度、4 年度はコロナ禍で利用者数が減少しており、特殊な状況にあったことから、詳細な稼働率の算出の結果を利用して施策を検討することはなかったとのことである。

<能楽堂の稼働率、利用人数推移>

指標	区分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
稼働率(%)	全体	99.4	92.5	93.3	86.0	95.6	98.3	99.1
	本館	99.4	85.3	88.1	85.9	91.1	88.9	83.6
	午前	55.9	55.7	60.1	52.5	54.4	58.4	41.5
	午後	64.0	64.6	66.8	58.2	64.8	69.0	63.0
	夜間	45.3	43.0	41.9	47.5	53.2	51.9	44.9
	別館	64.4	67.6	61.8	46.6	57.0	73.7	72.8
	午前	35.7	38.6	31.0	9.3	13.5	23.2	35.4
	午後	42.4	40.8	37.1	34.3	40.6	53.5	47.2
	夜間	38.6	36.7	36.7	27.1	30.0	41.0	40.8
利用者数 (人)	全体	53,522	49,363	48,445	20,908	32,384	36,887	33,522
	本館	47,441	44,724	43,077	18,953	29,606	33,257	29,635
	別館	6,081	4,639	5,368	1,955	2,778	3,630	3,887

(出典:石川県立能楽堂中期経営目標取組状況、能楽堂部屋別・時間別稼働率資料)

現状の稼働率を用いた施策の検討状況について担当者へ質問したところ、稼働率を上げる施策を考えるよりも利用者数や収入額を増やす施策を行うことで、結果として稼働率が高くなると考える方が能楽堂に合致していると判断し、利用者数や貸館による収入額を分析して施策等を検討し、稼働率は補足資料として取り扱っているとの回答を得た。そのような状況にあることから、令和 5 年度からの新たな中期経営計画では、稼働率の目標値は設定しておらず、利用者数や利用者満足度、利用者 1 人当たりの一般財源投入額が目標値として設定されていた。

稼働率資料を補足資料として継続して作成していること、今後の施策検討に用いるため、利用者数や貸館による収入額について、前年同期と比較し、主な増減理由を記載している管理資料が作成されていること、利用者数について、根拠となる利用者別の詳細資料などが作成されていることを該当する資料を閲覧して確認した。各資料の結果を受けて、予算策定時や年度終了時(4 月頃)に評価、施策の検討を行っているとのことである。

当時の包括外部監査人も稼働率の詳細な算出・分析を意見しているが、本来の目的は、それらの分析で施設がより有効活用されることを望んでいると考えられる。その点で考えると、現状実施している利用内容別の利用者数の前期比較による要因分析や貸館の件数と貸館使用料の前期比較による要因分析で施設がより有効活用されるよう施策を検討している状況は、包括外部監査人の意見について、適切に対応されているものと判断した。また、監査後、施設予約状況をインターネット上でも確認できる施設予約システムを導入したり、X(旧ツイッター)の公式アカウントを開設して情報発信に努めるなど、各種施策の実施が確認できた。

ただ、結果として利用者数はコロナ前の水準に戻っておらず、令和 5 年 3 月に策定された能楽堂の中期経営目標の達成は厳しい状況が見込まれる。中期経営目標による成果指標のうち最も重要な指標として位置付けている利用者数の目標値、令和 5 年度の実績値は以下のとおりである。最終目標値は、

平成 29 年度から令和元年度の 3 年間の平均利用者数 50,443 人の 5%増に設定されている。コロナ禍の期間は利用者数が極端に少なく、それらの期間を除いた 3 年間の平均利用者数を基礎に入場者数を増やす目標設定にしているとのことであった。

<能楽堂の中期経営目標>

(単位:人)

指標	基準値			実績値	中間目標値 R7 年度	最終目標値 R9 年度
	H29 年度	H30 年度	R 元年度			
利用者数	53,522	49,363	48,445	33,522	52,000	53,000

(出典:能楽堂中期経営目標取組状況)

直近の利用者数を見ると、コロナ禍の期間における利用者数(2 万人から 3 万人前後)に比べれば利用者数は増えているものの、コロナ前の水準には届いていない状況であった。この点、担当者によると、今後、利用者数を増やすために、若者世代への周知活動や能楽イベントを増やすこと等を検討しているとのことであった。現状の目標は目標として達成のために施策を行うべきであることは当然であるが、次回(令和 10 年度)の中期経営目標設定時には、単に過去のどこかの期間の利用者数を平均して基準値を算出するのではなく、過去の傾向や環境変化等を理解した上で、今後とり得る施策を加味して目標を設定することも一案として考えられる。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

10. 石川県立九谷焼技術研修所(指摘 3)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-10	報告書	86	部課名	商工労働部経営支援課
区分	指摘	項目	物品の実査		
指摘・意見の内容					
備品には金額に関係なく、机といすが含まれ、現物実査の対象となっている。石川県立九谷焼技術研修所では机が 168、いすが 459 存在し、現実的に実査は困難であり、行われていないとのことであった。県全体として、机やいすの位置づけ、現物実査の方法に関して検討が望まれる。					
措置状況					
備品となっている物品と台帳との照合を行った。今後は年度末の照合確認に向けて、品目の中には点数の多いものもあることから、計画的に確認を行うこととする。また、机やいすの位置づけについては、備品区分基準の見直しを行い、令和 3 年 4 月 1 日から他の物品同様、実質耐用 2 年以上で、購入額が 5 万円以上のもののみを備品として取り扱うこととし、事務の効率化を図ることとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で前回の包括外部監査を受けた年度である令和元年度に実施された物品の点検に関する書類を閲覧し、12 月末と 3 月末の 2 回に分けて計画的に全ての現物確認がなされていること、当該書類には照合日付と、照合証跡が漏れなく記載されていることを確認した。それ以降の年度についても、現物確認の照合証跡を確認し、現物実査が継続して行われていることを確認した。

また、令和 2 年 10 月 17 日付け管第 1491 号総務部長通知「石川県財務規則取扱要綱(物品管理)の一部改正について」を確認し、令和 3 年 4 月 1 日より措置状況に記載のとおり、机といすの取扱が改正されていることを確認した。なお、改正に伴う備品台帳の修正作業は、令和 3 年 4 月 1 日付け管財課用度グループ事務連絡のとおり実施されていることを備品台帳の閲覧により確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

11. 石川県立九谷焼技術研修所(意見 9)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-11	報告書	86	部課名	商工労働部経営支援課
区分	意見	項目	物品実査の実施証跡		
指摘・意見の内容					
物品と帳簿との照合作業に際し、作業証跡が確認できる資料は個人的なメモという認識の下、一覧として整理されていなかった。確認作業の実施を裏付けるため、照合証跡のある資料は正式な記録として保存することが望まれる。					
措置状況					
物品と帳簿の照合作業において、照合点検記録を作業実施の証拠書類として備え、保存管理を行うこととする。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で資料を閲覧し、前回の包括外部監査を受けた年度途中から物品実査の対応を実施し、令和 2 年 3 月末以降全ての年度の「美術品及び備品現在高調書」に添付された照合点検記録に照合証跡が残されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

12. 石川県立伝統産業工芸館(意見 10)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-12	報告書	90	部課名	商工労働部経営支援課
区分	意見	項目	物品の実査及び実施証跡		
指摘・意見の内容					
指定管理者は県の備品を使用し、当該備品を管理し、年に１度、現物確認を実施しているとのことであったが、実際に実施していることが確認できる証跡を確認することはできなかった。なお、県においては、指定管理者が使用している備品を年度末に現物確認するような手続は実施していない。県は指定管理者が備品を正しく管理しているか把握するためにも、現物確認の立会や現物確認の実施証跡のある書類を確認するなどの対応が必要と考える。					

措置状況
毎年、事業報告書提出の際に指定管理者から現物確認を行った実施証跡のある書類を県へ提出してもらい、確認を行うこととする。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

前回の包括外部監査を受けた年度である令和元年度に実施された物品の点検に関する「物品一覧表」を閲覧し、令和2年3月末に現物確認がなされていること、当該書類には照合証跡が漏れなく記載されていることを確認した。それ以降の令和2年度、令和5年度についても、「物品一覧表」の現物確認の照合証跡を確認し、現物実査が継続して行われていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

13. 山中漆器産業技術センター(指摘4)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-13	報告書	99	部課名	商工労働部経営支援課
区分	指摘	項目	源泉所得税の取扱い		
指摘・意見の内容					
個人講師に対する報酬等について所得税法第 204 条第 1 項の規定に基づき、源泉徴収がされているが、源泉徴収の対象とする金額は、原則として消費税及び地方消費税の額を含めた金額となること、消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とする金額として計算されている。消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とする金額とすること ができるのは、報酬等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合に限られる。従って、源泉徴収の対象金額の見直し、もしくは講師からの請求書入手し、源泉徴収対象金額を把握した上での対応を行う必要がある。 (根拠:消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて(法令解釈通達)) (平成元年 1 月 30 日)(平成 26 年 3 月 5 日付改正分まで更新))					
措置状況					
消費税及び地方消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象金額とする見直しを行った。今後は、源泉徴収対象金額の取扱いについては、所得税法等に基づき、適正な対応に努めたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査を行い、山中漆器産業技術センター担当者に質問したところ、講師に対する報酬等は、「講師謝金及び旅費規程」に基づき支払が行われ、講師から請求書を受け取らないことから、措置状況に記載のとおり、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象とし源泉所得税を計算しているとの回答を得た。また、講師に交付している支払調書を閲覧し、回答のとおり対応がなされていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

14. 石川四高記念文化交流館(意見 11)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-14	報告書	145	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	書籍等の増加に対応した保管場所の確保		
指摘・意見の内容					
書籍等の受入れが累積的に増加しており、保管スペースの確保が困難であることから、一部、段ボールに入れた状態で展示室内に保管されていたものがあつた。間仕切りやドア等より、直接来館者が接触することの無いよう配慮がなされているが、開放感ある展示空間の確保や資料の安全な保管の観点からは、一般開放されていない管理スペース等において保管することが望ましい。現在、収蔵庫資料の整理が進められているとのことであり、整理後、速やかに現状が解消されることが望まれる。					
措置状況					
展示室内に段ボール箱に保管されていた書籍は、順次、管理スペースに移動しており、令和 3 年度 6 月頃までには現状が解消される予定である。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に書籍の管理状況について質問したところ、令和 3 年度において保管場所の移動・整理を終えたとの回答を得た。なお、監査時点(令和 6 年 8 月)では、令和 6 年 1 月 1 日の地震により建物が一部損壊し、展示エリアを含む被害の少ない場所に書籍等を移動しているとのことである。臨時休館中であり施設の一般開放はなされていないため、展示エリアでの保管に安全上の問題はなく、また、建物の修繕工事が完了し施設が再稼働する際には、従前どおり、資料が安全に保管できる適切な場所に書籍を移動する予定とのことである。適切に措置されていると判断した。

なお、上記状況にあるため、今回の監査において現地往査は実施していない。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

15. 石川県金沢港大野からくり記念館(意見 12)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-15	報告書	163	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	目標となる成果指標の設定		
指摘・意見の内容					
公益財団法人大野からくり記念館(以下、「財団」という。)は、施設の運営にあたり明確な目標となる成果指標を定めていない。県は財団に対して定額補助を行うことにより、財団による記念館の運営を通じて文化の振興を図っている。そのため、県における有効かつ効率的な文化振興施策の遂行は、財団が補助に見合った運営成果を上げることにより実現するものと考えられる。以上より、両者協議					

の上、具体的な成果指標（例えば、入館者数〇〇〇〇人など）を設定するとともに、県は財団に対しPDCA サイクルを確立するよう促すことが期待される。
措置状況
今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に努めるよう指導した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査を行い、財団職員及び担当課に質問を実施するとともに、関係書類を閲覧した。財団は、現状と課題を明確にしたうえで、成果指標を利用者数と利用者アンケートによる満足度に決定し、目標達成に向けた具体的な取組内容を明記した5カ年の中期目標（実施期間令和3年度から令和7年度）を令和元年度包括外部監査の翌年である令和2年12月に策定している。策定した中期目標は、令和2年12月21日付けで県に提出されていることを県の受領書類で確認した。その後、県が内容を確認し、令和3年3月下旬の財団理事会で承認され、承認済みの中期目標が県へ再度提出されている。措置状況の公表は令和3年3月5日であったことから、財団理事会の正式な承認前ではあるが、県へ理事会承認前の中期目標が12月に提出されており、成果指標の設定がなされていることは措置状況公表時に把握できていたといえる（PLAN）。なお、目標数値は、令和2年度より新型コロナウイルス感染症が出始めたことで入館者数が大幅に減少したことから、令和2年度の水準を基準として、令和7年度までにコロナ禍以前の水準に戻すような数値となっている。

<成果指標の目標値と実績値の推移>

成果指標		R 元年度 (監査年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (中間目標)	R7 年度 (最終目標)
入館者数 (人)	目標値	-	-	-	-	27,800	35,000
	実績値	36,387	17,826	17,809	28,412	30,450	-
顧客満足 度(%)	目標値					99%以上	99%以上
	実績値	99	98	98	100	100	-

（出典：公益財団法人 大野からくり記念館 中期目標、各年度の成果実績資料）

計画達成に向けた具体的な取組としては、中期目標に記載されているインスタグラムの内容充実、シェアサイクル「まちなり」など自転車利用者のための駐輪場整備の他、当時の計画では取組として記載されていないが、令和5年度から外国人観光客向けに6か国語の文字と音声による解説を導入するなど、利用者の満足度が高まる施策を積極的に実施していることが確認できた（DO）。

成果指標の評価及び次年度の施策に関しては、年に1回5月の財団理事会及び評議員会において、理事及び評議員へ報告しているとのことであり、その点、評議員会の議事録で確認できた。県への報告に関しては、理事に県職員が就任していることから適時状況を把握しているほか、補助金の申請時に中期目標に対する成果実績の報告を受けているとのことであった（CHECK、ACTION）。

財団の入館料収入及び県の補助金額の推移は以下のとおりであり、各種施策の結果、入館料収入が増加している。

<公益財団法人大野からくり記念館の入館料収入及び県の補助金額推移>

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
入館料収入(千円)	7,554	3,402	3,690	6,352	11,600
県補助金額(千円)	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200

(出典:公益財団法人大野からくり記念館評議員会資料)

担当者への質問及び各年度の関係資料を閲覧し、PDCA サイクルを回して事業が実施されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 外部団体に対する指導結果の記載(意見 B-4(総括意見 3))

措置状況は「指導した」で終わらず、指導した結果を記載すべきである。

過年度の包括外部監査人の意見が「県は財団に対し PDCA サイクルを確立するよう促すことが期待される」であることから、「今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に努めるよう指導した」ことで、県が財団に対して PDCA サイクルの確立を促したといえ、監査意見に対応したことから「措置済み」としている点、県の考えは理解できる。しかし、「指導した」だけでは、指導の結果、財団が適切な対応を行ったのか、行わなかったのか、県民は理解できない。県民は監査意見にどう対応したのかが知りたいのであり、今回であれば、PDCA サイクルが確立されたことを確認できたタイミングで「措置済み」とすべきであった。

令和 2 年度は中期目標の作成を促し、理事会承認前であるが措置状況公表前に中期目標を入手し内容を確認していることから、令和 3 年 3 月の措置状況公表時には、「指導の結果、中期目標の策定に着手していることを確認した」旨を記載した上で「措置中」に区分し、令和 3 年度中に PDCA サイクルが回せている状況を確認し「措置済み」とすべきであった。

16. 石川県金沢港大野からくり記念館(意見 13)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-16	報告書	163	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	財団が行っている財産管理への指導助言		
指摘・意見の内容					
当該施設の財産管理は、その施設の管理をしている公益財団法人大野からくり記念館（以下、「財団」という。）が行っている。財産管理の状況としては、毎年３月末に実査を定期的実施するのに加えて、イベントがある場合など不定期に実物と台帳に記載されている物品との突合を行っているとのことであるが、当該手続きを行った証跡を残していなかった。財産管理の責務は、一義的には、日々、その財産の維持管理をしている財団が負っていると考えられる。しかし、石川県においても当該施設に必要な財産の購入原資となる補助金を出している立場から、財団が行っている財産管理の状況についてヒアリングを行い、上記のような状況があれば、実査をした証跡を残すよう指導・助言することが望ましい。現状、石川県としてはそれらを行っていないため、今後は、財団の財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい。					

措置状況
当該施設において保管する物品について帳簿により管理するとともに、別途契約により県が無償貸付している県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査を行い、現物確認に使用している各年度の「備品台帳」及び「美術品台帳」を閲覧したところ、現物確認を行った証跡(チェックマーク)が残っていることを確認した。また、現物確認を行った日付及び確認者(3名で実施)を記載した「収藏品・貸付物品点検」を作成し、実施日や確認者が分かるような運用がなされており、現物確認について適切な対応がなされていることを確認した。

県有財産の帳簿照合の結果報告は、令和2年度3月末実施分から毎年継続して行われていることを県担当課が保管していた各年度の「物品の点検結果について(報告)」で確認し、令和3年3月の措置状況公表時には措置が完了していることが確認できた。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 外部団体に対する指導結果の記載(意見B-5(総括意見3))

措置状況は「指導した」で終わらず、指導した結果を記載すべきである。

過年度の包括外部監査人の意見が、「財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい」であることから、「県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した」ことで、監査意見に対応し「措置済み」としている点、県の考えは理解できる。しかし、「指導した」だけでは、指導の結果、財団が適切な対応を行ったのか、行わなかったのか、県民は理解できない。県民は監査意見にどう対応したのかが知りたいのであり、今回であれば、「指導した結果、令和元年度の年度末について適切に対応されたことを確認した。」と措置状況に記載し、「措置済み」とすべきであった。

17. 石川県銭屋五兵衛記念館(意見14)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-17	報告書	167	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	目標となる成果指標の設定		
指摘・意見の内容					
公益財団法人銭五顕彰会（以下、「財団」という。）は、施設の運営にあたり明確な目標となる成果指標を定めていない。県は財団に対して定額補助を行うことにより、財団による石川県銭屋五兵衛記念館の運営を通じて文化の振興を図っている。そのため、県における有効かつ効率的な文化振興施策の遂行は、財団が補助に見合った運営成果を上げることにより実現するものと考えられる。以上より、両者協議の上、具体的な成果指標（例えば、入館者数〇〇〇〇人など）を設定するとともに、県は財団に対しPDCA サイクルを確立するよう促すことが期待される。					
措置状況					
今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に					

努めるよう指導した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査を行い、財団職員及び担当課に質問を実施するとともに、関係書類を閲覧した。財団は、現状と課題を明確にしたうえで、成果指標を入館者数(招待入館者数の割合は 40%以内)に決定し、目標達成に向けた具体的な取組内容を明記した 5 カ年の中期目標(実施期間令和 3 年度から令和 7 年度)を令和元年度包括外部監査の翌年である令和 2 年 12 月に策定している。策定した中期目標は令和 2 年 12 月 21 日に県へ提出されていることを担当課に確認した(データで受領したため、中期目標データの更新日時について担当課に質問を実施して確認)。その後、県が内容を確認し、令和 3 年 3 月下旬の財団理事会で承認され、承認済みの中期目標が県へ再度提出されている。措置状況の公表は令和 3 年 3 月 5 日であったことから、財団理事会の正式な承認前ではあるが、県へ理事会承認前の中期目標が 12 月に提出されており、成果指標の設定がなされていることは措置状況公表時に把握できていたといえる(PLAN)。なお、目標数値は、令和 2 年度より新型コロナウイルス感染症が出始めたことで入館者数が大幅に減少したことから、令和 2 年度の水準を基準として、令和 7 年度までにコロナ禍以前の水準に戻すような数値となっている。

<成果指標の目標値と実績値の推移>

成果指標		R 元年度 (監査年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (中間目標)	R7 年度 (最終目標)
入館者数 (人)	目標値	-	-	-	-	8,600	11,000
	実績値	11,277	5,342	6,473	8,973	9,289	-
招待入館 者数(%)	目標値	-	-	-	-	41.5	40.0
	実績値	49.4	44.9	45.3	43.9	36.2	-

(出典:公益財団法人銭五顕彰会中期目標)

計画達成に向けた具体的な取組としては、中期目標に記載されている魅力のあるテーマ展示の企画、毎月の特別展の充実、近隣小学校向けの講義や銭五検定の実施、観光案内所等へのパンフレットの設置の他、HP のリニューアルなど、入館者数を増やす施策を実施していることが確認できた(DO)。

成果指標の評価(報告)及び次年度の施策に関しては、年に 1 回 5 月の財団理事会において、理事に報告しているとのことであり、理事会議事録で確認した。評価結果を受けた次年度の施策を理事会で議論しているのかに関しては、令和 5 年度の中間目標を達成していることから、理事会において多くの議論がなされた様子はなかったが、財団担当者によると令和 7 年度の最終目標に向けて、今まで以上に広い範囲への広報活動を行っていく旨の回答が得られた。県への報告に関しては、理事に県職員が就任していることから適時状況を把握しているほか、補助金の申請時に中期目標に対する成果実績の報告を受けているとのことであった(CHECK、ACTION)。

担当者への質問及び各年度の関係資料を閲覧し、PDCA サイクルを回して事業が実施されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

ただ、PDCA サイクルを回しているものの、現状の施策で十分なのかは検討の余地がある。石川県銭屋五兵衛記念館の入館料収入及び県補助金額の推移は以下のとおりであり、入館料収入はそれほど

多いわけではなく、県補助金で運営されている施設といっても過言ではない。人件費や電力料の高騰でコスト負担の増加が見込まれる状況下であることから、今後、財団より県補助金の増額を求められる可能性も否定できない。財団に対して、入館料収入の増加に向けた更なる施策や、支出削減余地（開館日を減らすなど）を継続して検討し、効率的な運営を図るよう求めることが望まれる。

＜石川県銭屋五兵衛記念館の入館料収入及び県補助金額推移＞

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
入館料収入(千円)	1,434	744	848	1,283	1,466
県補助金額(千円)	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500

(出典:公益財団法人銭五顕彰会理事会資料)

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 外部団体に対する指導結果の記載(意見 B-6(総括意見 3))

措置状況は「指導した」で終わらず、指導した結果を記載すべきである。

過年度の包括外部監査人の意見が「県は財団に対し PDCA サイクルを確立するよう促すことが期待される」であることから、「今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に努めるよう指導した」ことで、県が財団に対して PDCA サイクルの確立を促したといえ、監査意見に対応したことから「措置済み」としている点、県の考えは理解できる。しかし、「指導した」だけでは、指導の結果、財団が適切な対応を行ったのか、行わなかったのか、県民は理解できない。県民は監査意見にどう対応したのかが知りたいのであり、今回であれば、PDCA サイクルが確立されたことを確認できたタイミングで「措置済み」とするべきといえる。

令和 2 年度は中期目標の作成を促し、理事会承認前であるが措置状況公表前に中期目標を入手し内容を確認していることから、令和 3 年 3 月の措置状況公表時には、「指導の結果、中期目標の策定に着手していることを確認した」旨を記載した上で「措置中」に区分し、令和 3 年度中に PDCA サイクルが回せている状況を確認し「措置済み」とするべきであったといえる。

18. 石川県銭屋五兵衛記念館(意見 15)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-18	報告書	167	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	財団が行っている財産管理への指導助言		
指摘・意見の内容					
当該施設の財産管理は、その施設の管理をしている公益財団法人銭五顕彰会が行っている。財産管理の状況としては、毎年３月末に実査を定期的実施するのに加えて、イベントがある場合など不定期に実物と台帳に記載されている物品との突合を行っているとのことであるが、当該手続きを行った証跡を残していなかった。また、物品を管理している台帳には、財産名しか記載されておらず、番号や実物の写真を載せていないため、実物との突合を行う際に正確に行われない可能性がある。					
財産管理の責務は、一義的には、日々、その財産の維持管理をしている公益財団法人銭五顕彰会が負っていると考えられる。しかし、石川県においても当該施設に必要な財産の購入原資となる補助					

金を出している立場から、公益財団法人錢五顯彰会が行っている財産管理の状況についてヒアリングを行い、上記のような状況があれば、実査をした証跡を残すよう指導・助言することが望ましい。 現状、石川県としてはそれを行っていないため、今後は、公益財団法人錢五顯彰会の財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい。
措置状況
当該施設において保管する物品について帳簿により管理するとともに、別途契約により県が無償貸付している県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

包括外部監査意見の前半では、財産管理の実査を行った証跡が残っておらず証跡を残すことが望ましいとされているが、手続きを行った証跡が残った書類は保存されていなかった。県から無償貸与された「物品台帳」にチェック欄があり、レ点エクセルに入力されている状況で、現物確認を行った証跡とは言い難いものであった。

包括外部監査意見の後半では、物品の正確な突合を行うための意見がなされている。この点、県との無償貸与契約により財団が管理している物品については、「備品台帳」が作成され、各備品の写真に共通の整理番号が付されていることを確認した。財団が保有する物品については、財団の「固定資産減価償却内訳明細書(会計システムから出力された書類)」と各備品の写真に共通の整理番号が付されていることを確認し、実物との突合が正確に行われるよう変更されていることが確認できた。

県有財産の帳簿照合の結果報告は令和2年度3月末実施分から毎年継続して行われていることを県担当課が保管していた各年度の「物品の点検結果について(報告)」で確認し、令和3年3月の措置状況報告時には措置が完了していることが確認できた。包括外部監査人の後半の意見に対しては、適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置対応が一部未了(意見 B-7)

1つの意見中に複数の意見があり、その1つである「物品実査の実施証跡を残す」という意見への措置対応が完了していなかった。

監査意見では物品実査の実施証跡を残すよう意見しているが、財団では照合証跡のない書類が保存されていた。チェック欄にレ点はあるものの、エクセル上に入力されたレ点であることから、実際に物品実査をした証跡とは言えない。物品実査が実際に行われていたかどうかを事後的に証明するため、照合証跡が残った書類を少なくとも次回実査時まで保存することが望ましい。

② 外部団体に対する指導結果の記載(意見 B-8(総括意見 3))

措置状況は「指導した」で終わらず、指導した結果を記載すべきである。

過年度の包括外部監査人の意見が「財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい。」であることから、「県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した」ことで、監査意見に対応し「措置済み」としている点、県の考えは理解できる。しかし、「指導した」だけでは、指導の結果、財団が適切な対応を行った

のか、行わなかったのか、県民は理解できない。県民は監査意見にどう対応したのかが知りたいのであり、今回であれば、「指導した結果、令和元年度の年度末において適切に対応されたことを確認した。」と措置状況に記載し、「措置済み」とするべきであったといえる。

19. いしかわ県民文化振興基金(意見 16)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	1-19	報告書	177	部課名	文化観光スポーツ部文化振興課
区分	意見	項目	事業財源縮小に備えて		
指摘・意見の背景					
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金が行う事業の財源は、県からの 120 億円の借入運用益である。借入の返済により財源が減少し、近いうちに現状より低い金利での借換えの可能性はある。					
指摘・意見の内容					
令和 3 年 3 月には一般会計債の借換えを行うことが想定される。直近の 30 年利付国債は 0.4%（英和元年 7 月入札発行）であり、利率が半減していることから、今後も低い利率が続く可能性は否定できない状況である。基金で行っている事業は文化活動を支援するために継続的な視点で行われている事業が多いが、利率の低下により財源の規模が縮小した場合、事業規模や内容を見直す必要が生じる可能性もある。事業の内容の見直し等は全庁的な協議がなされることが予想されるが、このような協議に参加する機会がある場合には、これまでの実績を踏まえ、有効かつ効率的な事業の運営に資する現場レベルでの施策等について情報共有を行うことなどにより、全庁的な取り組みとしての文化活動の継続的な支援を守り立ててゆくことが期待される。					
措置状況					
今後、全庁的な協議又は財政担当部局との協議がある場合には、文化活動の継続的な支援の実施に向け、これまでの実績の情報共有等を丁寧に行ってまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課へ現状を質問したところ、令和 6 年度 6 月補正予算で「いしかわ県民文化振興基金」を 120 億円から 200 億円へ大幅に増額することが決まり、運用方法も県債から国債と地方公共団体金融機構債へ変更し、利回りも 1% から 2% 前後に高くなっているとの回答を得た。基金が大幅に増額となった背景は、令和 6 年能登半島地震で被害を受けた奥能登地域の祭りを絶やすことなく未来に継承し、文化の力で被災地の復興を後押しすることや、これまで隔年で開催されていた「ビエンナーレいしかわ秋の芸術祭」を令和 6 年度より「ポスト国民文化祭」事業として毎年秋に開催することとしたことなどによる。

令和元年度の監査意見は、基金の運用資産の見直しで利率が低下し、財源規模が縮小したとしても、文化活動の支援が継続できるように施策を講じるよう求めているものである。文化祭の開催頻度が増えたり、基金の増額及び運用資産の利回りが以前より高くなっている現状は、適切に措置された結果であると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

C. 公有財産の管理に関する事務の執行について(令和2年度)

1. 公有財産の管理体制(意見01)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-1	報告書	49	部課名	総務部管財課
区分	意見	項目	土地の利活用状況に関する全庁的な把握		
指摘・意見の背景					
県管財課資産活用室は、売り払う土地を選定する際、各所管課に「入札による売却の意向のある土地の調査について」という調査票の作成を依頼し、売却の意向のある土地を把握している。なお、当該調査票では、「狭小、不整形、接道なし、山中など、需要が見込まれない土地の入札は行いません。」と記載がある。県が所有する公有財産の全庁的な状況は、平成 15 年度から平成 22 年度にかけて調査しており、県有財産利活用連絡会議を開催するなどし、把握したということであるが、それ以後、同様の調査が実施されていない。					
狭小、不整形、接道なし、山中など、需要が見込まれない土地の利活用又は売却・譲渡与の判断を所管課に依存していることから、利活用や売却等の処分が困難な土地を全庁的にどれくらい所有しているのか状況把握が十分にできていない状況にあると考えられる。					
売却等の処分が困難な土地であっても、県に管理責任があるため、放置しておくわけにはいかず、当該土地を取得するため過年度に資金が投入されていることから、有償貸付けによる資金回収が必要である。資金回収ができない場合であっても、無償貸付け、譲渡与、他課使用等に区分し、利活用を検討する必要がある。					
指摘・意見の内容					
県管財課資産活用室は、売却が可能な土地を把握するだけでなく、普通財産とされており、かつ売却が困難な土地の情報提供を各所管課に依頼する必要がある。売却が困難な土地の情報提供に当たっては、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分するのが望ましいか、各所管課の所見も併せて依頼する必要がある。					
措置状況					
全ての県有財産(土地、建物 ※適用除外財産除く)の現況調査を実施。 (令和 3 年 7 月 30 日各部局に照会済)※適用除外財産とは、道路法、河川法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づく公共土木施設の用に供する公有財産等					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問及び令和3年度の簿冊を閲覧し、令和3年7月に現況調査を実施し、公有財産現況調査資料として、全ての県有財産がエクセルにまとめられていることを確認した。その上で、各所管課の所見として遊休財産で処分可能なもの、処分困難なものに分類し、それらの現状と今後の対応を取りまとめていることが確認できた。措置状況に記載されたことが適切に実施されていることを確認した。

なお、状況に変化がないか確認する「現況等確認フォローアップ調査」は毎年1月に実施しており、令和5年度は令和6年能登半島地震の影響で実施を見送ったことから、直近のフォローアップ調査は令和4年度(令和5年1月)であった。令和5年度(令和6年1月)は令和6年能登半島地震直

後という特殊な状況下であったこと、令和 6 年能登半島地震が公有財産に及ぼした影響は適時把握し順次対応しているとのことから、フォローアップ調査が令和 5 年度に実施できなかったことを問題とする必要はないと判断した。なお、令和 6 年度(令和 7 年 1 月)は例年通り実施を予定しているとのことである。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の網羅性(意見 C-1(総括意見 4))

意見の一部についてのみ措置状況が記載されている。

過年度の包括外部監査人は、県有財産の全庁的な把握と、売却困難な土地について所管課から一定の区分で情報提供を行う体制を構築するよう意見している。しかし、措置状況には前者への対応を行った旨が記載されているのみで、後者については触れられていない。意見の一部について措置状況を記載するのではなく、意見された内容全てに対して措置状況を記載すべきである。

この点、担当課によると、利活用の手法を所管課で区分することは、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながり、必要性に乏しいと考えて対応を行わなかったとのことである。そうであるならば、措置状況には、その旨を記載し、後者の意見は「不措置」としたことを明確に示すべきであったといえる。

なお、利活用の手法を所管課で区分することは行っていないが、遊休財産が処分可能か、処分困難かについては、所管課の所見を収集しており、一定の対応はなされているものと判断した。

2. 公有財産の管理体制(意見 02)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-2	報告書	49	部課名	総務部管財課
区分	意見	項目	土地に関する協議会等の設置		
指摘・意見の背景					
1.公有財産の管理体制(意見 01)と同様					
指摘・意見の内容					
意見 01 で記載したことを踏まえ、土地ごとに、売却、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持等の将来像を判断する協議会、委員会等の会議体の設置が必要である。開催頻度は、土地の入札手続を実施する回数を踏まえ、最低年 3 回から 4 回程度とするのが望ましいと考えられる。					
措置状況					
未利用となっている土地については、今後、他部局での利用の可能性もあることから、現況調査の結果を踏まえ、狭小地など単独利用が困難な土地を除き、令和 3 年 3 月に他部局へ情報提供を行った。令和 4 年度以降も、現況の変更有無を確認するとともに、庁内連絡会等を通じ他部局と情報共有を行う。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問し、措置状況に記載のとおり、現況調査の結果について、年に 1 回庁内の全部局へメールにて情報提供しているとの回答を得た。令和 3 年度は、令和 4 年 3 月に利活用の可能性の大きい一定面積以上の遊休地に限定した情報をまとめた「未利用財産一覧」を共有し、令和 4 年度は令和 5

年 3 月に、「未利用財産一覧」と遊休となっている全ての県有財産の情報をまとめた「土地・建物一覧」を全部局へ情報提供しているとのことである。この点、令和 3 年度に全部局へ情報提供したメールは保存されておらず確認できなかったが、令和 4 年度に関しては、担当課の回答通りのメールがなされていることを確認できた。

情報提供の実施時期であるが、措置状況には令和 3 年 3 月と記載しているが、現況調査が令和 3 年 7 月に実施されていること、措置状況の公表時期が令和 4 年 9 月であることから、令和 4 年 3 月が正しい時期と考えられる。令和 4 年 3 月の対応が措置状況に記載されていると考えると、措置状況に記載されたことは実施されているといえる。

なお、令和 5 年度に関しては令和 6 年能登半島地震の影響で現況等確認フォローアップ調査を行っていないため、全部局への情報提供も実施していないとのことである。

また、今後の全部局への情報提供に際して、一定面積以上の遊休地に限定した情報をまとめた「未利用財産一覧」のみとするのか、遊休となっている全ての県有財産の情報をまとめた「土地・建物一覧」も併せて共有するかは検討中との回答を得た。未利用財産の利活用促進のためには「未利用財産一覧」だけでなく「土地・建物一覧」も継続して共有されることを望む。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 意見と措置状況の不整合(意見 C-2(総括意見 4))

意見の求める内容と措置状況が合致していない。

過年度の包括外部監査人は、未利用土地について今後の将来像を判断する協議会や委員会等の会議体の設置の必要性を意見している。それに対し、措置状況では、その意見に対する真正面からの回答がなされていない。担当課によると、売却、現状維持以外の利活用(貸付、譲渡、他課使用)については、いずれも利用者側の具体的ニーズを前提として検討するべきものであり、ニーズがない状況での定期的な会議体での検討は適さず、年 1 回の情報共有で必要十分と考えているとのことであった。

そうであるならば、措置状況には、会議体の設置は不要と判断した理由を記載し、「不措置」とする対応をとるべきであったといえる。

② 措置状況公表前のチェック体制(意見 C-3(総括意見 4))

措置状況に記載の実施時期が誤っている。

措置状況では令和 3 年 3 月に他部局に情報提供したことになっているが、令和 4 年 3 月の誤りと考えられる。記載内容に誤りがないか、記載内容の確認及び検証を行う体制を構築すべきである。

3. 土地開発基金(意見 03)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-3	報告書	50	部課名	総務部管財課
区分	意見	項目	土地開発基金の一部取崩し		
指摘・意見の背景					
土地開発基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和 44 年に当時の自治省通達を受けて設置されたものであり、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利					

益のために取得する必要がある土地を先行取得することを目的としている。現時点で事業化に至っていない土地はなく、土地の先行取得が行われたのは直近で平成 25 年度が最後であり、令和元年度末の土地開発基金の残高は、4,150,718,950 円である。県の基準地価平均は、令和 2 年に 65,100 円/㎡となっており、37 年前の昭和 58 年と同水準の状況である。令和元年度以外の地価は、平成 4 年度以来、下落が継続していた状況であり、今後、土地価格の大幅な上昇が再び起こる可能性は不透明であるといえる。したがって、土地の先行取得により、地価の上昇を回避する必要性が薄れていると考えられる。また、土地の先行取得が行われたのは平成 25 年度が最後であり、約 8 年実績がない。平成 25 年度の土地の先行取得に要した資金は、633,167,300 円であり、令和元年度末現在の土地開発基金残高に比べ少額である。

指摘・意見の内容

県の基準地価平均の推移や過年度の土地先行取得に要した金額等を踏まえて、毎年度末を基準に、土地開発基金の適正な金額水準を算定するようにして、余剰が発生した場合、一般会計に繰り入れることも検討する必要がある。

措置状況

今後、土地の価格上昇の可能性は低いとしても、機動的な土地取得の必要性が無くなるとは言えず、現時点で廃止や一部処分を判断することは難しい。県の長期的な政策方針を考えていく中で、当該基金の必要性についても適宜見直しを図っていくこととする。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問により、監査以降、土地開発基金残高の増減は運用利子 164 千円の積立のみであり、令和 6 年 3 月末残高は 4,150,964,578 円となっているとの回答を得た。また、過年度の包括外部監査後の対応を質問したところ、措置状況に記載のとおり、将来の土地取得需要の有無は不明なため、「機動的な土地取得の必要性が無くなるとは言えず、現時点で廃止や一部処分を判断することは難しい」として、何ら対応を行っておらず、土地開発基金の適正な金額水準を算定するように求めている意見に対し「不措置」としている。

措置状況に記載されている「基金の必要性について適宜見直しを図っていく」とは、具体的にどのようなことが行われたのか質問したところ、「基金の設置目的では、公共用地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることとされていることから、大型投資プロジェクトを推進する部署をはじめ、予算編成を担う財政課、基金を管理する管財課において、その大型投資プロジェクトの概要や進捗を確認しながら、基金の活用有無を検討している。」「前回の包括外部監査後、基金の活用を検討した事例はない」との回答を得た。現状、基金を活用する事業が生じなければ基金について議論を行う場がないことが理解できた。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 意見と措置状況の不整合(意見 C-4(総括意見 4))

意見の求める内容と措置状況が合致していない。

過年度の包括外部監査人の意見では、県の基準地価平均の推移や過年度の土地先行取得に要した金額等を踏まえて、毎年度末を基準に、土地開発基金の適正な金額水準を算定するようにして、余

剰が発生した場合、一般会計に繰り入れることも検討するよう求めている。しかし、県の措置状況では、適正な金額水準を算定することについて触れられておらず、基金の廃止や一部処分が難しいとの記載がなされており、包括外部監査人の意見に真正面から回答しているとは言い難い。今回は、意見C-5「土地開発基金の今後の在り方検討」として、新たに意見しているため、意見C-5の意見に対する措置対応において、適切な記載を求めるものとする。

② 土地開発基金の今後の在り方検討(意見 C-5)

土地開発基金の今後の在り方を担当課で検討すると共に、必要に応じて財政課へ相談することを望む。

過年度の包括外部監査人の意見に対し、担当課は適正な金額水準の算出方法を決めることや、将来の土地需要が予測できないことを背景に何ら対応を行っていない。算出方法を決めることが難しいことは理解できるが、平成 25 年度を最後に活用されていない基金をそのままでよい(「不措置」でよい)と結論付けることは難しいと判断した。担当課において今後の在り方を検討すると共に、必要に応じて財政課へ相談し、対応方針を決定することが望まれる。

当該検討タイミングについては、適正水準を超える基金が震災・豪雨対応の財源となる可能性を考えると、早急に行うことも考えられるが、中長期的な視点で、正常な判断を行うために震災・豪雨災害対応が落ち着いたタイミングで行うことも考えられる。適切なタイミングで、土地開発基金の今後の在り方について検討することを望む。

4. 津幡用地(意見 05)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-4	報告書	55	部課名	総務部管財課
区分	意見	項目	津幡用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
当該土地は石川工業高等専門学校(以下「石川高専」という。)が設置される際、職員公舎を建てる等の目的で県が取得したものであるが、実際は建築されず、残存しているものである。隣地所有者は石川高専であるが、平成 19 年以降売却交渉の実績はなく、また、石川高専と反対側の隣地には石川高専とは別の所有者がいるようだが、現在使用されている様子がないことから、売却交渉の実績はないとのことである。					
指摘・意見の内容					
津幡用地は、県として利用見込みのない土地であるが、売却等の処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地条件が悪いため、売却処分等が難しい。また、意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用					

の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、津幡用地が意見 01 に対応して調査資料に含まれていること、意見 02 に対応して全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に含まれていることを確認した。包括外部監査人の意見に対し、措置状況に記載されたことが適切に実施されていることを確認した。また、意見への対応は行ったものの、他部局からの要望はなく、当該用地の状況に変化はないとのことである。

なお、過年度の包括外部監査人の意見に記載されている「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1 (P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

5. 旧県立大学附属経営農場(意見 07)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-5	報告書	60	部課名	総務部総務課
区分	意見	項目	旧県立大学附属経営農場用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
旧県立大学附属経営農場は、県として利用見込みのない財産であるが、境界が未確定である部分が多く、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。ただし、イチョウ並木がある部分については、観光資源として利活用する余地があるようにも思われる。					
指摘・意見の内容					
旧県立大学附属経営農場用地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、大規模画地のため売却処分等が難しい。また、意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、旧県立大学附属経営農場が意見 01 に対応して調査資料に含まれていること、意見 02 に対応して全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に含まれていることを確認した。過年度の包括外部監査人の意見に対

し、措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。また、過年度の意見への対応を行い、他部局等からの問い合わせについて、打ち合わせメモで確認することはできたが、土地が広大であることや一部境界が確定しておらず測量費用が生じることなどから、具体的な利活用の協議に至っておらず、当該用地の状況に変化はないとのことである。

なお、過年度の包括外部監査人の意見に記載されている「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1 (P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

6. 旧県立大学附属経営農場(意見 08)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-6	報告書	60	部課名	総務部総務課
区分	意見	項目	旧県立大学附属経営農場用地の利活用可能性		
指摘・意見の背景					
5. 旧県立大学附属経営農場(意見 07)と同様					
指摘・意見の内容					
旧県立大学附属経営農場用地のうち、イチヨウ並木がある部分については、観光資源として利活用する余地があるようにも思われる。宝達志水町との協議を再開し、利活用の方法を検討する必要がある。また、利活用の方法の検討に当たっては、観光企画課等、観光に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。					
措置状況					
利活用の方法については、宝達志水町と協議を行っているところであるが、広大な面積を有効活用できる策が浮かんでいない状況である。今後は、観光部局や商工労働部等、観光面にこだわらず、商業誘致等、多方面から利活用にむけた協議をしたいと考えている。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査人の意見は、利活用方法の検討に当たって、他部局の協力を得ることを求めており、措置状況でも今後は他部局と協議をしたいとの記載がなされている。その点、担当課へ包括外部監査後の状況を質問したところ、監査以前と同様、他部局からの問い合わせに応じている状況であり、措置状況に記載されたような、総務課から多方面との利活用に向けた協議を行うなどの積極的な対応は行われていなかった。その理由を確認したところ、措置状況を行政経営課に回答した(令和 4 年 2 月)時点では、多方面との利活用に向けた協議をしたいと考えていたが、対象地の特殊性と措置状況回答後に受けた幾つかの問い合わせ実績(観光資源としての問い合わせはない)に鑑み、多方面との利活用に向けた協議よりも、担当課と宝達志水町が連携して、地域の特性に応じた利活用策を検討していくことが望ましいとの方針転換の可能性が出てきたが、措置状況の公表(令和 4 年 9 月)前に記載

内容の見直しを行わなかったことによるものであるとの回答を得た。

なお、対象地の特殊性とは、①広大な土地であること、②土地の一部はイチヨウ並木で観光資源となり得る可能性が考えられるが、観光資源となり得る土地のみを分割して売却すると利活用が困難な残地が多分に生じる可能性が高く、分割での売却を考えていないこと、③一部境界が確定しておらず測量費用が数千万円規模で必要となることが挙げられている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-6(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「利活用にむけた協議をしたいと考えている。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「考えている」とする状況及び今回のように対応方針が変わる可能性がある場合には、どのような措置対応を行うのか「検討中」の状況にあると考えられ、どのような措置対応を行うのか決定したうえで、対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、令和4年9月の措置公表時は「検討中」とし、観光資源としての利活用のために多方面との協議を行うよりも、宝達志水町と連携して地域特性に応じた利活用策を検討していく方が望ましいと判断した時点で、その判断を行った理由と共に、包括外部監査人の意見を「不措置」とする旨を措置状況として公表すべきだったと考える。

② 未利用となっている県有財産の情報公開(意見 C-7(総括意見 6))

未利用となっている県有財産を公表し、売却や利活用の促進を検討することが望まれる。

旧県立大学附属経営農場用地は、観光資源となり得る県有地であることから、購入意欲のある者が存在する可能性は否定できない。庁内での情報共有だけでなく、未利用県有財産として広く情報発信することで購入意欲のある者につながる可能性が高くなると考えられる。現状、境界の一部が未確定で一般競争入札はできないが、境界が未確定であることを示したうえで、未利用の県有財産として情報発信し、需要を喚起する対応を検討すべきである。例えば、富山県や福井県では、未利用となっている県有財産を HP で紹介し、購入希望や関心があれば問い合わせを行うよう情報発信している。本県でも、同様の対応を行い、未利用となっている県有財産の売却や利活用の促進について検討することが望まれる。

7. 旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎(意見 10)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-7	報告書	63	部課名	総務部市町支援課 教育委員会庶務課
区分	意見	項目	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
珠洲市に設置された能登北部保健福祉珠洲地域センターの所長公舎であったが、保健所統合の流れで輪島保健所が本所となったため、当該所長公舎が不要となり、平成 17 年に取り壊し、更地にし					

た。売払いを実施すべく、境界確認を行ったところ、公図と土地の現況が全く整合していなかった。県が珠洲市に実測結果による公図の修正を依頼したところ、この近辺が広く、公図が土地の現況と整合しておらず、複数の隣地所有者(民間)との調整が必要であり、権利関係が複雑であることから、県だけとの調整は行えない旨の回答であった。珠洲市が隣地所有者との調整を始めないと、県としてできないことがないため、当該土地処分ができない状況が続いている。

旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎(総務部市町支援課所管)、旧飯田高等学校教職員公舎(教育委員会庶務課所管)は、県として利用見込みのない財産であるが、境界が未確定である部分が多く、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

指摘・意見の内容

旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

措置状況

当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、公図混乱地域のため売却処分等が難しい。

また、意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎及び旧飯田高等学校教職員公舎が意見 01 に対応して調査資料に含まれていることを確認した。しかし、意見 02 に対応して、全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に当該財産は含まれていなかった。この点、管財課に質問したところ、令和 4 年 3 月の情報提供に際しては、利活用の可能性の大きい一定面積以上の遊休地に限定した情報をまとめた「未利用財産一覧」を全部局に提供したが、翌年の令和 5 年 3 月には、「未利用財産一覧」だけでなく、遊休となっている全ての県有財産の情報をまとめた「土地・建物一覧」を全部局へ提供しているとの回答を得た。「土地・建物一覧」には、当該財産が掲載されていることを確認した。措置状況の公表は令和 4 年 9 月に行われており、記載内容は令和 4 年 3 月の対応を記載していると考え、全部局への情報提供はされておらず、行っていないことが措置状況に記載されていると言わざるを得ない。

この点、担当課に確認したところ、担当課が当初記載した措置対応は「意見 02 のとおり他部局へ情報共有することとしている」であり、措置状況の公表に際し、行政経営課で統一的な記載への修正作業が行われ「情報共有することとしている」が「情報提供したところである」へ変更されたが、軽微な修正と判断し、行政経営課から担当課への修正後の確認依頼がなされていなかった可能性があるとのことであった。

なお、令和 5 年 3 月は「未利用財産一覧」と「土地・建物一覧」を全部局へ提供していることから、直近では記載内容と実体に齟齬は生じていない。また、他部局へ情報提供を行ったが、利活用希望はな

く、当該用地の状況に変化はないとのことである。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれかに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P85)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(意見 C-8(総括意見 4))

措置状況の記載が実態と異なっている。

措置状況では「他部局へ情報提供したところである」との記載があるが、令和 4 年 3 月の情報提供では、対象財産が資料に掲載されておらず、他部局への情報提供はなされていない。実態と異なる記載になった要因としては、対象財産の担当課と未利用財産の情報提供を行う課が異なっていることと、措置状況に記載された内容の確認作業が十分になされていないためと推察される。記載内容に誤りがなければ、担当課の措置対応に関する記載を行政経営課等で修正した場合には、軽微な修正か否かに係わらず、公表前に担当課へ最終確認を行うべきである。

なお、行っていないことを措置状況に記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断し、「指摘」と整理しているところであるが、令和 5 年 3 月の情報提供では対象財産が掲載された資料が提供されていることから、本件は「意見」としている。

8. 旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎(意見 11)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-8	報告書	63	部課名	総務部市町支援課 教育委員会庶務課
区分	意見	項目	珠洲市との協議		
指摘・意見の背景					
7.旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎(意見 10)と同様					
指摘・意見の内容					
県としては、当該用地を処分するためには、珠洲市に働きかけるしかないが、珠洲市としても測量のやり直しは多額のコストが見込まれ、費用対効果の観点から、測量が進んでいないものと考えられる。解決のためには、当該不動産を珠洲市に譲渡するか、等価交換により別の土地を交換取得するプラン等が考えられるが、いずれにせよ、珠洲市と問題認識の再共有は図る必要がある。					
措置状況					
珠洲市に対して改めて公図の修正を依頼したところ、費用等を考慮すると公図の修正は困難のことだった。今後とも継続的に珠洲市と協議を行っていくこととしたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課へ質問したところ、令和 4 年 1 月に珠洲市に対し公図の修正を依頼したが、措置状況に記載

のとおり、測量費用の問題で対応を断られたとの回答を得た。珠洲市への働きかけは行われており、珠洲市と問題認識の再共有は図られているといえる。措置状況に記載されたことは適切に実施されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の充実(意見 C-9(総括意見 4))

意見で求める対応について、措置状況に記載がなされていない。

過年度の包括外部監査人は費用面で測量のやり直しが難しいのであれば、測量を行わずとも当事者間の合意で行える土地の譲渡や等価交換等の交渉プランを例示しているが、この点に関してどのような対応を行ったのか措置状況に記載がない。包括外部監査人の提示した交渉プランを採用しなかったのであれば、その理由と共に、対応しなかった旨を明確に示すべきである。

今回であれば、そもそも複雑な権利関係の土地であることから、交渉を進めることは困難と判断し、交渉していないとのことであり、その事実と「不措置」とした旨を公表すべきであったといえる。

9. 廃道敷地(小松市上荒屋町)(意見 12)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-9	報告書	65	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	廃道敷地(小松市上荒屋町)の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
昭和 54 年ごろに廃道とする事務を完了した後、大部分は売却したが、一部が不整形地として残っている状態である。県道 11 号に隣接しており、隣地所有者に対し、平成 18 年に売却の交渉をしたが断られ、その後の交渉は実施されていない。					
廃道敷地(小松市上荒屋町)は、県として利用見込みのない財産であるが、不整形地であることその他、隣地所有者との交渉が長期間実施されておらず、また、隣地所有者が事業所の運営を中止したこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。					
指摘・意見の内容					
廃道敷地(小松市上荒屋町)は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形地)売却処分等が難しい。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。なお、当該財産については、意見 01 の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。その後も他部局からの利活用希望はないため、状況に変化はない。対象地は、廃道手続実施後に売却処分できなかった不整形地であり、場所や面積(125.48 m²)に照らしても単体での利活用は困難であることから、隣地所有者や他

部局からの利活用希望がなければ処分や貸付等は困難であると考えられる。よって、包括外部監査後の県の措置状況につき、特段の問題はないと判断した。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1 (P85)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

10. 廃道敷地(小松市上荒屋町)(意見 13)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-10	報告書	65	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	道路区域への編入等		
指摘・意見の背景					
9.廃道敷地(小松市上荒屋町)(意見 12)と同様					
指摘・意見の内容					
売却可能性が低いと考えられ、また、県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。					
措置状況					
当該土地については、県道の付替えにより昭和 36 年に廃道処分を行っており、現時点においても廃道処分の理由となった状況に変化はない。					
令和 3 年 8 月に定期的なパトロール等にて随時状況確認を行うよう、所管の土木事務所に通知を行っており、(令和 3 年 9 月にパトロール実施済)状況に変化があった場合は、再度の道路区域への編入等も含めて検討を行いたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

道路区域への編入等について、担当課に質問を行い、検討状況を確認したところ、道路等周辺状況に変化はなく、当該土地は一度廃道処分が行われているため、再度道路区域への編入は困難との見解であった。措置状況に記載されたことが適切に実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

11. 犀川廃川敷地(金沢市本江町、御影町)(意見 15)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-11	報告書	70	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	犀川廃川敷地の処分と状況把握		

指摘・意見の背景
犀川沿いにある金沢市本江町、御影町に点在する県有地である。県として利用見込みのない土地と のことであるが、公有財産台帳の異動状況を閲覧したところ、隣地所有者等との交渉により、令和元 年度や過年度において売却実績があり、また、現在売却交渉中の物件もあるとのことである。 犀川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、一部に行き止まりである土地等があり、 当該土地の利用者と交渉がなかったこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要すると考えられ る。普通財産である土地の一部に自動車が駐車されている。売却交渉中の土地が、購入予定者に 占有され、自動車が駐車されたり、プレハブ倉庫が置かれたりしている状況である。
指摘・意見の内容
犀川廃川敷地は売却実績があるとはいえ、一部に行き止まりである土地等があり、処分に調整を要 すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する 際、適切な区分を行う必要がある。
措置状況
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(一部に 行き止まり部分有)売却処分等が難しい。 また、意見 02 のとおり他部局とも情報共有をおこなっているが、現時点では他部局でも利活用の見 込みがない状況である。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況 になれば、適切に対応していきたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。立地状況が悪い(一部に
行き止まり部分有)売却処分等が難しく、他部局からの利活用希望もないため、状況に変化はない。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維
持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意
見 C-1 (P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対
応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

12. 犀川廃川敷地(金沢市本江町、御影町)(意見 16)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-12	報告書	70	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	法律上の原因に基づかない県有地利用者への対応		
指摘・意見の背景					
11.犀川廃川敷地(金沢市本江町、御影町)(意見 15)と同様					
指摘・意見の内容					
県有地に自動車を駐車している者に対し、無断利用を行わないよう注意を促す必要がある。また、定					

期的なパトロール等を実施し、再発防止に努める必要もある。
措置状況
パトロール(令和2年12月、令和3年9月に実施)にて、駐車車両の所有者に無断利用を行わないように注意を促した。また、令和3年8月、定期的なパトロール等にて無断利用等がないか随時状況確認を行うよう、各土木事務所に通知した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和2年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。措置状況に記載のとおり、令和2年9月及び令和3年9月にパトロールが実施されているが、その後も年1回程度担当課においてパトロールを実施しているとのことであった。

令和2年度において、県有地の無断利用が指摘された場所は2か所あるが、いずれも現在まで無断利用が続いている。年1回のパトロール及び無断利用者に対する注意は功を奏していない。

1 か所(土地 A)については当該無断利用者と協議した結果、民間月極駐車場の利用又は県との土地使用貸付(有償)を進めることとしている。

土地 A について令和6年9月23日に現地確認を行ったところ、自動車が1台駐車されており、無断利用は現在も継続している状況である。また、令和2年度の監査時に指摘があった土地 A の隣接地(県有地)にも自動車1台が駐車されており、隣接地も無断利用されていることが確認された。

もう1か所(土地 B)については、当該無断利用者に対して令和6年度中に売却することを目指して売却交渉を進めており、当該利用者也購入の意向を示している。また、この場所については、自動車のみならず、プレハブも無断で設置されている(自動車の所有者とプレハブの設置者は同一人物)。県がプレハブの設置は認められない旨指摘しても、無断利用者は県の費用で撤去するように主張するなど強硬な姿勢を示している。土地 B について令和6年9月23日に現地確認を行ったところ、自動車3台が駐車されており、プレハブも設置されたままであった。令和2年度の包括外部監査報告書に掲載されている写真では、土地 B に駐車されている自動車は1台であることに鑑みれば、令和2年度よりも状況が悪化している可能性もある。

土地 A	土地 B
	

(令和6年9月23日包括外部監査人補助者撮影)

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 無断利用防止措置の必要性の検討(意見 C-10)

令和 6 年度中に解決しない場合は県有地にロープを張るなど、無断利用の防止措置等をとるべきであり、また、法的措置も検討すべきである。

県は、過年度の包括外部監査人の意見を受け、定期的にパトロールを実施し、売却交渉を進めるなど問題解決に向けて努力しているが、現在まで解決に至っていない。県が約 4 年間注意しているにもかかわらず、無断利用が継続しており、プレハブまで設置し、その撤去費用を県に負担するよう求めるなど、その態様が悪質な者もいる。

県は令和 6 年度中の解決に向けて交渉を進めているが、これまでの経緯に鑑みれば、令和 6 年度中に解決しない可能性もある。現状のまま無断利用が継続することは好ましくないため、令和 6 年度中に解決しない場合は、県有地にロープを張るなど無断利用を防止する措置をとるとともに、土地 B に無断設置されているプレハブについては法的措置によって撤去し、撤去費用を無断利用者に求めるなどの対処も検討すべきである。

なお、土地 A については、民家住居の出入り口に面していることから、ロープを張る等の管理方法を採用することは困難であると考えられるが、少なくとも無断利用者に対する賃料相当損害金の請求は検討すべきである。土地 B についてはロープを張る等の管理方法を採用することに特段の問題はないと考えられる。

② 新たに確認された無断利用に対する措置の必要性(意見 C-11)

新たに確認された無断利用についても適切に対応すべきである。

当年度の包括外部監査による現地確認の結果、土地 A の隣接土地(県有地)についても新たに無断利用が確認された。無断利用者の特定や状況の確認等を行い、無断利用者に対し、無断利用を行わないよう注意を促す必要がある。

13. 犀川廃川敷地(金沢市本江町、御影町)(意見 17)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-13	報告書	70	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	売却交渉の早期化		
指摘・意見の背景					
11.犀川廃川敷地(金沢市本江町、御影町)(意見 15)と同様					
指摘・意見の内容					
隣地所有者に購入意欲があるとはいえ、購入が確定する前から使用されるのは望ましくない状況である。売却交渉を早期に行い適切な対価で売却する必要がある。					
措置状況					
隣地所有者と売却交渉中。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後の隣地所有者との売却交渉状況につき、担当課に質問した。令和 3 年度も引き続き売却交渉が行われており、令和 4 年度には不動産鑑定を行った上で金額を提示したが、

その後も合意には達していないとのことである。令和 6 年度現在、令和 6 年度中の売却に向けて交渉が行われている。隣地所有者と売却交渉が継続されている状況で、措置状況に記載されたことは実施されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-12(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

売却交渉を適切に行うようにという過年度の包括外部監査人の意見に対し、売却交渉中の状況は「措置中」と考えられ、売却交渉が完了した時点で「措置済み」とすべきである。

② 措置対応が未完了(意見 C-13)

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置対応が完了していない。

令和 6 年度現在、令和 6 年度中の売却に向けて交渉が継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。措置対応が最終的にどのようなになったのか、公表すべきである。仮に売却交渉が決裂した場合には、その旨を措置状況に記載し、当該土地が隣地所有者に無断利用等されないよう、適切な対応を行うべきである。

14. 廃道敷地(金沢市北袋町)(意見 18)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-14	報告書	72	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	売却交渉の再開		
指摘・意見の背景					
平成 11 年に隣地所有者が購入する意思を示したことから、廃道としたが、結局購入に至らなかった。 平成 19 年にも売却交渉があったが、隣地所有者が経営する会社の業績が悪化し白紙となった。県の回答によると、隣地所有者は購入意欲があり、後は金銭面で折り合いがつけば、話はまとまるとのことだが、平成 20 年以降売却交渉はないとのことである。 売却交渉が長期にわたって実施されていない。					
指摘・意見の内容					
売却交渉が長期にわたって実施されていないため、隣地所有者の購入意欲が薄れてしまう可能性がある。売却交渉の再開を早期に行う必要がある。					
措置状況					
令和 3 年 7 月、隣地所有者との売却交渉を再開した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後の隣地所有者との売却交渉状況につき、担当課に質問した。

令和 3 年 7 月に売却交渉を再開したが、隣地所有者は購入意欲を示すものの、金額で折り合わず、合意に達しなかった。令和 6 年 6 月にも売却交渉が行われ、令和 6 年度中の売却に向けて交渉が行われている。隣地所有者との売却交渉が再開され、当年度も交渉が継続されており、措置状況に記載

されたことは実施されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-14(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

売却交渉を早期に行うようにという過年度の包括外部監査人の意見に対し、売却交渉を再開した状況は「措置中」と考えられ、売却交渉が完了した時点で「措置済み」とすべきである。

② 措置対応が未完了(意見 C-15)

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置対応が完了していない。

令和 6 年度現在、令和 6 年度中の売却に向けて交渉が継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。措置対応が最終的にどのようなになったのか、公表すべきである。仮に売却交渉が決裂した場合には、その旨を措置状況に記載し、当該土地が犀川廃川敷地のように隣地所有者に無断利用等されないよう、適切な管理を望む。

15. 廃道敷地(金沢市宮野町東部)(意見 19)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-15	報告書	74	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	廃道敷地(金沢市宮野町東部)の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
廃道敷地(金沢市宮野町東部)は、県として利用見込みのない財産であるが、隣接する会社の敷地の一部が当該土地に入り込んでいる状況にある。県は当該会社と平成 7 年と平成 18 年に売却交渉をして以降、売却交渉が実施されていない。それ以前の社長は県有地であると認識していたが、現在の社長は、前社長とはつながりのない第三者となっており、自社の敷地が県有地であると認識していない状況であることから、売却交渉が進まない状況とのことである。					
廃道敷地(金沢市宮野町東部)は、県として利用見込みのない財産であるが、一部が会社の敷地として利用されており測量ができない土地である他、当該会社の社長が県有地であると認識していないこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要すると考えられる。					
当該会社の社長が県有地であると認識しておらず、当該会社による県有地の一部の占有が長期間となっていること等を勘案すると、法律関係を整理する必要があると考えられる。					
指摘・意見の内容					
廃道敷地(金沢市宮野町東部)は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形、一部隣接地所有者による利用)売却処分等が難しい。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。					

なお、当該財産については、意見 01 の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低い
ため、情報提供は行っていない。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。立地状況が悪い上、当該土地の一部について隣接地所有者によって利用されている状況では売却処分も利活用も困難である。よって、前回の包括外部監査後の県の措置状況につき、特段の問題はないと判断した。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

16. 廃道敷地(金沢市宮野町東部)(意見 20)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-16	報告書	74	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	法律関係の整理		
指摘・意見の背景					
15.廃道敷地(金沢市宮野町東部)(意見 19)と同様					
指摘・意見の内容					
法律関係について、法律専門家に相談を行い、適切な対応をとる必要がある。					
措置状況					
法律専門家に相談を行いながら、売却交渉中。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査人の意見を受け、県は、法律専門家に相談し対応策を協議したが、効果的に直ちに解決可能な方策は見つからなかった。そのため、継続して令和 3 年 7 月、令和 6 年 7 月に売却交渉しているが、隣接する会社の現社長は県有地であると明確には認めておらず購入を拒んでいる状況である。令和 6 年 9 月 23 日に監査人において現地確認を行ったが、令和 2 年度の監査時と特段の変化は認められなかった。



(令和6年9月23日包括外部監査人補助者撮影)

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-16(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

適切な対応をとるようという過年度の包括外部監査人の意見に対し、売却交渉中の状況は「措置中」と考えられ、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。今回であれば法律専門家に相談したが、直ちに解決可能な方策が見つけられなかった旨を記載して「措置済み」とし、その上で、今後も継続して売却交渉を行う旨を措置状況に記載する対応が考えられる。

② 県有地無断利用状況への対応早期化(意見 C-17(総括意見 7))

県有地に関するトラブルにおいて、法的措置への移行が困難となる状況に陥らない体制を構築すべきである。

廃道敷地(金沢市宮野町東部)の土地は、無断利用している会社の社長が交替し、現在の社長が、当該土地を県有地と認識していない状況であることから、売却交渉が進まなくなったものであるが、その後直ちに法的措置をとらなかったことも解決を困難にしている要因の1つになっていると考えられる。

現社長が当該土地を県有地と認識していない旨の意思を表明した時点で、任意の交渉による解決が困難であることは明らかになったと考えられるため、この時点で法的措置への移行を検討すべきであったといえる。この点、担当課によると、現社長の認識が判明した後も複数回交渉しており、交渉が決裂した時期が明確ではないこと、現在の占有状態の開始時期が正確に把握できておらず、法的措置への移行について適切な時期の判断が困難だったことから、法的措置への移行が遅れたと推察されるところである。しかし、複数回交渉しても現社長の認識が変わることはなく、解決に至らなかったにもかかわらず、「交渉が決裂した時期が明確でない」旨の主張には首肯しがたい。また、長期間経過すれば取得時効が完成するリスクも生じてくるため、当該リスクもふまえた上で法的措置へ移行を決断すべき期限を把握し、当該期限までに任意交渉による解決が見込まれない場合は法的措置へ移行しなければならないのは当然である。したがって、任意交渉による解決を目指すことを理由として、長期間法的措置への

移行を怠ったことは妥当とはいえない。

今後同様の事例が生じないよう、利用されていない県有地の状況確認のルール化(金額や立地(経済性・効率性)を考慮しつつ、時効を意識した数年毎の現地パトロール等)を行うとともに、無断利用が発見され、かつ、任意の交渉による解決が困難と考えられる場合は、法的措置も視野に入れて速やかに対処できる体制を構築すべきである。

例えば、令和 2 年度の監査意見に対応して、県が有する全ての未利用となっている県有財産情報を管財課で一元管理していることから、管財課において、担当課から提出された県有財産情報より、法的措置が必要な状況に至っている可能性のある県有財産があれば、適時適切なタイミングで法律専門家と協議するよう担当課を指導することや、法律専門家を会計年度任用職員として採用し、担当課からタイムリーに相談できる体制を構築するなどが考えられる。いたずらに取得時効を完成させ、県有財産を失う事態が生じないよう、法律専門家の意見も踏まえて法的措置への移行を決断すべき期限も個別に検討して設定すべきである。

17. 廃道敷地(金沢市鞍筒町)(意見 21)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-17	報告書	76	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	廃道敷地(金沢市鞍筒町)の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
平成 7 年頃に当該地域を住宅街として開発したいという要望が不動産業者からあった。検討の結果、開発予定部分を廃道にして、当該不動産業者に対し順次当該土地を売却していったが、開発が中断し、県道 213 号に隣接する部分が残存している状態である。					
廃道敷地(金沢市鞍筒町)は、県として利用見込みのない財産であるが、草木が生い茂っていたり、法面部分が含まれていたりする等、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。					
法面となっている部分については売却や貸付け等による利活用が困難であると考えられる。					
指摘・意見の内容					
廃道敷地(金沢市鞍筒町)は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(法面部分が含まれている等)売却処分等が難しい。					
また、意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、現時点では他部局でも利活用の見込みがない状況である。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。住宅開発が中断した残存地であり、法面が含まれている等、利活用が困難な状況に変わりはない。令和 6 年 9 月 23 日に現地確認を

行ったが、令和 2 年度の監査時と特段の変化は認められなかった。



(令和 6 年 9 月 23 日包括外部監査人補助者撮影)

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1 (P85)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

18. 廃道敷地(金沢市鞍筒町)(意見 22)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-18	報告書	76	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	道路区域への編入等		
指摘・意見の背景					
17.廃道敷地(金沢市鞍筒町)(意見 21)と同様					
指摘・意見の内容					
県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。					
措置状況					
当該土地については、道路改良で不要となり平成 7 年に廃道処分を行っており、現時点においても廃道処分の理由となった状況に変化はない。					
令和 3 年 8 月に定期的なパトロール等にて随時状況確認を行うよう、所管の土木事務所に通知を行っており、(令和 3 年 9 月にパトロール実施済)状況に変化があった場合は、再度の道路区域への編入等も含めて検討を行いたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。道路区域編入は、道路の拡幅等で新たに道路用地として必要となった場合等に可能となるが、周辺状況に変化はないため、現在も道路区域編入はなされていない。なお、パトロールは、既存には見られない不法占有など現況に変化がないかの確認のため行われている。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

19. 松波川廃川敷地(意見 23)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-19	報告書	79	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	松波川廃川敷地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
町道と認定されている部分は、能登町に無償貸付中である。その他、当該町道に隣接する部分と、草木が生い茂っており、現地に立入りすることが困難な部分がある。 松波川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、町道として認定された部分を無償貸付けしていたり、境界が不明確であったりする等、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要があるが、対応されていない。					
指摘・意見の内容					
松波川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形、境界不明確(道路敷貸付箇所除く))売却処分等が難しい。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見 01 の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。立地状況が悪く(不整形、境界不明確(道路敷貸付箇所除く))売却処分等が難しく、その状況に変化はない。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

20. 松波川廃川敷地(意見 24)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-20	報告書	79	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	境界の明確化		
指摘・意見の背景					
19.松波川廃川敷地(意見 23)と同様					
指摘・意見の内容					
「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要がある。しかし、境界の明確化に当たっては、再度の測量等が必要になり、経済性の観点から、必ずしも適切な対応とは言い切れないと考えられる。そこで、法律専門家に相談し、隣地所有者に対する適切な対応を検討する必要がある。					
措置状況					
当該財産のうち、町に貸付している土地を令和 3 年 11 月に測量したところ、隣地所有者の石が置かれている町道に接する土地も県有地であることが判明した。隣地所有者がその土地の購入意思を示したことから、売却交渉中。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後の状況を担当課に質問した。当該財産のうち、町に貸付している土地を令和 3 年 11 月に測量したところ、隣地所有者の石が置かれている町道に接する土地も県有地であることが判明した。隣地所有者と交渉の結果、令和 4 年 7 月 1 日に当該土地を売却した。売買契約書を閲覧し、適切に契約が締結されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-18(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

適切な対応をとるようにという過年度の包括外部監査人の意見に対し、売却交渉中の状況は「措置中」と考えられ、売却交渉が完了した令和 4 年度の時点で「措置済み」とすべきであった。

21. 紀の川廃川敷地(意見 25)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-21	報告書	82	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	紀の川廃川敷地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
珠洲市三崎町に点在している県有地である。市道と認定されている部分は、珠洲市に無償貸付中である。その他、草木が生い茂っており、現地に立入りすることが困難な部分がある。					
紀の川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、市道として認定された部分を無償貸付けしていたり、草木が生い茂っていたりする等、売却等の処分に調整を要する土地であると考えら					

れる。 普通財産の貸付けをしようとする場合、原則として総務部長等への合議が必要である(石川財務規則第 205 条第 1 項)。しかし、県道 28 号に隣接する県有地のうち、防火水槽が設置されている部分について、珠洲市から県に対し貸付け申請がなされていなかった。 市道の一部とされている土地を県が所有し続けたとしても、県にとって何らかの利点があるとは思えず、無償貸付契約の更新や公有財産台帳の更新等で事務作業に時間を要すると考えられる。
指摘・意見の内容
紀の川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。
措置状況
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形、草木繁茂(道路敷貸付箇所除く))売却処分等が難しい。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見 01 の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いいため、情報提供は行っていない。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後の状況を担当課に質問した。市道と認定されている部分について珠洲市に無償貸付中である等、その他の用途に利活用することは困難な状況に変化はない。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

22. 紀の川廃川敷地(意見 26)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-22	報告書	82	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	紀の川廃川敷地の譲渡与の検討		
指摘・意見の背景					
21.紀の川廃川敷地(意見 25)と同様					
指摘・意見の内容					
市道の一部とされている土地の譲渡与は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 3 条第 1 号にいう「他の地方公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」場合に該当するものと考えられる。したがって、当該土地について、珠洲市に対し、譲与するか、又は時価よりも低い価額で譲渡するかどうか検討する必要がある。					

措置状況
市有地との交換も含め、珠洲市と処理方針を協議している。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後の状況を担当課に質問した。令和 4 年 2 月の交渉結果報告書を閲覧したところ、県より、電話にて珠洲市都市整備課へ譲与等打診したが、珠洲市より、「仮に有償購入の場合、予算措置ができず困難」との回答があり、売却が実現しなかったことを確認した。なお、有償購入以外の手法については、将来的に協議の可能性を否定できないことから、令和 4 年 9 月の措置状況の公表に際し「珠洲市と処理方針を協議している」との記載となっている。また、令和 6 年 7 月に県より珠洲市に再度確認したところ、「隣接地で災害対策工事を行う予定があり、今後の財産管理は災害対応を踏まえて行いたい。」との回答を得ている。措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-19(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「珠洲市と処理方針を協議している。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。必要な協議を行った結果、どのような対応となったのかも措置状況で公表すべきである。協議している状況は「措置中」と考えられ、協議した結果、どのような対応となったのかを記載して「措置済み」とすべきである。

② 措置対応が未完了(意見 C-20)

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置対応が完了していない。

紀の川廃川敷地に関する珠洲市と協議は継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。震災等で早急な対応は困難と考えられるが、最終的にどのようなになったのか、方針が確定した時点で、その内容を措置対応として公表すべきである。

23. 伏見川関連用地(意見 27)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-23	報告書	87	部課名	土木部河川課
区分	意見	項目	伏見川関連用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
二級河川である伏見川の周辺に点在する用地である。伏見高橋川事業の代替地として、石川県土地開発公社から購入した土地の一部が残存しているものである。					
伏見川関連用地は、県として利用見込みのない財産であるが、隣地との境界が不明確であったり、河川区域として事業の用に供されていたりするなど、売却等の処分に調整を要すると考えられる。					
「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要があるが、対応されていなかった。					
公有財産は地自法第 238 条第 4 項に基づき、行政財産又は普通財産のいずれに該当するか適切					

に判断する必要があるが、河川区域内にある土地や、用水堰が設置されている土地といった事業の用に供されている土地が普通財産となっていた。 ごみステーションが設置されている県有地は河川区域内であるため、河川区域における占用許可申請手続が必要となるが、なされていない。
指摘・意見の内容
伏見川関連用地の隣地との境界が不明確な部分については、処分に調整を要し、また、河川区域にある土地は売却できるものではないから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。
措置状況
令和 3 年度に、河川管理上必要のない単独利用が困難な土地の一部を隣接地所有者に売却済。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課へ現状を質問したところ、令和 2 年度の包括外部監査後、「県有地境界標柱設置要領について」に従って看板を設置することによる境界の明確化、河川区域内にある土地や、用水堰を普通財産から行政財産への分類換え、ごみステーションの占用許可手続を行ったとの回答を得た。境界の明確化に関しては、看板設置工事の完成報告書(写真付き)を閲覧し実施状況を確認した。普通財産から行政財産への分類換えは分類変更の起案書及び関係書類により令和 3 年 2 月に実施されていることを確認した。ごみステーションの占用許可に関しては、占用許可書を閲覧し令和 3 年 2 月に実施されていることを確認した。また、土地の一部については、隣接地所有者と交渉の結果、売却に至っているとの回答を得、売買契約書で令和 4 年 2 月に売却が成立していることを確認した。適切に措置されていると判断した。なお、伏見川関連用地がすべて処分されたわけではなく、引き続き処分に調整を要する土地が存在しているとのことである。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

24. 県営住宅(意見 37)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-24	報告書	104	部課名	土木部建築住宅課
区分	意見	項目	県営久手川団地の設備更新		
指摘・意見の背景					
風呂設備の有無が県営久手川団地と市営久手川団地で異なっていることが、県営久手川団地の入					

居率が相対的に低い要因となっている可能性がある。
指摘・意見の内容
県営久手川団地の一部の部屋には風呂が備え付けられておらず、入居者の負担で備え付け、退去時には原状回復する必要があるとのことであるが、市営住宅には風呂設備があり、風呂設備の有無が入居率が相対的に低い要因となっている可能性があることから、県営住宅にも風呂設備の設置を行い、入居率を高める必要がある。
措置状況
比較的需要が見込まれる1階の住戸より風呂設備設置の対応を行い、入居率の向上を図っている。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、過年度の包括外部監査人の意見を受け、「風呂設備有」として募集をし、入居決定後、風呂設備を取り付けることにしているとの回答を得た。措置状況では入居決定の有無に関わらず、1階の住戸より風呂設備を設置するように読めるが、入居決定後に室内の修繕工事と同時に風呂設置工事を行うことで、時間的なロスを生じさせず、かつ入居者が確保できた段階での費用負担となり経済的であるとの判断がなされている。措置状況が読み手に誤解を与える記載となっているが、県の対応としては合理的なものであると判断した。

なお、風呂設備有で募集したが、令和6年能登半島地震による被災者(3世帯)が入居するまで、新たな入居申込者のいない状況であり、入居率は向上していないとのことであった。設備よりも立地や空き住居の階数(低層階の需要が高い)等が影響しているものと推察されるとのことである。令和6年10月1日現在は、9月に発生した奥能登豪雨で甚大な被害を受けた地域であり、入居者募集はしておらず、断水が続いていることから入居者も避難所で生活されていることが予想される。書類上ではあるが、管理戸数が16戸(入居募集しない住戸1戸を除くと15戸)、入居数は8戸であるため、入居率は53.3%(8戸÷15戸)となっている。風呂設備有とする募集で入居率の向上を図っていることが確認できたが、効果としては限定的であったと言わざるを得ない。震災対応で被災者が入居できたという面では県営住宅としての存在意義は大きいといえる。今後、震災対応が落ち着いた時期に、入居率を向上させる施策の検討や、老朽化した公営住宅の存続の有無について検討されることを望む。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況の記載内容が不適切(意見 C-21(総括意見 4))

措置状況では風呂設備を設置したように読めるが、実際には風呂設備を設置していない。

措置状況には、1階の住戸から風呂設備を設置したように読めるが、実際には「風呂設備有」で入居募集し、入居決定後に風呂設備を取り付ける対応を考えているとのことであった。入居決定後に行う室内の修繕工事と同時に風呂設備設置工事を行うことで時間的なロスを生じさせず、かつ入居者が確保できた段階での費用負担となり経済的であるとの判断である。県の対応は合理的なものであると判断でき、措置状況には、その旨を記載すべきであったといえる。

25. ふれあい温室、ふれあいの家、ふれあいセンター(意見 39)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-25	報告書	116	部課名	農林水産部生産振興課 総務部管財課
区分	意見	項目	価格の修正		
指摘・意見の背景					
温室は温室としての機能を果たしていないことから、石川県公有財産台帳価格改定要領にいう特殊事情による価格の修正を検討する必要があると考えられる。					
指摘・意見の内容					
現状、特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施するということであるが、価格の修正履歴は公有財産台帳に記録されるため、あらかじめ修正しておく必要がある。後に売却や有償貸付けが決定し、対価を決定するに当たって担当者が、改めて詳細な実態調査を実施することなく、効率的に状況を把握できると思われる。					
したがって、温度を一定に保つ機能が失われている温室は、特殊事情による価格の修正を検討する必要がある。					
措置状況					
現状、特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施していることから、特殊事情等による価格の修正が必要と判断された場合には、適切に価格修正を行う。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

石川県公有財産台帳価格改定要領では、「価格が当該建物の老朽化等により著しく不相当であると認められるときは、その事情を参酌して評価する」(第8条第2項)と規定されている。

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置として、県は「特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施していることから、特殊事情等による価格の修正が必要と判断された場合には、適切に価格修正を行う。」としているが、石川県公有財産台帳価格改定要領にはそのような規定は見当たらない。

上記「売却や有償貸付けが決定した時点で実施する」という措置につき、いかなる根拠に基づくものかを担当課に確認したところ、「膨大な県有財産について、各財産の個別事情を考慮し、短期間でスムーズに改定することが困難であることから、効率的な事務の執行を行うため、価格を現況に近づける必要が生じる売却や有償貸付の際に価格の修正を行っている。要領に規定はないが、運用として実施している。」旨の回答であった。過年度の包括外部監査人の意見に対応した措置がなされているとは言い難い。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 要領と運用の不整合(指摘 C-22)

要領に基づいた運用がなされていない。

「温室」について、「温度を一定に保つ機能が失われている」という事実は、「老朽化等により著しく不相当であると認められるとき」に該当すると考えられることから、石川県公有財産台帳価格改定要領に基

づけば、現状に応じた価格修正が必要であると考えられる。

26. 旧押水放牧場(意見 40)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-26	報告書	119	部課名	農林水産部畜産振興・防疫対策課
区分	意見	項目	旧押水放牧場用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
旧押水放牧場は、県として利用見込みのない財産であるが、かほく市側については傾斜地であり、放牧場以外の用途への転用が難しいこと等から、売却等の処分に調整を要すると考えられる。 また、公有財産台帳の種目に牧場とあるが、当該種目は当該土地が放牧場であった時点の状況を反映しているものと考えられる。一部、永年牧草が生育している部分があるが、大半が放牧場として利用されていない以上、地目等と現況が整合していない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
旧押水放牧場用地のうち、かほく市側は処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(大規模画地等)売却処分等が難しい。また、意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、現時点では他部局でも利活用の見込みがない状況である。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、旧押水放牧場用地が意見 01 に対応して調査資料に含まれていること、意見 02 に対応して全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に含まれていることを確認した。

過年度の包括外部監査人の意見に対し、措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。なお、意見への対応は行ったものの、立地状況が悪いため(大規模画地等)売却処分等が難しく、他部局からの利活用希望もないため、当該用地の状況に変化はないとのことである。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

27. 旧門前高等学校教職員公舎(意見 42)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-27	報告書	123	部課名	教育委員会庶務課
区分	意見	項目	旧門前高等学校教職員公舎用地の処分と状況把握		
指摘・意見の背景					
旧門前高等学校教職員公舎は、県として利用見込みのない財産であるが、立地が悪く、擁壁を修繕する必要があること等から、売却等の処分に調整を要すると考えられる。 また、公有財産台帳の種目に敷地とあるが、当該種目は教職員公舎が当該土地にあった時点の状況を反映しているものと考えられる。近隣に住宅が散見されるが、宅地として利用するには擁壁を修繕する必要があることを勘案すると、地目等と現況が整合していない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
旧門前高等学校教職員公舎用地は、処分に調整を要することから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。					
措置状況					
当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形等)売却処分等が難しい。引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。なお、当該財産については、意見 01 の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、旧門前高等学校教職員公舎用地が意見 01 に対応して調査資料に含まれていること、措置状況に記載のとおり、全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に当該用地が含まれていないことを確認した。

過年度の包括外部監査人の意見に対し、措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。なお、意見への対応は行ったものの、立地状況が悪い(飛び地で、袋小路と狭小地)売却処分等が難しく、当該用地の状況に変化はないとのことである。

その他、意見に記載の「適切な区分」とは、「有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分」して管理することを指しているが、この点、1. 公有財産の管理体制(意見 01)の意見 C-1(P84)に記載のとおり、利活用の可能性(選択肢)を狭めることにつながることを理由に、県は対応しない方針である。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

28. 旧看護大学(意見 44)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-28	報告書	125	部課名	総務部総務課
区分	意見	項目	他の地権者に対する売却		

指摘・意見の背景
公立大学法人化した旧県立看護大学の残地であり、未利用になっている。当該土地の県の持分は18/1,930で、他の地権者が複数人いる。他の地権者は、かほく市や私人であり、過年度において売却等の交渉を実施したことはない。加えて、地権者に相続等が発生し、現在の地権者の特定が困難である可能性があるとのことである。 未利用であり、当該土地は他の地権者に対し売却することが望ましいと考えられるが、かほく市以外の地権者の特定が困難である。
指摘・意見の内容
当該土地が県の事業に利用されないのであれば、接触が比較的容易であると考えられるかほく市等に売却することを検討する必要がある。また、売却の検討に当たっては、管財課等、土地の売却に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。
措置状況
意見 02 のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局で利活用の見込みがない場合は、かほく市の意向を確認する。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度に実施された「現況等確認フォローアップ調査」資料を閲覧し、旧県立看護大学が意見 01 に対応して調査資料に含まれていることを確認した。しかし、意見 02 に対応して、全部局へ利活用の情報提供を求める「未利用財産一覧」資料に当該土地は含まれていなかった。この点、管財課に質問したところ、令和 4 年 3 月の情報提供に際しては、利活用の可能性の大きい一定面積以上の遊休地に限定した情報をまとめた「未利用財産一覧」を全部局に提供したが、翌年の令和 5 年 3 月には、「未利用財産一覧」だけでなく、遊休となっている全ての県有財産の情報をまとめた「土地・建物一覧」を全部局へ提供しているとの回答を得た。「土地・建物一覧」には、当該土地が掲載されていることを確認した。措置状況の公表は令和 4 年 9 月に行われており、記載内容は令和 4 年 3 月の対応を記載していると考え、全部局への情報提供はされておらず、行っていないことが措置状況に記載されていると言わざるを得ない。

なお、令和 5 年 3 月は「未利用財産一覧」と「土地・建物一覧」を全部局へ提供していることから、直近では記載内容と実体に齟齬は生じていない。また、他部局へ情報提供を行ったが、利活用希望はなく、当該用地の状況に変化はないとのことである。

また、かほく市に対しては、令和 2 年度に電話で意向確認を行い、現状維持との回答を得たとのことであった。措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(意見 C-23(総括意見 4))

措置状況の記載が実態と異なっている。

措置状況では「他部局へ情報提供したところである」との記載があるが、令和 4 年 3 月の情報提供では、対象財産が資料に掲載されておらず、他部局への情報提供はなされていない。実態と異なる記載になった要因としては、対象財産の担当課と未利用財産の情報提供を行う課が異なっていることと、措

置状況に記載された内容の確認作業が十分になされていないためと推察される。記載内容に誤りがないのか、担当課の確認だけでなく、行政経営課等が検証する体制を構築すべきである。

なお、行っていないことを措置状況に記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断し、「指摘」と整理しているところであるが、令和 5 年 3 月の情報提供では対象財産が掲載された資料が提供されていることから、本件は「意見」としている。

② 措置公表時期を意識した記載への対応体制(意見 C-24(総括意見 4))

措置状況では意向確認をこれから行うような記載となっているが、実際には措置状況公表前に意向確認がなされている。

措置状況は「かほく市の意向を確認する」と記載されているが、電話での意向確認は令和 2 年度に行われており、措置状況の公表が令和 4 年 9 月であったことを考えると、かほく市への意向確認は実施済みであったと考えられる。そうであるならば、措置状況には意向確認を実施した旨とその結果を記載するとともに、当該土地は地権者の特定が困難であり、対応が難しいことを記載した上で、今後の対応方針を記載すべきであったと考えられる。記載内容が実態を表しているのか、行政経営課等が検証する体制を構築すべきである。

29. 旧金沢教育事務所(意見 45)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-29	報告書	126	部課名	総務部管財課
区分	意見	項目	使用料見直しの検討		
指摘・意見の背景					
当該土地は社会福祉法人に対し有償で貸し付けており、当該社会福祉法人が所有する給水管及び雨水排水管が埋設されている。平成 23 年に売却の交渉をしたが合意を得られなかったため、平成 24 年 4 月から有償貸付けとなっている。					
直近の貸付料は年間約 50,000 円とのことであり、石川県行政財産使用料条例の別表に準じて以下のように計算しているとのことである。					
(当該土地の価額／当該土地の面積)×使用面積×4%					
この式に数値をあてはめると、3,215,000 円÷33.58 m ² ×14.56 m ² ×4%≒55,750 円となる。					
当該土地全体の面積に対する使用面積の割合が小さいことから、当該土地全体を貸し付けた場合に本来県が得るべき貸付料が得られていない。加えて、当該土地全体の面積が極小であるため、不使用部分について別用途での利用が困難である。					
指摘・意見の内容					
当該土地に給水管及び雨水排水管が埋設されることにより、当該土地の用途が制限されるのであるから、貸付面積の見直しの余地がないかどうか検討する必要がある。					
措置状況					
貸付内容等、現状に変更がないことから、貸付面積の見直しは難しい。					

これまで貸付先の社会福祉法人に対し、購入を打診しており、今後とも継続して交渉していく。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

措置状況に記載のとおり、貸付面積の見直しは難しいとの判断で、不措置としている。担当課に質問したところ、貸付面積の見直しは難しいが、売却交渉は可能と判断し、令和 3 年 3 月に社会福祉法人へ購入の打診を行ったが、売却は成立しなかったとのことである。しかし、今後も契約更新時に意向確認を行う考えであるとの回答を得た。包括外部監査人の意見に対して不措置としたうえで、担当課として県有財産の未利用部分を減らすための対応が継続してなされているものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

30. 中宮温泉野営場(意見 48)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-30	報告書	131	部課名	生活環境部自然環境課
区分	意見	項目	中宮温泉野営場の存否		
指摘・意見の背景					
中宮温泉野営場は、白山国立公園の一角にある野営場であり、管理棟、トイレ、機械室、ポンプ室が建てられている。令和2年度から令和6年度の5年間を計画年度とする行政経営プログラム2020で廃止を検討すると明記されている。					
計画年度の5年間をすべて検討の期間に当てるとすると、次回の行政経営プログラム更新時まで、廃止か継続かの決定が間に合わない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
廃止、継続等、パターン別の事業計画を早期に策定し、できる限り早期に存否を決定し、次回の行政経営プログラム更新に影響を及ぼさないように対応する必要がある。					
措置状況					
野営場については、白山国立公園の集団施設地区内にあり、当該地区内の施設については、国による三位一体改革以降、順次、環境省が施設整備を実施している。					
このことから、野営場の廃止・継続等の検討については、引き続き環境省の意向・計画を踏まえた上で、慎重に判断することとしたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に「行政経営プログラム 2020」で中宮温泉野営場の廃止を検討する旨の記載がなされた経緯を質問したところ、老朽化と利用者数の減少を背景に、廃止か継続か検討する方針としたとのことであった。しかし、白山国立公園は環境省が管理していることから、県有施設であるという理由で県単独で意思決定できるものではなく、環境省の意向や計画を踏まえて慎重に検討すべき事由であることが措置状況に記載されている。現状としては、「行政経営プログラム 2020」が今年度を最終年度としているが、何らかの意思決定がなされているわけではなく、検討が継続している状況である。

担当課による廃止・継続の検討内容を質問したところ、他の国立公園内の野営場の対応事例に関す

る情報収集や、中宮温泉野営場を廃止した場合に生じる費用を試算等行ったとのことであった。検討の結果、他の国立公園内の野営場は「廃止」ではなく、関係事業者等で検討し「再整備」していく方針が多いこと、廃止に要する費用は多額(1年間の維持管理費用の約80年分)で、廃止の決定を即座に行うことはできないとの判断がなされた。なお、廃止に要する費用とは、中宮温泉野営場を白山国立公園に戻すための原状回復費用である。

また、令和3年5月6日に公布された「自然公園法の一部を改正する法律(令和3年法律第29号)」で、国立公園や国定公園において、地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを設け、利用面での施策を強化し、自然を保護しつつ活用することで地域資源としての価値が向上されるよう定めており、法改正の求めるものと施設の「廃止」は方向性が異なるといえる。その他、令和4年度は白山国立公園が指定されて60周年となり、複数のイベントが開催され、白山の魅力向上に向けた施策の取組がなされている。これらの状況を鑑み、現状は環境省や地域の関係事業者等と活用について検討を続ける予定とのことである。

担当課へ利用者数の推移を聞き取ったところ、令和2年1月に白山白川郷ホワイトロードで起きた土砂崩れに伴う通行止めにより、令和元年度の1月以降と令和2年度は営業を行っていないこともあり、下表のとおり、利用者数は少ない状況が継続している。担当課の説明や法改正の趣旨を鑑みると、廃止ではなく、継続若しくは新たな魅力ある施設を再整備することが考えられるが、再整備は廃止以上に必要な資金が多額になると想定される。今後の意思決定に際しては、経済合理性のある案なのか、数値的な根拠を基に慎重に判断を行うよう望む。

<野営場の利用者数推移>

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数(人)	122	52	—	96	16	30

(出典:自然環境課資料)

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-25(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「慎重に判断することとしたい。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「慎重に判断することとしたい」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、未だ廃止・継続等の検討を行っていることから、「検討中」とのステータスで措置を公表し、対応方針が決まり、対応が完了した時点で「措置済み」とする対応が考えられる。

② 措置対応が未完了(意見 C-26)

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置対応が完了していない。

令和6年度現在、未だ廃止・継続等の検討を行っている状況とのことであり、措置対応が完了していない。措置対応が最終的にどのようなものになったのか、公表すべきである。「行政経営プログラム 2020」の最終年である今年度(令和6年度)の検討結果を受けて、その内容や今後の方針を措置状況として公表

することが考えられる。

31. 旧高性能林業機械保管庫(意見 49)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-31	報告書	132	部課名	農林水産部森林管理課
区分	意見	項目	旧高性能林業機械保管庫の有償貸付検討		
指摘・意見の背景					
高性能林業機械を県内に普及するため、県で研修用の高性能林業機械を保有することとなり、その保管庫として取得したものである。現在は高性能林業機械の普及が進み、県が保有する機械はなくなってから約 10 年経過している。昔は車両 1 台、重機型 4 台を保有している時代もあったが、近年は保有するというよりはリース・レンタル等により使用するため、当面は保管庫を重機等の保管で使用する事はないと考えられる。					
現在は県の古い資材が少し置かれているだけであり、他の用途で使用できないか検討している状況である。隣地所有者の資材保管庫としての活用も考えられ、金銭面での折り合いも考えながら、今後、賃貸の要望がないかどうか等の交渉をしていければと考えているが具体的なアクションに至っておらず、貸付料の見積もりを貸付け候補先に提示していない。					
指摘・意見の内容					
貸付料の見積もりを行い、貸付け候補先に提示する等して、有償貸付契約へ向けて情報を整理する必要がある。なお、当該建物及び土地の評価額から貸付料を試算し、候補先に提示中であるとのことである。					
措置状況					
貸付候補先と貸付条件について協議しており、令和 4 年度、有償貸付契約を締結予定である。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の監査後の状況を担当課に質問した。令和 4 年度において有償貸付契約の締結を予定していたが、貸付候補先と貸付条件について合意に達せず、契約締結には至らなかった。現在は、畜産振興・防疫対策課の依頼で豚熱対策用の資材置き場として活用されている。

有償貸付契約の締結には至らなかったものの、他の用途で有効活用されていることから、特段の問題はないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-27(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

有償貸付契約締結に向けて情報整理することを求める包括外部監査人の意見ではあるが、実質的には、情報整理の結果、県有財産が利活用されることを求めている。そう考えると、有償貸付契約を締結予定である令和 3 年度時点は「措置中」と考えられ、契約締結に至らず、他の用途での利活用を検討することが決まった令和 4 年度の時点で、その事実を公表し「措置済み」とすべきであった。

32. 旧津幡警察署職員公舎 13 号(意見 51)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-32	報告書	134	部課名	警察本部警務部会計課
区分	意見	項目	境界確認の実施		
指摘・意見の背景					
財産名称「旧津幡警察署職員公舎 13 号」は、職員公舎があつたが更地として残存している。周辺土地所有者と調整がとれず、10 年以上境界確認ができていない状況である。					
指摘・意見の内容					
管財課や法律専門家への相談により境界確認を進める必要がある。					
措置状況					
令和 3 年度に、法務局と相談し、境界確認の手続きを進めていたが、境界確認に至らなかった。引き続き、管財課や法務局とも相談し、対応を検討する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。当該敷地の隣地関係者との境界確認が完了しておらず、売却事務が停滞している。隣地は相続手続未了のため、相続人 5 人全員の同意を得ようとしてきたが、そのうち 1 人について境界確認の同意が得られていないことがその要因である。令和 4 年 2 月には、法務局に地籍更正登記の申請をしたが、当該相続人が境界確認の立会いに応じなかったため、令和 4 年 3 月に申請を取り下げている。法的手続については、境界確定後のトラブル(県有地を取得した第三者に対しても影響が及ぶこと等)を懸念して控えている状況とのことである。措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-28(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

過年度の包括外部監査人の意見に対して、措置状況に記載の対応が行われていることは確認できたが、措置対応は完了しておらず、「措置対応中」といえる。令和 4 年に地籍更正登記申請を取り下げた後、2 年以上にわたって具体的な動きがないのは、「検討する」という措置状況で「措置済み」としたことにより、その後の対応を公表する必要がなくなっていることも要因の可能性もある。措置対応を行ったが、措置が完了していないものについては、「措置対応中」とし、対応が完了した時点で措置状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

今回は、意見 C-29「法的措置による解決の検討」として、新たに意見しているため、意見 C-29 の意見に対する措置対応において、監査意見への措置対応を求めるものとする。

② 法的措置による解決の検討(意見 C-29)

これまでの交渉状況に鑑みれば、法的措置による解決を検討すべきである。

現地の周辺は住宅地であり、境界確認が完了すれば十分に売却の見込みがあると思われる。需要

の見込まれる住宅地を更地のままにしておくことは、県のみならず、一般の県民にとっても好ましくない状況である。

令和 2 年度の包括外部監査での意見を受け、一定の対応はなされているが、令和 4 年に地籍更正登記申請を取り下げた後、2 年以上にわたって具体的な動きはない。

県は、境界確定後のトラブルの発生をおそれて法的措置を控えているが、これまでの交渉状況に鑑みれば、このまま時が経過しても解決する可能性は極めて低いと考えられることから、筆界特定制度の利用等法的措置による解決を検討すべきである。

33. 奥能登土木総合事務所所長公舎(意見 52)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-33	報告書	136	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	現状有姿による売却		
指摘・意見の背景					
旧輪島土木事務所(現奥能登土木総合事務所)所長公舎敷地として取得したものである。当該土地は、がけの上にあるため、石川県建築基準条例第 5 条《がけ付近の建築物》に該当することから、管財課と協議しながら売却の方法を検討中である。県が売却するときに擁壁部分のがけについて、石川県建築基準条例第 5 条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか等を含めて検討中である。 奥能登土木総合事務所所長公舎は昭和 33 年建築の木造平屋一戸建て住宅であったが、購入者の負担で当該建物をリフォームすること等を前提とした、現状有姿による売却については検討されず、当該建物の老朽化による安全上の問題や瑕疵担保責任等を勘案し、当該建物を解体し更地にしたとのことである。更地の総面積は擁壁部分も含めて約 599 m²で建築可能面積は約 400 m²であるが、実際に新築を建てるとなると石川県建築基準条例第 5 条によりほとんど建てるスペースがない。 更地にしたことにより土地の用途が制限されることから、売却が困難であると考えられる。 擁壁部分のがけについて、石川県建築基準条例第 5 条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか等が未定であるため、売却が困難であると考えられる。					
指摘・意見の内容					
売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物に関しては、老朽化による安全上の問題等を勘案すると、解体という選択肢も一理あるが、今後、建物付きの土地の売却に当たっては、解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。					
措置状況					
建物付きの土地の売却については、関係課とも相談のうえ、建物の老朽度合等を勘案し判断する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

当該土地については、土地上の建物を既に解体済みであり、過年度の包括外部監査人の意見は、

「今後建物付きの土地を売却する際には、現状有姿による売却も検討すべき」旨の意見である。したがって、上記所長公舎敷地については特段の措置の必要性はない。

現状、奥能登土木総合事務所が管理する遊休財産の中に「建物付き土地」が存在するのか、担当課に質問したところ、存在しないとの回答を得た。そのため、将来的に「建物付きの土地」が遊休財産となった場合に、現状有姿による売却の可能性の検討が漏れないよう、奥能登土木総合事務所では、監査意見の内容を事務所の引継書に記載し、適切に引き継がれるよう対応しているとのことであった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

34. 奥能登土木総合事務所所長公舎(意見 53)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-34	報告書	136	部課名	土木部監理課
区分	意見	項目	石川県建築基準条例第 5 条の要件確認		
指摘・意見の背景					
33.奥能登土木総合事務所所長公社(意見 52)と同様					
指摘・意見の内容					
当該土地はがけの上にあるため、石川県建築基準条例第 5 条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか決定するために、関係機関及び専門家の意見を聞きながら検討を進めていく必要がある。					
措置状況					
引き続き、市道に接する擁壁の維持管理等を含め関係機関等の意見を聞いて適切な処分等が行えるよう検討する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。奥能登土木総合事務所は、令和 4 年 12 月には輪島市監理課に、令和 5 年 2 月及び令和 6 年 2 月に管財課へ活用方法や売却についての相談を行っているが、売却には至っていない。措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 C-30(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

過年度の包括外部監査人の意見に対して、措置状況に記載の対応が行われていることは確認できたが、措置対応は完了しておらず、翌年度に公表された措置状況は「措置予定」、現状は「措置対応中」といえる。どのような対応を行うのか検討結果を措置状況として公表し、「措置済み」とすべきである。

今回であれば、関係機関等の意見を聞いたものの、今後の対応を決定することができなかったという事実と、令和 2 年度の監査意見に対応する形で、売却困難な公有財産の情報が網羅的に把握される

体制が構築されたことから、年 1 回の現況把握の実施及びそのタイミングで継続して対応を検討していくことを措置状況に記載し、「措置済み」とすることが考えられる。

35. 職員住宅・公舎(意見 54)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-35	報告書	139	部課名	総務部人事課、管財課
区分	意見	項目	石川県職員住宅貸与及び管理要綱の見直し		
指摘・意見の背景					
平成26年度に職員住宅・公舎の所管課長をメンバーとした検討委員会において、今後の職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針を定め、これに従って職員住宅・公舎の廃止を着実に進めてきたが、一部の住宅・公舎の入居率が著しく低くなっており、県の財産を有効に活用できていない。					
指摘・意見の内容					
職員住宅・公舎の貸与条件を緩和する等して、入居率を高める必要がある。					
措置状況					
(人事課)職員第2独身寮については、現在、入居条件を35歳未満の独身者に限るなど貸与条件を他の職員住宅よりも制限していることから、貸与条件を緩和、単身者の入居も認めるよう要綱の改正を行い、令和4年4月1日から施行した。					
(管財課)定期募集の際に、室内及び外観の写真等、より詳細な情報を提供し、入居率の増加につなげたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

米泉職員住宅の貸付条件を令和 4 年 4 月 1 日より緩和しており、適切に措置されていると判断した。

なお、令和 3 年度以降の入居戸数および入居率の推移を確認したところ、以下のとおりであった。

地区	職員住宅名称	建築年月	所在地	戸数	R3 年 4 月		R4 年 4 月		R5 年 4 月		R6 年 4 月	
					入居戸数	入居率	入居戸数	入居率	入居戸数	入居率	入居戸数	入居率
金沢	職員第 2 独身寮	H6.4	金沢市米泉町	30	10	33.3%	11	36.7%	8	26.7%	22	73.3%
中能登	七尾第 2	S48.11	七尾市津向町	12	11	91.7%	12	100%	12	100%	12	100%
奥能登	穴水	S40.3	鳳珠郡穴水町字大町	16	15	93.8%	14	87.5%	14	87.5%	14	87.5%
	珠洲第 1	H5.4	珠洲市若山町	42	32	76.2%	29	69.0%	29	69.0%	34	81.0%

地区	職員住宅名称	建築年月	所在地	戸数	R3年4月		R4年4月		R5年4月		R6年4月	
					入居戸数	入居率	入居戸数	入居率	入居戸数	入居率	入居戸数	入居率
	珠洲第2	S50.7	珠洲市 若山町	12	7	58.3%	6	50.0%	6	50.0%	6	50.0%
合計				112	75	67.0%	72	64.3%	69	61.6%	88	78.6%

米泉職員住宅の貸付条件を令和4年4月より緩和したが、令和6年4月の入居率の上昇は令和6年能登半島地震の影響により、他県自治体からの応援職員に貸与したことによる影響が含まれていることを考慮すると、条件緩和の効果は限定的であったと考えられる。今後も入居率の向上に努めると共に、入居率が低く、老朽化している施設については、基本方針に従って、継続した検討がなされることである。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

36. 職員住宅・公舎(意見 55)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-36	報告書	139	部課名	総務部人事課、管財課
区分	意見	項目	金沢市に所在する職員住宅・公舎の売却検討		
指摘・意見の背景					
35.職員住宅・公社(意見 54)と同様					
指摘・意見の内容					
金沢市内の職員住宅・公舎は、県の中で土地取引が多い地域に所在することから、必要に応じて売却も視野に入れて、職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。					
措置状況					
(人事課)これまでも金沢市内の職員住宅を廃止した際には、建物の解体、分筆等を行い、県有地入札により売却を行ってきた実績がある。貸与条件の見直しなど入居率向上の施策を実施したうえで、廃止、集約が妥当と判断された場合には、売却を視野に廃止、集約を進めることとしたい。 (管財課)これまでも職員住宅・公舎の統廃合を進めており、今後の廃止等については、老朽化の度合いや入居の状況を勘案し判断していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

職員住宅・公舎の廃止や集約の意思決定に関して、担当課へ質問したところ、明確な判断基準はなく、入居率、老朽化の進み方に加え、周辺の住宅状況も踏まえて総合的に判断しているとのことである。なお、過年度の包括外部監査時、公舎所管は管財課、職員住宅所管は人事課であったが、令和6年度から職員住宅・公舎ともに管財課の所管となり、一元管理されている。

令和2年度の包括外部監査後に、廃止・売却が行われた職員住宅・公舎は3件あり、全て金沢市内

の職員住宅・公舎で、措置状況に記載のとおり対応がなされていることを確認した。3 件のうち 1 件は米泉第 3、4 職員住宅で、平成 29 年度に用途廃止し、令和元年度に解体、令和 3 年度に売却している。もう 1 件は寺町公舎で令和 5 年度に用途廃止、令和 5 年度から令和 6 年度に解体、令和 6 年度に一般競争入札により売却している。もう 1 件は城南公舎で、平成 27 年に用途廃止、令和 6 年度に解体予定、令和 7 年度に売却を予定しているとのことである。残っている金沢市内の職員住宅・公舎は、職員第 2 独身寮、泉野公舎、本多町公舎の 3 施設であり、今後も平成 26 年度に検討委員会で定めた職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針に則って、適切に対応していくとのことである。

なお、令和 5 年度に用途廃止した寺町公舎は、令和 4 年 4 月時点で泉野公舎や本多町公舎と比べて入居率が高いが、金沢市内の職員公舎で最も古く、戸数が少ないことや木造建築であったこともあり、優先して廃止の対象となっている。廃止対象の選定に特段の問題は認識されなかった。

地区	職員 公舎 名称	建築 年月	所在地	戸 数	R3 年 4 月		R4 年 4 月		R5 年 4 月		R6 年 4 月	
					入居 戸数	入居率	入居 戸数	入居率	入居 戸数	入居率	入居 戸数	入居 率
金 沢	寺町	S63.11 H1.11	金沢市 寺町	6	5	83.3%	5	83.3%	1	16.7%	—	—
	泉野	H2.2 H3.3	金沢市 泉野町	21	7	33.3%	5	23.8%	4	19.0%	2	9.5%
	本多 町	H8.7	金沢市 本多町	24	10	41.7%	7	29.2%	7	29.2%	6	25.0%
中 能 登	七尾 職員	S55.3	七尾市 魚町	14	10	71.4%	13	92.9%	13	92.9%	14	100%
	能登 島職 員	S57.10	七尾市 能登島 向田町	8	2	25.0%	1	12.5%	1	12.5%	2	25.0%
奥 能 登	輪島 第 2 職員	S56.5	輪島市 河井町	17	17	100%	12	70.6%	9	52.9%	6	35.3%
	輪島 第 3 職員	S57.5	輪島市 河井町	8	7	82.5%	7	82.5%	5	62.5%	8	100%
	能登 畜産 センター	S57.3	鳳珠郡 能登町 松波	5	0	0.0%	2	40.0%	1	20.0%	1	20.0%

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

37. 職員住宅・公舎(意見 56)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-37	報告書	139	部課名	総務部人事課、管財課
区分	意見	項目	職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針の推進		
指摘・意見の背景					
35.職員住宅・公舎(意見 54)と同様					
指摘・意見の内容					
職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針に従って、必要に応じて職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。					
措置状況					
(人事課) 人事異動による一定の入居者がいるものの、建物の老朽化により、適切な管理が難しくなっていることから、例年実施している建物調査の結果や、入居者の状況、周辺の住宅事情などを踏まえ、廃止・集約の方針を決定したい。					
(管財課) これまでも職員住宅・公舎の統廃合を進めており、今後の廃止等については、老朽化の度合いや入居の状況を勘案し判断していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、例年実施している建物調査は建築基準法第 12 条に基づく点検であり、当該点検において、建物の継続利用に支障がないか確認しつつ、今後の対応を適時検討しているとのことであった。

令和 2 年度の包括外部監査後、金沢市内の職員公舎以外は廃止・集約されていないが、令和 6 年能登半島地震の影響で、県職員や他自治体職員の利用により稼働率が高まっている住宅等があることや、売却の可能性の高い職員住宅・公舎から手を付けることは不合理ではなく、金沢市内以外の地域の職員住宅・公舎が廃止・集約されていないことを問題とする必要はないものと判断した。

今後の職員住宅・公舎の廃止・集約について担当課に質問したところ、令和 6 年能登半島地震や奥能登豪雨の発生で、特に能登地区の住宅事業が激変しており、現地の復興状況も見極めつつ検討する必要があるとの回答を得ている。当該対応も合理的なものと考えられ、適切な時期に検討を再開し、意思決定していくという県の対応で特段問題ないものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

38. 警察職員公舎・宿舎(意見 57)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-38	報告書	145	部課名	警察本部警務部会計課
区分	意見	項目	鶴来公舎 2 号、3 号の取扱い		

指摘・意見の背景
入居者がいない施設のうち、鶴来公舎 2 号、3 号は建築から 35 年経過し、建物が老朽化している。加えて、鶴来公舎 2 号、3 号は 4 年から 5 年程度入居者がいない状況である。鶴来公舎 2 号、3 号は一戸建ての建物であり、白山警察署が所管課である。
指摘・意見の内容
鶴来公舎 2 号、3 号は、売却を検討する必要がある。売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物は、いわゆる新耐震基準以後に建築されていることから、売却に当たっては解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。
措置状況
昭和 59 年に建築され、老朽化が著しく入居も見込めないことから、今後、建物解体及び土地の処分を行うこととする。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査の意見は、有姿売却の可能性の検討を求めており、措置状況では、老朽化が著しく建物解体及び土地の処分を行うとし、有姿売却の可能性検討については「不措置」としている。老朽化の具合について担当課に質問したところ、現状有姿で売却できるような状況ではないとの回答を得た。

また、令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。建物解体及び土地の処分は現在も行われていない。解体が必要な建物については、建物の老朽化や土地の売却見込等を検討して順次解体が進められており、他の宿舎等を解体していたことから、現時点まで解体に至っていないものである。具体的な解体及び処分時期は未定であるが、担当課は、令和 6 年能登半島地震による家屋の公費解体等の終了を目途に行っていきたいと考えているとのことである。

令和 2 年度の監査から約 4 年が経過しているが、進展は見られないが、解体には費用が発生することから、優先性の高い物件から解体を順次進めるのは不合理とは言えず、約 4 年間進展がないことも不当とまではいえないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

39. 警察職員公舎・宿舎(意見 59)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	2-39	報告書	145	部課名	警察本部警務部会計課
区分	意見	項目	能登旭荘の取扱い		
指摘・意見の背景					
入居者がいない施設のうち、能登旭荘は 44 年経過し、建物が老朽化している。加えて、能登旭荘は令和 2 年 4 月から入居者がいない状況である。能登旭荘は戸数 12 の集合住宅であり、耐震診断が未実施である。珠洲警察署が所管課で、珠洲警察署管内の他の職員宿舎・公舎の入居率は 100%					

に近く空きが少ない。人事異動により入居者が発生する可能性はあるものの、建物が老朽化しているが、個別具体的な廃止計画はない。
指摘・意見の内容
能登旭荘は、入居者がいない状況に至ってから間もないことから、設備の老朽化・陳腐化の状況を把握し、必要に応じてリフォームを行う等して、入居率を高める必要がある。
措置状況
昭和 51 年に建築され、建物の老朽化が著しいことから、今後、建物解体及び土地の処分を行うこととする。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 2 年度の包括外部監査の意見は、未入居になって日が浅いことから、入居率が高まるような施策を行うよう求めており、措置状況では、老朽化が著しく建物解体及び土地の処分を行うとし、入居率が高まるような施策の対応については「不措置」としている。旧耐震基準であることなども鑑み、県の措置対応に問題はないものと判断した。

令和 2 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。令和 6 年能登半島地震でも当該建物は倒壊しておらず、建物解体及び土地の処分は現在も行われていないとのことである。解体が必要な建物については、建物の老朽化や土地の売却見込等を検討して順次解体が進められており、他の宿舎等を解体していたことから、現時点まで解体に至っていないものである。具体的な解体及び処分時期は未定であるが、担当課は、令和 6 年能登半島地震による家屋の公費解体等の終了を目途に行っていきたいと考えているとのことである。

令和 2 年度の監査から約 4 年経過して進展は見られないが、解体には費用が発生することから、優先性の高い物件から解体を順次進めるのは不合理とは言えず、進展がないことも不当とまではいえないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

D. 負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について(令和3年度)

1. 医王山スポーツセンター運営費補助金(意見 01)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-1	報告書	83	部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課
区分	意見	項目	医王山スポーツセンターの今後のあり方に関する検討		
指摘・意見の背景					
施設の老朽化が進んでいるようであるが、平成 21 年度に活性化検討委員会を開催したのを最後に、当該施設に関する今後のあり方の検討が進んでおらず、当該施設の維持管理費等に充当することを目的とした補助金の交付が継続して行われているのにすぎない状況であると考えられる。					
指摘・意見の内容					
公益財団法人石川県スポーツ協会（令和 4 年 4 月名称変更。以下「協会」という。）が施設の老朽化に関する対処方針を含めた医王山スポーツセンターの今後のあり方について検討を進めるうえで、県は助言する必要がある。					
措置状況					
当該施設は、協会の所有であり、施設の維持を図るための修繕について、当該協会と協議のうえ、必要な予算を措置するなどしてきたところであるが、今後も適切に対応していく。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「医王山スポーツセンター活性化検討委員会意見録」を閲覧した。意見録は「医王山スポーツセンター活性化検討委員会」において当該施設の役割や必要性などについて検討し、出席委員から出た意見を、平成21年度に協会の職員がまとめ、作成したものである。担当課への質問の結果、当該施設の所有者である協会と県や金沢市との間で、今後の施設の方向性について随時協議し対応を行っているとの回答を得た。適切に措置されていると判断した。

なお、施設の老朽化に関する対処方針に関しては、「医王山スポーツセンター 中期修繕・更新・改修計画」を閲覧し、協会及び県等が継続して検討を行っていることを確認した。措置状況に記載されたことが実施されていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

2. 社会福祉法人石川県社会福祉協議会に対する補助金(意見 03)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-2	報告書	85	部課名	健康福祉部厚生政策課
区分	意見	項目	人件費の積算の精緻化		
指摘・意見の背景					
社会福祉協議会は、全国、都道府県及び市区町村と共通の名称であるが、その事業内容、役割は異なるとされる。県の名称を冠する社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下、「石川県社会福祉協議会」という。）に対しては、県から多数の補助金の交付及び事業の委託が行われている。石川県					

社会福祉協議会は、福祉関係の施設等の経営を行っていないため自主財源に乏しく、県からの補助金及び受託金が収入の相当部分を占めている。したがって、県は、石川県社会福祉協議会に対し、事業の実態に合わせた積算を求め、補助金の交付に係る適切な財務事務の執行をするべきであると考えられる。

平成 23 年度当初予算より、業務分担に見合う人件費の積算を行ったという措置について、現在の状況をヒアリングし、資料の提示を求めたところ、石川県社会福祉協議会からの聞き取りにより把握しているとのことであった。なお、石川県社会福祉協議会の職員がどの事業のどれほどの時間従事したかは記録されていないが、県提供資料によると、主務と兼務といった形で業務分担が明確になっていることが確かめられた。

指摘・意見の内容

石川県社会福祉協議会の職員の事業従事時間を厳格に管理してもらうよう依頼するか、主務及び兼務それぞれの「みなし従事時間割合」（例えば主務を 70%、兼務を 30%とする等）を定め、これを継続的に適用する等の対応をとることで、人件費の積算に関する明確な基準を設ける必要がある。

措置状況

令和 5 当初予算より、主務及び兼務それぞれの「みなし従事時間割合」（例えば主務を 70%、兼務を 30%とする等）を定め、これを継続的に適用する等の対応をとることとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度及び令和 6 年度の「県社協職員人件費財源内訳」を閲覧し、各業務のみなし従事時間割合を定め、これに基づいて各業務の人件費を積算したうえ、国費・県費・自主財源の負担額について明確化していることを確認した。各業務内容とみなし従事時間割合との整合性につき、特段の問題は認められなかった。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

3. 中小企業情報支援事業費補助金(意見 04)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-3	報告書	87	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	DVD 棚卸結果の保管		
指摘・意見の背景					
公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下、「ISICO」という。）では、直近に実施した棚卸結果が残っておらず、今後棚卸を実施しようとする際、直近の棚卸実施日から今後の棚卸実施日までの期間において、DVD の増減が生じたかどうか不明確になっている。したがって、仮に当該期間において DVD の紛失が生じたとしても、その原因の究明が困難になる可能性がある。					
指摘・意見の内容					
チェックマークが付された棚卸実施直前のリスト等を残す等により、棚卸結果を残しておくよう ISICO に指導する必要がある。					

措置状況
ISICO に対して、次回の棚卸実施日まで棚卸結果を保管するよう指導し、適切に対応した。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査により、棚卸関連資料を閲覧し、令和 3 年度の包括外部監査を受けた後に実施された令和 4 年 5 月の棚卸結果資料に照合証跡であるチェックマークが付されていることを確認した。令和 5 年 5 月、令和 6 年 4 月実施分についても、照合証跡であるチェックマークが付された棚卸結果が保管されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

4. 中小企業情報支援事業費補助金(意見 05)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-4	報告書	88	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	各種経済誌、専門誌に係る貸出管理簿の記載		
指摘・意見の背景					
各種経済誌、専門誌は事務室の外に保管棚があり、ISICO は直近 6 か月に発刊されたもののみを保管しており、入れ替えの都度、現物確認を実施している。貸出しの管理は DVD と同様であり、長期にわたって未返却となるケースはないとのことである。各種経済誌、専門誌に係る「貸出管理簿」を閲覧したところ、同一月に複数回発刊される雑誌であるにもかかわらず、雑誌名と発行月のみが記載されたものがあった。貸し出した雑誌が特定できなくなり、雑誌の紛失が発生する可能性がある。					
指摘・意見の内容					
同一月に複数回発刊される各種経済誌、専門誌は、「貸出管理簿」に発行日又は発行号数を記載し、貸し出した雑誌の特定を容易にするよう、ISICO に指導する必要がある。					
措置状況					
ISICO に対して、貸出した雑誌を特定出来るように貸出管理簿に発行日を記載するよう指導し、適切に対応した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査により、貸出管理簿を閲覧し、同一月に複数回発刊される各種経済誌、専門誌の貸し出し時は各種経済誌、専門誌名と発行日が記載されていることを確認した。ISICO 担当者によると、令和 2 年度の包括外部監査を受けた直後から措置対応を開始しているとのことであった。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

5. 石川県食品協会運営費補助金(意見 06)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-5	報告書	89	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	補助事業の申請内容の明確化		
指摘・意見の背景					
一般社団法人石川県食品協会は、食品製造業、食品流通業（スーパー、デパート、卸・小売業）、外食業（料亭、レストラン等）、これらの関連業種からなる団体であり、令和2年6月現在の会員数は269社とのことである。会員に対して行う事業は様々なものがあるが、その一つとして、小規模事業者が多い食品事業者に対して、食品の安全・安心などの普及啓発やセミナーなどを実施している。 石川県食品協会運営費補助金の効果測定について県産業政策課にヒアリングしたところ、食品事業者に対するセミナーの開催回数及び延べ参加者数に基づき効果測定を実施しているという回答を得た。 令和2年度における一般社団法人石川県食品協会から提出された補助金交付申請書を閲覧したところ、補助事業の内容について、具体的な記載がなかった。 補助事業の申請内容が不明確であることから、当該補助金交付の必要性が適切に検討できない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
補助事業の申請を受け付ける際、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼する必要がある。					
措置状況					
意見を踏まえ、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼し、事業内容に関する資料の提出を受けている。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「令和6年度石川県食品協会運営費補助金交付申請書」を閲覧し、補助事業の内容について具体的な記載がなされた資料の提出を受けていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

6. 石川県発明協会補助金(意見 07)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-6	報告書	90	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	補助事業の申請内容の明確化		
指摘・意見の背景					
一般社団法人石川県発明協会は、発明の奨励、発明くふう展の開催による少年少女の創造性の育成、優れた創意工夫により生産現場の自動化など多大な成果を収めた方に対する表彰（職域創意工夫功労者表彰）、知的財産権制度の普及啓発などの様々な事業に取り組んでいる団体であり、法					

人や個人が会員となっている。 石川県発明協会補助金の効果測定について県産業政策課にヒアリングしたところ、発明くふう展の出展数、職域創意工夫功労者の表彰数に基づき効果測定を実施しているという回答を得た。 令和 2 年度における一般社団法人石川県発明協会から提出された補助金交付申請書を閲覧したところ、補助事業が「石川県発明協会事業」とされていた。 補助事業の申請内容が不明確であることから、当該補助金交付の必要性が適切に検討できない可能性がある。
指摘・意見の内容
補助事業の申請を受け付ける際、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼する必要がある。
措置状況
意見を踏まえ、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼し、事業内容に関する資料の提出を受けている。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「令和 6 年度石川県発明協会補助金交付申請書」を閲覧し、補助事業の内容について具体的な記載がなされた資料の提出を受けていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

7. 石川県発明協会補助金(意見 08)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-7	報告書	91	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	収支予算書における会費収入の加味		
指摘・意見の背景					
一般社団法人石川県発明協会（以下、「協会」という。）のホームページを閲覧したところ、協会は会員から会費を得ているようである。しかし、令和 2 年度における協会から提出された補助金交付申請書に添付される収支予算書を閲覧したところ、収入に会費収入が加味されていなかった。					
指摘・意見の内容					
収支予算書は会費収入を加味した形での提出を依頼する必要がある。					
措置状況					
意見を踏まえ、収支予算書は会費収入を加味した内容で提出を依頼しており、会費収入を含めた、協会全体の収支予算を確認できる資料の提出を受けている。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「令和 6 年度石川県発明協会補助金交付申請書」に添付されている収支予算書を閲覧するとともに、担当課による協会への聞き取り情報から、収入の部が会費収入を含めた協会全体の収入となっていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

8. 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金(意見 09)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-8	報告書	93	部課名	農林水産部農業基盤課
区分	意見	項目	経費総額の内訳に関する差異原因の把握		
指摘・意見の背景					
令和 2 年度において補助金交付先の 1 つである加賀三湖土地改良区から提出された管理体制整備強化支援費事業費内訳表のうち、経費総額の内訳をみると、施設管理費が補助金申請時 11,300 千円の予定であったが実績報告時は該当なし、電力料が補助金申請時 18,702 千円の予定であったが、実績報告時は 32,686 千円と、多額の差異がある経費があった。しかし、備考欄に差異原因が書かれていなかった。なお、経費総額は補助金申請時が 45,398 千円であったのに対し、実績報告時は 46,656 千円であった。					
補助金の実績報告書に添付される管理体制整備強化支援費事業費内訳表の記載経費に多額の差異があるものがあったが、備考欄に差異原因が書かれていなかったことから、補助金の精算に有用な情報が得られない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
管理体制整備強化支援費事業費内訳表に記載する(注)を増やし、経費総額の内訳について、申請時と実績報告時に 20%以上の差異があった場合等、一定の場合について備考欄に差異原因を具体的に記載するよう求める必要がある。					
措置状況					
経費総額の内訳について、申請時と実績報告時に 20%以上の差異があった場合、備考欄に具体的な原因を記載するよう、様式に追記して運用することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

加賀三湖土地改良区から提出された令和 5 年度に係る管理体制整備強化支援費事業費内訳表を確認した結果、注書きで、申請書と実績報告の金額の差異が 20%以上の場合は、備考欄に具体的な原因を記載すべきことが明示されていた。また、当該事業における他の管理体制整備強化支援費事業費内訳表について合わせて確認した結果、上記に記載の 20%以上の差異がある場合に、その原因が備考欄に記載されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

9. 土地区画整理事業費補助金(意見 11)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-9	報告書	95	部課名	土木部都市計画課
区分	意見	項目	繰越理由の具体的な記載		
指摘・意見の背景					
本事業は、都市計画道路等の公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地区画整理組合が実施する事業に対し助成するものである。 平成 25 年度包括外部監査の対象となった事業はすでに終了していることから、令和 2 年度に執行された土地区画整理事業の一部の関連資料を閲覧することとした。金沢市南新保地区の土地区画整理事業に係る補助金繰越承認申請書を閲覧し、繰越理由の記載内容を確認したところ、繰越理由として「事業計画を再検討したため。」との記載があった。 補助金繰越承認申請書における繰越理由の記載が抽象的であるため、県が承認した経緯が不明確になる可能性がある。					
指摘・意見の内容					
補助金繰越承認申請書に、作業進捗等を具体的に記載したうえで繰越理由を記載する旨の注意書きを設けることで、補助事業者には繰越理由を具体的に記載するよう求める必要がある。					
措置状況					
令和 3 年度から令和 4 年度への繰越分から、繰越承認申請書の備考欄に、作業進捗等を具体的に記載したうえで繰越理由を記載するよう様式を変更するとともに関係市町に周知を図った。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年 3 月、令和 6 年 3 月の補助金繰越承認申請書をサンプルで確認した結果、備考欄に作業進捗及び繰越理由が記載されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

10. ゆーりんピック 2013 開催事業費補助金(意見 12)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-10	報告書	96	部課名	健康福祉部長寿社会課
区分	意見	項目	原始証憑の入手に関する考え方の整理		
指摘・意見の背景					
本事業は、ゆーりんピック実行委員会に対し、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とするスポーツ・文化交流大会「ゆーりんピック 2013」の開催に係る事業を助成するものである。なお、「ゆーりんピック」は 2014 年度以降も開催されており、「ゆーりんピック開催事業費補助金」が継続して交付されている。措置の内容として、補助金に係る実績報告書の提出に際し、「必要に応じて」各競技団体の収支表等を添付させることとしたとあった。これについて「必要に応じて」という点を判断するためのマニュアル等を作成しているかどうかをヒアリングしたところ、ないという回答であった。					

どのような原始証憑を入手すべきか判断基準が不明確である。
指摘・意見の内容
各競技団体の収支表等、事業の全体像が分かる原始証憑については毎年度必ず入手するというように、原始証憑の入手に関する考え方を整理する必要がある。
措置状況
実行委員会の収支については、当委員会監事が、原始証憑と突合し毎年監査を行っており、県において実績報告書に基づき原始証憑を毎年度必ず入手する必要はないと判断しているが、実績報告書に疑義があった場合は各競技団体の収支表等の原始証憑の提出を求めることとしている。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、措置状況に記載のとおり、実行委員会監事が収支表等の監査を行っていることから、原則として、県が原始証憑を入手することはなく、実績報告書に疑義があった場合に原始証憑の提出を求めるという考え方で整理しているとのことである。疑義の有無に関しては、過年度の支出額との比較や増減理由の把握、また、実績報告書に添付される収支決算書と補助金申請時に提出される収支予算書等の比較等により、虚偽申告や過大請求等の不正請求がないかという視点で確認を行っているとのことである。なお、令和 3 年度の包括外部監査後、疑義が生じる事例はなく、原始証憑の提出を求めたことはないとのことである。

「ゆーりんピック 2023」及び「第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会石川県選手団派遣」の決算に係る令和 6 年 5 月 13 日付けのゆーりんピック実行委員会監事監査に係る監査報告書を閲覧し、当該事業の決算において問題となる事項が識別されていないこと、県は補助金の審査に際し、実績報告書に疑義がないと判断し、当該結果に基づき、各競技団体に対して原始証憑の提出を求めていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

11. 生きがいと健康づくり推進事業費補助金(意見 13)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-11	報告書	97	部課名	健康福祉部長寿社会課
区分	意見	項目	原始証憑の入手に関する考え方の整理		
指摘・意見の背景					
本事業は、社会福祉法人石川県社会福祉協議会に対し、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とする「いしかわ長寿大学」の開催及びねりんピックへの県選手団派遣に係る事業を助成するものである。 措置の内容として、補助金に係る実績報告書の提出に際し、「必要に応じて」各競技団体の収支表等を添付させることとしたとあった。これについて「必要に応じて」という点を判断するためのマニュアル等を作成しているかどうかをヒアリングしたところ、ないという回答であった。どのような原始証憑を入手すべきか判断基準が不明確である。					

指摘・意見の内容
講師等への謝金支払い報告やねりんピックへの選手団派遣費用の内訳明細等、事業の全体像が分かる原始証憑については毎年度必ず入手するというように、原始証憑の入手に関する考え方を整理する必要がある。
措置状況
いしかわ長寿大学については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会監事が、また、ねりんピック派遣についてはゆーりんピック実行委員会監事が、それぞれ原始証憑と突合し収支の監査を毎年行っており、県において実績報告書に基づき原始証憑を毎年度必ず入手する必要はないと判断しているが、実績報告書に疑義があった場合は講師等への謝金支払い報告やねりんピックへの選手団派遣費用の内訳明細等の原始証憑の提出を求めることとしている。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、措置状況に記載のとおり、社会福祉法人石川県社会福祉協議会監事や実行委員会監事が収支表等の監査を行っていることから、原則として、県が原始証憑を入手することはなく、実績報告書に疑義があった場合に原始証憑の提出を求めるという考え方で整理しているとのことである。疑義の有無に関しては、過年度の支出額との比較や増減理由の把握、また、実績報告書に添付される収支決算書と補助金申請時に提出される収支予算書等の比較等により、虚偽申告や過大請求等の不正請求がないかという視点で確認を行っているとのことである。なお、令和3年度の包括外部監査後、疑義が生じる事例がなく、原始証憑の提出を求めたことはないとのことである。

社会福祉法人石川県社会福祉協議会の令和6年6月7日付けの監事監査に係る監査報告書、「ゆーりんピック2023」及び「第35回全国健康福祉祭えひめ大会石川県選手団派遣」の決算に係る令和6年5月13日付けのゆーりんピック実行委員会監事監査に係る監査報告書を閲覧し、当該事業の決算において問題となる事項が識別されていないこと、県は補助金の審査に際し、実績報告書に疑義がないと判断し、当該結果に基づき、各競技団体に対して原始証憑の提出を求めていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

12. 補助金交付要綱(意見15)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-12	報告書	100	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	補助金交付要綱の作成に関するルールの整備		
指摘・意見の背景					
石川県補助金交付規則において、補助金の交付等に関する一般的なルールが定められているとはいえ、各補助金について個別に交付要綱を定めることは、補助事業や補助対象経費等の内容を具体的かつ詳細に示し補助金の趣旨目的を明らかにできるとともに、補助金受給の要件や条件違反等があった場合のルールが明確化される等のメリットがあることから、補助金に係る財務事務の適切					

な執行に寄与するものであると考えられる。 法令に基づき交付する補助金や、国の補助金交付要綱がある補助金の場合のほか、根拠となる法令や国の補助金交付要綱が存在せず、県の判断により交付する補助金であっても補助金交付要綱が整備されていない事例が散見された。 また、補助金交付要綱を作成する必要がある補助金とそうでない補助金を区分する明確なルールがないとのことである。補助対象事業、補助対象経費等が不明確になる可能性がある。
指摘・意見の内容
補助金交付要綱を作成する必要がある補助金とそうでない補助金を区分する明確なルールを整備するとともに、当該ルールに基づき、各部局が補助金交付要綱を整備していくよう周知を図ることを検討する必要がある。
措置状況
「法令、条例、他規則で定めのあるものや、特定少数(2～3 か所程度まで)を対象とするものを除く全ての補助金で交付要綱を作成(未整備の補助金は令和 5 年度中に対応)」する旨を周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 3 年度の包括外部監査人の意見に対応する形で、令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)が発出されていることを確認した。通知において以下の 7 点について庁内への周知がなされている。

- (1) 暴力団排除規定について
- (2) 補助金交付要綱の制定について
- (3) 消費税に係る仕入税額控除の取り扱い
- (4) 概算払の理由の明確化
- (5) 実績報告の期限
- (6) 現地調査の実施
- (7) 処分の制限の対象となる財産の有無の確認

補助金交付要綱の作成に関するルールは通知(2)「補助金交付要綱の制定について」に記載されており、内容としては、措置状況に記載のとおり、「法令、条例、他の規則等で定めのあるもの」「交付先が特定少数(2～3 か所程度まで)であるもの」以外の全ての補助金で交付要綱を作成すること、通知時点で交付要綱が整備されていない補助金は令和 5 年度中に整備するよう通知されている。当該事項について確認した。

なお、令和 3 年度の包括外部監査報告書によると、監査時点で交付要綱が未整備だった補助金は 33 事業であった。財政課に質問したところ、そのうち 25 事業は令和 3 年度及び令和 4 年度で事業が終了したものや、別途定めがあるか、交付先が少数で対象外となり、対応すべき事業は 8 事業であったとの回答を得た。令和 5 年度中に対応したのは 2 事業であり、未整備の 6 事業は令和 6 年能登半島地震等の影響もあり順次対応していく予定との回答を得た。

交付要綱の整備途中ではあるが、ルールを作成し、周知するという意見に対しては、適切に対応して

いると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-1(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「周知することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「周知することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、総務部長通知は令和5年3月31日に発出されているが、措置状況は令和5年3月24日に公表していることから、「周知することとした」との記載にならざるを得ないが、通知を発出後に措置状況を公表し「措置済み」とすべきであった。

13. 石川県暴力団排除条例第6条の措置(意見 16)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-13	報告書	101	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いの整備		
指摘・意見の背景					
石川県暴力団排除条例第6条(以下「県暴力団排除条項」という。)は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下、まとめて「暴力団等」という。)を公共工事等の県が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定する。県暴力団排除条項の「その他の県の事務又は事業」には、補助金に係る事務事業も含まれるものと考えられる。しかし、補助金に係る事務事業について、どのような事務事業に関し県暴力団排除条項にいう措置を講ずるか(措置対象の選択)、当該措置を講ずるとした場合、どのような方法により実施するか(措置方法の選択)といった点が整理されていないように見受けられた。					
県暴力団排除条項は、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるように、努力義務の規定であり、どのような事務事業においても一律に措置が必要とされるわけではないと考えられるが、事前に措置対象及び措置方法を整理しておく方が、補助金に係る財務事務の効率性に寄与するものと判断する。					
指摘・意見の内容					
県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いを整備し、県暴力団排除条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討する必要がある。					
措置状況					
補助金交付規則を改正し、「暴力団関係の場合、交付の決定をしないこと」、「交付決定後に取り消しができる規定」を追加することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(1)「暴力団排除規定について」において、①石川県補助金交付規則に暴力団排除措置に関する文言を追加すると共に、各所属は平成 23 年 7 月 29 日付け県民文化局長・総務部長通知「県の事務事業における暴力団排除措置について」を再度確認の上、所管する補助金が暴力団に利する恐れがある場合には、適切な措置を講じるよう求めていることを確認した。また、石川県補助金交付規則を閲覧し、第 5 条の 2 が新設され、暴力団等に該当するものであると判明したときは、補助金等の交付決定をしないとする規定が追記されていること、第 17 条で第 5 条の 2 に該当することが判明した場合には、補助金等の交付決定を取り消すことができるとする規定が追加されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-2(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「追加することとした。」という措置状況の記載で措置対応が完了しており、その後、措置状況の公表が行われていない。「追加することとした」とする状況は「措置予定」と考えられ、検討状況、検討結果や対応状況を公表し「措置済み」とすべきである。

今回であれば、過年度の包括外部監査人は、県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いを整備し、整備した内容を周知することを求めている。総務部長通知は令和 5 年 3 月 31 日に発出され、石川県補助金交付規則の改定も同日であるが、措置状況は令和 5 年 3 月 24 日に公表していることから、「追加することとした」との記載にならざるを得ないが、石川県補助金交付規則を改定し、当該事実を総務部長通知で周知した後に措置状況を公表し「措置済み」とすべきであった。

14. 実績報告の期限(意見 17)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-14	報告書	102	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	実績報告の期限を設ける旨の周知		
指摘・意見の背景					
石川県補助金交付規則第 13 条《実績報告》では、実施報告期限が定められていないが、補助金交付要綱において実施報告期限を定めているものも散見されており、大半は「3 月 31 日又は事業完了後 1 か月以内のいずれか早い日」とされていた。その結果、補助事業者からの実績報告が 3 月 31 日に集中し、3 月 31 日に審査を集中的に実施している所管課があった。					
県から補助事業者である市に対し補助金を交付し、市から事業主体に対し補助金を交付するという事業で、事業主体から市に対する実績報告から 2 か月ほど経過した後、市から県に補助事業実績報告書が提出された事例があった。事業主体による事業の完了から 2 か月ほど経過してから補助事業実績報告書が提出されている状況である。					

補助事業実績報告の時期をできるだけ早めるようにすれば、県の審査が 3 月末に集中することを回避できる可能性がある。
指摘・意見の内容
各補助金の実績確認作業を勘案し、実績報告の期限を定めていない補助金交付要綱に、適切な実績報告期限を設けるよう周知を図ることを検討する必要がある。
措置状況
適切な実績報告期限を設定する旨、通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(5)「実績報告の期限」において、実績報告の期限を定めていない補助金交付要綱については、適切な実績報告期限を設けるほか、すでに実績報告の期限を設けている交付要綱についても、実績報告の時期を早めるなど、適切な期限を設けるよう求めていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-3(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 D-1 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 D-1 (P137) 参照。

15. 現地調査の実施方法(意見 18)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-15	報告書	104	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	現地調査の実施方法		
指摘・意見の背景					
石川県補助金交付規則第 14 条《補助金の額の確定》第 1 項は、「知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、…必要に応じて行う現地調査等により、…交付すべき補助金の額を確定する。」とされている。 石川県補助金交付規則第 11 条《状況報告》は、「知事は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、別記様式第三号による遂行状況報告書を提出させることができる。」とされている。過年度において、石川県補助金交付規則第 11 条に基づく遂行状況報告書の提出を求めた事業はほとんどないが、補助事業の遂行中に、所管課自ら調査を行う事業が散見された。 補助事業遂行中に所管課自ら調査を実施する根拠規定は、石川県補助金交付規則第 12 条《補助事業の遂行に関する指示》の、「知事は、地自法…第二百二十一条第二項の規定…の調査…により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することが					

できる。」という点にあるものと考えられる。地自法第 221 条第 2 項は、「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、…補助金…の交付…を受けた者(補助金…の終局の受領者を含む。)…に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。」と規定している。

また、県所管課の調査の実施方法を大別すると、以下のとおりである。

ア 実績報告後に現地調査を実施している。

イ 補助事業遂行中に現地調査を実施している。

ウ 石川県補助金交付規則における現地調査とは異なるが、「新公益法人等立入検査実施要領」に基づき、3 年に 1 度、公益目的事業等の検査を実施している。

エ 石川県補助金交付規則における現地調査は行わないが、補助事業の対象となった施設等の写真を送付させている。

オ 石川県補助金交付規則における現地調査は行わないが、補助事業者から提出された実績報告等の資料に基づきヒアリングを行っている。

これらの調査の実施方法のうち、補助事業の現状を最も詳細に把握できる可能性が高いのは現地調査であると考えられることから、現地調査を実施するという選択をしている以上は、実効性のある調査を実施する必要がある。

そこで、現地調査を実施しているという回答があった事業について、状況を確認したところ、何らかの調査を実施しているものの、現地調査に関する考え方が十分に整理されていないように見受けられた。実効性のある現地調査が実施されていない可能性がある。

指摘・意見の内容

現地調査を実施している事業については、現地調査の頻度、調査手続、調査項目等が明確であるかどうか、調査結果が具体的に記録された現地調査報告書を作成しているかどうかを改めて確認することで、現地調査の実効性を担保する必要がある。また、現地調査を実施していない事業については、現地調査の必要性を検討し、現地調査を不要とした場合でも、現地調査に代替する方法の内容、頻度、調査手続、調査項目等を整理するよう周知を図ることを検討する必要がある。

措置状況

現地調査を実施する場合は、その実効性を担保する旨、通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査人の意見は、①現地調査の実効性を担保することと、②現地調査を実施していない事業について、現地調査の必要性を検討し、不要とした場合でも、現地調査に代替する方法を整理し周知することの 2 つで構成されている。県は、①の意見に関しては、令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(6)「現地調査の実施」において、現地調査を実施する際には、現地調査の頻度、調査手続、調査項目等が明確であるかどうか、調査結果が具体的に記録された現地調査報告書を作成しているかどうか改めて確認し、現地調査の実効性を担保するよう求めている。現地調査の実効性の担保に関する周知に関しては、適切に措置されていると判断した。

一方、②の現地調査を実施しない事業についての対応は措置状況に記載されていない。この点、担

当課に質問したところ、現地調査については、財産取得を含むハード事業への補助の場合に必要な可能性があると考えており、財産を取得する補助事業については、包括外部監査人からの意見 20 を受けて、現地調査または質問により財産取得の有無を確認するように周知しているところであるとの回答を得た。令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の(7)「処分の制限の対象となる財産の有無の確認」において、財産を取得する可能性のある補助事業においては、現地調査又は質問のいずれかの方法により、「財産の処分の制限」の対象となる財産の有無を必ず確認するよう求めている、実地調査を行わない場合は質問を行うことが通知で明らかとなっている。現地調査と質問のどちらの確認方法を選択するかは担当課で判断し、質問項目や質問実施頻度等は、事業内容によって様々であると判断し、全庁的な整理は行っていない。現地調査を実施しない場合の対応は質問であることは通知で定めているが、それ以上の代替する手続きに関する定めは整理するものではないとの判断で「不措置」となっていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の網羅性(意見 D-4(総括意見 4))

意見の一部についてのみ措置状況が記載されている。

過年度の包括外部監査人は意見の後半で、現地調査を実施していない事業については、現地調査の必要性を検討し、現地調査を不要とした場合でも、現地調査に代替する方法の内容、頻度、調査手続、調査項目等を整理し、周知を図ることを検討するよう求めている。この点、通知により現地調査に代替する方法が質問であると定めていることは確認できたが、質問項目や質問実施頻度等は、事業内容によって様々であると判断し、全庁的な整理は行っていないとのことである。そうであるならば、措置状況には、その旨を記載し、代替する方法の詳細な内容の整理及び周知に関しては「不措置」としたことを明確に示すべきであったといえる。

② 措置状況のステータス管理(意見 D-5(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 D-1 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 D-1(P137) 参照。

16. 補助金の概算払(意見 19)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-16	報告書	105	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	補助金の概算払を実施する理由の具体的記載		
指摘・意見の背景					
県の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないとされていることから(地自法第 232 条の 5 第 1 項)、補助事業が完了し補助金の額が確定した後でないと、補助金の額が交付できないのが原則である。しかし、地自法は、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法といった特例的な支出方法も許容している(地自法第 232 条の 5 第 2 項)。この点につき、石川県補助金交付規則第 16 条《補助金の交付》第 1 項は、「補助金の支払は、前条の規定により交					

付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払…をすることができる。」とされている。 石川県補助金交付規則第 16 条第 1 項の文言からすると、県は補助事業の遂行中に、補助事業者からの請求により概算払を認めるかどうかを決定しているものと解釈した。しかし、補助事業者から補助金の交付申請があった時点で、概算払を認める事例も散見された。この場合、県が補助金の交付の目的を達成するため必要があると判断するためには、補助事業者が補助金の交付を申請する時点で、県に対し、概算払を求める具体的な理由を示すのが適切であると考えられる。 そこで、概算払を実施しているという回答があった事業について、状況を確認したところ、一部の補助金では、概算払により充当する予定の支出について、内容、時期、金額が具体的に記載されているものがあったが(No.1353 中学校体育連盟運営費補助金の概算払い要望書等)、補助事業者が、県に対し、概算払を求める具体的な理由を示していないと考えられる事例が散見された。 県及び事業者の双方が、補助金の概算払を特例的な支出方法として認識せず、概算払を実施している状況である。
指摘・意見の内容
補助事業者が補助金の交付を申請する時点等、県が概算払を認める時点で、補助事業者に対し、概算払を求める理由として、内容、時期、金額を具体的に記載した書類を提出するよう周知を図る必要がある。
措置状況
概算払は例外的な措置であるとともに、概算払を行う際には概算払の理由を明確にする旨、通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(4)「概算払の理由の明確化」において概算払の理由の明確化と題し、概算払は例外的なものであり、概算払の必要性について十分検討するとともに、概算払を行う際には、補助事業者に対して概算払請求書等に概算払が必要な具体的な理由を記載してもらい、理由を明確にするよう求めていることを確認した。また、サンプルで令和 5 年度の概算払の要望書を閲覧し、事業の内容、概算払が必要な時期、金額、理由等が具体的に記載されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-6(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 D-1 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 D-1(P137) 参照。

17. 石川県補助金交付規則第 20 条の対象となる財産の有無の確認(意見 20)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-17	報告書	106	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	石川県補助金交付規則第 20 条の対象となる財産の有無の確認		
指摘・意見の背景					
石川県補助金交付規則第 20 条本文は、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産…を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」とされている。当該規定で対象となる財産は、以下のとおりである。					
一 不動産 二 船舶 三 前二号に掲げるものの従物 四 機械及び重要な器具 五 その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの					
石川県補助金交付規則第 20 条に関する補助事業者に対する周知方法を質問したところ、補助金交付決定通知において、「その他事業の遂行にあたっては、石川県補助金交付規則の定めるところによる」という記載をしているのみという回答が大半であった。					
また、県所管課における石川県補助金交付規則第 20 条に該当する財産の把握方法を大別すると、以下のとおりである。					
ア 補助事業の性質から当該規定に該当する財産を所有することはない。 イ 実績報告後の現地調査の際に必ず確認している。 ウ 補助金の交付先に質問し必ず確認している。 エ 補助金実績報告等の添付書類を閲覧し該当可能性があれば交付先に確認している。					
これらのうち、エの「該当可能性があれば」という点について、具体的な判断基準はない。なお、石川県補助金交付規則第 20 条に違反し、補助事業者が財産処分を行った事例は検出されなかった。					
該当可能性の判断について判断基準が設けられていないことから、石川県補助金交付規則第 20 条の対象となる財産の有無を把握できず、その結果財産処分の事実を見落とす可能性がある。					
指摘・意見の内容					
補助金実績報告等の添付書類を閲覧し該当可能性があれば交付先に確認するという方法ではなく、現地調査又は質問のいずれかの方法により、必ず確認するよう周知を図ることを検討する必要がある。					
措置状況					
財産を取得する可能性のある補助事業については必ず「財産の処分の制限」の対象となる財産の有					

無を確認する旨、通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和5年3月31日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第288号)の(7)「処分の制限の対象となる財産の有無の確認」において、財産を取得する可能性のある補助事業においては、現地調査又は質問のいずれかの方法により、「財産の処分の制限」の対象となる財産の有無を必ず確認するよう求めていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-7(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 D-1 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 D-1 (P137) 参照。

18. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還(意見 21)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-18	報告書	108	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	直接補助における仕入税額控除に関する一律の確認		
指摘・意見の背景					
一部の補助金交付要綱に、消費税等を含めて補助金を交付し、当該補助金の交付先の補助対象経費について仕入税額控除を行っている場合、仕入控除税額相当額の返還を求める旨が規定されている。ただし、すべての補助事業者に対し、返還を求める必要はなく、例えば、補助事業者の特定収入割合が 5%超で公益法人等に該当する場合、補助事業者がいわゆる免税事業者（消費税法第 9 条）に該当する場合が挙げられる。 県が補助事業者に直接補助する場合（以下「直接補助」という。）は、仕入控除税額相当額の返還の必要性について、補助事業者の決算書の閲覧等により確認しているとのことである。一方で、補助事業者が市町や業界団体等であって、事業主体が別に存在する場合（以下「間接補助」という。）は、市町や業界団体等が組織の性質上、特定収入割合が 5%超で公益法人等に該当する場合または免税事業者に該当する場合であるとして仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない事業が散見された。 なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。 決算書の閲覧等により確認するのは担当者の知見に左右されることから、仕入控除税額相当額の返還の必要性が適切に検討できない可能性がある。					
指摘・意見の内容					
税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとするよう周知を図ることを検討する必要がある。					

措置状況
対象となる補助金について、補助金交付要綱に消費税に係る仕入控除税額相当額を返還する旨を盛り込むよう通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和5年3月31日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第288号)の通知(3)「消費税に係る仕入税額控除の取り扱い」において、同日付け財政課長通知「補助金に係る消費税の取り扱いについて」に則り、適切な事務処理を求めていることを確認した。「補助金に係る消費税の取り扱いについて」(財第289号)では、消費税及び地方消費税込みで交付した補助金のうち、明らかに補助金の交付先事業主体が仕入税額控除の適用を受けない者(間接補助金の場合は間接補助事業者で判断する)のみである場合を除き、仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、補助金の額を算定するにあたり、消費税等仕入控除税額を控除する旨を明示するよう指示していることを確認した。また、通知では、未整備の交付要綱の改正例も記載されていた。適切に措置されていると判断した。

なお、通知を発出している財政課によると、特定のタイミングで仕入税額控除の適用を受けない者のみであったとしても、仕入税額控除の適用を受ける可能性が考えられるならば、補助金の額を算定するにあたり、消費税等仕入控除税額を控除する旨を交付要綱に記載するよう指導しているとのことである。例えば、民間事業会社で免税事業者の場合、免税事業者の状況が永続するとは言い切れないため、補助金の額を算定するにあたり、消費税等仕入控除税額を控除する旨を交付要綱に記載するよう指導したとのことであり、個別で適切な指導がなされていると判断した。

サンプルで2件(石川県コンベンション誘致推進事業費補助金とおかわりごはんフェスタ事業費補助金)、通知前後の補助金交付要綱を閲覧し、通知に対応した改正がなされていることを確認した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見D-8(総括意見1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見D-1と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見D-1(P137)参照。

19. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還(意見22)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-19	報告書	108	部課名	総務部財政課
区分	意見	項目	間接補助における仕入税額控除に関する一律の確認		
指摘・意見の背景					
18.消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還(意見 21)と同様					
指摘・意見の内容					
間接補助の場合も直接補助の場合と同様で、税込み金額で補助した場合には、事業主体が仕入税額控除の申告を行ったかどうかについて市町等から県に報告する仕組みとする必要がある。また、そ					

の前提として、事業主体から市町や業界団体等に対して、その事実を報告する体制とするために県は市町や業界団体等に要請するよう周知を図ることを検討する必要がある。

措置状況

対象となる補助金について、補助金交付要綱に消費税に係る仕入控除税額相当額を返還する旨を盛り込むよう通知により周知することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

「18. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還(意見 21)」は直接補助に関する意見であり、本意見は間接補助に関する意見である。対応としては 18.に記載のとおり、令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(3)「消費税に係る仕入税額控除の取り扱い」及び同日付け財政課長通知「補助金に係る消費税の取り扱いについて」において、間接補助に関しても直接補助と同様に間接補助事業者により判断して、適切な対応を行うよう通知していることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-9(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

意見 D-1 と状況及び意見に関する詳細説明が同一のため、記載省略。意見 D-1 (P137) 参照。

20. ウェブサイトで公開している事務事業評価結果のアクセス状況(意見 23)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-20	報告書	109	部課名	総務部行政経営課
区分	意見	項目	事務事業評価に関するウェブサイトの周知		
指摘・意見の背景					
県は目標管理型行政経営システムによる事務事業評価結果をウェブサイトに掲載している。目標管理型行政経営システムで評価対象となる事務事業は、県が施策目的を達成するために主体的に実施している事業が中心であるが、当年度の包括外部監査で特定の事件となっている補助金等に係る事業も含まれ、評価結果を今後の事務事業の見直しの手段として活用している。目標管理型行政経営システムの評価結果は、例年 11 月から 12 月ごろに前年度分が公開され、県民から意見を募集しているとのことである。県民からの意見が活発に寄せられているような状況であれば、目標管理型行政経営システムによる事務事業評価の有効性がより高まるのではないかと考えた。そこで、補助事業の効果測定が適切に実施されているかどうかを検証するに当たり、目標管理型行政経営システムの内容だけでなく、アクセス状況を調査することで県民に対する周知の状況も把握することとした。当該ウェブサイトへのアクセス状況を直近 5 年の年度単位でみると、平成 29 年度は 3,767 件であり、令和 2 年度に至っても 5,382 件と直近 5 年で最高の件数となっているが、ウェブサイトについて、より県民に知ってもらう余地があるものと判断する。 県の人口は 1,130,801 人(令和 2 年 9 月 1 日現在)であり、県は、モニターアンケート調査により各所					

管課の依頼に基づき各施策分野に関する意識調査等を実施している。なお、目標管理型行政経営システムの所管は総務部行政経営課であるが、モニターアンケート調査は知事室戦略広報課である。 令和2年度におけるモニターアンケート調査の回答率を見たところ、どの項目についても85%程度と良好であったことから、モニターアンケート調査の回答者は、県の施策に関心がある者が多いと考えられる。 事務事業評価結果を掲載しているウェブサイトでは「県民の皆様には評価結果をご覧いただき、忌憚のないご意見をいただきますようお願い致します。」とあるが、当該サイトへのアクセス状況と県の人口を比較衡量すると、そもそも多くの県民に存在が知られていない可能性がある。
指摘・意見の内容
モニターアンケート調査の用紙に、目標管理型行政経営システムの URL や検索方法を掲載する方法により、アクセス件数をさらに増やす必要がある。
措置状況
今年度は、令和3年度の事務事業評価について12月に公表し、2月末時点で約4,500件の閲覧があったところである。県政モニターアンケートは秋頃までに集中していたことから、調査用紙への掲載はできなかったが、引き続き広く関心を持っていただくにはどうしたらよいか検討してまいりたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問を実施したところ、課内で検討を行った結果、過年度の包括外部監査人の意見である、県政モニターアンケート調査の用紙に目標管理型行政経営システムの URL や検索方法を掲載する対応ではなく、多くの人の目に触れるように県立図書館など、県内の施設に目標管理型行政経営システムについて記載した紙媒体を設置し、広く県民の関心を集めるよう注力したとの回答を得た。

なお、目標管理型行政経営システムは令和4年の評価結果の開示を最後に終了している。

今回の監査時点では、過年度の意見の対象となる目標管理型行政経営システムは終了しているが、前回の包括外部監査での意見以降、当該システムに係る県民への周知を図るための活動を実施したことが確認でき、適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置公表時期を意識した記載への対応体制(意見 D-10(総括意見 4))

措置状況に応じてステータス管理を行っていないことから、公表時期を意識した記載となっていないため、公表時期を意識した記載となるような体制を構築すべきである。

措置状況は「検討してまいりたい」と記載されているが、令和4年度に検討を行い、広く県民の目に触れる場所に紙媒体を設置する方針を決定しており、措置対応の公表が令和5年3月であったことを考えると、措置公表時には検討及び措置対応が完了していたと考えられる。そうであるならば、措置状況には「検討してまいりたい」ではなく、周知方法について検討した旨と実施した対応について記載すべきであったと考えられる。

ステータスを意識した措置状況の記載を監査対象部局・課が行うためには、あらかじめ措置状況の公表時期を行政経営課が担当部局・課へ提示するか、公表時期が確定した時点で、措置状況の記載内

容に変更がないか担当部局・課における確認を依頼する等の対応が必要と考えられる。

21. 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表(意見 25)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-21	報告書	112	部課名	総務部人事課
区分	意見	項目	公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表の見直し		
指摘・意見の背景					
補助金等の交付に関する合规性の観点から、県の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金等に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれていないかどうか検討するため、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いを整理することを目的として、県提供資料を入手した。公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表と県提供資料を突合したところ、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構は、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表において、職員派遣を受けることができる団体又は株式会社として定められている一方で、県提供資料において、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いに関し言及がなかった。 この理由を確かめたところ、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構は、平成 22 年度を最後に職員派遣が実施されておらず、職務専念義務の免除による公益的法人等における職務への従事のみ行われているため、県提供資料において言及しなかったとのことである。また、平成 22 年度を最後に職員派遣が実施されなくなった経緯は不明であるとのことである。なお、県の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金等に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれている事例は検出されなかった。長期にわたって職員派遣が実施されていない経緯が不明である団体が、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表に残存している。					
指摘・意見の内容					
公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構に対する職員派遣の実施方針を整理し、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表における取扱いを検討する必要がある。					
措置状況					
今後の派遣方針について関係所属と協議の上、当該規則の別表における取扱いを検討してまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課に質問したところ、毎年度、関係する所属と協議し、職員の派遣形態を決定しているとのことであった。公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構へは、引き続き職員派遣は行われていないとのことであったが、今後も労働派遣法による職員派遣をしないとの結論には至っておらず、職員派遣の可能性がある以上、「公益的法人等への石川県職員等の

派遣等に関する規則」の別表改定は行わない方針であるとの回答を得た。

確かに公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構へは長期間にわたって職員派遣が実施されていないが、職員派遣が生じる可能性があるとの理由から、規則の修正を行わないとする県の対応に問題はないものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 D-11(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

措置状況は「検討してまいりたい」と記載されており、検討が終了していないにもかかわらず、措置が完了したことになる。「検討してまいりたい」状況は措置の対応途中に過ぎず、検討した結果、監査意見に対しどのような対応をとったのかを措置状況として公表したのち、「措置済み」とすべきである。今回であれば、職員派遣が生じる可能性は否定できないことから、「公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則」の別表改定は行わない方針であると措置状況で公表し、監査意見に対応しないことを意味する「不措置」とすべきであった。

22. 石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金(意見 26)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-22	報告書	114	部課名	健康福祉部厚生政策課
区分	意見	項目	県暴力団排除条項にいう措置の同一化		
指摘・意見の背景					
石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金の交付要綱に暴力団排除条項が規定されていない。					
一方、交付先が同様に社会福祉法人である石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金の交付要綱には暴力団排除条項を規定され、暴力団等に該当しない旨の誓約書を入手するという方法で県暴力団排除条項にいう措置が講じられている。類似する性質を持つと考えられる本補助金については同様の対応がとられておらず、県暴力団排除条項にいう措置が異なるものとなっている。					
指摘・意見の内容					
石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金について、交付要綱に暴力団排除条項を規定し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を入手することで、石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金と同一の措置を講ずる必要がある。					
措置状況					
「石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金」の交付要綱に暴力団排除に関する文言を追加し、かつ交付申請の際に暴力団関係者ではないことを示す旨の誓約書を提出させることとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問の実施、「石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金」の交付要綱

の閲覧により、当該補助金の交付要綱に暴力団排除に係る条項が記載されていることを確認した。また、補助金対象者より、暴力団等に該当しない旨の誓約書を入手していることを確認した。当該補助金における暴力団の排除に関して、石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金と同一の措置が講じられていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

23. 石川県保育環境改善等事業費補助金(意見 27)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-23	報告書	115	部課名	健康福祉部少子化対策監室
区分	意見	項目	県暴力団排除条項にいう措置の未対応		
指摘・意見の背景					
認可外保育施設の中には民間企業主導型のものが存在することから、県暴力団排除条項は努力義務ではあるが、補助金に係る財務事務の効率性に寄与するため、何らかの措置を講ずる必要があると判断する。しかし、県暴力団排除条項にいう措置が講じられていない。					
指摘・意見の内容					
石川県保育環境改善等事業費補助金について、県暴力団排除条項にいう措置を講ずる必要がある。					
措置状況					
「石川県保育環境改善等事業費補助金」の交付要綱に暴力団排除に関する文言を追加し、かつ交付申請の際に暴力団関係者ではないことを示す旨の誓約書を提出させることとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課への質問の実施、「石川県保育環境改善等事業費補助金」の交付要綱の閲覧により、当該補助金の交付要綱に暴力団排除に係る条項が記載されていることを確認した。また、補助金交付申請時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付するよう定めていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

24. 感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金(意見 28)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-24	報告書	116	部課名	商工労働部経営支援課
区分	意見	項目	公募型プロポーザル等の導入		
指摘・意見の背景					
当該補助金に係る審査業務は、県が株式会社 JTB 金沢支店と随意契約し、契約金額は 135,487 千円とのことである。随意契約の理由は、「多数の申請が予想され、申請事業者の不慣れ等から書類の					

確認作業が膨大になることが予測される。当該事務作業のノウハウについて、株式会社 JTБ 金沢支店は県の新型コロナウイルス拡大防止協力金支給(予算額ベースで 12,000 件処理)のシステム構築、コールセンター業務の受託実績があることから、当該事務委託に対応できる唯一の事業者と判断した。」というものである。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルスに関連する支援金の支給を大量に行う事務作業が行える事業者は、限られていたということに一定の合理性はあると考えられるが、今回のコロナ禍で株式会社 JTБ 以外にも、支援金の審査業務のノウハウを得た事業者がいる可能性がある。

今後、疾病の蔓延等による大規模な支援金支給事業を執行する場合、事務委託に対応できる事業者が増えている可能性があるため、補助金に係る審査業務の事務委託に要する費用の経済性の観点から、随意契約が適切とは言えなくなる可能性がある。

指摘・意見の内容

今後、大規模な支援金支給事業を執行する場合、随意契約ではなく、公募型プロポーザルや競争入札等により事業者を募集する必要がある。

措置状況

意見を踏まえ、今後、そうした事態が生じた場合には、適切に対応することとしたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 3 年度の包括外部監査後から現在の状況を担当課に質問した。令和 4 年度以降に発生した大規模な支援金支給事業の有無であるが、「石川県電気・ガス価額高騰緊急対策支援事業」と令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震に伴う支援金給付事業である「石川県なりわい再建支援事業」が、大規模な支援金支給事業に該当するとのことである。各事業の書類を閲覧したところ、「石川県電気・ガス価額高騰緊急対策支援事業」の管理運営業務委託事業者は令和 5 年 7 月 14 日から 24 日まで公募型プロポーザルで公募され入札・審査が行われており、「石川県なりわい再建支援事業」の管理運営業務委託者については令和 6 年 2 月 1 日から 7 日まで公募型プロポーザルで公募され入札・審査を行って選定されていることを確認した。両事業とも措置状況に記載のとおり、意見を踏まえた適切な対応が行われていると判断した。

なお、支援金支給事業で随意契約となっている事業はなかったが、令和 6 年能登半島地震の被災者の避難所設営等業務である「石川県産業展示館 2 号館 1.5 次避難所設営等業務」、「石川県産業展示館 2 号館 1.5 次避難所運営等業務」、「石川県産業展示館 2 号館 1.5 次避難所産業廃棄物収集運搬処理業務」などが随意契約となっているとのことであった。その根拠は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)であり、随意契約とする判断は適切であったと考える。担当課によると、「原則、大規模な支援金支給事業を執行する場合は公募型プロポーザルや競争入札を実施することとするが、公募型プロポーザルや競争入札を実施する時間的な余裕がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により、随意契約としたい。」とのことであり、当該対応に問題はないものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

25. 温泉旅館魅力開発支援事業費補助金(意見 29)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-25	報告書	117	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	間接補助における仕入税額控除に関する確認		
指摘・意見の背景					
温泉旅館魅力開発支援事業費補助金は、市町(実際の申請は市のみ)を通じた間接補助であるため、県は「市町等が組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者等に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。市から事業主体へ向けた補助金交付要綱と思われる「七尾市温泉旅館魅力開発支援事業費補助金交付要綱」を閲覧したところ、補助対象事業者は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のガイドライン等を遵守している温泉地で旅館業を営む事業者とする。ただし、公的施設及び保養所施設で事業を行う者は除く。」とされており、補助対象がすべて免税事業者等に該当するとは言い切れないと考えられる。さらに、当該要綱の補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。 なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。					
指摘・意見の内容					
税込み金額で補助した場合には、事業主体が仕入税額控除の申告を行ったかどうかについて市町等から県に報告する仕組みとする必要がある。また、その前提として、事業主体から市町や業界団体等に対して、その事実を報告する体制とするために県は市町や業界団体等に要請する必要がある。					
措置状況					
仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、補助金の額を算定するに当たり、消費税等仕入れ控除税額を控除する旨を明示することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

当該補助金は令和2年度限りであり、交付要綱の措置状況を確認できないため、観光企画課が担当する他の補助金(石川県観光地ブランド化推進事業費補助金)の交付要綱において、措置以前の令和3年度の交付要綱と措置以降の令和4年度の交付要綱を比較し確認した。令和4年度以降の要綱には、補助金の交付の申請の項目において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない旨の記載や、補助事業者に対する報告・返還の義務の記載が確認できた。観光企画課が担当する直近の補助金交付要綱にも同様の記載があり、措置以降、対応が継続されていると判断できる。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

26. いしかわ百万石食材ブランド化推進費補助金(意見 30)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-26	報告書	119	部課名	農林水産部ブランド戦略課
区分	意見	項目	直接補助における仕入税額控除に関する確認		
指摘・意見の背景					
県は「交付先の組織の性質上、特定収入割合が 5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。公益法人等の内容は消費税法別表第三に規定があるが、交付先に含まれる志賀農業協同組合は公益法人等に該当しないものと考えられる。さらに、当該補助金の交付要綱に相当する実施要領を閲覧し、補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。 なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行なわれていない事例は検出されなかった。仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。					
指摘・意見の内容					
税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとする必要がある。					
措置状況					
仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、補助金の額を算定するに当たり、消費税等仕入れ控除税額を控除する旨を明示することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課へ質問したところ、令和 4 年度より包括外部監査人が意見している志賀農業協同組合に対して補助金を交付する事業が終了したため、補助金交付要綱の見直しは行っていないとのことである。措置状況では「補助金交付要綱に仕入控除税額を控除する旨を明示することとした」旨が記載されており、事実と措置状況の記載が異なっている。なお、令和 4 年度及び令和 5 年度の簿冊を閲覧し、仕入に係る消費税額の控除の適用を受ける事業者が補助金交付先に含まれていないことを確認した。担当課によると令和 6 年度についても志賀農業協同組合は補助金交付先になっていないとのことであった。補助金交付要綱の見直しを行わなかった対応自体に問題はないものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 D-12(総括意見 2))

措置状況に記載されたことを実施していない。不措置とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきである。

措置状況では、仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、消費税額等仕入控除税額を控除する旨を明示すると記載しているが、実際には、令和 4 年度から消費税額控除の対象となる交付先がなくなったことを受けて、令和 5 年度の補助金交付要綱に仕入税額控除に関する追記をしていなかった。事実と反した措置状況の記載は、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、

社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。この点、担当課に質問したところ、措置状況の記載は令和5年度の補助金交付要綱で明示することを想定した記載であり、措置状況の公表タイミングである令和5年3月24日時点では令和5年度の補助金交付先が決まっていないため、「明示する」との記載を行ったとのことであった。しかし、令和4年度から志賀農業協同組合に補助金を交付する事業が終了していたのであれば、仕入税額控除の対象となりうる交付先がなくなったため、交付要綱の修正は行わないこと(不措置)とした旨と、今後、仕入税額控除の適用を受ける事業者が補助金交付先に含まれる見込みがあれば、適時交付要綱を見直す予定であるとする措置状況を公表すべきであったと考えられる。

27. ルビーロマンブランド化推進費補助金(意見31)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	3-27	報告書	120	部課名	農林水産部ブランド戦略課
区分	意見	項目	直接補助における仕入税額控除に関する確認		
指摘・意見の背景					
ルビーロマンブランド化推進費補助金は全国農業協同組合連合会石川県本部とルビーロマン研究会に交付されており、県は「交付先の組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。公益法人等の内容は消費税法別表第三に規定があるが、交付先に含まれる全国農業協同組合連合会石川県本部は公益法人等に該当しないものと考えられる。さらに、当該補助金の交付要綱に相当する実施要領を閲覧し、補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。					
指摘・意見の内容					
税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとする必要がある。					
措置状況					
仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、補助金の額を算定するに当たり、消費税等仕入れ控除税額を控除する旨を明示することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

担当課へ質問したところ、補助金交付要綱の見直しは行われておらず、今年度中に対応するとの回答を得た。なお、令和5年度の補助金交付先は全国農業協同組合連合会石川県本部のみであり、当該交付先は仕入税額控除を受けずに納税しているとのことである。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施及び通知に反する状況の継続(指摘 D-13)

引継が適切に行われず、措置状況に記載されたことを実施していない。また、通知に反した状況となっている。
--

措置状況では、仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、消費税額等仕入控除税額を控除する旨を明示すると記載しているが、実際には、対応していなかった。この点、担当課に質問したところ、引継ぎがうまくいっておらず対応が漏れたとのことであった。

また、令和 5 年 3 月 31 日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」(財第 288 号)の通知(3)「消費税に係る仕入税額控除の取り扱い」において、同日付け財政課長通知「補助金に係る消費税の取り扱いについて」に則り、適切な事務処理を求め、「補助金に係る消費税の取り扱いについて」(財第 289 号)では、消費税及び地方消費税込みで交付した補助金のうち、明らかに補助金の交付先事業主体が仕入税額控除の適用を受けない者(間接補助金の場合は間接補助事業者で判断する)のみである場合を除き、仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要綱において、補助金の額を算定するにあたり、消費税等仕入控除税額を控除する旨を明示するよう指示している。これらの通知にも従っていない状況である。担当課は令和 6 年度中に対応する予定とのことから、対応後、措置状況において対応結果を公表すべきである。

E. 財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について(令和4年度)

1. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見01)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-1	報告書	51	部課名	農林水産部課畜産振興・防疫対策課
区分	意見	項目	干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金の検討		
指摘・意見の背景					
干拓地内生産団地整備事業資金貸付金の滞納額(会計上未収金とされている)は、令和 3 年度末で 2,603 百万円(内訳:元利金 1,179 百万円、遅延損害金 1,424 百万円)となっており、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金を滞納しているのは営農者だけでなく離農者もいる。 このうち貸倒引当金の設定対象となっているのは遅延損害金の 1,424 百万円のみである。なお、遅延損害金については、すべての営農者と和解が成立し、以後発生するのは離農者に対するもののみである。 令和 3 年度末における営農者未収金及び離農者未収金を全額回収するには、令和 3 年度中の回収水準が継続すると仮定した場合でも、営農者で 38.5 年、離農者で 720.9 年を要し、長い時間を要することになる。 債務者の内訳は、令和 3 年度末時点において、経営体単位で営農者が 11、離農者が 10 である。また、営農者のうち、法人化した経営体が 6、個人が 4、死亡し後継者がいない者が 1 である。 一般社団法人石川県農業開発公社(以下、「農業開発公社」という。)は公益法人にも移行法人にも該当しないことから、平成 16 年会計基準を適用しているが、法人化した経営体に対する債権であっても全額の回収に長い時間を要することから、元利合計部分に対しても貸倒引当金の設定方法を引き続き検討する必要があると考えられる。					
指摘・意見の内容					
干拓地内生産団地整備事業資金貸付金のうち、遅延損害金のみが貸倒引当金の設定対象となっているため、元利金部分についても、法人営農者、個人営農者、離農者に分類し、それぞれの債権の回収可能性を勘案した上で、貸倒引当金の設定方法を引き続き検討する必要がある。					
措置状況					
当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を 10 年間(無利子)延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。 また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。 引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

農業開発公社は平成13年度、平成23年度、令和4年度の3度、包括外部監査人から干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対して貸倒引当金の設定方法を検討するよう意見を受けているが、検討は行われていない。措置状況には、債権回収をどのように行うのかについて記載されているのみで、

延滞している債権の評価をどのように行うべきかという貸倒引当金に関する記載はなされていない。過年度の包括外部監査人の意見に対し、措置対応が完了しているとは言い難い。

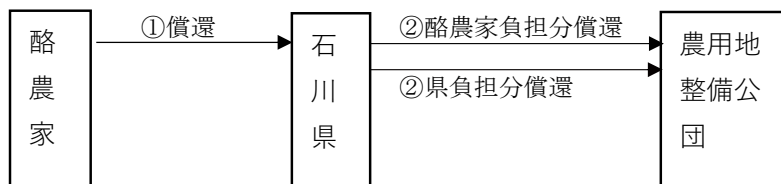
再度同じ意見を付したところで、対応がなされない可能性が高く、今後の対応を考えるうえで、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金を理解する必要があると判断し、農業開発公社担当者及び県担当課に質問し、関係書類を閲覧した。本意見の対応には、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金が発生し、滞留しているのかを理解する必要があるため、過去の報告書でも記載されているが、本報告書でも事業の内容及び貸付金が計上された背景、貸付金の推移、貸倒引当金の処理等について記載する。

(ア) 干拓地内生産団地整備事業について

この事業は河北潟の干拓事業のうち、酪農地の整備事業である。河北潟の干拓事業は、国営干拓事業として昭和 38 年に着工、当初は水田利用として計画されていたが、昭和 45 年の開田抑制通達（いわゆる減反政策）の影響を受け、昭和 52 年に畑地へ土地利用計画を変更し、昭和 54 年から暫定営農、昭和 56 年から酪農団地入植、昭和 61 年度に事業の完了を迎えている。

酪農地の整備に関して、総事業費のうち、国、県、酪農家の負担比率は基盤整備費用が 71.5%、10.5%、18%、施設・機械費用が 45%、27.5%、27.5%、家畜等費用が酪農家 100%負担であった。県及び酪農家の負担分は、酪農団地へ酪農家の入植が完了した昭和 59 年から農用地整備公団（現在の国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター）への償還が始まった。基盤整備負担金は 25 年、施設・機械及び家畜等は 35 年償還で、金利は年 6.5%（以下、金利はいずれも年利を指す。）であった。お金の流れは、県が酪農家から負担金を徴収し（下表の①）、県負担分とあわせて農用地整備公団に支払う（下表の②）形となっていた。

【当初】S59年度～



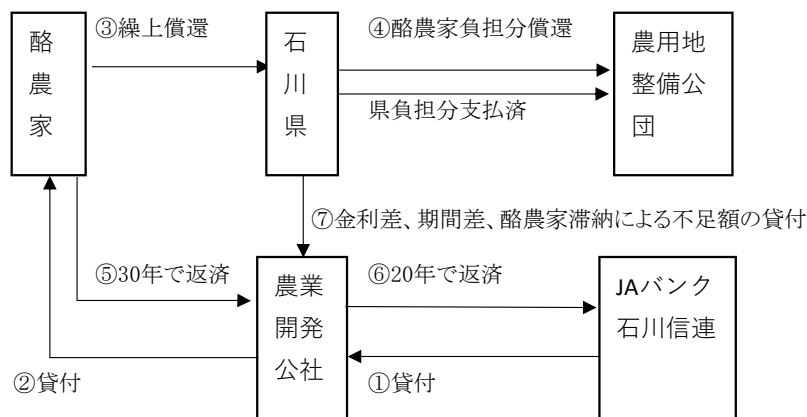
(イ) 干拓地内生産団地整備事業資金貸付金について

金利 6.5%の負担は重く、酪農家の負担軽減のため、低い金利に借換えを行う施策が検討され、このタイミングで農業開発公社が登場する。平成元年、農業開発公社は JA バンク石川信連から酪農家の有している負担金総額に相当する 1,976 百万円を借入れ（20 年償還、当初金利 5.3%、平成 9 年の借り換えで金利 2.3%）（下表の①、⑥）、農業開発公社から酪農家個人へ貸付けを行った（30 年償還、当初金利 5.1%、平成 9 年の借り換えで金利 2.1%）（下表の②、⑤）。酪農家は農業開発公社からの借入資金を県へ繰上償還し（下表の③）、県は県負担分と酪農家負担分をまとめて、農用地整備公団へ全額繰上償還した（下表の④）。この結果、農用地整備公団に対する債務は県、酪農家ともになくなった。結果、酪農家への貸付金は基本的に農業開発公社が有する形となった。これが、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金の始まりである。なお、借換時点で離農していた農家については借

り換え対象外としたため、県に債権が残った。

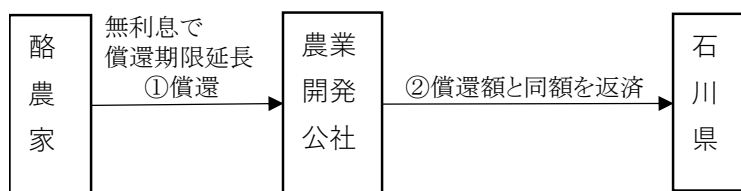
ここで、JA バンク石川信連からの借入条件と、酪農家への貸付条件をみると、償還期間が 10 年、金利が 0.2%異なる。当初の 20 年間の現金収支で考えると、金利差分だけ農業開発公社の現金支出が多額となってしまう(酪農家から受け取る金利より、JA バンク石川信連に支払う金利の方が多い)。この差については、県が農業開発公社に資金を貸し付けることとなった(下表の⑦)。また、償還期間内で酪農家が支払いを滞納した場合についても、JA バンク石川信連への返済が滞らないよう、県が農業開発公社に資金を貸し付けた(下表の⑦)。したがって、JA バンク石川信連への返済資金の不足は県からの借入金で賄われたといえる。

【公社貸付に切替後】H元年度～



平成 21 年度には、農業開発公社から JA バンク石川信連への償還が完了。令和元年度には酪農家から農業開発公社への償還期限が満了した。しかし、農業開発公社は酪農家から貸付金を全額回収できていないことから、営農者(酪農事業を営んでいる者)に関しては経営改善計画の実行を条件に償還期限を 10 年間(無利子)延長とする債務承認弁済契約を締結し(下表の①)、現状、当該契約に基づき、農業開発公社は償還を受け、農業開発公社が受け取った資金は県からの貸付金の返済に回されている(下表の②)。離農者(酪農事業を営んでいない者)とは契約の見直しを行っていない。

【債務者承認弁済契約後(営農者のみ)】R元年度～



(ウ) 債務者の内訳

令和 5 年度末時点の債務者の内訳は、経営体単位で営農者が 10、離農者が 11 であり、令和 4 年度に 1 名が離農したとのことであった。また、営農者のうち、法人化した経営体は 6、個人は 4 である。法人であれ、個人であれ、後継者が存在し、河北潟の酪農地が継続して利用されることが、債権を回収する上で重要である。

(エ) 干拓地内生産団地整備事業未収金残高について

農業開発公社が酪農家に対して有している債権「干拓地内生産団地整備事業未収金」の残高及び内訳の推移は次のとおりである。

＜農業開発公社が有する干拓地内生産団地整備事業未収金の内訳推移＞ (単位: 百万円)

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度(*)	R5 年度	R5-R4 差引
営農者	688	653	537	518	△19
離農者	527	526	609	606	△3
元利金合計	1,215	1,179	1,147	1,125	△22
営農者	716	716	631	631	-
離農者	651	707	856	921	65
遅延損害金合計	1,367	1,424	1,488	1,553	65
営農者合計	1,405	1,369	1,169	1,150	△19
離農者合計	1,178	1,234	1,466	1,527	62

(*) 令和4年度は営農者が1名離農したことで、営農者の金額が減り、離農者の金額が増えている。

営農者の未収金は令和元年度に農業開発公社と和解した契約に基づいて、それ以降は無利息となっていることから、元利金の返済で年々減少している。離農者については、営農者のように契約を見直しておらず、遅延損害金が計上され続けており、未収金が増加している。また、営農者と比べると少額ではあるが、未収金の回収も行われている。

(オ) 貸倒引当金の計上

農業開発公社の令和5年度の決算書によると、営農者及び離農者に対する貸付金は未収金という勘定科目で2,678百万円計上されている。2,678百万円は遅延損害金に係る部分1,553百万円と元利金に係る部分1,125百万円に区別でき、遅延損害金に係る部分は「石川県農業開発公社引当金処理要綱」に従い、全額貸倒引当金が計上されている。元利金に係る部分に関しては「石川県農業開発公社引当金処理要綱」で引当金の対象としていない。しかし、1,125百万円のうち、207百万円は干拓地内生産団地整備事業留保金という科目で負債計上されており、実質的に貸倒引当金が設定されている。これは、農業開発公社が酪農家とJAバンク石川信連の間に入っていることによって計上された利ザヤ部分である(金利差や償還期間差から生じた)ことから、保守的に同額を負債計上し、実質的に貸倒引当金を計上していたものと推察される。

残額の918百万円について、貸倒引当金の設定はない。なお、貸倒引当金が設定されていない918百万円は県からの借入金920百万円(償還日のズレにより金額は一致していないとのこと)とほぼ同額となっている。すなわち、未収金のうち、県の借入とほぼ同額の金額について貸倒引当金が計上されていないことになる。なお、県では農業開発公社への貸付金を「干拓内生産団地特別対策資金貸付金」として「財産に関する調書」で記載し、開示している。

遅延損害金 1,553	貸倒引当金 計上済
元利金 1,125	留保金 207
	残額 918

← ほぼ同額 →

県からの 借入金 920

(カ) 未収金の回収期間(試算)

令和 4 年度の包括外部監査と同様に、営農者及び離農者に対する未収金残高のうち貸倒引当金が計上されていない元利金部分(留保金による引当額は含む)について、今後の年間回収見込額を用いて全額回収に必要な期間を試算した。営農者の返済に要する期間は 16.4 年(518,904 千円÷31,608 千円)、離農者は 1,783.2 年(606,296 千円÷340 千円)と離農者に関しては、営農者と比べ長い期間を要することとなっている。営農者の返済期間が令和 4 年度の包括外部監査時より短くなっているのは、令和 4 年度は遅延損害金を含めた未収金残高を元に回収期間を算出していたためであり、離農者の返済期間が令和 4 年度包括外部監査時より長くなっているのは、離農者の中で返済額が比較的多かった者の元利金の返済が令和 5 年度に終了したことによるものである。

＜未収金残高(貸倒引当金計上されていない元利金部分)及び回収額推移＞ (単位:千円)

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (*1)	R5 年度	R6 年度	年間回収 見込額
営農者未収金 期首残高	641,402	605,194	569,586	537,978	518,904	
年度中の回収額	36,208	35,608	31,608	19,074(*2)	(*4)	31,608(*2)
離農者未収金 期首残高	527,735	527,005	609,978	609,248	606,296	
年度中の回収額	730	730	730	2,952(*3)	(*4)	340(*3)

(*1) 令和 4 年度は営農者が 1 名離農したことで、営農者の金額が減り、離農者の金額が増えている。

(*2) 令和 6 年能登半島地震により、令和 6 年 3 月の償還を猶予したため回収額が半減している。なお、1 年間の猶予を予定しているため、令和 6 年度も半減する見込みである。特殊な事情がなければ、令和 4 年度の 31,608 千円の回収が今後も見込まれるものと試算した。

(*3) 元利金を一括返済した者の影響で回収額が多いが、当該回収額を除くと 340 千円の回収である。令和 6 年度以降は 340 千円の回収が見込まれるものと試算した。

(*4) 令和 6 年度は進行年度であり年度中の回収額は未定。

(キ) 貸倒引当金の見積額について

農業開発公社の会計は、明確にどの会計基準に従って作成されているのか規程等では確認できなかったが、「公益法人会計基準の改正等について(平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)(以下、「平成 16 年改正公益法人会計基準」とする。))に従って作成されていると考えられる。平成 16 年改正公益法人会計基準の第 3、資産の貸借対照表価

額(2)において、債権は取得価額から貸倒引当金を控除した額を持って貸借対照表価額とすることが明記されており、貸倒引当金の計上を不要としているわけではない。その上で貸倒引当金をどのように見積るかについては、平成 16 年改正公益法人会計基準に示されておらず、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従った取り扱いを行うこととなる(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 4 節第 1 款第 119 条)。貸倒引当金に関して一般に公正妥当と認められる慣行としては、法人税法の取り扱いや、すべての会社が適用対象である「金融商品に関する会計基準(以下、「金融商品会計基準」という。)」や「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「実務指針」という。)が考えられる。

法人税法では、債権を一括評価金銭債権と個別評価金銭債権に区分し、貸倒引当金の繰入限度額(損金算入が認められる金額)を定めている(法人税法第 52 条、法人税法施行令第 96 条)。金融商品会計基準及び実務指針では、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、区分別に貸倒見積高の算定方法を定めている(金融商品会計基準第 27、同第 28、実務指針 105 から 117、同 294 から 299)。農業開発公社の対応は確実に損金算入ができるようになるまで(遅延損害金と農業開発公社で生じた利ザヤを除いて)貸倒引当金を計上しない対応をとっているように推察されることから、法人税法の取り扱いを採用しているものと考えられるが、法人税法においても取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額について貸倒引当金を計上した場合は、損金算入を認めていることから、法人税法に従った対応とも言い難い。なお、農業開発公社の財政状態を適正に表すには、金融商品会計基準や実務指針に従って貸倒引当金の見積額を算出するべきと考えられることから(包括外部監査人の見解ではあるが、公益財団法人公益法人協会発行「公益法人・一般法人の会計実務」においても、金融商品会計基準等に沿った形で算定することが記載されている。)、金融商品会計基準の債権区分及び貸倒引当金の見積額の算出方法を以下に記載する。

債権区分	定義	貸倒見積高の算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	貸倒実績率法
貸倒懸念債権	経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている ¹ か又は生じる可能性の高い ² 債務者に対する債権	財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者 ³ に対する債権	財務内容評価法

酪農家に対する債権は、貸倒懸念債権と破産更生債権等に区分されるものしか存在しないと整理できるため(営農者の債務は弁済期間の延長や無利息など弁済条件の緩和を行っている。離農者は

¹ 債務の弁済に重要な問題が生じるとは、現に債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合のほか、弁済期間の延長又は弁済の一時棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている場合が含まれる(実務指針 112)。

² 債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いとは、業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいう。財務内容に問題があるとは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む(実務指針 112)。

³ 経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由が生じている債務者である。実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者である(実務指針 116)。

離農していることから事業の再建の見通しが無い状況と考えられる)、財産内容評価法とキャッシュ・フロー見積法について、貸倒見積高の算定方法と主な留意点を以下に記載する。

貸倒見積高の算定方法と主な留意点
財務内容評価法(貸倒懸念債権)
貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法(金融商品会計基準第 28 項(1))。 財産内容評価法を採用する場合には、債務者の支払い能力(経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、銀行等金融機関及び親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮)を総合的に判断する必要がある。一般事業会社においては、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあり、例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の 50%を引き当て、次年度以降において、每期見直す等の簡便法を採用することも考えられる。ただし、個別に重要性の高い貸倒懸念債権については、可能な限り資料を入手し、評価時点における回収可能額の最善の見積りを行うことが必要である。担保には、預金及び市場性のある有価証券など信用度、流通性の高い優良な担保をはじめ、不動産、財団等処分時間に時間を要するものまで様々あるが、担保の処分見込額を求めるに当たっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する必要がある。なお、簡便法として、担保の種類ごとに信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮した一定割合の掛目を適用する方法が認められる。保証による回収見込額を求めるに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、個人にあっては保証意思の確認、法人にあっては保証契約など保証履行の確実性について検討する必要がある。担保の処分見込額及び保証による回収見込額については、定期的に担保の評価や保証人の資産状況等について見直しを行う必要がある(実務指針 114)。
キャッシュ・フロー見積法(貸倒懸念債権)
債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法(金融商品会計基準第 28 項(2))。 合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローとは、債務者の実現可能性の高い将来の事業計画や収支見通しを裏付けとした客観性のあるものをいう。将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能であり、かつ、実際の回収が担保処分によるものではなく、債務者の収益を回収原資とする方針である場合は、財務内容評価法よりもキャッシュ・フロー見積法によることが望ましい(実務指針 299)。
財務内容評価法(破産更生債権等)
破産更生債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする(金融商品会計基準第 28 項(3))。 担保及び保証の取扱いについては、貸倒懸念債権における当該取扱いに準ずる(実務指針 117)。

(ク) 受取利息及び遅延損害金の未収計上について

農業開発公社が管理している元利金には過去の利息支払いが未了の金額が含まれている。また、(エ)で記載したとおり、農業開発公社は離農者に対する遅延損害金の未収計上を継続している。利息も遅延損害金も債権として認識され債務者に請求することは当然の権利と言え、それを否定するものではないが、決算書上未収計上を行うか否かについては、金融商品会計基準(注 9)に沿った形での対応が適切なものと考えられる。

金融商品会計基準(注 9) 債権の未収利息の処理について

債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

実務指針 119 不計上の判定と処理

未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする。未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならない。この処理方法としては次のいずれかによる。

(1) 原則法 当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理する。

(2) 簡便法 多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができる。

(ケ) 県と農業開発公社が有する干拓地内生産団地整備事業に関する債権内訳について

(ア)で記載したとおり、事業当初は酪農家から負担金の支払いを受けるのは県であった。農業開発公社を介した借換を行うまでに酪農家が滞納していた債権については、県が引き続き酪農家に対して債権を有したままとなっている。したがって、干拓地生産団地整備事業に関する酪農家への貸付金は、農業開発公社だけでなく県も有している。

<令和6年3月末時点の干拓地内生産団地整備事業貸付金残高(県と農業開発公社)>(単位:千円)

項目	県			農業開発公社	合計
	公債権 ⁴	私債権 ⁵	計		
営農者	1,819	3,595	5,414	518,904	524,318
離農者	8,474	12,879	21,353	606,296	627,650
元利金合計	10,293	16,474	26,768	1,125,200	1,151,968
営農者	—	554	554	631,798	632,353
離農者	—	3,182	3,182	921,570	924,752
遅延損害金合計	—	3,736	3,736	1,553,369	1,557,106
営農者合計	1,819	4,150	5,969	1,150,702	1,156,672
離農者合計	8,474	16,061	24,535	1,527,866	1,552,402
総計	10,293	20,211	30,505	2,678,569	2,709,075

上記表をみると、遅延損害金は利率が高いことから、県の遅延損害金が少ないように見受けられるが、これは、平成元年3月以降の遅延損害金を調定していないためである。地方自治法施行令第154条第2項では「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。」と定めており、遅延損害金の納入の通知をしなければ、調定はできないと考えられる。担当課は平成元年の借換後、農業開発公社の債権回収を優先する等の判断のもと、酪農家へ請求書を発行していない。したがって、納入の通知を行っていないことから、調定していないものと考えられる。なお、年度末での未調定の遅延損害金の額は把握しており、令和6年3月末時点で86百万円となっている。請求書の発行を行わない対応に問題があることは明確だが、35年前から継続した対応であり、途中で対応方針を見直すことができなかったものと推察される。

(コ) 県及び農業開発公社での債権管理について

県における干拓地内生産団地整備事業貸付金(県では開拓地内生産団地特別対策資金貸付金との名称である)の債権管理状況としては、担当課において、債務者別の債権額(公債権、私債権別に)、債権保全状況等(督促時期、抵当権設定時期など)をまとめ、一覧で管理している。また、石川県財務規則249条で作成を義務付けている債権管理簿を作成していることが確認できた。

県債権の回収状況については、担当課の判断で農業開発公社側の回収を優先した時期がある等の理由で、長期間回収実績がない状況である。また、公債権10,293千円のうち、7,265千円は時効が完成し債権が消滅しているが不納欠損処理は未了となっている。

農業開発公社における債権管理については、債務者ごとに貸付金の残高、回収条件、回収額を管理し、死亡しているなどの特別な事由がなければ、年2回債務者へ請求書を発行している状況である。

⁴ 公債権とは、行政権の主体として一般私人の有しない特別の機能に基づき生ずる債権である(県「会計事務の手引」より)。

⁵ 私債権とは、一般私人のもつ機能と同様の機能に基づき生ずる債権で、公債権以外の債権である(県「会計事務の手引」より)。

酪農地に対して農業開発公社が抵当権を設定しており、抵当権に基づく物上代位(民法第304条)による回収を行っている場合は年1回請求書を発行している状況である。代金の回収が滞っている債務者に対しては、債務承認書を受領し、時効が更新(民法第152条)されるよう適切に対応を行っている。しかし、離農者の中には死亡(相続人は相続放棄)した者や、債務承認に応じない者も存在している。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 貸倒引当金の計上(指摘 E-1)

農業開発公社は酪農家に対する債権に対し、貸倒引当金を計上すべきである。

平成13年度、平成23年度、令和4年度と過年度の包括外部監査人は、干拓地内生産団地整備事業貸付金の評価という視点で、貸倒引当金の設定方法の検討を求める意見をしているが、これまで対応がなされていない。酪農家に対する債権は、金融商品会計基準における債権の区分で示すと、貸倒懸念債権と破産更生債権等に分類されるものしかなく、貸倒引当金を計上しないとする対応が適切とはいえない。農業開発公社は金融商品会計基準28の貸倒見積高の算出方法や実務指針を確認したうえで、貸倒引当金の設定方法を定め、貸倒引当金を計上すべきである。

過去の包括外部監査では、石川県農業開発公社引当金処理要綱に従った処理であることや、外郭団体の決算書上の問題点であること、引当金の設定方法を検討するよう求めていることから「意見」に分類していると推察される。しかし、貸倒懸念債権や破産更生債権等に対して貸倒引当金の算定方法を定めず引当金を計上していないこと、当該引当金を計上すると債務超過に陥ると推察されることから、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断し「指摘」としている。

なお、金融商品会計基準や農業開発公社の状況等を考慮し、石川県農業開発公社引当金処理要綱を以下のとおり変更することが考えられる。参考としていただきたい。

現状
(干拓地内整備事業貸付金) 第4条 干拓地内整備事業貸付金は、干拓地内生産団地整備事業貸付規程に基づく債権から発生する貸倒損失を補てんするために設ける。 2 前項の引当金は、毎事業年度末に保有する干拓地内生産団地整備事業貸付金に係る遅延金及び違約金の合計額を限度とする。 3 第1項の引当金は、回収不能により生じた保有簿価の損失を補てんする場合に取り崩すことができる。
変更案
(干拓地内整備事業貸付金) 第4条 干拓地内整備事業貸付金は、干拓地内生産団地整備事業貸付規程に基づく債権から発生する貸倒損失を補てんするために設ける。(変更なし) 2 前項の引当金は、毎事業年度末に保有する干拓地内生産団地整備事業貸付金を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、その区分に応じて、貸倒引当金を算定する。 3 一般債権とは、経営状態に重要な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。貸倒懸念債権とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

をいう。

債務の弁済に重要な問題が生じるとは、現に債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合のほか、弁済期間の延長又は弁済の一時棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている場合が含まれる。債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いとは、業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいう。財務内容に問題があるとは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む。経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であり、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由が生じている債務者である。実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者である。

4 一般債権については、過去の貸倒実績率を基準に貸倒引当金を算定する。

貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒引当金を算定する。

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒引当金とする。

5 貸倒引当金の計上対象となる債権には未収利息が含まれるが、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6ヶ月から1年程度が妥当と考えられる。一般社団法人石川県農業開発公社の判断期間は1年とする。

6 当事業年度末における貸倒引当金のうち直接償却により債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩さなければならない。ただし、当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合にはその差額を繰入額算定の基礎となった対象債権の割合等合理的な按分基準によって経常費用(対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合)又は経常外費用(対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合)に計上するものとする。また、取崩額の方が大きい場合には、原則として経常費用又は経常外費用から控除するか経常外収益として当該期間に認識する。

② 意見と措置状況の不整合(意見E-2(総括意見4))

意見の求める内容と措置状況が合致していない。

過年度の包括外部監査人は、干拓地内生産団地整備事業貸付金の評価という視点で、貸倒引当金の設定方法の検討を求めているが、措置状況では滞留債権の回収について記載されており、意見の求める内容と措置状況が合致していない。過年度の包括外部監査人の意見に対して対応が難しい状況であったと推察されるが、そうであるならば、その旨を記載し「検討中」とのステータスで、継続して検討する旨を記載すべきであったと考えられる。

③ 一般社団法人石川県農業開発の経営健全化に向けた施策の実施(意見E-3)

農業開発公社は実質的に債務超過に陥っていることから、県は抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組む必要がある。

令和6年3月末の農業開発公社の正味財産(一般事業会社の純資産に相当)は130百万円とそれほど厚いわけでないことから、貸倒引当金を計上すると債務超過に陥ることが推察される。貸倒引当金だけでなく、農業開発公社は長期間販売できずに滞留している販売用の農用地等を有しており(ほぼすべて貸し出しているがあくまで販売用のため、ランニングコスト分の賃料を受け取っているのみで利益を生んでいない)、農業開発公社では、当該農用地等を取得価格(簿価)で販売する方針としているが民間売買事例(令和4年度包括外部監査報告書P46から48参照)を勘案すれば、含み損を抱えていることから、実質的に債務超過の状態にあると判断した。

総務省は平成26年8月5日に通知している「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(総財公第101号)や平成30年2月20日に通知している「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(総財公第26号)において、「第三セクター等の財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や同リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあつては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むこと」や、「地方公共団体において関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請している」。取組としては、経営健全化方針を策定し、取組状況を報告することになっている。

経営健全化方針を策定する第三セクター等の要件には、債務超過法人や実質的に債務超過である法人が定められているが、農業開発公社及び県は過年度の包括外部監査人の意見に対し貸倒引当金の設定方法を検討せず、結果として貸倒引当金を計上しなかったため、農業開発公社が実質的に債務超過であることが公にならず、経営健全化方針を策定し報告する団体になっていない(総務省HP「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査 令和5年度調査結果」より)。まずは農業開発公社が自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むべきではあるが、農業開発公社は収益を得るための事業を行っているわけではなく、事業から得られる正味財産の増加は令和4年度で3百万円、令和5年度は13万円マイナス(過去5年間で正味財産の増加は令和4年度のみでそれ以外はマイナス)と少ない。債務超過に陥ると容易に脱却することは、現実的に困難と言わざるを得ず、県の支援は必要不可欠であろう。県主導で、早急に抜本的な改革に取り組むべきと考える。

なお、抜本的な改革を検討する上では、農業開発公社が一般社団法人であることから、県職員や農業開発公社職員のための対応の結果、何らかのリスクが生じる可能性も否定できないと考える。できれば各種専門家(法律面、税務面)を交え検討することが望ましいと考えるが、少なくとも検討した方向性に何らかのリスクがないか行動を行う前に各種専門家へ照会する対応は必要不可欠と考える。

④ 遅延損害金の会計処理(意見E-4)

破産更生債権等に関する遅延損害金を未収計上すべきではない。

農業開発公社は酪農家に対して契約に基づいて遅延損害金を未収計上する処理を行っている。金融商品会計基準(注 9)では債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。当該基準に沿った対応を行うと遅延損害金について未収計上は行うべきではないと考えられる。したがって、遅延損害金として未収計上されている 1,553 千円と同額の貸倒引当金は決算書上取り崩すべきである。

仮に、遅延損害金の未収計上を継続するとの判断を行う場合には、現状、遅延損害金の未収計上を行う際、相手勘定を貸倒引当金としているが、総額主義の原則(企業会計原則第二損益計算書原則一B、公益法人会計基準注解(注 3))に反しているため、未収金の相手勘定は受取利息、貸倒引当金の相手勘定は貸倒引当金繰入額とするよう見直すべきである。

なお、遅延損害金の未収計上を決算書上行わなかったとしても、遅延によって遅延損害金が生じているため、継続して計算し、遅延損害金を含めた債権額を酪農家へ請求することについては何ら問題ない。

その他、金融商品会計基準(注 9)に沿った対応を行うと、元利金に含まれる利息部分の未収金について、決算書上貸倒損失処理の必要性について検討を行う必要がある点、留意されたい。

⑤ 申告の必要性検討(意見E-5)

農業開発公社が行う金銭貸付業について、収益事業として税務申告書の提出が必要か否かを税務の専門家に相談し、対応を検討すべきである。

農業開発公社は非営利型一般社団法人⁶である。これまで収益事業は行っていないとの整理のもと、収益事業と収益事業以外の事業を区分して経理していなかった。しかし、農業開発公社が有している酪農家等への未収金は、金銭貸付によって生じたものであり、金銭貸付業は法人税法上の収益事業に該当する(法人税法第 2 条第 13 号、法人税法施行令第 5 条三)ため、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない(法人税法施行令第 6 条)。また、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産及び負債に関する経理を含む(法人税基本通達 15-2-1)ことから、税務申告書用の決算書の作成を税理士など外部専門家に相談すべきと考える。ただし、金銭貸付業から何ら収益が得られないのであれば、実務上対応不要と判断する可能性も否定できないため、まずは、税務の専門家に相談し、対応を検討すべきである。

なお、農業開発公社は不動産販売業と不動産賃貸業も行っているが、農業開発公社の社員総会の議決権の総数の 2 分の 1 以上の数を県が有しており、それらの業務が県の管理の下に運営されている(法人税法施行令第 5 条二イ、同五イ)と判断できるため、収益事業に該当しないものと考えられる。金

⁶ 法人税法第 2 条 9 号の 2 に定義される一般社団法人をいう。非営利性が徹底された法人(法人税法施行令 3 条 1 項)と、公益的活動を目的とする法人(法人税法施行令 3 条 2 項)が非営利型法人であり、法人税法上「公益法人等」となり(法人税法別表二)、収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となる。公社は非営利性が徹底された法人に該当する。

銭貸付業に関しては、不動産販売業や不動産賃貸業のように、県の管理の下に運営されているものが行う事業が公益事業になるとの定めが法人税法上なく、収益事業に該当するものと判断した。

⑥ 相続財産清算人の選任の検討(意見E-6)

県若しくは農業開発公社は相続財産清算人の選任について検討し、債権処理を進めるべきである。

令和元年度に死去した酪農家(X 氏とする)に対する債権は、相続人が相続放棄したことで、債権回収が滞っている。債務者が死去し、相続人が全員相続放棄しても債権が消滅するわけではないため、県及び農業開発公社は債権を満額決算書に計上している。また、県及び農業開発公社では債権を消滅させる(不納欠損)処理に関して具体的な定めはなく、担当課及び農業開発公社では、家庭裁判所によって相続財産清算人が選任され、債権者への弁済額が確定するまで(すなわち弁済されない金額が明確になるまで)、処理しない対応をとっている。

現状、X 氏の相続財産に関して、相続財産清算人は選任されていない。相続財産清算人は当然に選任されるものではなく、利害関係人等の申立てがなければ選任されることはない。債権者も利害関係人に該当することから、県若しくは農業開発公社が申立てを行うことは可能であるが、現在まで申立てをしていないのは、申立てに要する費用負担を考慮したものであると考えられる。しかし、令和元年度に死去してから現在まで相続財産清算人が選任されないままの状況が継続していることに鑑みれば、他の利害関係人が申立てを行う可能性は極めて低いと考えられる。また、相続財産清算人の選任が遅れるということは、担保対象となっている不動産について誰も管理しない状態が長期化することを意味し、対象不動産が荒廃する可能性がある。すなわち、相続財産清算人の選任申立てを長期間行わないということは、実質的には対象不動産の価値を下落させ、換価を困難にしているともいえる。したがって、早急な対応を検討すべきである。

なお、単に相続財産清算人の選任を申し立てても、対象不動産を売却できない可能性もあり、売却できなければ申立費用が無駄になる可能性がある。したがって、まず、対象不動産について、不動産業者に仲介を依頼する等行い、買い手を探す努力をすべきである。そして、売却の見込みが立てば速やかに相続財産清算人の選任申立てを行い、換価処分を試みるのが妥当と考える。買い手を探す努力を行ってもなお売却見込みが立たなければ、相続財産清算人申立て等の措置を当面見合わせることもやむを得ないと考えられる。

担当課において、不納欠損処理を行うには、相続財産清算人による財産の分配額確定が不可欠とする運用を継続するのであれば、いつかは選任申立費用の負担を負うことは不可避であると考えられる。時の経過とともに対象不動産が荒廃するリスクを考えれば、漫然と他の利害関係人による申立てを待つことは適切とはいえない。そもそも、費用対効果から考えて、対象不動産に価値がないと判断されるようであれば、それを根拠に不納欠損処理する対応も考えられる。

⑦ 時効で消滅している県の公債権の処理(指摘 E-7)

時効で消滅している公債権が歳入歳出決算書上「収入未済額」として繰り越されている。

県が有する公債権は消滅時効に必要な期間が経過した時に、債権が消滅する(自治法第 236 条)が、30 年ほど前に時効が完成し、消滅した公債権 7,265 千円が県の歳入歳出決算書上、「収入未済額」と

して計上されたまま繰り越され続けている。県によると、公債権が時効で消滅した場合に、不納欠損処理をいつ行うのかの明確な定めはなく、担当課の判断で行われているとのことであり、規定等に反した対応ではないが、消滅した債権を、歳入の可能性のある「収入未済」として繰り越し続ける対応が適切とは言い難く、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。不納欠損処理すべきである。

なお、時効が完成していない公債権は、意見 E-6 に記載の X 氏向け債権のみであり、相続財産清算人が選任されて 6 か月を経過するまでの期間は時効が完成しない(民法第 160 条)ことから、時効の完成が猶予されている。しかし、上記意見 E-6 に記載したとおり、対象不動産に価値がなく、費用対効果の観点から相続財産清算人の選任申立ても断念せざるを得ないと認められる状況であれば、当該債権も併せて不納欠損処理する対応も考えられる。

⑧ 県債権の請求書発行(意見 E-8)

県債権の請求書発行について、法律専門家と対応を協議し、対応を決定すべきである。

県が有している債権の請求書が 35 年ほど発行されていない。地方公共団体が有する債権については、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないとするのが確定した判例である(最判平成 16 年 4 月 23 日民集 58 巻 4 号 892 頁)。

県が有する酪農家向け私債権は、意見 E-6 の X 氏分を除くと消滅時効が完成(消滅時効に必要な期間が経過)している。時効の援用(民法第 145 条)がなされていないため、債権自体は消滅しておらず、請求書を発行すること自体は法的に問題ないと考えられるが、35 年ほど発行していないことや、時効が完成していることを認識しながら請求書を送付することが、県として妥当な対応といえるのかは議論の余地がある。法律専門家と協議し、対応を決定すべきと考える。請求書の発行が困難と解されるのであれば、その理由を明確にし、理由によっては不納欠損処理する対応を考えるべきである。

2. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見 02)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-2	報告書	51	部課名	農林水産部農業基盤課
区分	意見	項目	河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金の検討		
指摘・意見の背景					
河北潟農地保全円滑化事業貸付金とは、県からの依頼により、農業開発公社が河北潟土地改良区に対し、国償還資金のうち、営農者滞納による不足分を貸付けたものである。令和 3 年度年度末が 残高 139,500 千円であり、平成 29 年度以降回収実績がない状況である。 当該貸付金の債務者は土地改良区であるが、土地改良区からの償還は営農者からの償還がないと 行われない。土地改良区の事業に関する権利義務は、例えば相続放棄等が生じても当該土地の新 所有者に承継されるのであるが(土地改良法第 42 条)、干拓地内生産団地整備事業資金貸付金と 同様に、河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収可能性にも留意する必要があると考えられる。					
指摘・意見の内容					
河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収可能性を勘案し、貸倒引当金の設定方法を検討する必					

要がある。
措置状況
土地改良区が抱える債権(負担金)は土地に付随したものであり、通常の債権より貸倒リスクが低く、また、農家から土地改良区へは毎年償還があり、現在、県への償還分に充てている。今後、県・土地改良区と協議し適切な改善策を検討してまいりたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

農業開発公社は、過年度の包括外部監査人から河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対して貸倒引当金の設定方法を検討するよう意見を受けているが、貸倒引当金の計上は不要と判断し、設定方法の検討は行われていない。措置状況の記載内容について農業開発公社に質問したところ、2 点の理由から貸倒引当金の計上は不要と判断したとのことである。1 つは、令和 4 年度の監査時、農業開発公社単独で見ると平成 29 年度以降回収実績がないが、措置状況に記載のとおり、平成 29 年度からは県への返済を優先させただけで、土地改良区から県への返済が毎年なされており、土地改良区が返済能力を有していること。②土地改良区の事業に関する権利義務は、例えば相続放棄等が生じても当該土地の新所有者に承継されるため(土地改良法第 42 条)、農地が利活用され続ければ、回収が可能(貸倒リスクは低い)と考えていることである。

しかし、貸付金の全額回収に要する期間を試算すると 204.4 年(県及び農業開発公社の貸付金合計 715,500 千円÷直近 3 年間の平均返済額 3,500 千円)、農業開発公社が有する貸付金のみだと 39.8 年(農業開発公社の貸付金 139,500 千円÷直近 3 年間の平均返済額 3,500 千円)と長期におよぶことが試算され、仮に県の返済が優先されると考えると、農業開発公社への返済は 164 年後に開始することとなる。また、農業開発公社としては弁済の一時棚上げを行っており、利息を無利息としていることから、債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っていると言え、当該債権は貸倒懸念債権に分類されるものと考えられる。貸倒懸念債権は、財務内容を評価して貸倒見積額を算定する(財産内容評価法)か、将来の債権元本の回収額を合理的に見積もって現在価値へ割引計算後に帳簿価額との差額を貸倒見積額とする方法(キャッシュ・フロー見積法)の 2 つの貸倒見積額の算定方法が存在するため、貸倒引当金を不要と結論付けるには、貸倒見積額の算定を行った上で、計上が必要か否か結論付ける必要がある。したがって、措置状況の記載は不適切であると言わざるを得ない。

なお、貸倒懸念債権の貸倒見積額の算出法方法については、1. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見 01)の(キ)貸倒引当金の見積額についてを参照されたい。河北潟農地保全円滑化事業貸付金は個別に重要性の高い貸倒懸念債権に該当すると考えられることから、実務指針に従うと、公社は、土地改良区の支払い能力を把握するため、可能な限り資料を入手するか、土地改良区の実現可能性の高い将来事業計画や収支見通しを入手した上で、貸倒見積額を算定する必要があると解される。しかし、当該貸付金は回収に 200 年を要するため、200 年間の将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることは困難と言わざるを得ず、土地改良区の支払い能力を把握するための資料を入手し、回収可能額の最善の見積もりを行うことが現実的な対応と考えられる。

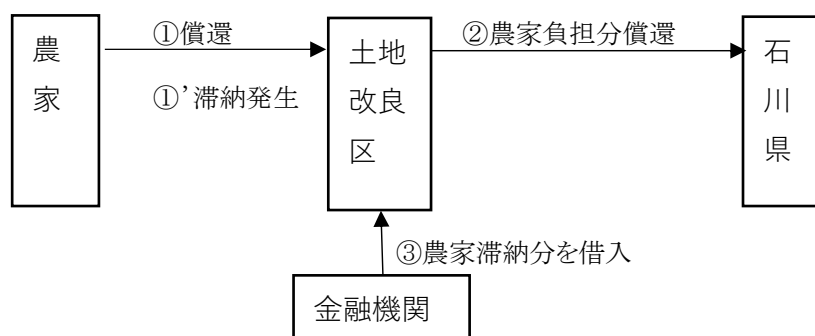
再度同じ意見を付したところで、対応されない可能性が高く、今後の対応を考える上で、河北潟農地保全円滑化事業貸付金を理解する必要があると判断し、農業開発公社担当者及び県担当課に質問し、

関係書類を閲覧した。本意見の対応には、河北潟農地保全円滑化事業貸付金がなぜ発生し、滞留しているのかを理解する必要があるため、過去の報告書でも記載されているが、本報告書でも貸付金が計上された背景、貸付金の推移、貸倒引当金の処理について記載する。

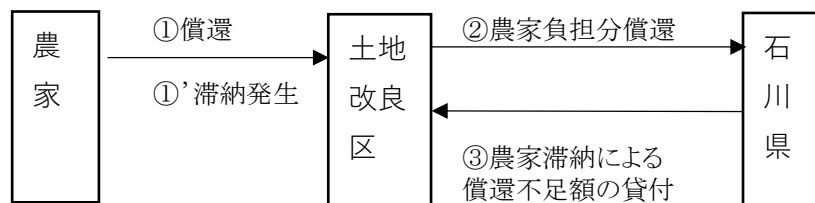
(ア) 河北潟農地保全円滑化事業貸付金について

河北潟の干拓事業によって農家が負担することとなった負担金について、河北潟干拓土地改良区（以下、「土地改良区」という。）が農家から徴収し、県及び県を介して国に支払っていたところ、農家からの支払いに滞納が発生した。滞納当初、土地改良区は不足額を民間金融機関から借入れて返済していた。しかし平成 7 年には、民間金融機関からの借入が困難となり、県から借入を行って返済している。その後、平成 22 年、23 年には農業開発公社経由で県から借入れを行って返済している。

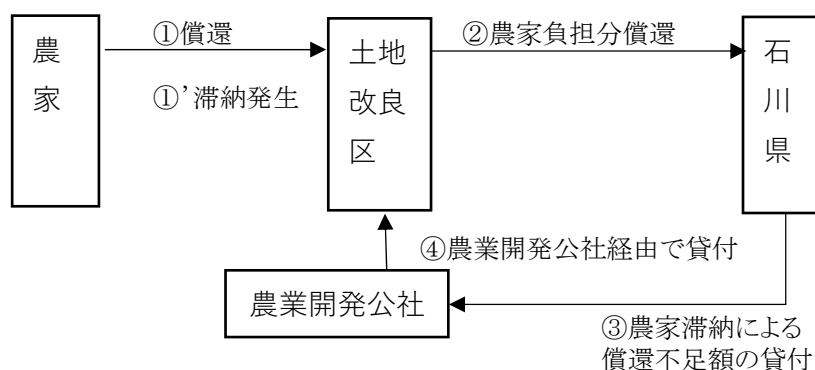
【当初】S61年度～H7年度



【県貸付】H8年度～H21年度



【公社貸付】H22、23年度



(イ) 河北潟農地保全円滑化事業貸付金残高について

土地改良区への貸付金は県と農業開発公社で有しているため、両方の各年度末の債権残高を下記に記載する。平成 23 年度から平成 28 年度の間は農業開発公社への返済がなされているが、平成 29 年度以降は県に対して返済がなされている。(単位:千円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県	606,000	606,000	606,000	606,000	606,000	606,000	606,000
農業開発公社	162,000	286,000	274,000	223,000	208,000	195,000	139,500
合計	768,000	892,000	880,000	829,000	814,000	801,000	745,500
返済額	-	14,000	12,000	51,000	15,000	13,000	55,500
年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
県	601,000	594,500	591,500	586,500	583,500	580,500	576,000
農業開発公社	139,500	139,500	139,500	139,500	139,500	139,500	139,500
合計	740,500	734,000	731,000	726,000	723,000	720,000	715,500
返済額	5,000	6,500	3,000	5,000	3,000	3,000	4,500

(ウ) 債権管理について

農業開発公社の回収が長期間滞っているが、毎年、土地改良区より「債務履行変更申請書」を受け取っており、時効が更新(中断)している状態であることを、令和 6 年 3 月 25 日付けの申請書で確認できたことから、農業開発公社の債権管理に関して特段問題はないと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 貸倒引当金の計上(指摘 E-9)

農業開発公社の有する土地改良区に対する債権は貸倒懸念債権に分類されと考えられるため、支払い能力を判断するための情報収集を行いながら、貸倒引当金の算定方法を検討し、最善の見積もりを行った上で、貸倒引当金を計上すべきである。

河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収について、現状のまま県への返済を優先すると、農業開発公社の貸付金回収は 164 年後に開始し、204 年後に完了することとなる。100 年以上先に返済される見込みの債権について、貸倒リスクが低いとして、引当金計上を不要と判断することが適正であるとは言い難い。河北潟農地保全円滑化事業貸付金は、金融商品会計基準における債権の区分で示すと、貸倒懸念債権に分類されるものと考えられるため、土地改良区の支払い能力(経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、銀行等金融機関及び親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮)を把握するため、可能な限り資料を入手し、毎年、評価時点における回収可能性の最善の見積もりを行うことが必要と考える。

過去の包括外部監査では、外郭団体の決算書上の問題点であることや、引当金の設定方法を検討するよう求めていることから「意見」に分類していると推察される。しかし、貸倒懸念債権に対して貸倒引

当金の算定方法を定めず引当金を計上していないこと、当該引当金を計上すると債務超過に陥る可能性がある(令和6年3月末の農業開発公社の正味財産は130百万円、土地改良区への債権額は139百万円であり、農業開発公社が土地改良区に対して有している担保の処分見込額等が不明なため、河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対して貸倒引当金を計上したのみで債務超過に陥るかなんか判断できないが、干拓地内整備事業貸付金に対する指摘E-1を加味すると、債務超過に陥ると推察される)ことから、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断し「指摘」としている。

② 措置状況の記載内容が不適切(意見 E-10(総括意見 4))

措置状況に記載している貸倒引当金の計上不要とする理由が適切ではない。

農業開発公社は、債権の貸倒リスクが低く、土地改良区から県への返済がなされていることを理由に貸倒引当金の計上を不要と判断している。しかし、河北潟農地保全円滑化事業貸付金は貸倒懸念債権に分類されると考えられ、貸倒リスクが低いという理由のみで貸倒引当金の計上を不要と判断すべきではない。貸倒見積額を試算し、その上で、貸倒引当金の計上が必要であると根拠づけるべきである。以上より、過年度の措置状況の記載は、意見に対する回答として適切ではないと考えられる。

今後、包括外部監査人の意見に対し適切ではない措置状況が記載されないよう、担当課においては、監査時に包括外部監査人と十分に意見交換を行い、意見の内容を十分に理解するよう努めるべきである。また、措置内容を公表している行政経営課においては、担当課の記載内容に問題がないのか十分に検討した上で、公表すべきである。ただ、今回のように会計処理に関する意見については、包括外部監査人の意図することや具体的な措置対応が適切なのかを、担当課や行政経営課が十分に理解し、判断できないことも考えられる。そのような場合には措置対応の計画立案中や措置状況公表前に包括外部監査人と協議したり、検証してもらう体制を構築することも考えられる。

③ 一般社団法人石川県農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施(意見 E-11)

農業開発公社は実質的に債務超過に陥っていることから、県は抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組む必要がある。

土地改良区に対する債権額から考えて、土地改良区に対する貸倒引当金の計上のみで債務超過に陥ると言い切れないが、指摘 E-1 の貸倒引当金の計上により、債務超過に陥ることが推察される。意見 E-3 同様に、農業開発公社の経営健全化に向けた抜本的な改革が望まれる。

④ 外郭団体を介した民間への貸付の実施(意見 E-12(総括意見 8))

農業開発公社だけでなく、外郭団体を介した民間への貸付の実行が望ましいとは言いがたい。今後、同様の対応を行わないよう留意すべきである。

総括意見 8 参照。

3. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見 05)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-3	報告書	53	部課名	農林水産部農業経営戦略課
区分	意見	項目	定期預金のペイオフ制度に留意した運用		

指摘・意見の背景
預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者 1 人当たり、1 金融機関ごとに合算され、元本 1 千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている(いわゆるペイオフ制度)。 したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで 1 金融機関当たりの預金額を可能な限り 1 千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。 この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金の預け先数が 1 で残高が 1 千万円を超えている点、並びに、基本財産及び特定資産に含まれる定期預金も、預け先が 1 で残高が 1 千万円を超えている点は検討の余地があるものと考えられる。
指摘・意見の内容
ペイオフ対策として、定期預金について残高 1 千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。
措置状況
定期預金の一部を令和 5 年 3 月に国債に振替えた。他の預金については、順次、決済用預金に振替え、ペイオフ制度に留意した運用に努めてまいりたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 6 年 3 月末の決算関係書類を閲覧し、定期預金 13,100,000 円が国債に振り替わっていることを確認した。また、農業開発公社担当者へ質問を実施し、令和 6 年 4 月に定期預金についてペイオフ制度の対象とならない決済用預金に振替える等、ペイオフ対策を図っているとの回答を得た。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

4. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見 06)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-4	報告書	53	部課名	農林水産部農業経営戦略課
区分	意見	項目	賞与引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
一般社団法人石川県農業開発公社会計規程第 83 条では、『引当金』とは、特定の支出又は損失に備えるためにあらかじめ一定の方法で積立て(繰入れ)をし、引当てをするものをいう。」とされている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。					
しかし、農業開発公社は、職員に賞与に相当する勤勉手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれること					

から、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。
指摘・意見の内容
賞与引当金の計上を行い勤勉手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積額を予め計上することを検討する必要がある。
措置状況
公社職員の賞与は、支給日の属する年度の県補助金を財源としている。会計年度独立の原則により、県補助金には翌期の支出分が含まれていないため、賞与引当金の計上は適さないものと考えているが、他の方法がないか類似団体の状況を見ながら検討していきたい。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の決算書を閲覧したところ、賞与引当金は計上されていなかった。農業開発公社担当者と協議し、令和 6 年度の決算より、適切な額の賞与引当金を計上する予定との回答を得た。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上(意見 E-13)

賞与引当金(社会保険料見積額含む)を計上すべきである。

「石川県公社等管理規準」第 9 条給与その他の給付において、職員の給与等は県の一般職の職員及び協議職員の例に準ずるものと定められており、県の「一般職の職員の給与に関する条例及び同条例の施行規則」を準用していると解される。これらの準用規程を閲覧したところ、「期末手当」という項目で、賞与の支給について計算方法や計算対象期間が明確となっていた。したがって、決算期末に 6 月支給予定の賞与支給見込額から当年度の期間に対応する金額を合理的に見積もることは可能であり、賞与引当金及び対応する未払社会保険料見積額を計上する必要がある。

なお、今回の現地往査において、賞与引当金について十分説明し、令和 6 年度決算では賞与引当金(未払社会保険料見積額を含む)について計上予定であるとの回答を得た。

② 措置状況の記載内容が不適切(意見 E-14(総括意見 4))

措置状況に記載している会計年度独立の原則は一般社団法人に関する法律には存在せず、措置状況の記載として適切ではない。

農業開発公社は、過年度における措置状況の記載において、賞与の財源が県補助金であることを理由に、県と同様に地自法第 208 条「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とする「会計年度独立の原則」に従って賞与引当金の計上は適さないものとしている。しかし、農業開発公社は運営財源が何であれ、一般社団法人であることから一般社団法人に関する法律(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)に従うべきと考えられる。農業開発公社の会計は、明確にどの会計基準に従って作成されているのか規程等では確認できなかったが、「公益法人会計基準の改正等について(平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)(以下、「平成 16 年改正公益法人会計基準」とする。))に従って作成されていると考えられる。公益法人会計基準には、「会計年度独立の原則」の定めはなく、平成 16 年改正公益法人会計基準ではないが公益法人会計基準の運用指針 12 項(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領の科目で賞与引当金が記載されていることから、賞与引当金の計上要件を満たしている場合は計上が

必要と考えられる。以上より、過年度の措置状況の記載は、意見に対する回答として適切ではないと考えられる。

今後同様のことが生じないよう、担当課においては、監査時に包括外部監査人と十分に意見交換を行い、意見の内容を十分に理解するよう努めるべきである。また、措置内容を公表している行政経営課においては、担当課の記載内容に問題がないのか十分に検討した上で、公表すべきである。

③ 措置状況のステータス管理(意見 E-15(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

措置状況は「検討していきたい」と記載されており、検討が終了していないにもかかわらず、措置が完了した事になっている。「検討していきたい」状況は措置の対応途中に過ぎず、検討した結果、監査意見に対しどのような対応をとったのかを措置状況として公表したのち、「措置済み」とすべきである。

また、類似団体の検討資料として、令和 4 年度に同様の意見を付された団体の対応状況をまとめているのみで、賞与引当金計上要否を検討するには十分な調査がなされているとは言い難い状況であった。今後、他団体を参考に何らかの判断を行うのであれば、合理的に説明が可能となるレベルまで詳細な調査を行うべきである。

5. 一般社団法人石川県農業開発公社(意見 07)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-5	報告書	53	部課名	農林水産部農業経営戦略課
区分	意見	項目	減価償却累計額の記載		
指摘・意見の背景					
H13 年度の包括外部監査の意見(H13d-意見 12《減価償却費について》)を受けて、有形固定資産の会計処理について、直接法から間接法に変更したとのことである。有形固定資産の会計処理を間接法にしている場合、貸借対照表において区分掲記するか、決算書に注記するかといういずれかの方法で減価償却累計額を記載する必要がある。しかし、令和3年度の決算書を閲覧したところ、減価償却累計額の記載がなかった。					
指摘・意見の内容					
決算書において減価償却累計額を記載する必要がある。					
措置状況					
令和4年度から決算書に減価償却累計額を記載した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 4 年度は財務諸表の附属明細書において減価償却累計額の記載がなされていたが、令和 5 年度からは財務諸表の注記事項として減価償却累計額の記載があることを確認した。「固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高」は財務諸表の注記事項であるため、令和 4 年度は誤った箇所への記載となっていたが、直近年度では修正されており、適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 注記項目の網羅性検討(意見 E-16)

決算書において必要となる注記項目が網羅的に開示されているかの検討が行われていない。

令和 5 年度の決算関係資料を閲覧したところ、過年度の監査意見を受けて、減価償却累計額に関する開示上の対応は行われていた。農業開発公社担当者に質問したところ、会計処理は平成 16 年改正公益法人会計基準を参考に行っているとのことであるが、実際に農業開発公社がどの会計基準に準拠しているかが規程等において明確になっておらず、仮に平成 16 年改正公益法人会計基準に準拠している場合であっても、求められている注記事項について網羅的に記載されているかの確認・検討は行っていないとの回答を得た。

決算関係書類は準拠する会計基準等に従って、適切に作成する必要があるが、注記項目が準拠する会計基準等に従って網羅的に開示されているのか検討を行うべきである。

6. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 09)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-6	報告書	63	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	賞与引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
一般財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程第 154 条では、年度決算の整理事項の一つとして、「諸引当金の繰入額の決定」が挙げられている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。					
しかし、一般財団法人石川県県民ふれあい公社(以下、「ふれあい公社」という。)は、職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。					
指摘・意見の内容					
(法人会計)賞与引当金の計上を行い勤勉手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
令和 4 年度決算から賞与引当金を計上した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の貸借対照表総括表を閲覧し、負債の部に賞与引当金が計上されていることを確認した(賞与引当金計上額は 59,948 千円)。また、賞与引当金の計算根拠資料を閲覧し、賞与引当金が、翌期の支給見込額に基づく合理的な額として計算されていること、及び実際賞与支給額を確認し、賞与引当金の計上額に問題のないことを確かめた。なお、公社は、未払社会保険料については、金額的重要性に乏しいとして賞与引当金に含めて計上している。措置対応は適切に行われていた。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

7. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 17)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-7	報告書	73	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	温泉プールの収支関係資料の様式変更		
指摘・意見の背景					
管理を受託した者がふれあい公社に対し報告する収支には温泉プールを営業することにより発生する収支、有形固定資産を取得したことによる支出、借入金の実行・返済による収支が混在しており、収支の発生原因が不明確である。					
指摘・意見の内容					
(辰口丘陵公園事業)辰口丘陵公園温泉プールの収支関係資料(収支予算書及び収支決算書)を作成する際、営業・投資・財務の区分を設ける等して、収支の発生原因を明確にする必要がある。					
措置状況					
管理受託者(能美スイミング)から収支の発生原因を明確にした資料を提出してもらった。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

ふれあい公社担当者によると、令和4年度の監査対象であった令和3年度の収支関係書類(収支予算書及び収支決算書)から、営業・投資・財務の区分を設けた様式へ見直すよう管理受託者へ指示し、対応して頂いたとのことであった。令和3年度の再提出された収支関係書類と直前年度である令和5年度の収支関係資料を閲覧し、事業活動、投資活動、財務活動の別に、収支の発生原因が記載されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

8. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 18)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-8	報告書	73	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	温泉プールの収支に関する予算と決算との比較		
指摘・意見の背景					
辰口丘陵公園温泉プールの収支について予算と決算との比較をしていないことにより、予算と決算の差異原因を把握できていないことから、管理について何をもって適切と判断したのか不明確である。					
指摘・意見の内容					
(辰口丘陵公園事業)辰口丘陵公園温泉プールの収支に関し予算と決算との比較を行い、予算と決算の差異原因を把握することで、管理が適切に行われたのかどうか明確にする必要がある。					

措置状況
収支予算書及び収支決算書について精査し、管理が適切に行われたかを確認している。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

前回の監査実施年度である令和3年度と直近年度の令和5年度について、辰口丘陵公園温泉プールに関する事業報告書を閲覧し、収支決算資料において、決算額、予算額、増減額が記載され、必要に応じて決算内容の補足説明が記載されていることを確認した。また、ふれあい公社担当者に対して、管理受託者から提出された決算関連資料の確認状況を質問し、予算との著増減がないことを確認するとともに（仮に著増減があればその内容を確認し、関連資料にメモ等を行う対応を予定しているが、これまでに著増減はない）、「確認書」に押印を行い適切な管理に努めているとの回答を得た。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

9. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 24)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-9	報告書	76	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	キャッシュレス決済の拡大の検討		
指摘・意見の背景					
テニスセンターは、テニス用具を主に販売しているが、辰口丘陵公園の共通利用券の販売も行っており、共通利用券のキャッシュレス決済による購入はテニスセンターでのみ可能となっている。 一方で、ふれあい公社は、辰口丘陵公園の利用料金を硬貨で収受することが多く、硬貨の取扱いが大量とのことであるが、大量の硬貨を取扱う際、手数料が必要となる金融機関が増加傾向にある。					
指摘・意見の内容					
(辰口丘陵公園事業) 大量の硬貨を取扱うにしても、キャッシュレス決済を導入するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に務める必要がある。					
措置状況					
遊具などへのキャッシュレス決済の導入は、初期投資(Wi-Fi の整備)に経費がかかることから見送っており、当面は現金のみの取り扱いとする。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

ふれあい公社担当者へ質問し、キャッシュレス決済導入による毎月のランニングコストの増加額と、現金取扱いの減少による手数料の削減額について比較検討した結果、現状、増加額が削減額を大きく上回ることが見込まれることから、導入時のイニシャルコスト及び辰口丘陵公園の収支の状況を鑑み、現状は現金のみの取扱いとすることが妥当と考えているとの回答を得た。実態を踏まえ検討を行った結果、「当面は現金のみの取扱いとする」との方針を決定しており、適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

10. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 25)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-10	報告書	77	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	バッテリーカーの再開の検討		
指摘・意見の背景					
わんぱくホールに設置されているバッテリーカーが未稼働となっている。 当該バッテリーカーは動物を模したものであり、体毛を模した部分が、降雨等により劣化することから、露天で設置できないとのことである。 わんぱくホールにあった売店が令和 4 年 6 月に閉鎖されたことから、当該バッテリーカーにトラブルが生じた場合に対応できる人員が確保できないのも未稼働の理由とのことである。なお、屋外に設置可能なバッテリーカーもあり、当該バッテリーカーは稼働している。					
指摘・意見の内容					
(辰口丘陵公園事業) 近隣に係員がいない場所で未稼働となっているバッテリーカーがあった。バッテリーカーの横に、トラブルが生じた場合、他の場所から係員が駆けつけるため対応に一定の時間がかかる可能性がある旨や、連絡先を記載した看板を設置する等して、当該バッテリーカーが稼働できるように検討する必要がある。					
措置状況					
係員が近くに常駐しているサイクルトレイン横にバッテリーカー乗り場を移設することを検討する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

ふれあい公社担当者へ質問し、わんぱくホール内に使用できない状態で置かれていたバッテリーカー一等の遊具については、令和 6 年 3 月春休み時期の遊具営業開始から、全て、係員が近くに常駐しているサイクルトレイン横に乗り場(「遊具ひろば」を設置)を移設したとの回答を得た。また、わんぱくホール内に未稼働バッテリーカーがない事を現地で確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 E-17(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「わんぱくホール」の係員不在により未稼働にしていたバッテリーカーについて、令和 6 年 3 月下旬から、係員が常駐するサイクルトレイン横へ移設した。一方、措置状況は令和 5 年 12 月 8 日に HP 上で公表されており、当該時点では「検討する」との記載にならざるを得なかったといえる。令和 5 年度内には、方針が決定していることから、12 月の措置公表段階では「措置中」とし、令和 6 年 3 月若しくは翌年度に検討結果を措置状況として公表し、「措置済み」とすべきであったといえる。

11. 一般社団法人石川県県民ふれあい公社(意見 30)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-11	報告書	83	部課名	文化観光スポーツ部観光企画課
区分	意見	項目	キャッシュレス決済の導入の検討		
指摘・意見の背景					
健民スポレクプラザには、現金対応のみの券売機が 1 台設置されている。当該券売機は、他の設備とまとめて再リースしたため割安となっている。本報告書作成時点で、自動券売機の更新を検討中であるが、キャッシュレス決済に対応したものを選ぶかどうかは未定である。					
指摘・意見の内容					
(健民スポレクプラザ事業) 大量の硬貨を取扱うにしても、キャッシュレス決済を導入するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に務める必要がある。					
措置状況					
既存の券売機はキャッシュレス決済に対応しておらず、更新には多額の費用(約 1,300 千円)が必要なことから見送っており、今後、券売機を更新する時点で、キャッシュレス決済手数料と硬貨取扱い手数料を比較検討して、利用料金に係る手数料の削減に努める。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

既設券売機では新札対応ができないため、券売機の入れ替えを検討していたふれあい公社に対し、過年度の包括外部監査人は、新しい券売機をキャッシュレス決済対応とするか否か検討するよう求めている。ふれあい公社担当者から、2F アイスリンクの券売機(現金対応のみ)を継続する場合のランニングコストと、キャッシュレス決済対応券売機を導入した場合のランニングコストの比較内容について説明を受けた。キャッシュレス決済を導入した方がランニングコストは増えるが、利用者の問い合わせ実績等を勘案し、県と協議した結果、利用者の利便性向上に資するキャッシュレス決済に対応した券売機の設置を令和 6 年度(令和 6 年 10 月)に行うとの回答を得た。当該設置費用については、県から「健民スポレクプラザスケートリンク整備費」補助金として交付が認められており、辰口丘陵公園と異なり財源を確保できたこともキャッシュレス決済対応券売機を導入できた要因といえる。なお、2F アイスリンク及び 3F 多目的ホールの団体利用料金、1F 室内グラウンドの利用料金については従前どおり、券売機ではなく、受付での現金払い又は請求書払いとなることから変更はない。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 E-18(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

健民スポレクプラザの券売機更新については、令和 6 年度の県予算で、券売機の更新費用が計上されたため、キャッシュレスに対応した券売機を、令和 6 年 10 月に導入している。一方、措置状況は令和 5 年 12 月 8 日に HP 上で公表されており、当該時点では「今後、券売機を更新する時点で、比較検討する」との記載にならざるを得なかったといえる。令和 5 年度内には、方針が決定していることから、12 月

の措置公表段階では「措置中」とし、令和 6 年 3 月若しくは翌年度に検討結果を措置状況として公表し、「措置済み」とすべきであったといえる。

12. 公益財団法人いしかわ女性基金(意見 36)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-12	報告書	104	部課名	生活環境部女性活躍・県民協働課
区分	意見	項目	賞与引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。しかし、公益財団法人いしかわ女性基金は、短期雇用者に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。					
指摘・意見の内容					
賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
令和４年度決算時に令和５年度賞与支払にかかる賞与引当金を計上した。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の貸借対照表を閲覧し、負債の部に賞与引当金が計上されていることを確認した(賞与引当金計上額は 220 千円)。また、賞与引当金の計算根拠資料を閲覧し、賞与引当金が、翌期の支給見込額に基づく合理的な額として計算されていること、及び実際賞与支給額を確認し、賞与引当金の計上額に問題のないことを確かめた。なお、公益財団法人いしかわ女性基金は、未払社会保険料については、金額的重要性に乏しいことから賞与引当金に含めて計上している。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

13. 公益財団法人いしかわ女性基金(意見 37)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-13	報告書	105	部課名	生活環境部女性活躍・県民協働課
区分	意見	項目	随意契約の可否の検討		
指摘・意見の背景					
委託等の契約は原則として競争入札によることになるが、随意契約の締結が可能な場合の一つに					

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。この場合は、「2. 各監査対象団体に関する事項(総括事項)」の「(8)随意契約」に記載したような判断が必要であるとされる。

例えば、研修・講座事業の「女性の活躍推進事業『企業に活かせる女性力』女性人材育成プログラム」に係る委託は 2,683 千円と、石川県財務規則第 129 条《随意契約の限度額》に規定される限度額の 1,000 千円を超えていることから、当該金額基準に準じて判断すると競争入札による契約締結が必要な金額であるが、随意契約とされていた。随意契約理由を確認したところ、研修講師の人気の高いこと、当該研修講師が委託先の専任講師であることが理由とされているが、資力に関して言及されていない。

指摘・意見の内容

委託の随意契約理由に不十分な点があることから、契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。

措置状況

令和 5 年度はプロポーザルや複数業者の見積徴収により比較検討を行ったうえで、委託先を選定している。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

サンプルにて、令和 5 年度の随意契約に係る簿冊を閲覧し、競争入札の方法によらず随意契約とする場合に、その理由が適切に文書化されていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

14. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団(意見 40)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-14	報告書	111	部課名	健康福祉部健康推進課
区分	意見	項目	総勘定元帳の管理		
指摘・意見の背景					
令和 3 年度決算の基礎となった総勘定元帳の一部について、最終版が出力されておらず、途中経過のものが出力され綴られていた。					
指摘・意見の内容					
総勘定元帳は、紙での保存義務があるが、一部最終版でないものが綴られていたため、総勘定元帳のすべてについて、最終版を出力し、紙で保存する必要がある。					
措置状況					
令和 4 年度決算から、総勘定元帳のすべてについて最終版を出力し、紙で保存することとした。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で直近年度の決算関係書類を閲覧した。公益財団法人石川県臓器移植推進財団(以下、「財団」という。)の担当者によると、会計システムを利用していることから最終版を電磁的記録で保存する対

応も考えられるが、総勘定元帳含め決算関係資料のページ数が少なく、紙の方が業務を効率的に行えるとの判断から、今後も紙での出力を継続することであった。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

15. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団(意見 41)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-15	報告書	112	部課名	健康福祉部健康推進課
区分	意見	項目	定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用		
指摘・意見の背景					
預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者 1 人当たり、1 金融機関ごとに合算され、元本 1 千万円までと破綻日までの利息等が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払いが行われることになっている(いわゆるペイオフ制度)。					
したがって、金融機関の破綻による預金が回収不能となるリスクを軽減するに当たっては、日常の事務に必要な資金量等を勘案しつつ、預け先を増やすことで 1 金融機関当たりの預金額を可能な限り 1 千万円以下に抑えることが有効であると考えられる。					
この点、日常の事務で使用している普通預金の預け先を現状以上に増やすことが困難な点は理解できる。しかし、日常の事務で使用していないと考えられる定期預金及び定期積金の預け先数が1で残高が 1 千万円を超えている点は検討の余地があるものと考えられる。					
指摘・意見の内容					
ペイオフ対策として、定期預金及び定期積金について残高 1 千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。					
措置状況					
今後順次、複数の金融機関への預金へ移行する等、ペイオフ制度に留意した運用に努めてまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で令和 6 年 3 月末時点の現預金の内訳明細を閲覧したところ、複数の金融機関へ預金を移行するような対応は行われていなかった。措置状況に記載したことが実施されていない。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施(指摘 E-19(総括意見 2))

措置状況ではペイオフ制度に留意した運用に努めてまいりたいとしているが、実際には対応していない。不措置とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきである。

措置状況では包括外部監査人の意見に対応するような記載となっているが、実際には対応していなかった。行っていない、行うつもりがないことを措置状況に記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。

財団担当者によると、意見後、理事長等と協議し、預入金融機関の信用度などを考えて、対応は不

要と考え、理事会にもその旨報告しているとのことであった。そうであるならば、包括外部監査人の意見に対して対応しない「不措置」とする旨を、理由と共に措置状況に記載すべきである。

今回の意見に関して不措置とする理由としては、①使用しない口座を複数持つことで生じる一般的な問題点として、管理が不十分になり、当該口座を用いた不正の機会を与える可能性があること、②預け先の信用状況に問題がないか監視する体制を構築することが考えられる。②に関しては、例えば、平時は財団のみで行う対応として、預け先銀行の信用格付け（銀行のホームページに掲載されている）を適時調査し、銀行の財政状態等に疑義が生じていないか確認することなどが考えられる。銀行の財政状態に疑義が生じた場合には、財団が取引している銀行と県が取引している銀行が同じであることから、県と連携して対応を協議する対応方針を定めることなども考えられる。

その他、ペイオフ対策としては、定期預金の一部を国債に振り替える対応（一般社団法人石川県農業開発公社が行った対応と同様）も考えられる。

16. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団（意見 42）

（1）過年度監査結果及び措置状況

No.	4-16	報告書	112	部課名	健康福祉部健康推進課
区分	意見	項目	リスク分散に留意した運用		
指摘・意見の背景					
基本財産の一つに投資有価証券がある。投資有価証券の残高は令和 3 年度末で 78,936 千円となっており、当該投資有価証券の残高は事業債 1 銘柄から構成されている。					
公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程第 3 条第 1 項によると、運用対象となる事業債は、格付機関(4 社)のうち 1 社以上が、A格以上と格付しているものに限定されている。当該事業債の格付けを確認したところ、A格以上となっている格付機関が 1 社確認できた。ただし、事業債は元本保証がある金融商品ではないことから、今後、運用を行う際は、単一の銘柄に集中投資するのではなく、複数の銘柄に分散投資するのが望ましいと考えられる。					
指摘・意見の内容					
基本財産の投資先の企業等が破綻した場合を想定し、今後、新たに投資有価証券の取得を行う際、投資有価証券の投資額に上限を設け、複数の銘柄に分散投資することを検討する必要がある。					
措置状況					
保有する投資有価証券が償還された後、新規に投資有価証券を取得する際は、複数の銘柄に分散投資することを検討する。					

（2）実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

過年度の包括外部監査時に意見の対象となった社債の満期日が令和 8 年 9 月であるため、令和 4 年度の監査以降状況に変化はなかった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 E-20(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

財団担当者に質問したところ、措置状況に記載のとおり、社債の満期日に近づいた頃に新たに取得する債券について検討する考えとのことであった。そうであるならば、現状は、包括外部監査人の意見に対して「措置予定」の状況といえるが、県の措置状況の公表方針だと、将来「検討する」との記載で措置状況の公表が終了している。どのような対応を行うのか(どのような対応を行ったのか)、検討若しくは対応結果を措置状況として公表し、「措置済み」とすべきである。

② 措置対応が未完了(意見 E-21)

過年度の包括外部監査人の意見に対する措置対応が完了していない。

過年度の包括外部監査時に意見の対象となった社債の満期日である令和 8 年 9 月までに対応方針を検討し、対応方針や対応結果を措置状況として公表すべきである。

17. 公益財団法人石川県臓器移植推進財団(意見 43)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-17	報告書	112	部課名	健康福祉部健康推進課
区分	意見	項目	基本財産の運用報告		
指摘・意見の背景					
公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程第 6 条によると、基本財産の運用経過等について、少なくとも年 1 回又は必要に応じて、理事会及び評議員会に報告しなければならないものとされていることから、少なくとも年 1 回の報告は必要である。					
しかし、令和 3 年度の理事会及び評議員会の議事録を閲覧したところ、基本財産の運用経過等が報告事項とされていなかった。					
指摘・意見の内容					
基本財産の運用経過等について、石川県臓器移植推進財団の運用規程に反し、年 1 回の報告がなされていないため、今後の理事会及び評議員会において、基本財産の運用経過等について、少なくとも年 1 回は定期的な報告をする必要がある。					
措置状況					
令和 5 年度第 1 回通常理事会及び定時評議員会において基本財産の運用経過等について、報告した。今後も、理事会及び評議員会において年 1 回は定期的に報告する。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年 5 月、令和 6 年 5 月の理事会、令和 5 年 6 月、令和 6 年 6 月の評議員会議事録を閲覧し、理事会及び評議員会で財団事務局長から基本財産の運用状況の報告がなされていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 報告事項の漏れ(意見 E-22)

公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程第 6 条で報告事項として定めている「債券等の個別有価証券の信用格付け」が報告されていなかった。報告を行うべきである。

公益財団法人石川県臓器移植推進財団基本財産運用規程第 6 条では、理事会及び評議員会に対して①基本財産の運用により生じた利子、分配金、配当等の合計、②債券等の個別有価証券の時価、③債券等の個別有価証券の信用格付けを報告するよう求めている。

財団担当者に質問したところ、③の信用格付けについては、取得時に調査するのみで、年度報告はなされていないとのことであった。取得後に信用格付けが下がる可能性もあることから報告を行うよう運用の見直しが必要である。

18. 株式会社マリンパーク内灘(指摘 01)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-18	報告書	119	部課名	土木部河川課
区分	指摘	項目	利益相反取引の決議方法		
指摘・意見の背景					
取締役が自己又は第三者のために取締役会を設置している株式会社と取引（利益相反取引）を行おうとする場合は、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける必要がある(会社法第 356 条第 1 項第 2 号、第 365 条第 1 項)。 「重要な事実」は法令に具体的な規定はないが、例えば、取引の内容、取引理由、取引先名、取引予定日、金額の総額、個数、単価、支払予定日といった事項が挙げられる。 株式会社マリンパーク内灘（以下、「マリンパーク内灘」という。）と、同社の取締役が取締役を兼務する会社との間の取引があり、このことについて、取締役会における予算に係る議案の審議において、口頭で説明を行ってきたとのことである。そこで、取締役会議事録を閲覧したところ、予算に係る議案が承認されたという記載があるのみであり、利益相反取引に係る議案として明記されていないことが判明した。 なお、利益相反取引を行おうとする取締役は、いわゆる特別利害関係取締役に該当し、予算に係る議案の承認決議に参加できないことになる(会社法第 369 条第 2 項)が、予算に係る議案の承認決議に参加していた。					
指摘・意見の内容					
予算に係る議案の承認決議に、特別利害関係取締役が出席（採決には不参加）していたため、今後、株式会社マリンパーク内灘と、同社の取締役が、利益相反取引を行おうとする場合、重要な事実を開示し、利益相反取引に係る議案として明記するとともに、特別利害関係取締役が承認決議に参加しないようにする必要がある。					
措置状況					
指摘を踏まえ、株式会社マリンパーク内灘と、同社の取締役が取締役を兼務する他社とが取引をしよ					

うとするときは、利益相反取引を制限するため、重要な事実を開示した上で、取締役会の議案として明記するとともに、当該議案の承認決議には、特別利害関係取締役が参加しないこととした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

マリパーク内灘の担当者へ質問を実施するとともに、令和 5 年度の実績報告書及び取締役会議事録を閲覧し、利益相反取引に該当する場合において、取締役会による承認手続が適切になされているか確認した。

令和 6 年 3 月の第 77 回取締役会議事録を閲覧したところ、利益相反取引に係る議案について記載がなされていた。当該取締役会議事録は、みなし決議（いわゆる書面決議）についての議事録であり、取締役全員が同意の意思表示を行うとともに監査役からの異議のないことをもって、会社法第 370 条及び株式会社マリパーク内灘の定款第 25 条（取締役会の決議の省略）の規定に基づき、提案事項を可決する旨の取締役会決議があったとみなされていることを、当該議事録において確認した。みなし決議に際し取締役配付された資料には取引内容及び金額について記載されており、「重要な事実」（会社法第 356 条 1 項）の開示がなされていると認められる。また、特別利害関係を有する取締役 2 名が議決に加わっていないことが議事録に明記されていた。利益相反取引について取締役会の承認を得るべきとする過年度の包括外部監査人の意見に対し、適切に措置されていると判断した。

なお、令和 6 年 3 月はみなし決議を行ったが、今後、取締役会を開催して利益相反取引の承認を得る場合には、特別利害関係のある取締役は議案の審議に参加しないだけでなく、議案の審議・議決が終了するまでの間、退席する対応を行うよう、留意されたい。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

19. 株式会社マリパーク内灘（意見 46）

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-19	報告書	119	部課名	土木部河川課
区分	意見	項目	取締役会の開催頻度		
指摘・意見の背景					
株式会社の取締役は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない(会社法第 363 条第 2 項)。このことから、株式会社の取締役会は 3 か月に 1 回以上開催、すなわち 1 年度に 4 回以上開催する必要があると解釈されている。しかし、マリパーク内灘は令和 3 年度において令和 3 年 6 月及び令和 4 年 3 月の 2 回しか開催しなかった。取締役会はウェブ会議による開催も容認されていると解釈されている(参考:会社法施行規則第 101 条第 3 項第 1 号)。					
指摘・意見の内容					
令和 3 年度は取締役会を 2 回開催したが、会社法上の規定(3 か月に 1 回以上開催)に満たないため、ウェブ会議を活用する等して、取締役会を 3 か月に 1 度開催する必要がある。なお、取締役の職務執行の報告は書面報告の対象外であるため、留意が必要である(会社法第 372 条第 2 項)。					

措置状況
意見を踏まえ、取締役会を3か月に1回以上開催することとした。

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和5年度の実務取締役会議事録を閲覧し、令和5年6月27日、8月18日、11月14日に取締役会が開催され、令和6年3月25日にみなし決議（いわゆる書面決議）が行われていることを確認した。開催頻度は増えているが、以下の点で十分な対応とはいえない。①3月はみなし決議であったことから、業績報告に関しては、各取締役等へメールで共有したとのことであるが、取締役の職務執行の報告は書面報告の対象外であるため、3月に取締役の職務執行の報告がなされたとは言えない。②仮に3月に取締役会をウェブ等で開催していたとしても、令和5年11月14日から令和6年3月25日の期間は4か月経過しており、会社法363条第2項で求められている3か月に1回以上の職務執行の報告となっていない。以上より、措置が適切になされたとは言えない状況である。

この点、マリノア内灘の担当者に質問したところ、取締役会には取締役及び監査役の全員に参加してほしいと考えており、日程調整が難しく、今後も6月、8月、11月、3月での開催が現実的であるとの回答を得た。したがって、今後も会社法363条が遵守されない状況が継続する見込みである。それ自体で会社法上罰則の定めはないものの、3か月に1回以上職務執行の報告がなされなかったことにより、会社に損害が生じ、かつ取締役に任務懈怠が認められる場合、各取締役が会社に対して損害賠償責任を負うことになる（会社法第423条第1項）ため、その点を留意して、今後の開催時期を検討して頂きたい。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 取締役会の開催時期の見直し(意見 E-23)

取締役会の開催頻度が、会社法の規定(3か月に1回以上開催)に満たない状況が続いている。

監査意見に対応し、取締役会の開催回数は増えているが、3か月に1回以上の開催となっていない。また、3月開催分はみなし決議であり、3か月に1回以上、取締役が「自己の職務の執行状況を取締役会に報告」することを求めている会社法に従った対応となっていない。取締役会の開催時期について見直しを行う必要がある。なお、現実的に開催時期の見直しを行うことが難しいとしても、会社法の規程の遵守を怠ることは任務懈怠（監視義務の不履行等）と評価される一因となる可能性があり、会社に損害が生じた場合は各取締役が損害賠償責任を負うリスクがあることに留意する必要がある。

② 取締役会議事録における署名又は記名押印(意見 E-24)

取締役会議事録は、出席取締役及び出席監査役全員の署名又は記名押印が必要である。

会社法第369条第3項において、取締役会議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならないことが定められているが、株式会社マリノア内灘の実務取締役会議事録を閲覧した結果、代表取締役のみ押印しているものが散見された。取締役会議事録の作成に当たって、上記会社法の定めを遵守する必要がある。

なお、みなし決議の議事録に関しては、議事録作成者（代表取締役が議事録を作成した場合は代表取締役）のみで問題ない（会社法施行規則第101条第4項第1号）。

20. 株式会社マリンパーク内灘(意見 47)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-20	報告書	120	部課名	土木部河川課
区分	意見	項目	営業未収金の入金の効率的な確認		
指摘・意見の背景					
営業未収金の入金確認は通常、得意先別に前期末残高、当期売上金額、当期回収額、当期末残高が出力されるような補助元帳を用いるのが一般的である。しかし、総勘定元帳のみで入金確認している。導入している会計システムは、PCA株式会社の製品であり、補助元帳を作成できる機能が付与されていると考えられる。					
指摘・意見の内容					
総勘定元帳のみで営業未収金の入金確認を行うだけでなく、補助元帳の作成等により営業未収金の入金確認事務を効率的に行うことを検討する必要がある。					
措置状況					
営業未収金の入金確認事務の効率化を図るため、会計システムの機能の有効活用等、対応について検討してまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

マリンパーク内灘の担当者へ現状について質問したところ、会計システムでの活用を試みたが、分割で支払いを行っている債務者もあり、一目で見てわかるエクセルでの管理を継続することにしたとの回答を得た。過年度の包括外部監査人はエクセルでの管理を行うことで、会計システムへの仕訳入力以外にエクセルへの入力作業という手間が生じることから、入力作業を一元化することで、入金確認事務の効率化を図られると考え、補助元帳の利用を意見したと考えられる。しかし、エクセルの顧客台帳データを閲覧したところ、担当者の言うとおり、顧客の情報(債務者名、住所、電話番号、債務額、入金済額、未収金額、直近の入金日)が一目でわかるようになっていた。また、会計システムの補助元帳を用いて入金確認事務を行うには、顧客情報をマスター登録する作業が新たに生じたり、仕訳入力時に顧客マスターを入力するなど、仕訳入力作業が今よりも煩雑になることが想定される。仕訳入力は極力簡単にし、詳細はエクセルを更新して管理し、エクセルの営業未収金残高と会計システムの残高が整合しているかは月次で照合しているとのことから、現状のエクセルでの管理を継続することが非効率であると言いきれないものと判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 E-25(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

措置状況は「検討してまいりたい」と記載されており、検討が終了していないにもかかわらず、措置が完了したことになる。「検討してまいりたい」状況は措置の対応途中に過ぎず、検討した結果、監査意見に対しどのような対応をとったのかを措置状況として公表したのち、「措置済み」とすべきである。今回であれば、会計システムの補助元帳を活用した入金事務は行わないと判断したとのことであり、判

断した理由を記載したうえで、監査意見に対応しないことを意味する「不措置」と公表すべきであった。

21. 株式会社マリンパーク内灘(意見 48)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-21	報告書	120	部課名	土木部河川課
区分	意見	項目	貸倒引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
令和 3 年度末において過年度未収金が 1,809 千円あり、滞納が発生した年度は平成 17 年度から平成 26 年度までとのことである。令和元年度から令和 3 年度まで貸倒損失が発生しており、株式会社マリンパーク内灘経理規程第 39 条において、貸倒引当金の計上を行うこととされているが、マリンパーク内灘は、貸倒引当金の計上を行っていない。					
指摘・意見の内容					
経理規程では貸倒引当金の計上を行うこととされているが、滞納した年度から長期間経過し、貸倒れとなる可能性が高い債権に対して貸倒引当金が計上されていないため、債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
過年度未収金については、債務者に催告書を送付するなどして納付を求めているところであり、今後、状況を注視しつつ、必要があれば、貸倒引当金の計上等も含め、適切な改善策を検討してまいりたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

マリンパーク内灘の担当者へ現状について質問したところ、措置状況と同じ内容の回答であった。また、令和 4 年 11 月に職員が数件自宅訪問したが不在であり、過年度未収金の回収実績はないとのことであった。令和 4 年度の監査以降、令和 4 年度決算、令和 5 年度決算でも貸倒引当金は計上されていないことから、貸倒引当金の計上について、どのような検討を行ったのか質問したところ、検討したことを示す資料はないとのことであった。担当者の交代や、現状、災害対応等で業務多忙であることから、今後状況が落ち着いた段階で貸倒引当金の計上について検討するとの回答を得た。

監査意見に対する措置対応が完了していない。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 貸倒引当金の計上(意見 E-26)

滞納した年度から長期間経過し、貸倒れとなる可能性が高い債権に対して貸倒引当金が計上されていないため、債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討する必要がある。

令和 4 年度以降も引き続き滞留している状況であることから、債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討すべきである。債務者別の回収可能性の個別判断が難しいようであれば、滞留期間に応じて一律の基準を設けて処理することも考えられる。

22. 公益財団法人石川県埋蔵文化財センター(意見 49)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-22	報告書	125	部課名	教育委員会文化財課
区分	意見	項目	賞与引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
公益財団法人石川県埋蔵文化財センター会計規程第 81 条では、『引当金』とは、特定の支出又は損失に備えるためにあらかじめ一定の方法で積立て(繰入れ)をし、引当てをするものをいう。」とされている。賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。しかし、公益財団法人石川県埋蔵文化財センター(以下、「センター」という。)は、嘱託職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。					
指摘・意見の内容					
賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
当センターは、支給日の属する年度の県委託料で運営している。会計年度独立の原則により、委託料には翌期の支出分が含まれていないため、県委託料等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の決算書を閲覧したところ、賞与引当金は計上されていなかった。この点センター担当者に質問したところ、措置状況と同じ回答であった。また、他団体の賞与引当金の計上に関する調査については、令和 4 年度監査時に同様の意見があった他の施設担当者が、令和 5 年 9 月に開催された県議会に提出されている複数法人の決算書より賞与引当金の計上状況を確認しており、当該調査結果の共有を受けていた。しかし、当該調査結果を用いて、センター内で賞与引当金を計上するか否かの議論はなされていなかった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上(意見 E-27)

賞与引当金(社会保険料見積額含む)を計上すべきである。

県からの派遣職員に関しては、「職員の派遣に関する取決め(平成 14 年 4 月 1 日)」の第 2 項で給与について定めており、県の「一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年石川県条例第 30 号)」に従うこととなっている。センターの嘱託職員に関しては「公益財団法人石川県埋蔵文化財センター嘱託職員就業要項」第 5 章給与及び旅費の第 25 条において、期末手当について定めている。これらの規程を閲覧したところ、「期末手当」という項目で、賞与の支給について計算方法や計算対象期間が明確

となっていた。したがって、決算期末に 6 月支給予定の賞与支給見込額から当年度の期間に対応する金額を合理的に見積もることは可能であり、賞与引当金及び対応する社会保険料見積額を計上する必要がある。なお、今回の現地往査において、賞与引当金について十分説明し、当年度末には賞与引当金(社会保険見積額含む)を計上予定であるとの回答を得た。

② 措置状況の記載内容が不適切(意見 E-28(総括意見 4))

措置状況に記載している会計年度独立の原則は公益法人に関する法律には存在せず、措置状況の記載として適切ではない。

センターは、県の委託料等で運営されている団体であることを理由に、県と同様に自治法第 208 条「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とする「会計年度独立の原則」に従って賞与引当金の計上は適さないものとしている。しかし、センターは運営財源が何であれ、公益法人であることから公益法人に関する法律(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)や会計基準に従うべきである。公益法人に関する法律や会計基準には、「会計年度独立の原則」の定めはなく、公益法人会計基準の運用指針 12 項(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領の中科目で賞与引当金が記載されていることから、賞与引当金の計上要件を満たしている場合は計上が必要と言える。以上より、措置状況の記載は不適切であると言わざるを得ない。

今後同様のことが生じないよう、監査対象団体担当者や担当課においては、監査時に包括外部監査人と十分な意見交換を行うべきである。また、措置内容を公表している行政経営課においては、担当課の記載内容に問題がないのか十分に検討した上で、公表すべきである。

③ 措置状況のステータス管理(意見 E-29(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

措置状況は「検討していきたい」と記載されており、検討が終了していないにもかかわらず、措置が完了したことになっている。「検討していきたい」状況は措置の対応途中に過ぎず、検討した結果、監査意見に対しどのような対応をとったのかを措置状況として公表したのち、「措置済み」とすべきである。

また、検討資料として、類似団体の賞与引当金計上状況を確認している書類を閲覧したが、各団体が賞与引当金、退職給付引当金を計上しているか否かを確認しているのみで、類似団体がそもそも賞与を支給しているのか、賞与支給対象の職員が存在するのか、賞与の支給に関する規程がどのような定めとなっているか(賞与計算期間、賞与支給時期等)までは調べていなかった。単純に計上していない施設がどの程度あるのか把握するだけでは、賞与引当金を計上しない合理的な理由になり得ない。実際、当該、調査結果を用いてセンター内で賞与引当金を計上するか否かの検討はなされていないことから、今後、他団体を参考に何らかの判断を行うのであれば、合理的に説明が可能となるレベルまで詳細な調査を行うべきである。

23. 公益財団法人石川県埋蔵文化財センター(意見 50)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-23	報告書	126	部課名	教育委員会文化財課
区分	意見	項目	退職給付引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
退職給付引当金は、将来の退職金支給に備えて、退職給付見込額を見積もり計上するもので、退職給付見込額は、期末自己都合要支給額とするのが一般的である。しかし、公益財団法人石川県埋蔵文化財センターは、嘱託職員に退職金を支給しているが、退職給付引当金が計上されていない。					
指摘・意見の内容					
退職金の支給実績があるにもかかわらず、退職給付引当金が計上されていないため、退職給付引当金の計上を行い退職金の支給前に退職給付見込額を予め計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
令和５年度決算時に退職給付引当金を計上予定である。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地往査を行い、センター担当者に質問したところ、センターの職員構成は、県からの派遣職員(公社での退職給付引当対象外)を除くと、センターの正社員 1 名と嘱託職員で構成されているとのことであった。正社員 1 名は地方公務員を退職後の再就職者であることから「職員の退職管理の適正の確保について(教庶 1777 号、平成 28 年 3 月 25 日発出)」により退職金が支給されないことを確認した。嘱託職員については、公社の内規である「公益財団法人石川県埋蔵文化財センター嘱託職員就業要項」第 29 条により退職手当は県に準ずるとされている。センターでは嘱託職員という名称が継続しているが、県における同様の職員は会計年度任用職員に該当するとのことであり、現状「石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則」には退職手当に関する定めはなく、退職時に退職金を支給することはないとのことであった。そのため、退職金を支給する見込みのある職員は存在せず、退職給付引当金の計上を行う必要はないとのことであり、過去の監査意見への対応は不要な状況になっていることが確認できた。なお、令和 2 年度以前に採用した嘱託職員については「常勤的嘱託職員の報酬等の取扱について(平成 11 年 3 月 30 日人事課発出)」により退職慰労金の支給が必要であり、令和 4 年度の監査時点では 2 名の対象者が存在したことから監査意見となっていたが、措置状況に記載のとおり、令和 5 年度決算時に退職給付引当金の計上を予定していたが、令和 6 年 3 月末までに 2 名とも退職したことで、結果的に、退職給付引当金が計上されることはなかったとのことであった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況のステータス管理(意見 E-30(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

「計上予定である」という措置状況は「措置予定」と考えられ、今回であれば、退職金支給対象者の退職により退職給付引当金の計上が必要となった旨を令和 6 年 3 月以降に措置状況として公表し、その時点で「措置済み」とすべきであった。

24. 公益財団法人石川県デザインセンター(意見 51)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-24	報告書	131	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認		
指摘・意見の背景					
理事と法人との間で、理事が自己又は第三者のために法人と取引(利益相反取引)を行おうとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける必要がある(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号、第92条、第197条)。「重要な事実」は法令に具体的な規定はないが、例えば、取引の内容、取引理由、取引先名、取引予定日、金額の総額、個数、単価、支払予定日といった事項が挙げられる。 公益財団法人石川県デザインセンターと同法人の理事が取締役を兼務する会社等との間の取引があった。当該取引の業務委託契約書によると、理事は、当該会社等の側の契約当事者とされていないが、当該契約当事者と同等の権限を有していることから、当該取引の内容等を決定するに当たり、影響力を有している可能性がある。利益相反取引に該当する可能性がある取引について、理事会における事前承認が必要かどうか検討されていない。					
指摘・意見の内容					
今後、公益財団法人石川県デザインセンター(以下、「センター」という。)と、同法人の理事が取締役を兼務する会社等との間で取引を行おうとする場合、理事の会社等における影響力を勘案し、利益相反取引と同様に、重要な事実を開示し、理事会において承認を受けることを検討する必要がある。					
措置状況					
今後、法人の理事が取締役を兼務する会社等と取引を行う場合は、利益相反取引と同様、適切に理事会に諮り、承認を得ることとする。なお、令和5年3月の理事会において、令和4年度の当該取引実績及び令和5年度に予定する当該取引について諮り、承認を得ている。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

現地で、令和4年度及び令和5年度の理事名簿及び理事会議事録を閲覧し、利益相反取引に該当する可能性のある取引に関して、理事会の承認がなされていることを確認した。取引内容及び金額も開示されており、「重要な事実」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項柱書)の開示もなされていると認められた。利益相反取引の可能性のある取引につき、理事会の承認を得るべき旨の過年度の包括外部監査人の意見に対し、意見の求める対応を行っていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 特別利害関係のある理事の議案審議参加(意見 E-31)

特別利害関係のある理事は議案の審議にも参加すべきではない。

理事名簿及び理事会議事録を閲覧したところ、特別利害関係のある理事が議案の審議に参加していることが確認された(議決には参加していない)。

利益相反取引の承認に関する議案につき、利害関係のある理事が審議に参加することも不適切であり、議案の審議・議決が終了するまでの間、利害関係のある理事は退席すべきである。

25. 公益財団法人石川県デザインセンター(意見 52)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-25	報告書	132	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	理事長の検印の代理の検討		
指摘・意見の背景					
支出負担行為伺いを概観したところ、理事長の検印欄に専務の検印が代理で押されている事例が散見された。職務分掌上理事長の検印が必要な事務が規定されているが、理事長は非常勤であり、常勤である専務が対応しているとのことである。公益財団法人石川県デザインセンター経理規程上は、収入金額が 1,000 千円を超える調定及び伺い金額が 3,000 千円を超える支出負担行為は理事長の検印が必要とされている。					
指摘・意見の内容					
一定の額を超える支出負担行為等は非常勤の理事長の検印が必要であるが、現状、常勤の専務が代理で検印を行っており、検印規定が形骸化している可能性があるため、現状に合わせて、理事長の検印が必要な範囲の事務を見直すこと等を検討する必要がある。					
措置状況					
令和 5 年度から、経理規程に則り、適切な決裁処理を行うこととする。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 5 年度の収入調定伺書及び支出行為負担伺書を閲覧し、理事長決裁を要する収入(100 百万円超)・支出(300 百万円超)の場合、理事長が押印していることを確認した。令和 4 年度に包括外部監査人の指摘を受け、専務理事が代理で押印することを止め、理事長自らが押印することとしている。

経理規程に則った決裁がなされていない旨の包括外部監査人の意見に対し、意見の求める対応を行っていることを確認した。適切に措置されていると判断した。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 負担軽減策の検討(意見 E-32)

理事長及び事務局の負担軽減策を検討することが望ましい。

従来、常勤の専務が理事長の代理で検印を行っていたのは、理事長が非常勤のためである。

現在も理事長は非常勤であり(別法人の代表取締役)、決裁文書に検印を押すため、理事長が別法人への出勤途中に当センターの事務所に立ち寄って押印したり、当センターの職員が別法人まで赴いて理事長の検印を得るなどしていることから、検印のために、理事長・職員に少なからず負担が生じていると考えられる。

経理規程は「理事長の決裁を受けなければならない」旨定められており、決裁文書原本への押印がなければならない旨の規程ではないことから、理事長の決裁が必要な場合には決裁文書の写しに理事長が押印して、ファックス又は電子メールで送信しておき、決裁文書原本への検印は理事会の開催時

等理事長が当センターに出勤する際にまとめて得るという方法も考えられる。

また、令和4年度の包括外部監査人は、「現状に合わせて、理事長の検印が必要な範囲の事務を見直すこと等を検討する必要がある」との意見を述べているが、経理規程の見直しは理事会で審議されていない。経理規程の見直しについて理事会で審議する方法も考えられる。

26. 公益財団法人石川県デザインセンター（意見 53）

（1）過年度監査結果及び措置状況

No.	4-26	報告書	132	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	勘定科目の会計システム活用による効率化		
指摘・意見の背景					
勘定科目のうち、未払金及び未収金を表計算ソフトにより集計を行っており、会計システムを使用していない。					
指摘・意見の内容					
一部の勘定科目について、会計システムではなく別途表計算ソフトで集計を行っており、非効率であるため、すべての勘定科目の集計について会計システムの総勘定元帳を用いて実施することを検討する必要がある。					
措置状況					
当センターでは、決算事務において会計システムを補助的に活用しているものであるが、意見を踏まえ、今後、会計システムの各種集計データの更なる活用を図ることとしたい。					

（2）実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

センター担当者に質問したところ、前回監査から会計ソフトの活用状況に変化はなく、措置状況に記載した内容は実施されていなかった。現在の法人の考えを確認したところ、「当センターでは、決算事務において会計システムを補助的に活用しているものであるが、現行の利用形態で決算事務に支障はなく、十分に活用している。」とのことであった。

前回監査の意見を理解するため、未払金、未収金、預り金など一部科目で表計算ソフトを利用している理由を確認したところ、財産目録の作成のため、使用目的に基づいて集計しなおす作業を表計算ソフトで行っていることが分かった。会計システムの入力に際し使用目的別の補助コードを作成して管理することも考えられるが、仕訳起票が煩雑になることから、現状の法人対応が効率的と考えられ、現状の活用を継続する不措置対応も認められるものと判断した。

（3）今回の監査での指摘又は意見

① 措置状況記載の未実施（指摘 E-33（総括意見 2））

措置状況に記載されたことを実施していない。不措置とする方針であれば、その旨を理由と共に措置状況に記載すべきである。

包括外部監査人の意見に従うような措置状況を記載しているが、実際には会計システムの利用方法の見直しの必要性を感じておらず、対応していなかった。行っていない、行うつもりがないことを措置状況に記載することは、県民に対して事実と異なる報告をしていると考えられ、社会通念上著しく適正性を

欠く事項であると判断した。今回に関しては、措置状況において、利用方法の見直しの必要性が不要と判断した理由を記載して「不措置」とする対応を行うべきであった。

② 会計システムと決算書数字の不一致(意見 E-34)

会計システムと開示されている決算書の貸借対照表の数値にズレが生じている。

会計システムの利用状況を確認する過程で、会計システムから出力した貸借対照表と理事会に提出されている貸借対照表の数字が、多くの勘定科目で不一致であることが発見された。担当者によると過去からずれており、理由は分からないとのことであった。なお、貸借対照表の金額については残高の内容を集計した数値(例えば預金であれば、通帳の残高を集計した数値)を確定額としており、会計システムから出力される貸借対照表は利用していないとのことであった。なお、正味財産増減計算書は会計システムと理事会提出書類が一致しており、期中の仕訳で差異が増減していないことは確認できた。

過去にズレが生じた理由は不明であるが、差額分について修正仕訳を起票し、貸借対照表の残高を正確にすべきである。また、今後は各勘定科目の残高内訳と貸借対照表に不一致があった場合には、その都度原因を調査し、当該年度で正しく処理すべきである。

27. 公益財団法人石川県デザインセンター(意見 54)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-27	報告書	132	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	賞与引当金の計上の検討		
指摘・意見の背景					
公益財団法人石川県デザインセンター経理規程において引当金に関する具体的な規定はないが（第 8 条に勘定科目は公益法人会計基準に準拠する旨の規定がある。）、賞与引当金は、賞与支給対象期間と賞与の支給日が会計年度をまたぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期負担額を見積計上するものであり、賞与の支給がある法人の場合、計上が必要である。 しかし、公益財団法人石川県デザインセンターは、職員に賞与に相当する期末手当を支給しているが、賞与引当金を計上していない。なお、賞与引当金を計上する場合、賞与の支給時に社会保険料の負担も見込まれることから、賞与引当金計上額に係る社会保険料見積額も合わせて計上する必要がある。					
指摘・意見の内容					
賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。					
措置状況					
当センターの賞与（賞与に係る社会保険料含む）は、支給日の属する年度の県補助金で全額財源措置されている。会計年度独立の原則により、補助金には翌期の支出分が含まれていないため、県補助金等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和5年度の決算書を閲覧したところ、賞与引当金は計上されていなかった。この点センター担当者に質問したところ、措置状況と同じ回答であった。また、他団体の賞与引当金の計上に関する調査については、センター担当者が、令和5年9月に開催された県議会に提出されている複数法人の決算書より賞与引当金の計上状況を確認していたが、当該調査結果を受けて、センター内で賞与引当金を計上するか否かの議論はなされていなかった。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

① 賞与引当金(社会保険料見積額含む)の計上(意見 E-35)

賞与引当金(社会保険料見積額含む)を計上すべきである。

「公益財団法人石川県デザインセンター処務規程」第4章給与及び旅費の第23条及び第25条で一般職員及び会計年度任用職員の給与について定めており、各条文は県の「一般職の職員の給与に関する条例及び同条例の施行規則」や「石川県会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例の施行規則及び取扱規程」を準用している。これらの準用規程を閲覧したところ、「期末手当」という項目で、賞与の支給について計算方法や計算対象期間が明確となっていた。したがって、決算期末に6月支給予定の賞与支給見込額から当年度の期間に対応する金額を合理的に見積もることは可能であり、賞与引当金及び対応する社会保険料見積額を計上する必要がある。

なお、今回の現地往査において、賞与引当金について十分説明し、当年度末には賞与引当金(社会保険見積額含む)を計上予定であるとの回答を得た。

② 措置状況の記載内容が不適切(意見 E-36(総括意見 4))

措置状況に記載している会計年度独立の原則は公益法人に関する法律には存在せず、措置状況の記載として適切ではない。

センターは、県の補助金等で運営されている団体であることを理由に、県と同様に自治法第208条「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とする「会計年度独立の原則」に従って賞与引当金の計上は適さないものとしている。しかし、センターは運営財源が何であれ、公益法人であることから公益法人に関する法律(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)や会計基準に従うべきである。公益法人に関する法律や会計基準には、「会計年度独立の原則」の定めはなく、公益法人会計基準の運用指針12項(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領の中科目で賞与引当金が記載されていることから、賞与引当金の計上要件を満たしている場合は計上が必要と言える。以上より、措置状況の記載は不適切であると言わざるを得ない。

今後同様のことが生じないよう、監査対象団体担当者や担当課においては、監査時に包括外部監査人と十分な意見交換を行うべきである。また、措置内容を公表している行政経営課においては、担当課の記載内容に問題がないのか十分に検討した上で、公表すべきである。

③ 措置状況のステータス管理(意見 E-37(総括意見 1))

措置状況の内容に応じてステータス管理を行い、検討や対応が完了した段階で、検討結果や対応状況を公表し、「措置済み」とすべきである。

措置状況は「検討していきたい」と記載されており、検討が終了していないにもかかわらず、措置が完

了したことになっている。「検討していきたい」状況は措置の対応途中に過ぎず、検討した結果、監査意見に対しどのような対応をとったのかを措置状況として開示したのち、「措置済み」とすべきである。

また、検討資料として、類似団体の賞与引当金計上状況を確認している書類を閲覧したが、各団体が賞与引当金、退職給付引当金を計上しているか否かを確認しているのみで、類似団体がそもそも賞与を支給しているのか、賞与支給対象の職員が存在するのか、賞与の支給に関する規程がどのような定めとなっているか(賞与計算期間、賞与支給時期等)までは調べていなかった。単純に計上していない施設がどの程度あるのか把握するだけでは、賞与引当金を計上しない合理的な理由になり得ない。実際、当該、調査結果を用いてセンター内で賞与引当金を計上するか否かの検討はなされていないことから、今後、他団体を参考に何らかの判断を行うのであれば、合理的に説明が可能となるレベルまで詳細な調査を行うべきである。

28. 公益財団法人石川県デザインセンター(意見 55)

(1) 過年度監査結果及び措置状況

No.	4-28	報告書	133	部課名	商工労働部産業政策課
区分	意見	項目	随意契約の可否の検討		
指摘・意見の背景					
委託等の契約は原則として競争入札によることになるが、随意契約の締結が可能な場合の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。この場合は、「2. 各監査対象団体に関する事項(総括事項)」の「(8)随意契約」に記載したような判断が必要であるとされる。例えば『KOGEIマルシェ』開催事業に係る委託は 6,317 千円と多額であり、原則として競争入札による契約締結が必要な金額であるが、随意契約とされていた。随意契約理由を見ると、長年同イベントに携わってきたことが理由とされているが、資力に関して言及されていない。					
指摘・意見の内容					
委託の随意契約理由に不十分な点があることから、契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。					
措置状況					
随意契約を行う場合、準用する地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき、適正な対応に努めたい。					

(2) 実施した監査手続と措置状況に対する包括外部監査人の見解

令和 3 年度、4 年度、5 年度の 100 万円を超える契約の一覧より、1 者随意契約となっている契約で複数事業者が実施可能と推察される契約について随意契約理由書を閲覧し、かつ、担当者に業務内容や業務の特殊性について聞き取りを行った。令和 5 年度については 1 者随意契約の随意契約理由書の記載に不十分と言える点は見受けられなかった。なお、令和 4 年度監査時に指摘されている「『KOGEIマルシェ』開催事業」に係る委託契約は、令和 5 年度以降、契約がなくなっている。

(3) 今回の監査での指摘又は意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

第六. 最後に

今回の過年度包括外部監査の措置状況の監査を実施して、過去の包括外部監査人の「指摘」に関しては監査委員が定期監査の実施に併せてどのような措置対応を行うのかヒアリング等を実施していることから対応に問題のあるものは発見されなかったが、「意見」に関しては、ステータス管理を行っていないことや、措置状況公表前に記載内容が事実なのかを根拠資料等で確認・検証していないこと、公表時期を意識した記載となっていないことなどの課題が発見された。包括外部監査制度が意味のあるものとして継続されていくために、措置対応に関して体制の強化を求めたい。

また、監査対象となった部局・課及び団体については、指摘・意見の意図を正確に理解しなければ適切な措置対応は行えないため、正確に理解できていない可能性があれば、積極的に包括外部監査人と意見交換を行い、指摘・意見の意図を確認するとともに、措置対応としてどのような対応を求めているのか、計画している措置対応で問題がないのかというところまで意見交換できるようにするのが措置対応を行う上で有用と考えた。ぜひ、監査対象部局・課及び団体並びに今後の包括外部監査人に対応を願いたい。

その他、私が平成 30 年度及び令和元年度の監査補助者として包括外部監査に関与しており、自身が関与した包括外部監査の措置状況を確認できたことで気が付いたことであるが、今後の包括外部監査人には、何らかの問題を発見した場合、その問題だけではなく、根本的な問題や原因は何なのかという視点で更にもう一步踏み込んだ検討を行うよう心掛けて頂きたい。場合によっては監査実施計画書に記載した監査テーマや監査対象以外から問題点を発見することがあるかもしれないが、その際には「必要があると認めた場合、監査事務局等の窓口と協議して、監査範囲の拡大、監査対象部局の拡大、実施通知を追加で出すことなどを検討」するよう「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン」Q16で記載しているように、仮に監査最終段階の時期であったとしても、追加の対応を検討し、発見した問題点を意見する必要性について検討すべきと考えた。自身を含めて、今後の包括外部監査人に対応を願いたい。また、追加の対応を依頼した場合には、監査委員事務局や行政経営課、監査対象部局等に多大な負担をかける可能性があるが、包括外部監査の意義を高めるため、ぜひ協力して頂きたい。

今年度の監査は、令和 6 年能登半島地震の復旧・復興だけでなく、9 月の奥能登豪雨からの復旧・復興など、県職員が多忙を極める中、行われました。監査の実施にあたっては、県庁内の各部局・課への監査手続きを主に書面による質問で対応する方針で進めましたが、書面の回答では不明点が多く生じ、書面での質問のやりとりが複数回に及んだり、最終的には直接ヒアリングを実施させて頂くなど、多大な協力を頂きました。外郭団体や県有施設の関係者につきましては、対応頂ける範囲で、直接訪問して監査手続きを実施させて頂き、監査にご協力頂きました。ここに監査に関連した全ての皆様にお礼を申し上げます。ご協力頂きありがとうございました。

令和 7 年 3 月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部行政経営課 電話番号 076(225)1246

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可